

平成24年第2回

名寄市議会定例会会議録目次

第1号（5月31日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第2. 会期の決定（15日間）	4
1. 日程第3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 休憩宣告	13
1. 再開宣告	14
1. 日程第4. 議案第1号 名寄市事務分掌条例の一部改正について	
議案第2号 名寄市印鑑条例の一部改正について	
議案第3号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正につ	
いて	14
○提案理由説明（加藤市長）	14
○原案可決	14
1. 日程第5. 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について	14
○提案理由説明（加藤市長）	14
○市民福祉常任委員会付託	14
1. 日程第6. 議案第5号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について	
議案第6号 名寄市介護保険条例の一部改正について	14
○提案理由説明（加藤市長）	15
○原案可決	15
1. 日程第7. 議案第7号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○補足説明（扇谷総務部長）	15
○原案可決	16
1. 日程第8. 議案第8号 工事請負契約の締結について	
議案第9号 工事請負契約の締結について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16

○補足説明（長内建設水道部長）	16
○原案可決	18
1. 日程第9. 議案第10号 財産の取得について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第10. 議案第11号 指定管理者の指定について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	19
1. 日程第11. 議案第12号 専決処分した事件の承認を求めることについて	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○承認	19
1. 日程第12. 議案第13号 専決処分した事件の承認を求めることについて	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○承認	20
1. 日程第13. 議案第14号 専決処分した事件の承認を求めることについて	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○承認	21
1. 日程第14. 議案第15号 専決処分した事件の承認を求めることについて	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○承認	21
1. 日程第15. 議案第16号 専決処分した事件の承認を求めることについて	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○承認	22
1. 日程第16. 議案第17号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第1号）	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○補足説明（扇谷総務部長）	23
○原案可決	23
1. 日程第17. 議案第18号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	23
○提案理由説明（加藤市長）	24
○原案可決	24
1. 日程第18. 議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会 計補正予算（第1号）	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○原案可決	25
1. 日程第19. 議案第20号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	25
○提案理由説明（加藤市長）	25
○原案可決	25

1. 日程第20. 報告第1号	平成23年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について	25
○提案理由説明（加藤市長）		25
○報告済		26
1. 日程第21. 報告第2号	平成23年度名寄市病院事業会計予算繰越しの報告について	26
○提案理由説明（加藤市長）		26
○報告済		26
1. 休憩宣告		26
1. 再開宣告		26
1. 日程第22. 報告第3号	公害の現況に関する報告について	26
○提案理由説明（加藤市長）		26
○報告済		27
1. 日程第23. 報告第4号	名寄市土地開発公社の経営状況について	
報告第5号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	
報告第6号	株式会社ふうれんの経営状況について	
報告第7号	名寄市社会福祉事業団の経営状況について	27
○提案理由説明（加藤市長）		27
○報告済		29
1. 日程第24. 報告第8号	専決処分した事件の報告について	29
○提案理由説明（加藤市長）		29
○報告済		30
1. 日程第25. 諮問第1号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	30
○提案理由説明（加藤市長）		30
○適任と認める		30
1. 休会の決定		30
1. 散会宣告		30

第 2 号（6 月 1 2 日）

1. 議事日程	3 1
1. 本日の会議に付した事件	3 1
1. 出席議員	3 1
1. 欠席議員	3 1
1. 事務局出席職員	3 1
1. 説明員	3 1
1. 開議宣告	3 2
1. 加藤市長の発言	3 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 2
1. 日程第 2. 一般質問	3 2
○質問（佐藤 靖議員）	3 2
○質問（山田典幸議員）	4 4
1. 休憩宣告	5 4
1. 再開宣告	5 4
○質問（大石健二議員）	5 4
○質問（高橋伸典議員）	6 4
1. 散会宣告	7 4

第 3 号（6 月 1 3 日）

1. 議事日程	7 5
1. 本日の会議に付した事件	7 5
1. 出席議員	7 5
1. 欠席議員	7 5
1. 事務局出席職員	7 5
1. 説明員	7 5
1. 開議宣告	7 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	7 6
1. 日程第 2. 一般質問	7 6
○質問（東 千春議員）	7 6
○質問（佐々木 寿議員）	8 7
1. 休憩宣告	9 7
1. 再開宣告	9 7
○質問（奥村英俊議員）	9 7
1. 休憩宣告	1 0 6
1. 再開宣告	1 0 6
○質問（植松正一議員）	1 0 9
1. 休憩宣告	1 1 9
1. 再開宣告	1 1 9
○質問（竹中憲之議員）	1 1 9
1. 散会宣告	1 2 7

第 4 号（6 月 1 4 日）

1. 議事日程	1 2 9
1. 本日の会議に付した事件	1 2 9
1. 出席議員	1 2 9
1. 欠席議員	1 3 0
1. 事務局出席職員	1 3 0
1. 説明員	1 3 0
1. 開議宣告	1 3 1
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 3 1
1. 日程第 2. 一般質問	1 3 1
○質問（川村幸栄議員）	1 3 1
○質問（上松直美議員）	1 4 1
1. 休憩宣告	1 5 2
1. 再開宣告	1 5 2
1. 日程第 3. 議案第 2 1 号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について	1 5 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 5 3
○質疑（日根野正敏議員）	1 5 3
○原案可決	1 5 6
1. 日程第 4. 推薦第 1 号 名寄市農業委員会委員の推薦について	1 5 6
○推薦決定	1 5 6
1. 日程第 5. 意見書案第 1 号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書	
意見書案第 2 号 TPP 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書	
意見書案第 3 号 医療計画、2 次医療圏の基準見直しに関する意見書	
意見書案第 4 号 再生可能エネルギー導入促進に向けた環境整備を求める意見書	
意見書案第 5 号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書	
意見書案第 6 号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書	1 5 6
○原案可決	1 5 6
1. 日程第 6. 報告第 9 号 例月現金出納検査報告について	1 5 6
○報告済	1 5 6
1. 日程第 7. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	1 5 6
○決定	1 5 7
1. 日程第 8. 議員の派遣について	1 5 7

○決定	1 5 7
1. 日程第9. 委員の派遣について	1 5 7
○決定	1 5 7
1. 閉会宣告	1 5 7
1. 質問文書表	1 5 9
1. 議決結果表	1 6 3

平成24年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 平成24年5月31日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|---------------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第15 | 議案第16号 専決処分した事件の承認を求めることについて |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第16 | 議案第17号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第17 | 議案第18号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市事務分掌条例の一部改正について
議案第2号 名寄市印鑑条例の一部改正について
議案第3号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について | 日程第18 | 議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について | 日程第19 | 議案第20号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第5号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について
議案第6号 名寄市介護保険条例の一部改正について | 日程第20 | 報告第1号 平成23年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について |
| 日程第7 | 議案第7号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について | 日程第21 | 報告第2号 平成23年度名寄市病院事業会計予算繰越しの報告について |
| 日程第8 | 議案第8号 工事請負契約の締結について
議案第9号 工事請負契約の締結について | 日程第22 | 報告第3号 公害の現況に関する報告について |
| 日程第9 | 議案第10号 財産の取得について | 日程第23 | 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について
報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について |
| 日程第10 | 議案第11号 指定管理者の指定について | 報告第6号 株式会社ふうれんの経営状況について | |
| 日程第11 | 議案第12号 専決処分した事件の承認を求めることについて | 報告第7号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について | |
| 日程第12 | 議案第13号 専決処分した事件の承認を求めることについて | 日程第24 | 報告第8号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第13 | 議案第14号 専決処分した事件の承認を求めることについて | 日程第25 | 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第14 | 議案第15号 専決処分した事件の承認を求めることについて | | |

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名				
日程第2	会期の決定	日程第18	議案第19号	平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第3	行政報告	日程第19	議案第20号	平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	
日程第4	議案第1号 名寄市事務分掌条例の一部改正について	日程第20	報告第1号	平成23年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について	
	議案第2号 名寄市印鑑条例の一部改正について	日程第21	報告第2号	平成23年度名寄市病院事業会計予算繰越しの報告について	
	議案第3号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	日程第22	報告第3号	公害の現況に関する報告について	
日程第5	議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について	日程第23	報告第4号	名寄市土地開発公社の経営状況について	
日程第6	議案第5号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について		報告第5号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	
	議案第6号 名寄市介護保険条例の一部改正について		報告第6号	株式会社ふうれんの経営状況について	
日程第7	議案第7号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について		報告第7号	名寄市社会福祉事業団の経営状況について	
日程第8	議案第8号 工事請負契約の締結について	日程第24	報告第8号	専決処分した事件の報告について	
	議案第9号 工事請負契約の締結について	日程第25	諮問第1号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	
日程第9	議案第10号 財産の取得について				
日程第10	議案第11号 指定管理者の指定について				
日程第11	議案第12号 専決処分した事件の承認を求めることについて				
日程第12	議案第13号 専決処分した事件の承認を求めることについて				
日程第13	議案第14号 専決処分した事件の承認を求めることについて				
日程第14	議案第15号 専決処分した事件の承認を求めることについて				
日程第15	議案第16号 専決処分した事件の承認を求めることについて				
日程第16	議案第17号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第1号）				
日程第17	議案第18号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）				

1. 出席議員（20名）

議長	18番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	勝	議員
	1番	川	村	幸	栄 議員
	2番	奥	村	英	俊 議員
	3番	上	松	直	美 議員
	4番	大	石	健	二 議員
	5番	山	田	典	幸 議員
	6番	川	口	京	二 議員
	7番	植	松	正	一 議員
	8番	竹	中	憲	之 議員
	9番	佐	藤	靖	議員

10番	高橋	伸典	議員
11番	佐々木	寿	議員
12番	駒津	喜一	議員
13番	熊谷	吉正	議員
15番	日根野	正敏	議員
16番	谷内	司	議員
17番	山口	祐司	議員
19番	東	千春	議員
20番	宗片	浩子	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	葉子
書記	益塚	敏
書記	高久	晴三
書記	鷺見	良子

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	扇谷	茂幸	君
市民部長	土屋	幸三	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	高橋	光男	君
建設水道部長	長内	和明	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大学事務局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	湯浅	俊春	君
上下水道室長	石橋	正裕	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	手間本	剛	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成24年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 川 口 京 二 議員

13番 熊 谷 吉 正 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月14日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月14日までの15日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成24年第2回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成23年度の各会計決算の概要を申し上げます。

5月31日をもって出納閉鎖となる一般会計及び特別会計の決算については、今後、計数整理を行うことから、ここでは、概要について申し上げます。

一般会計については、繰り越しすべき財源を除

いて、概ね3億2千万円の黒字となる見込みです。

歳入では、東日本大震災に配慮し、特別交付税の交付割合が据え置かれたため予算額を上回ったことと、歳出では、各費目における歳出削減など不用額が主な要因と思われます。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定については、基金を4,529万4千円取り崩したことなどもあり、概ね4千万円の黒字となる見込みです。

介護保険特別会計の保険事業勘定については、介護給付費負担金などが概ね1億円超過交付されたものの、本年度の償還を見込み、財源調整的に介護給付費準備基金を1億2,226万1千円積み立てたことにより、概ね2千万円の黒字となる見込みです。

国保・介護の保険事業勘定を除く特別会計については、一般会計繰入金で調整しますので、収支同額となる見込みです。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における5月末現在の基金の残高は、54億2,261万円となりました。

当初予算の段階では、取崩しを3億9,783万9千円予定していましたが、決算剰余金を含めた積立と歳出の抑制などによる積戻し、減債基金、大学振興基金など将来を見据えた積立や、施設の老朽化などへの対応のため、公共施設整備基金への積立を実施したことにより、前年度と比べ7億7,903万円の増となりました。

このうち、財政調整に活用できる基金は概ね2億1千万円の増となる見込みです。

主な基金の残高は、財政調整基金9億4,071万円、減債基金8億9,442万円、公共施設整備基金6億4,231万円、地域福祉基金1億2,856万円、地方交通確保基金1億6,203万円、合併特例振興基金12億3,160万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備基金1億8,688万円、介護給付費準備基金2億7,496万円となっています。

これらの基金については、今後も有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、人権啓発活動について申し上げます。

本年実施する、法務省人権擁護局の人権啓発活動地方委託事業については、ラッピングバスの運行、講演会などを予定しています。学校や家庭など日常生活の中で人権意識が育まれるよう、事業の推進に努めてまいります。

次に、TVh名寄中継局について申し上げます。

平成元年の放送開始から、市民要望の高いTVh名寄中継局の開局については、TVhが本年4月6日付で国の「デジタル中継局整備支援事業」の内示を受けており、また、本市をはじめ同中継局のカバーエリアとなる土別市、美深町、下川町の地元4自治体協議も整いましたので、順調に推移すれば、年内に視聴可能となる予定です。

なお、これに必要な補正予算などについて、本定例会で御審議をお願いいたします。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワサレイクス市リンゼイとの交流では、6月に派遣する市民訪問団及び7月から9月に実施する交換学生2人が決定しました。また、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流でも、友好市民訪問団を派遣することが友好委員会総会で決定されました。

国内交流については、東京都杉並区では都市交流実行委員会、山形県鶴岡市藤島では友の会総会がそれぞれ開催され、人的交流や特産品販売のほか、交流人口の拡大を目指した事業展開などが決定されました。

また、「スクラム支援会議」に伴う南相馬市への支援事業の一環として、7月21日から29日までの日程で、40人の子どもたちの受け入れ事業を実施することとなりました。放射能ストレスの解消や、本市の子どもたちとの交流など、名寄の夏を楽しんでいただける内容を検討してまいります。

交流居住の推進については、民間団体と市が連携・協力して移住促進及び地域の振興にオール名寄で取り組むため、4月26日「名寄市移住促進協議会」を設立し、首都圏等プロモーション活動や、ホームページ上での空き家・空き住宅情報の提供のほか、お試し名寄移住体験事業などを実施してまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

本年度から、天塩川周辺地域が主体となり上川、留萌、宗谷の総合振興局などとも連携し、天塩川流域連携事業に取り組んでまいります。

天塩川周辺13市町村で「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」を設立し、天塩川の魅力を発信するセミナー、東京都杉並区をターゲットとした移住モニターツアー、フェイスブックの開設、イメージキャラクターの作成などに取り組み、「北海道遺産」である天塩川とその周辺地域に暮らす市町村の魅力を発信してまいります。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

本年4月に「新・名寄市行財政改革推進計画」の「後期基本計画」及び「後期実施計画」を策定しましたので、今後、総合計画と一体的に進めてまいります。

本年度は、5月9日に行財政改革推進実施本部を設置し、実施本部内に「組織機構検討部会」「事業等見直し検討部会」の2部会を設置して協議を進めてまいります。

組織のスリム化については、各職場から意見集約を行い、課・係の統廃合や事務事業の見直しなどを行います。また、使用料については、新基準を平成28年度までに策定するため各種調査などを行い、準備を進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

平成23年度の運営概要については、取扱い患者数が入院で10万636人、外来で21万6,326人となり、前年度と比較して、入院で5,496人の減少、外来で2万3,082人の減少となりました。

収支については、病院事業収益で70億9,650万6千円、病院事業費用で73億8,823万円となり、差引き2億9,172万4千円の単年度純損失を計上しての決算となりました。

収益の主な内訳では、入院収益が前年度と比較して4,871万1千円の減収となり、外来収益も6,083万1千円の減収となりました。

一方、費用の主な内訳では、給与費が前年度と比較して、臨時職員を含めた常勤換算で40人の増員となったことから1億6,161万円の増加となり、材料費では薬品の節減により、2,452万7千円の減少となりました。

本年度の診療体制については、診療科21科に医師51人と研修医7人の合計58人を配置、他に60人の医療技術スタッフと270人の看護スタッフにより地域住民の健康増進に努めてまいります。

地方においては、拠点病院への医師の集約化・重点化が図られていますが、当院では、休診していた消化器内科に常勤医3人が派遣され、循環器内科、麻酔科には常勤医各1人が増員されました。

地域医療再生計画については、精神科病棟改築事業で基本設計の確定作業を進め、診療情報ネットワーク整備事業では、関連病院との調整に取り組んでいます。

病院運営を取り巻く環境は、年々厳しさを増していますが、今後も、診療体制の充実に努めるとともに、収益の確保と費用の抑制を図り、病院事業の健全経営に努力してまいります。

次に、風連国保診療所について申し上げます。

平成23年度の外来患者数は延べ1万3,943人で、前年度と比較して5.6パーセント、741人の増となりました。

また、市内の特別養護老人ホーム2カ所、高齢者施設、在宅患者への往診、看取りなどの診療業務においても増加が見込まれることから、7月1日付けで医師1名を招聘し、名寄市立総合病院をはじめとした地域の医療機関と連携を密にし、市

民が安心して暮らせる医療体制の充実を目指してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、中学校修了前の子どもを養育している方に支給されてきた「子ども手当」は、4月から「児童手当」に名称が変わりました。

支給額については「子ども手当」と同額ですが、平成24年6月分から所得制限が導入され、限度額以上の場合、児童手当は支給されませんが、特例的な給付として、児童1人につき月額5千円が支給されることとなりました。

今後も、制度の周知を図るとともに適切な給付に努めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障害者自立支援法などの一部改正に伴い、本年度から3カ年の間にサービスを利用する全障がい者について個々のサービス等利用計画を作成することとなりました。

このことから本市では、市内2事業所を指定特定相談支援事業者指定して事業委託し、近隣市町村と歩調を合わせ、本年10月までに本計画の作成に着手できるよう準備を進めてまいります。

本年度については施設入所者など約100人を予定し、関係者への周知を図ってまいります。

次に、東日本大震災により発生したがれきの受入れについて申し上げます。

私は昨年、岩手県、宮城県、福島県の被災地を見て回りましたが、膨大ながれきの山に啞然とせざるを得ませんでした。また、国からの災害廃棄物の受入れ検討状況調査に対し、「本市としても可能な支援を」との思いから、受入れの可能量が埋立ての不燃ごみで最大2千トンとして回答してきたところでございます。

ただし、本市としては、「放射性物質に汚染されたものは受け入れない。運搬する通過圏及び近隣市町村とも十分検討する。農畜産物等の風評被

害の有無を含め慎重に対応する。」としてきました。

この間、自治体の一部には受け入れを表明するところも出ていますが、災害がれきの放射能濃度に対する安全基準やその処理・管理体制等の是非については、有識者の中でも意見が分かれており、多くの住民から安全性の確証や広域処理に対する批判があり、風評被害が与える影響等に対しても不安を抱いているのが現状であります。

本市といたしましては、引き続き国や道の広域処理に対する対応を注視していくものの、現段階では、受入れに対しての市民や近隣市町村の理解を得ることは難しいと判断しています。

次に、消防事業について申し上げます。

平成23年中の火災件数については、8件で前年比6件の減となっていますが、残念ながら2人の焼死者と2人の負傷者が出ています。

火災種別では、建物火災7件、車両火災1件となっています。

救急出動件数は1,155件で、前年比133件の増と、過去最高の出動件数となり、事故種別では、急病745件、一般負傷148件、交通事故50件、転院搬送140件、その他72件となっています。

救急体制については、更新を進めていた高規格救急車の配備により、2月から3台体制の運用となりましたので、今後とも高度で効果的な救命活動を進めてまいります。

予防行政については、住宅火災における逃げ遅れなどの犠牲者を防ぐために、住宅用火災警報器の設置に重点を置き、地域による住宅用火災警報器の共同購入や設置済シールの配布などをはじめとして、各種イベントへの積極的な参加など、引き続き住宅火災による死傷者を低減するよう住宅防火対策を推進してまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、新北斗団地では、2棟8戸の住戸全面改善工事を6月に

着手し、10月の完成を予定しています。北斗団地は、昨年9月に着手した鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の5月末進捗率は約30パーセントとなっています。また、平成25年度工事分の実施設計を7月に着手し、平成25年1月の完了を予定しています。

改善事業における、瑞生団地の水洗化及び生活雑排水整備工事並びに、ノースタウンなよろ団地の施設改修に伴う実施設計については7月に着手し、10月完了を予定しています。また、名寄市住宅マスタープランの見直し作業については6月に着手し、平成25年2月の完了を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金による公園事業については、都市公園の長寿命化修繕計画による浅江島公園施設整備工事を発注し、危険な石垣を改修します。また、なよろ市立天文台周辺駐車場舗装工事については、6月に発注を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための配水管網整備工事及び老朽管更新工事は、風連地区東3号をはじめ、名寄地区北7丁目通りほか2路線について、早期発注を実施いたします。

計量法に基づく水道量水器取替工事については、名寄地区対象量水器2,235台を4工区に分けて発注しました。

また、有収水量向上に向けた漏水調査業務や清浄な水道水の供給を図るため、配水管洗浄作業に着手しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改修工事では、名寄下水終末処理場における送風機設備ほかの更新工事、風連浄水管理センターCRT監視制御装置の更新工事の発注及び雨水管渠新設工事として豊栄川3号幹線の発注を予定しています。

また、個別排水処理施設整備事業では、名寄地区4基、風連地区4基の合併浄化槽設置工事の発

注を終えています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金による道路事業は、継続事業で19線道路改良舗装工事ほか市街地生活道路路線を6月発注に向けて準備を進めてまいります。

また、アスファルト乳剤散布による防塵処理工事は、6月上旬の発注を予定しています。

次に、総合交通体系について申し上げます。

高齢化社会に対応し、交通弱者の足確保と、（仮称）複合交通センターを拠点としたまち中の賑わいづくりを目的として、市内を循環する東西線・市内循環線の2路線を再編し、7月からの「なよろコミュニティバス」実証試験運行に向けて現在準備を進めているところです。

路線ごとに色分けしたバス車両や停留所などを整備し、多くの市民の皆様へ御利用いただけるよう、利用促進に向けて周知を図ってまいります。

次に、除排雪について申し上げます。

この冬の降雪状況については、3月末での降雪量が725センチメートルで、過去5カ年の平均降雪量とほぼ同じでしたが、最大積雪深は117センチメートルで22センチメートル多くなっています。

また、真冬が続いたことのほか12月の大雪及び2月の吹雪を伴った降雪によりやや除雪出动回数が増えています。

排雪作業では、名寄地区の市街地生活路線9.2キロメートルにおいてカット排雪を1回実施し、積込運搬排雪は幹線道路及び通学路3.4キロメートルにおいて1から3回、さらに交差点排雪を複数回行い、交差点の見通しや車両の交差を確保してきました。また、風連地区では、市街地路線1.7キロメートルにおいて2回の排雪作業を実施しています。

排雪ダンプ助成事業は、集中した降雪の影響により利用件数は1,905件、ダンプ台数は5,326台で、前年度比約360パーセントとなりました。

た。

次に、風連地区における利雪・克雪事業について申し上げます。

昭和63年度から「名寄市風連町市街地区利雪・克雪対策協議会」では、商店街の活性化とまちづくりを目的に国道及び道道の歩道除排雪を実施しており、事業の在り方について「名寄市風連地区地域振興審議会」に諮問し、3月29日に答申を受けたことから、答申を踏まえた協議を進め、適正な事業の推進を図ってまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、4月2日から4日にかけての降雪による農業被害についてですが、被害内容は、育苗ハウスの倒壊が5戸11棟で、被害額330万円となっており、被害を受けられた生産者の皆様へお見舞い申し上げます。

5月15日現在の農作業及び農作物の状況ですが、本年の融雪期は、平年に比べ10日遅い4月24日となりました。

各作物の生育状況ですが、水稻については、移植はじめが平年よりやや遅れて推移しており、畑作物は、播種は順調に進んだものの馬鈴しょ、てん菜の移植については、5日程度遅れています。秋まき小麦については、雪腐れ病の発生が少なく越冬状況は良好となったものの、露地アスパラガスについては、生育が例年よりやや遅れています。

今後も、関係機関などと連携し、適期栽培管理の徹底を図ってまいります。

次に、米政策について申し上げます。

本格実施2年目となる「戸別所得補償制度」の交付金総額は、19億6千万円を見込み、地域水田農業の発展に向け、担い手の育成、各作物の生産振興など、効果的に活用されるよう、農業関係団体・生産者と連携して推進してまいります。

また、平成24年産米については、主食米生産数量で、うるち米1,553トン、もち米で1万2,109トンの配分があり、作付面積では、うるち米310ヘクタール、もち米2,384ヘクタール、

加工用米ではうるち米50ヘクタール、もち米661ヘクタールとなっており、水稻作付面積全体では、3,405ヘクタールの見込みとなっています。

次に、有害鳥獣農作物被害防止対策について申し上げます。

エゾシカによる平成23年度の農作物の被害総額は、約3,300万円となっています。本年は4月18日から駆除を開始し、冷凍コンテナに仮置きしていましたが、5月22日から焼却施設により焼却処分を実施しています。また、アライグマ対策としては、新たに箱わなを導入してまいります。

今後も、関係団体と十分連携し、被害防止に努めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

公共牧場については、名寄市営牧野と母子里地区共同牧場を、指定管理者の「JA道北なよろ」に委託し管理運営を行っており、本年度も受精対象牛を中心に、受け入れを行ってまいります。

今後も、関係諸団体と連携を図り、畜産振興に努めてまいります。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

本年度、「基幹水利施設ストックマネジメント事業」弥生地区が完了する予定です。

また、「経営体育成基盤整備事業」名寄東地区及び「ため池等整備事業」クラヌマ排水地区については、平成23年度の国の第4次補正による繰越事業を本年度施工します。

今後も、事業推進により農業基盤の強化を図ってまいります。

次に、林業事業について申し上げます。

本年度、「森林整備加速化・林業再生事業」による林業専用道規格相当弥生D線開設工事が決定し、林道を補完する路線として施工します。

また、平成23年度の森林法改正により、森林所有者等は従来の森林施業計画に代わり、新たに

森林経営計画の作成が求められることとなりましたので、各関係機関と連携し、円滑な認定事務を進めてまいります。

なお、森林施業の推進については、北海道が実施する「未来につなぐ森づくり事業」などにより森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保の推進に努めてまいります。

次に、商工業について申し上げます。

名寄地方における景気動向調査において、先行きの不透明感や不安感から、業績が悪化すると予想する企業が増えています。

このような状況の中、本市においては、中小企業者などの自主的な努力を基調として、安定した企業経営のために必要な助成などを行っています。

また、融資制度における本年度からの貸付期間見直しや、利率の引き下げ、また、都市再生整備計画に係る商店街環境整備促進事業の補助率の引き上げなど、企業や商店街の環境づくりに対する負担軽減を図ってまいります。

物産振興協会が取り組む畑自慢倶楽部では、名寄ブランド特産品のPRを目的として、6月に友好交流都市「東京都杉並区」において、「東京なよろ会」の皆様の御協力をいただきアスパラ販売などを実施してまいります。

丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社の平成23年度実績については、取扱量333万9,380トンで、前年度比86.6パーセント、取扱高は9億1,356万円で、前年度比84.9パーセントとなっており、引き続き厳しい状況にあります。

今後も、販路の拡充など内部努力を求めるとともに、市場使用料の2年間減免措置による支援の実施及び経営健全化に向けた市場のあり方について検討を進めてまいります。

次に、（仮称）複合交通センター関係について申し上げます。

（仮称）複合交通センター整備事業については、平成25年4月の供用開始に向けて工事が進められており、進捗率は4月末現在で20パーセント

となっています。現在、開設後におけるイベントスペースなどの利活用促進や中心市街地の賑わい創出のために商工会議所や入居予定の団体、関係企業、商店街振興組合などと協議を進めており、今後は、市民会館を利用している文化団体、交通機関などとも協議を進めてまいります。

また、年次計画で進める商店街ファサード整備事業については、消費者や市民などが来訪する中心市街地の賑わい創出のため、商工会議所や商店街振興組合と、事業着手に向けた具体的な協議を進めてまいります。

さらに、一体的に進めている民間商業施設の整備については、8月上旬のオープンに向けて、4月6日に着工となりました。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄公共職業安定所管内における3月末現在の高卒者新規就職状況については、就職希望者124人のうち内定者は122人となり、就職内定率は98.4パーセントで、前年度比0.8ポイントの上昇となりました。

また、本年度も国の緊急雇用促進事業が実施されますので、ハローワークと連携した制度の有効活用と雇用促進に努めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

平成23年度のピヤシリスキー場リフト輸送人員は、45万6,354人で、前年度比106.9パーセントとなりました。予定どおりの12月10日オープン、同月30日には全リフトが営業可能となるなど、降雪に恵まれたことが利用者増の大きな要因となりました。

なよろ温泉の利用については、総利用者数9万2,900人で、前年度比100.4パーセントとなりました。上半期は、震災などの影響で旅行などを自粛するムードが顕著に見られましたが、スキー場オープン後は全国的な大会や合宿の増加で上半期の落ち込みを取り戻す結果となりました。

ふうれん望湖台自然公園については、施設利用人数1万6,326人で、前年度比115.3パーセ

ントとなり、入浴客では増加したものの宿泊客は減少となりました。本年3月末で、ふうれん望湖台センターハウスは閉鎖となりましたが、今後も名寄振興公社と連携して、キャンプ場などの公園施設の利用者確保に向け、取組を進めてまいります。

次に、道の駅事業について申し上げます。

オープン4年目を迎えた道の駅については、平成23年度の利用者数は延べ40万1,407人で、前年度比94.4パーセントとなり、高速道路の無料化が昨年6月に終了となったことや震災による影響などが要因と考えています。また、「北海道じゃらん」4月号で発表された「行ってよかった道の駅ランキング」では、114施設中第1位に輝き、依然高い評価を受けています。

今後も、さらに利用者の皆様に満足いただけるサービスの提供を心がけ、広く情報発信してまいります。

次に、観光振興計画について申し上げます。

本年度スタートした名寄市観光振興計画を具現化するため、市内関係機関全体が連携して、オール名寄での観光・交流事業を実施・検討する組織として「名寄市観光交流振興協議会」を5月1日に設立しました。

今後、この協議会が主体となり、名寄市観光振興計画を推進してまいります。

次に、観光マスコットキャラクターの選考について申し上げます。

観光振興計画ではメインイメージを「星ともち米」と定めており、キャラクターの募集を行ったところ、応募作品数512点、応募総数351人で、うち市外からの応募者290人で約8割以上となっています。また、年代についても、子どもから80代のお年寄りまで幅広い世代から応募をいただいたところです。

キャラクターについては、すでに名寄市観光交流振興協議会で選考を終えており、専門機関の重複審査などを経て、市民の皆様にお披露目させて

いただくとともに、メインイメージを周知するためのアイテムとして、市内のイベントはもとより、町内会におけるコミュニティ活動など、子どもからお年寄りまで市民に愛着を持ってもらえるよう、活用してまいります。

次に、「ひまわりのまちプロジェクト」について申し上げます。

名寄を訪れる来客者をひまわりでお迎えする「どこに行っても“ひまわり”があるまち」を目標に、本年度もひまわりの種を市民に無料配布しました。

また、JR名寄駅から名寄市大通南1丁目までの大通中央分離帯、さらには名寄市大通南1丁目から西4条南1丁目までの国道239号道路わき植樹帯をひまわりで埋めつくす「ひまわりロード」を目指し、市民から応募いただいた「ひまわりボランティア」の皆様方の御協力をいただき、先般、播種作業を行いました。

次に、広域観光の推進について申し上げます。

上川北部9市町村の観光協会、商工会、商工会議所及び市町村からなる道北観光連盟の総会が4月19日、音威子府村で開催されました。本年度の事業として、新たに外国語対応パンフレットの作成、シーニックバイウェイへのルート提案など道北地域の物産や観光のPR、イベント紹介などにおける広域連携を通じ観光振興に取り組んでまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

4月5日に市内全小中学校の入学式が挙行され、小学校では228人、中学校では200人の児童生徒が入学しました。この4月から、中学校では新学習指導要領が全面実施となり、これに基づく教育課程が実施されています。

本年度に入り、教育の今日的な課題に適切に対応していくために、名寄市教育研究所内に「教育改善プロジェクト委員会」を新設しました。今後、知、徳、体の調和の取れた児童生徒の育成を目指し、総合的な教育研究などを進めてまいります。

また、新たに北海道教育委員会が試行実施する「学校力向上に関する総合実践事業」の実践指定校に名寄小学校、近隣校に名寄南小学校、名寄西小学校、風連中央小学校が選ばれました。今後、実践指定校では、包括的な学校改善に取り組むとともに、初任者研修を自校で実施したり、放課後の研修に近隣校の教員を受け入れたりするなど、将来のスクールリーダーの育成が行われます。

教育改善プロジェクト委員会では、この総合実践事業と市内の小中学校が一体となって進める学力向上の取組とを連動させながら教育研究を進めてまいります。

名寄市立風連日進小中学校は、少子化による児童生徒の減少のため、105年の歴史に幕を降ろすことになりました。地域から学校がなくなることは非常に悲しいことですが、地域住民の皆様の御理解により、本年度をもって閉校します。

名寄市街地区における小学校の適正配置については、3月に名寄市パブリック・コメント条例に基づき市民意見を募集し、4月からは関係する小学校や通学区域の見直し対象となる町内会に対し、随時、説明会を開催しているところです。

今後は、新校舎の建設に必要な耐力度調査を実施するとともに、（仮称）「新校舎建設準備委員会」において基本構想を策定し、基本設計に反映していくための検討を進めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校給食センターでは、安全安心な学校給食を提供するため地場産品を積極的に取り入れており、春先においては地元の越冬野菜を使用するなど、地産地消の一層の推進に努めてまいります。

また、本年度においても、学校栄養教諭による指導計画のもと、給食を通して、子どもたちへの食に関する指導の充実に取り組んでまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

高齢者を対象として33年目を迎える名寄ピヤシリ大学は、男性5人、女性8人の新入生13人と9人の大学院生を、また、41年目を迎える風

連瑞生大学では、男性2人、女性3人の新入生5人と12人の大学院生を迎え、それぞれ4月24日、27日に入学式を行いました。

新入生をはじめ在学生の皆様は、生涯学習社会を見据えた今後の学習活動へ意欲を燃やしているところです。

また、本年度の市民講座「なよろ入門」は、「地域の良さや課題を発見し、共通認識を持つ」をテーマとして、学習の場を提供してまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

市立図書館では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定した「名寄市子どもの読書活動推進計画」が平成23年度までのため、第2次推進計画を策定し、各関係団体や施設などに配布しました。

また、「子ども読書週間」の事業として、4月28日に「子ども図書館まつり」を実施し、多くの子どもや保護者に参加いただきました。

今後も、全ての世代が、本に親しみやすい環境の提供に努めるとともに、家庭や地域における読書の推進に力を注いでまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

ゴールデンウィーク期間中は休館日を設けず、午前11時から開館するとともに、プラネタリウムでは、通常3回の上映を5回に増やすなど、市内をはじめ道内外からより多くの方々に御来場いただけるよう努めてきました。

また、本年度は大きな天文現象が続き、5月21日の金環日食では、市内小中学校に観察用フィルムなどを配布したほか、こども未来課による多世代間交流事業「金環日食鑑賞ツアー」のため臨時開館し、約300人の市民が訪れました。

さらに、5月8日からはこれまで閉館日としていた火曜日を開館日としましたが、今後も、たくさんの方々に来ていただけるよう、一層の充実を図ってまいります。

次に、（仮称）市民ホール整備事業について申し上げます。

現在進めている基本設計において、市民、利用団体、懇話会そして市議会議員の皆様の意見・議論を踏まえて、施設の核となるホール部分の座席数や客席形状について、判断させていただきました。

今後、既存施設の改修を含め、本年度中に基本設計及び実施設計を行い、平成25年5月の本体工事着工を予定しています。

次に、北国博物館について申し上げます。

平成23年度の入館者数は、前年度を702人上回る1万2,916人となりました。本年度は、「名寄の自然と風景」と「歴史を学ぶ」をテーマに地域理解を深める展示会を開催してまいります。

ゴールデンウィークは館内を開放し、9日間で延べ1,385人の入館者がありました。期間中、名寄市立大学や名寄高校の学生ボランティアの応援を受けて、木製遊具やリサイクル遊具、木の工作を行いました。また、5月からの「小さな自然観察クラブ」は、28人のクラブ員で始まりました。

準鉄道記念物に指定された、全国で唯一現存するSL排雪列車キマロキはシートを撤去し、半年ぶりにその雄姿を現しました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育学級は、父母が自主的・自発的に学習する機会のある場として、本年度も引き続き幼稚園を主体に3学級開設し進めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

憲法記念ロードレースは、本年60回を迎えた記念大会として、オリンピック女子マラソンメダリストの有森裕子氏をゲストランナーとして招聘し、5月6日になよろ健康の森陸上競技場を発着として開催しました。

本年は、市民有志の記念事業実行委員会の御協力をいただき、前年度比223.2パーセントとなる616人のエントリーがありました。道内はもとより遠くは東京や広島県からも参加をいただき、参加者はゴールを目指し、健脚を競いました。ま

た、今回から新たに設けました親子ペアの部には35組の参加をいただきました。

次に、児童館・児童クラブについて申し上げます。

名寄市児童センター・南児童クラブ・風連児童クラブでは、「児童用図書」や「一輪車」の整備を行い、これらを活用した行事などきめ細かな取組を企画してまいります。

なお、南児童クラブは77人、風連児童クラブは34人の児童登録がありました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

多様化している諸問題への取組のためには、学校との連携が重要であり、ハートダイヤル専門相談員、教育推進アドバイザーによる小中学校訪問では、情報交換を行うとともにハートダイヤルなど、児童生徒、保護者に対する周知などの御協力をいただいているところです。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年センターでは、各町内会からの指導員による御協力のもと、日常の巡視活動を行っています。本年度は指導員の改選期を迎え、推薦された66人を委嘱し、今後も、地域の中で青少年の見守りを行ってまいります。

放課後子ども教室については、4月25日に指導者打合せ会及び保護者説明会を実施し、5月から市内3会場において、小中学生合わせて25人が学んでいます。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

平成23年度の卒業式を3月14日に挙行し、保健福祉学部栄養学科37人、看護学科53人、社会福祉学科55人、計145人と短期大学部児童学科56人、合わせて201人が卒業しました。

卒業生の就職状況については、就職氷河期といわれる厳しい環境の下での就職活動となりましたが、5月1日現在の就職率は、保健福祉学部の栄養学科では91.2パーセント、看護学科では96.2パーセント、社会福祉学科では85.2パーセン

ト、保健福祉学部全体では90.8パーセントとなり、短期大学部児童学科では100パーセントと両大学ともに高い就職率となりました。

また、国家試験の結果については、管理栄養士では32人が合格し、合格率は86.5パーセントと昨年を4.4ポイント上回りましたが、新卒の全国平均91.6パーセントを下回りました。看護師では51人が合格し、合格率は96.2パーセントで全国平均97.3パーセントを下回りました。保健師では50人が合格し、合格率は94.3パーセントで全国平均89.7パーセントを上回りました。社会福祉士では23人が合格し、合格率は42.6パーセントで全国平均38.5パーセントを上回りました。

大学評価については、平成23年度、認証評価機関の財団法人大学基準協会による書面審査及び実地調査を受け、本年3月に大学基準に適合しているものと認定されました。評価結果として7項目の努力課題が指摘されており、平成27年7月末までに改善状況を報告することとなります。なお、評価結果は大学基準協会が文部科学大臣に報告するとともに名寄市立大学のホームページで公表しています。

平成24年度入学式については、4月5日に挙行し、保健福祉学部140人、短期大学部53人、合わせて193人の新入学生を迎えました。

今後も、複雑多様化する保健・医療・福祉の現場から求められる豊かな人間性と専門性を備えた職業人を育成し、社会に送り出せるよう努めてまいります。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第1号 名寄市事務分掌条例の一部改正について、議案第2号 名寄市印鑑条例の一部改正について、議案第3号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市事務分掌条例の一部改正について、議案第2号 名寄市印鑑条例の一部改正について及び議案第3号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本年7月9日付で改正住民基本台帳法及び改正入管法等が施行されることに伴い、外国人登録法が廃止をされます。本件は、外国人登録法の廃止に伴い、文言の削除や変更、条文の追加等が必要となる3本の条例について所要の改正を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第1号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されま

した。

お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、風連地区において合併前の風連町除雪サービス事業実施要領に基づき実施をしている除雪に係る助成事業を名寄地区で行っている除雪サービス等助成事業に統一しようとするもので、4年間の経過措置を設けて段階的に実施をしていくため、本条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第4号は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第5号

名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について、議案第6号 名寄市介護保険条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号、名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について及び議案第6号 名寄市介護保険条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正をされたことに伴い、本市においても関係条項の整理を行うため、当該2本の条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第5号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第7号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、過疎地域の自立促進を図るための計画である当該計画につきまして、国の財政支援策の有効活用を図るため、計画の変更を行おうとするものであり、北海道との協議が調いでしたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めらるものであります。

なお、変更の概要につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について補足説明をいたします。

今回の変更は、TVh名寄中継局の開設事業及び北海道総合行政情報ネットワーク更新整備負担金に過疎債の活用を図るため、本計画に過疎地域の自立に必要な事業として新たに2事業を追加するものであります。

資料をごらんください。この資料は、過疎計画掲載事業のうち今回の変更に係る事業について抜粋して記載したものです。

今回の変更内容についてであります。過疎計画区分の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のうち、事業名、（5）、電気通信施設等情報化のための施設にテレビ放送中継施設及び防災行政用無線施設を追加し、事業内容にTV

h 受信局開設事業及び北海道総合行政情報ネットワーク更新整備負担金を追加するものです。

これによりまして変更後の総事業費は、前回変更後の額に2,641万円を追加しまして、351億9,839万9,000円となります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第8号 工事請負契約の締結について、議案第9号 工事請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号及び議案第9号 工事請負契約の締結について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、食肉センター施設改修工事における建築主体工事及びと場設備工事の工事請負契約を締結しようとするものでありまして、まず議案第8号の建築主体工事につきましては、本年5月15日、2社による指名競争入札を執行した結果、大野組・大野土建・中館建設特定建設工事共同企業

体が2億5,490万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税1,274万5,000円を加え、2億6,764万5,000円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第9号のと場設備工事につきましては、同じく本年5月15日に3社による指名競争入札を執行した結果、東西産業貿易株式会社が2億300万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税1,015万円を加え、2億1,315万円で契約を締結しようとするものであります。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては建設水道部長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 市長提案の補足説明を申し上げます。

食肉センターは、昭和41年3月に現在地において北海道から設置許可を受けまして、公設のと畜場として開設され、道北における食肉流通の基幹的施設として安全、安心な食肉を消費者に提供してきたところであります。また、平成3年にはニチロ畜産株式会社が食肉センター施設に併設する形で加工場を建設しました。平成23年度に既存食肉センター敷地に隣接して農林水産物処理加工施設が完成し、また指定管理者であるニチロ畜産株式会社とは今後の展望や要望事項などを含めて十分な協議を行いながら、実施設計に反映させてきたところでございます。

本日議決をお願いいたします食肉センター施設改修工事のうち、建築主体工事及びと場設備工事の事業概要について御説明をさせていただきます。最初に、建築主体工事でございますが、本工事の事業概要は鉄骨造、一部コンクリートブロック造

平家建てで、延べ面積1,552.51平方メートルの増改修工事でございます。全体予算額は7億5,000万円を計上しており、そのうち今回は建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、と場設備工事、浄化槽設備工事の5つの工事に分けて発注をいたしました。このうち本日議決をお願いいたしますのは、まず建築主体工事でございます。初めに、入札におきましては指名入札で行いました。指名入札等審議委員会は、市内限定による入札参加共同企業体を3月22日に公募の公示を行い、市内共同企業体2社が応募し、応募のあった2社に対し4月19日に指名通知をいたしまして、縦覧期間を4月20日から5月14日までとし、5月15日に入札を執行いたしました。結果、第1回入札により、大野組・大野土建・中館建設特定建設工事共同企業体が消費税込み2億6,764万5,000円で落札いたしました。落札率は95.93%でございます。

なお、工事期間は議決の翌日から来年5月31日までを予定しております。

次に、説明資料の建築主体工事について御説明いたします。図面1ページをお開きください。全体配置図で、既存施設を中心にグレーで塗りつぶした部分を増改修工事を行うものでございます。

2ページをお開きください。平面図で、図面上部が旧と畜場で係留所に改修するものであり、図面下部が旧加工場をと畜場に改修するものでございます。

図面3ページをお開きください。係留所の立面図、断面図で、立面図については東西南北の姿図となっており、屋根を中心にトタンの張りかえを実施するものでございます。

図面4ページをお開きください。と畜場の立面図、断面図で、立面図については東西南北の姿図となっており、屋根を中心にトタンの張りかえを行うものでございます。

図面5ページをお開きください。渡り廊下の平面図、立面図、断面図で、構造は鉄骨造、面積は

114.94平方メートル、外壁材は断熱パネルを使用し、屋根形状は落雪などを考慮した無落雪の屋根であり、昨年建設いたしました工場と接続するための増築工事を行うものでございます。

次に議決をお願いいたしますのは、と場設備工事でございます。初めに、入札におきましては指名競争入札で行いました。入札等審議委員会は、4月19日に3社に対し指名通知をいたしまして、縦覧期間を4月20日から5月14日までとし、5月15日に入札を執行いたしました。結果、第1回入札により、東西産業貿易株式会社が消費税込み2億1,315万円で落札をいたしました。落札率は94.77%でございます。

なお、工事期間は、議決の翌日から来年5月31日までを予定しております。

次に、お手元の説明資料のと場設備工事について御説明いたします。なお、設備機器類が多数ありますので、代表的な設備についての説明とさせていただきます。図面1ページをお開きください。既存施設の設備配置図で、図面上部が主に係留さく設備及び枝肉保冷库となっており、図面下部が主に牛の解体作業に必要な設備となっております。

図面2ページをお開きください。係留さく設備の詳細図で、肉牛の係留さくを12区画新設するものでございます。

図面3ページをお開きください。皮はぎ機詳細図で、肉牛を逆さにつるし、図面左のドラムのような機械が上から下に移動し、皮をはぎ取る機械でございます。

図面4ページをお開きください。牛の小腸切開機詳細図で、小腸の脂肪除去と切開を同時に行い、腸管内部を洗浄する機械でございます。

図面5ページをお開きください。センマイ洗浄機詳細図で、センマイを洗浄するための機械でございます。

図面6ページをお開きください。ミノ洗浄機詳細図です。ミノを洗浄するための機械でございます。

図面7ページをお開きください。腹ふんエアシューター詳細図で、ミノにたまったふんを処理するための機械でございます。

図面8ページをお開きください。血液処理設備詳細図で、肉牛の血液をポイルし、水分を抜き取り、凝固するための機械でございます。

以上、追加説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第8号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第8号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成26年度中の解散を目指している名寄市土地開発公社の保有地を7,924万5,761円で取得しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第11号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市畜産物処理加工施設の指定管理者につきまして、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第12号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成23年度名寄市一般会計補正予算の専決処分でありまして、歳入歳出それぞれに2億9,664万円を追加し、予算総額を202億9,354万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費の備荒資金組合超過納付金9,000万円の追加は、災害時対策や公債費の償還等に備えるため追加納付しようとするものであります。同じく減債基金積立金3,979万1,000円の追加は、将来における公債費の償還に備えるため、減債基金に積み立てるものであります。同じく公共施設

整備基金積立金2億5,001万6,000円の追加は、市民ホール整備事業及び老朽化が進む施設等の改修に備えるため、公共施設整備基金に積み立てるものであります。

8款土木費の市道除雪・排雪対策事業費922万7,000円の追加は、平成23年度の降雪により増加した除排雪事業に係る委託料及び排雪ダンブ助成事業補助金などを増額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。11款地方交付税の3億5,973万9,000円の増加は、3月に交付決定された特別交付税が増額となったものによるものであります。

18款寄附金の一般寄附金200万円、教育費寄附金1万円、合計で201万円の追加は、市民の皆さんからいただいた3件の寄附金であります。

19款繰入金の財政調整基金繰入金の7,330万2,000円の減額は、特別交付税の増加などにより財政調整基金への繰り入れを取りやめるものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、都市交流等事業ほか10事業を変更するものであります。

次に、第5表、繰越明許費補正につきましては、年度内に完了しない（仮称）複合交通センター整備事業を繰り越しし、また経営体育成基盤整備事業について事業名を変更しようとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第13号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ3,936万5,000円を減額し、予算総額を33億3,624万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款総務費では申告支援システムの導入委託料206万9,000円を追加し、給付費等の額が確定したことにより2款保険給付費では4,838万9,000円を、8款保健事業費では21万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入につきましては、交付金等の額が確定したことにより、国庫支出金などの調整を図るほか、1款国民健康保険税では課税額の減少に伴い2,646万1,000円を、8款繰入金では基金繰入金で4,500万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを

報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第14号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ6,884万6,000円を追加をし、予算の総額を21億3,410万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では介護認定審査会費で202万6,000円を減額し、4款基金積立金では概算交付を受けている平成23年度の国及び道の交付金の精算に伴い、平成24年度に超過交付金を返還をする必要があることから、これに備え介

護給付費準備基金に積み立てしようとするものがあります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款保険料では、介護保険料の減少により4,000万円を減額するものであります。

また、介護給付費の確定により4款国庫支出金で3,112万4,000円を、6款道支出金で9,256万3,000円をそれぞれ追加をし、5款支払基金交付金で1,276万5,000円を減額するものであります。

地方自治法第179条1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第15号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理

由を申し上げます。

本件は、平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算の専決処分でありまして、補正の内容は1款下水道事業費におきまして歳出予算の組み替えを行おうとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第16号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、保険事業勘定におきまして歳出予算の組み替えを行ったものであります。これは、平成24年度老人保

健抛出金の事務費につきまして本年4月に決定通知があり、同月中の納付期限だったことから、当該組み替えにより支出したものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第17号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成24年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款の臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ7,956万円を追加をして、予算総額を195億2,453万4,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款

衛生費におきまして病院事業会計繰出金1,575万円の追加は、名寄東病院の受電室等におけるアスベスト除去に係る費用を追加しようとするものであります。

7款商工費におきまして観光交流振興事業費980万円の追加は、このたび発足いたしました名寄市観光交流振興協議会における事業への補助金としてご当地グルメPR事業補助金ほか2事業への補助金を追加しようとするものであります。なお、ひまわり観光事業補助金につきましては、予算の組み替えで対応しております。

9款消防費におきまして災害対策支援事業費299万5,000円の追加は、スクラム支援会議に伴う南相馬市への支援事業として南相馬市の子供たちに対し、夏休み期間中の放射能ストレスを解消する環境を提供するとともに、南相馬市と名寄市との交流促進を図る経費を追加しようとするものであります。

10款教育費におきましては、移動式天文台車運営事業費310万円の追加は現在休止状態である移動式天文台車ポラリスⅡ号を再整備をし、市内小中学校や定住自立圏を中心とした地域へ天体観望会などの学習機会を提供し、天文台のPRや集客を図ろうとするものであります。また、南相馬市など東日本大震災の被災地への派遣も視野に入れて、経費を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の調整のほか、収支不足を財政調整基金繰入金で調整をいたしました。

19款繰入金におきまして名寄東病院振興基金繰入金1,575万円の追加は、歳出で追加をいたしました名寄東病院のアスベスト除去工事に係る経費の財源として繰り入れしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、事業の追加によりTVh名寄中継局開設事業ほか2事業を追加しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げますが、

細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第17号の10ページから11ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費でTVh名寄中継局開設事業負担金2,398万1,000円の追加は、株式会社テレビ北海道の中継局開設事業に対する負担金でありまして、開設に伴い名寄市のほか士別市、美深町、下川町が受信エリアとなる計画であります。

3款民生費、2款5目児童母子給付費で子ども手当給付事業費におきましては、子どものための手当から児童手当へ名称が変更されたことにより、対象経費の2億5,410万円を予算を組み替えて対応しております。

12ページから13ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費で農業者戸別所得補償制度推進事業費560万円の追加は、農業者戸別所得補償事業を推進するための経費として事務を執行する名寄市地域農業再生協議会への補助金を追加しようとするものであります。財源として道支出金で537万6,000円を充当いたします。

14ページから15ページをお開きください。10款教育費、2項1目学校管理費で名寄南小学校耐力度調査委託料1,080万円の追加は、名寄南小学校と名寄豊西小学校を廃止し、新たな校舎建設のため現在の名寄南小学校の耐力度を調査し、建築に係る補助基準などを確定しようとするものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページから7ページをお開きください。19款

繰入金で財政調整基金繰入金2,590万2,000円の追加は、収支不足を調整するものであります。

22款市債でTVh名寄中継局開設事業債2,390万円の追加は、中継局開設に係る名寄市負担分の財源とするもので、過疎対策事業債を活用しようとするものであります。

同じく北海道総合行政情報ネットワーク更新整備事業債240万円の追加は、北海道行政情報ネットワーク更新に係る名寄市負担分の財源として過疎対策事業債を活用しようとするものであります。

同じく生涯学習アドバイザー配置事業債580万円の追加は、生涯学習運営事業の財源として過疎対策事業債のソフト分を活用しようとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第18号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして直診勘定に係る国庫補助金の受け入れ及び直診勘定への繰り出しを行うものであり、歳入歳出それぞれ570万6,000円を追加し、予算総額を33億4,441万4,000円に、直診勘定におきまして診療収入や繰入金などの増額及び医師招聘に伴う人件費、医療機器購入費などの増額を行うものであり、歳入歳出それぞれ2,828万8,000円を追加をし、予算総額を1億7,507万7,000円にしようとするものであります。

補正の内容について保険事業勘定から申し上げます。歳出では、11款諸支出金の国民健康保険特別会計繰出金で570万6,000円を追加をし、歳入では2款国庫支出金の財政調整交付金で収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では医師招聘に係る人件費等で1,474万2,000円を、4款施設整備費では医療機器等の備品購入費で1,354万6,000円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では419万7,000円を、4款繰入金では一般会計繰入金で532万5,000円を、事業勘定繰入金で570万6,000円を、5款諸収入では嘱託医等収入で226万円を、6款市債では医療機器整備事業債で1,080万円をそれぞれ追加をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、浄化槽設置工事業量増加に伴うものであり、歳入歳出それぞれ1,493万円を追加をし、予算総額を9,370万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款個別排水事業費では、当初予算で浄化槽設置工事業の台数を8基と見込んでおりましたが、18基の工事が見込まれることから1,493万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では受益者分担金153万8,000円を、5款市債では1,380万円をそれぞれ追加し、3款一般会計繰入金で40万8,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第20号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市立病院におきまして消化器内科の診療再開に伴う医療機器の賃借料と空調監視システムの更新費用を、東病院におきまして機械室のアスベスト除去に要する経費を補正をしようとするものであります。

補正の内容について収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、東病院の機械室のアスベスト除去費用に充てるため一般会計補助金1,575万円を追加をし、総額を82億9,416万4,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出では、2款病院事業費用におきまして市立病院の消化器内科の診療再開に伴う医療機器の賃借料1,025万6,000円を、また東病院の機械室のアスベスト除去費用1,575万円をそれぞれ追加をし、総額を83億442万円

にしようとするものであります。

次に、資本的支出では、4款資本的支出におきまして市立病院の故障し修理不能となった空調監視システムの整備費用3,234万8,000円を追加し、総額を11億2,976万8,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、医療機器の賃貸借に係る債務負担行為の設定については、消化器内科の診療に用いる電子内視鏡の賃貸借について25年度から29年度の5年間で5,127万7,000円の限度額を設定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 報告第1号 平成23年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 平成23年

度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について御報告申し上げます。

議会運営事業費ほか6事業は、平成23年第1回定例会から平成24年第1回定例会までに予算計上し、平成24年第1回定例会と専決処分により繰越明許費の設定をしていただいたものであります。

一般会計繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰り越すためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 報告第2号 平成23年度名寄市病院事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 平成23年度名寄市病院事業会計予算繰越しの報告について御報告申し上げます。

本件は、精神科病棟改築事業におきまして基本設計を委託し事業を進めてまいりましたが、院内の意見取りまとめ等に時間を要し、年度内の設計完了が困難となったことから、繰り越しの設定をしたものであります。

平成23年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書は、事業年度終了に当たり、これを翌年度に繰り越すためのものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第22 報告第3号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 公害の現況に関する報告について、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定に基づき報告を申し上げます。

平成23年度につきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の5項目を中心に、関係機関の御理解と御協力をいただき、指導及び監視を行ってまいりました。

まず、大気汚染では、ダイオキシン類調査を中心に実施をしており、炭化センターにおきましては排出基準を大きく下回り、ほとんど検出されない結果となっています。また、粉じん発生源とされているスパイクタイヤにつきましては、低水準で推移をし、スタッドレスタイヤが市民生活に定着しているものと思われれます。

次に、水質汚濁では、公共用水域の環境保全を図るため、本市から天塩町間の天塩川及び本市の上水道水源である名寄川の水質調査を実施をしており、いずれも平水時における河川の環境基準を満たした水質を維持しております。また、ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきまして、関係をする環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を2回実施をし、いずれも基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音、振動及び悪臭では、低騒音工法に

よる工事が一般的となってきたおきまして、建設作業による苦情は減少している状況となっております。

その他、地球温暖化対策といたしましては、名寄市地球温暖化防止実行計画に基づき、名寄市公共施設の二酸化炭素排出状況調査を実施をいたしました。

以上、公害の現況について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続した調査、啓発等を行い、市民の健康と生活環境の保全に向けて努力をしております。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けをしております公害の現状と対策を御高覧ください。

よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について、報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について、報告第6号 株式会社ふうれんの経営状況について、報告第7号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号から報告第7号、名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社、株式会社ふうれん及び名寄市社会福祉事業団の経営状況について、一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成23年度の収支状況ですが、貸借対照表及

び損益計算書のとおり99万5,503円の当期純利益となっております、その内容といたしましては、事業収益の部で公共用地取得事業費収益と住宅用地1件の賃貸収益から事業原価の部と販売費及び一般管理費の部を差し引きをし、18万9,720円の事業損失となっております。一方、事業外収益の部では受取利息、公社土地貸付料、償還金利息収入等から事業外費用の短期借入金支払利息を差し引いて、118万5,223円の事業外利益となっております。

なお、当期の純利益99万5,503円につきましては、翌年度の保有地簿価を減額してまいります。今後は、名寄市第三セクター等改善計画に基づき、公社保有の土地を名寄市が買い取りをし、平成26年度中の解散を目指してまいります。

次に、報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成23年度第40期の経営内容につきましては、5月21日の株主総会で報告を受けたところであり、名寄ピヤシリスキー場につきましては、順調な降雪により予定どおり12月10日にオープンをすることができ、12月のリフト予想実績は雪不足だった前年を大きく上回る7万6,381人の利用がありました。1月も安定した天候が続き、前年実績を確保できましたが、2月以降は一転して風害や視界不良などでたびたびリフトを運休するなど苦戦を強いられ、3月末までのリフト総輸送人員は45万6,354人、前年度比106.9%となったところではありますが、同時期にオープンができた前々年度との対比では93.6%の厳しい実績となりました。

なよろ温泉サンプラーにつきましては、地域住民の憩いの場として、特にリピーターの定着化と新規顧客の開拓などを柱に四季折々のセットメニューやひまわり畑、パークゴルフ場などと連携をした商品を企画販売をし、温泉、スキー場、公園をセットに旅行エージェントや企業、学校などに営業を行い、集客アップに努めました。しかし、

長引く景気の低迷に加え、東日本大震災以降旅行や宴会などの自粛ムードが宿泊及び飲食部門に大きく影響しまして、上半期の利用は前年度を大きく下回る結果となりました。一方、下半期は順調なスキー場オープンに加え、全国規模の大会の開催などにより多くの選手、団体等に御利用いただき、宿泊者数では1万1,306人と前半の落ち込みを挽回し、前年度比103.3%と微増となりました。しかしながら、前々年度との対比では94.2%と宿泊者離れが続いております。当期の総利用者数では、9万2,900人、前年度比100.4%、総売上高では宴会などの落ち込みにより1億7,958万2,316円と前年度比98.8%の利用実績にとどまりました。

サンピラーパークにつきましては、地域住民及び隣接施設などと連携をし、四季折々の企画事業を実施するとともに、地域の情報発信、交流人口の拡大に努めてまいりました。花によるおもてなしや魅力づくりとして、コスモス、ラベンダー、サルビアなどの植栽に加え、映画「星守る犬」が6月に全国同時上映となったことから、ひまわりを一定期間観賞できるよう3回に分け種まきを行いました。開園5周年や天文台のグランドオープンにあわせた記念イベントなどの企画事業により道内外から多くの方が訪れ、夏季の利用者では開園以来初の10万人を超えたところであります。冬期間のカーリング場につきましては、学校授業やカーリング協会及びジュニアクラブの利用を初め各種大会などで多くの利用がありました。6シーズン目となりました本年2月にはカーリング利用者が5万人を突破し、節目をお祝いをしたところであります。利用実績は、総利用者数で13万9,376人、前年度比102.8%となっております。

パークゴルフ場につきましては、温泉の宿泊とセットにしたパークゴルフパックの企画など営業に努め、融雪が早かったため4月29日にオープンすることができ、関係協会とも連携をし、良好

な施設の管理に努め、健康の森と名寄公園の合計利用者数で延べ5万4,294人、前年度比104.8%と微増となったところであります。

ふうれん望湖台自然公園につきましては、指定管理者として1年の指定管理で維持管理を行ってまいりましたが、地域住民の憩いの場として親しまれるよう業務に当たるとともに、桜祭り、尺八と邦楽の夕べなど企画をし、宿泊者は減少したものの、日帰り入館者が前年度比138.8%と伸びを示し、利用者総数は1万6,326人、前年度比115.3%と増加をしたところです。

なお、センターハウスにつきましては、本年3月をもって閉鎖となりましたが、今まで御利用いただいた市民の皆さんにはなよろ温泉サンピラーへの交通便利策を行うなど御不便をかけないよう精いっぱい努力をしております。

営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりで、それぞれの施設と連携を図りながらコスト縮減に努めましたが、東日本大震災の影響や原油の高騰による燃料費のアップ、原材料などの相次ぐ値上げにより厳しい経営となりました。特に燃料費、光熱水費など前年度比で大幅に増加をし、収支不足となったため、覚書に基づく協議により、施設使用料の減免措置を講じたものの、売り上げ総利益が1億2,419万1,677円となり、一般管理費を差し引き、当期純損失603万8,605円となったところです。今後も新たに設立をされました名寄市観光交流振興協議会などと連携をし、宿泊、合宿、滞在につながる取り組みを推進をするとともに、引き続き経営の健全化を進めるよう努力を促してまいります。

次に、報告第6号 株式会社ふうれんの経営状況について御報告を申し上げます。

平成23年度第8期の経営内容につきましては、5月24日の株主総会で報告を受けたところであります。平成23年度は、残務整理及び清算業務などを行いつつ、7月8日には国土交通省、北海道を初め関係各位の御臨席を得て盛大に全体完工

式を挙行することができました。また、平成24年3月28日付をもって北海道知事から事業終了の認可を受け、長年にわたりました本事業が完結をしたところ です。数年前には想像もできなかった風連の新しい顔がごく自然な姿となり、名寄市の南の玄関としてふさわしい景観を見せております。

収支面では、活動を市街地再開発事業の業務に絞ったことにより売り上げはなく、当期純損失13万1,722円と前期からの繰越損失28万8,710円とを合わせて42万432円の損失となりました。多くの方々のお力添えをいただき、第8期の営業年度において再開発事業を終えたところ であります。次年度の事業清算時には若干の資本金割れが見込まれますが、収支の均衡を図るよう に指導をしております。

営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりであります。

次に、報告第7号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について御報告を申し上げます。

名寄市社会福祉事業団は、高い倫理観を保ちながら利用者の意向に基づいた介護サービスを総合的に提供できるよう日々努めております。平成23年度の名寄市社会福祉事業団の運営につきましては、まず特別養護老人ホームについてであります。質の高いサービス、安心、安全、利用者のニーズに即した自立支援を基本理念として、入所者一人一人のケアプランに基づいて提供をしております。

短期入所生活介護及び通所介護事業におきましては、地域の老人福祉サービスの拠点として、施設の持つ専門的機能の効果的な活用を図り、利用者及び御家族の身体的、精神的負担の軽減にもつながらるように努めてまいりました。また、居宅介護支援事業所につきましては、介護に関する総合的な相談に応じ、在宅で日常生活を営むために必要な各種保健福祉サービスを適切に利用できるよう要介護者や御家族の意向に沿ってサービス提供

事業者や行政との調整を行ってきたところ であります。高齢者世話つき住宅生活援助員派遣事業におきましては、市営シルバーハウジングの入居者が地域の中で自立して安心かつ快適な生活が送れるように生活指導、生活相談、緊急時の対応などの支援をしております。

平成23年度の収支の状況について申し上げますと、一般会計と市営シルバーハウジング特別会計を合わせて、収入総額11億2,781万7,832円に対し、支出総額は10億2,043万5,229円となり、収入から支出を差し引いた1億738万2,603円を次年度に繰り越しをしたところ であります。今後とも利用者のさまざまなニーズにこたえ、施設の機能と特性を生かしながら地域における高齢者福祉の増進になお一層取り組んでまいります。

以上、4件を一括して御報告をさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で報告第4号外3件の報告を終わります。

報告第4号外3件については、本日の会議終了後に議員協議会を開催し、質疑を行います。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 報告第8号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第8号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、名寄市営住宅、瑞生団地に入居している借家人が家賃を平成22年11月分から平成24年2月分までの16カ月分を滞納しており、本人及び連帯保証人に対して再三にわたり電話等による納付催告を行ってきましたが、納入の意思を確認できないため、滞納家賃が30万円未満ではありますが、名寄市営住宅家賃滞納整理等事務処

理要綱第9条第1項第4号の規定に基づき、納入の意思が認められないものとして本人及び連帯保証人に対し滞納家賃の支払いを求める少額訴訟を提起したものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第8号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成24年9月30日をもって安澤純子委員が任期満了となります。

本件は、退任となる安澤委員の後任として山崎眞由美氏を候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月1日から6月11日までの11日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月1日から6月11日までの11日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時19分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 口 京 二

署名議員 熊 谷 吉 正

平成24年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成24年6月12日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

事務局 長 佐藤 葉子
書 記 益塚 敏
書 記 高久 晴三
書 記 鷺見 良子

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加藤 剛士 君
副 市 長 佐々木 雅之 君
副 市 長 久保 和幸 君
教 育 長 小野 浩一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂幸 君
市 民 部 長 土 屋 幸三 君
健康福祉部長 三 谷 正 治 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建 設 水 道 部 長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
市立総合病院 松 島 佳寿夫 君
事 務 部 長
市 立 大 学 鹿 野 裕 二 君
事 務 局 長
営 業 戦 略 室 湯 浅 俊 春 君
長
上 下 水 道 室 石 橋 正 裕 君
長
会 計 室 山 崎 真 理 子 君
長
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（20名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
16番 谷 内 司 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） ここで、加藤市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、議会の開会に先立ちまして私から一言述べさせていただきます。

去る6月6日、三笠宮家寛仁様の薨去に際し、市民とともに謹んで改めて哀悼の意を表します。寛仁様は、豪放らいらく、優しいお人柄とその容姿からひげの殿下の愛称で広く国民に親しまれ、国際親善、スポーツの振興などさまざまな分野で積極的に御公務をされました。特に障害福祉の分野におかれまして、障害者と同じ目線に立たれ、自立支援に御尽力をされるとともに、みずから先頭に立って障害者スポーツの普及にもお力を注がれました。名寄市との縁も深く、みずからの闘病生活を語る御講演、国体のスキー競技会、北海道ハンディキャップスキー大会にも足を運んでいただき大会を支援くださいますなど、名寄市民にとりましてかけがえのない大きな存在でした。早過ぎる薨去に接し、今ただ私たちに最後まで生き抜く力強さと勇気を与えてくださった寛仁様のお姿をしのび、感謝と尊敬の念をささげ、心から御冥福をお祈り申し上げます。

なお、新聞、ホームページでも御案内をいたしました。名寄市では御記帳を希望する市民の方々のために名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所のそれぞれ1階に本日12日まで記帳台を設置をさせていただいておりますこととお知らせをし、私からの哀悼の言葉といたします。

○議長（黒井 徹議員） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 植松正一 議員

12番 駒津喜一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

節電対応と再生、自然エネルギーの活用について外2件を、佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次御質問させていただきますが、冒頭市長からの発言もありました。名寄市とゆかりの深い三笠宮寛仁殿下の御薨去に対し、私の立場からも御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。1点目は、節電対策と再生可能、自然エネルギーの活用についてであります。昨年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故後、脱原発の動きが全国的に進み、ことし5月5日の泊原子力発電所3号機の運転停止で、全国17カ所、54基の原子力発電所はすべて停止となりました。これに伴い、政府は5月12日に今夏の電力不足の状況について調査する需給検証委員会を開催し、猛暑となった場合、関西、北海道、九州の3電力管内で電力不足が起きるとする報告書をまとめました。このうち北海道は1.9%の電力不足が予想されておりますが、同委員会では全国レベルで節電を行うことで融通を最大限行うことが有用と報告書で明記しており、北海道電力では事業主に対し7月23日から9月7日までのお盆の期間を除く平日の午前9時から午後8時まで及び9月10日から14日までの午後5時から同8時までの間に7%の節電を要請しております。市役所の23年度における年間電気料は、風連庁舎で対前年比8.03%増加したものの、4月

から12月に限って見た場合、風連庁舎では同3.12%、名寄庁舎は6.27%の削減となったことから、目標の節電は可能という見方をしておりますが、北海道電力からは医療機関、学校などに対しても空調及び照明の節電が求められていることから、名寄市として公共施設を含め総合的に今夏の節電対策にどう取り組まれるのか、さらに市民の皆さんへの協力依頼についてもお伺いします。

このような動きの中で、今再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用について地方自治体として取り組むことが求められています。昨年の第3回定例会でこの課題をたじた同僚の熊谷吉正議員の一般質問に対し、当時総務部長であった佐々木副市長は、名寄市は省エネの徹底やエネルギー効率の引き上げによって低エネルギー社会を目指すとともに、地域の条件に合った再生可能エネルギーの導入についても検討すると答弁しておりますが、同質問後どのような検討が進められ、再生可能エネルギーや自然エネルギーの導入を目指しているのか、具体的にお知らせをいただきたいと思えます。

名寄市は、これまでも雪室や太陽光活用を公共施設に導入しておりますが、一方では昨年の（仮称）複合交通センター建設にかかわる議論の中で、市立名寄総合病院の冷房完備、公共施設への冷房配備などについて取り組む姿勢を示しております。また、今後においても（仮称）市民ホール建設、市立病院精神科病棟建設、さらには総合計画後期計画に登載される大学図書館、学校改築、なよろ温泉サンピラーのリニューアルなどなどさまざまなハード施設建設を予定しておりますが、現段階において導入の可否について具体的検討手法を含めてお示しをいただきたいと思えます。

次に、名寄市立総合病院にかかわってお伺いします。行政報告の中で市長は、消化器内科の休診という事態もあって23年度決算は2億9,172万4,000円の純損益を計上する決算となったと述べられましたが、消化器内科は常勤医が3人確

保され、循環器内科と麻酔科で各1人ずつ常勤医が増員となったことから、今後の病院経営の安定化を期待するものでありますし、スタッフ確保に尽力されている佐古院長を初め病院関係者に敬意を示すものであります。

その一方、平成20年1月に北海道が示した自治体病院等広域化・連携構想の成り行きが注目されています。提示から4年以上が経過しておりますが、なかなか具現化には至っておりません。高橋知事は、昨年末の道議会でスピード感を持って対応すると述べ、一部ではそのモデル地区として上川北部地区を中心とする圏域を挙げているという情報もありますが、この広域化・連携構想は名寄市立総合病院の経営にも影響を与える課題であることから、改めて同構想の進捗状況及び今後の見通しについてお伺いします。

また、ことし2月の道議会第2回保健福祉委員会で奥山地域医師確保推進室参事が地域センター病院に勤務する医師アンケートの結果を公表しました。このアンケートに対して432人の医師が回答しており、それによりますと現在の勤務地を選んだ理由の6割強の289人が大学からの派遣として、困っていることはの設問には3割強の150人が業務が多忙と回答しております。さらに、医師不足地域に従事する場合の条件については、6割強の279人が自分と交代できる医師がいることと回答。一方、臨床検査医では275人が回答し、5割強の151人が大学での研修や勤務を希望している一方、7割に当たる195人が郡部、へき地での従事について条件が合えば従事したいと回答しており、地域医療に高い関心を持っていることが明らかになりました。具体的に言えば、現在の勤務地で困っていることは業務が多忙、スキルアップ、専門性の強化ができないが上位を占め、従事する条件は自分と交代できる医師がいること、医師の勤務環境に対して地域理解を得ることであり、このことから道では地域で勤務する医師を安定的に確保するためには勤務環境の改善や

指導体制の充実、地域住民の医師に対する一層の理解などが課題としておりますが、市立病院としてこの結果をどう受けとめ、今後対応されているのかお伺いします。

さらに、看護師の確保対策という点でも病院当局の日々の努力は理解をしているところですが、看護師不足の抜本的な解決には至っていないのが現実です。このため名寄市立総合病院では、医師や看護師の負担を軽減させ、業務に専念できる体制として医局、看護部を初め各セクションで臨時職員を配置しておりますが、その配置の状況と役割、評価、さらに今後の対応についてお知らせをいただきたいと思っております。

最後に、名寄市立大学についてお伺いします。名寄市立大学では、ことし4月、2011年度大学基準協会の大学評価、認証評価結果を2010年度自己点検評価報告書にまとめ公表しました。結果は、同協会の大学基準に適合しているとされ、2019年度3月31日まで認証されました。まず、この大学評価結果について大学側としてどう受けとめているのか見解をお伺いします。

また、今回の評価では7項目11点について努力課題として指摘され、2015年、平成27年7月末までに改善報告書の提出を求められておりますが、今後大学としてどのような体制及びスケジュールで対応されようとしているのかについてもお知らせをいただきたいと思っております。特に財務、地方交付税について、地方交付税交付金、あるいは市の一般財源の今後の状況は必ずしも楽観を許すものではなく、また地方交付税交付金の組み入れ自体は支出の59%、14億7,600万円の支出に対して8億6,400万円を賄っているにすぎないという現実は考慮されていないと指摘され、大学としての財務政策についても特段の財務政策を採用しているものではなく、外部資金として科学研究費補助金などを2,456万8,000円確保した実績はあるが、その獲得に向けた具体的取り組み方策が見えない。まずは、財務に関して全学

的な指針を策定し、学内でこれを共有することが望まれるとも指摘されておりますが、これらについての見解及び対応についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。佐藤議員から大項目で3点にわたる質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は病院事務部長から、大項目3につきましては大学事務局長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、節電対応と自然、再生可能エネルギーの活用についての行政としての節電の取り組みと市民への協力依頼についてお答えをいたします。政府のエネルギー・環境会議におきましてこの夏の電力需給対策が取りまとめられ、複数の電力管内において需給のギャップによる停電の発生を回避するため、数値目標を定めて節電を行うこととなり、事業者であります北海道電力から5月2日に市に対して要請がございました。市では、この間行財政改革の一環として両庁舎を含め、各公共施設において既に節電対策等に取り組んでいるところであり、具体的には執務室電灯の間引き点灯、トイレ照明のLED化、昼休みの消灯などを実施をしております。さらに、パソコンの待機時間に応じた有効な対策等さまざまな庁舎内の節電対策を講じてまいっております。

また、市民への協力依頼につきましては、電力供給の事業主体であります北海道電力が主体的に行うべきものと認識はしておりますが、その公共性に照らし、市といたしましても節電に関する広報に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年（平成24年）の第3回定例会の答弁以降、この地域における再生可能エネルギー等のあり方につきましては市として十分な方向性を示すに至っておりません。この間各部局それぞれで所管する対応は行っておりますが、それらの現状を取りまとめ、市としての方針、戦略を描くには導入に伴う国並

びに北海道の方針、施策などと連携していく必要があります。幸いこうした地域での課題をサポートする組織として、北海道再生可能エネルギー振興機構が立ち上がることになりました。この組織は、全道72自治体の市町村長が発起人となりまして設立し、今後の再生可能エネルギーの拡大に向けた情報の共有、人材の育成、調査研究などを行うとしております。名寄市も発起人となっておりまして、今後こうした組織などを活用し、戦略の構築に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、再生、自然エネルギーの活用についてですが、現在基本設計中でありまして（仮称）市民ホール及び市立総合病院の精神科病棟などにおいての自然エネルギー導入の可能性につきましては、施設の規模や利用形態等を考えると施設全体の冷暖房や電源など、すべてを自然エネルギーで対応することはインシャルコストが上がり、実現は困難と考えておりますけれども、単一の熱源ではなく、使用エネルギーの分散化においては考慮しなければならないものと考えております。特に名寄市として既にもち米低温貯蔵施設での利用実績もあります。雪冷房や太陽光パネルなどの可能性につきましては、導入に係る建設用地の広さや費用対効果を含めて比較検討することとしておりまして、具体的には実施計画の中で導入の可否を決定してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目の2点目、名寄市立総合病院について申し上げます。

初めに、自治体病院等の広域化・連携構想についてお答えをいたします。地方の自治体病院が医師確保など地域医療の充実に苦慮しており、経営環境も年々厳しくなっていることから、将来の地域における必要な医療の確保のため、北海道は平成20年1月に自治体病院等広域化・連携構

想を策定しております。議員御指摘のとおり、広域化・連携構想策定から丸4年が経過し、具体的な取り組みが進んでいないことから、北海道では上川北部と中空知圏域の2カ所をモデル地域として重点的に取り組む方針を示しました。具体的には、北海道が主催し、昨年9月に上川北部自治体病院等広域化・連携検討会議が開催され、自治体病院の役割分担、医療機能の見直しに向けて地域の医療資源の現状と課題などについて分析を行いました。今後の見通しについては、今月の21日に広域化・連携検討会議が開催される予定で、その中で上川北部地域における具体的な行動方針、アクションプランが示され、1点目として医師派遣、2点目として救急医療体制、3点目として災害時の医療確保、4点目としてへき地、周産期、小児医療など分野別の取り組み方針が明示されることになっております。アクションプランでは、中核病院である名寄市立総合病院の役割として、圏域内の病院、診療所への医師派遣と病院、診療所間の診療情報ネットワーク整備、それから救急医療の充実などが求められるものと思われま。また、課題としては、全診療科の医師が充足していないことから、医師派遣の際に制約があること、救急部門の充実、将来の救急救命センターの取得ができるように救急医ですとか看護師の確保などが挙げられます。

次に、医師確保対策について申し上げます。北海道は、昨年10月に地域センター病院に勤務する医師に対して地域医療に対する勤務医アンケート調査を実施し、本年の2月にその結果が公表されました。調査結果は、現在の勤務先で困っていることはの質問では、1番目が業務が多忙、2番目がスキルアップ、専門性の強化ができない、3番目が給与、昇進などの人事待遇、4番目が働きがいや自分自身の将来展望、5番目が病院の施設整備などの環境整備を挙げておりまして、また医師不足地域に従事する際の条件はどの質問では、1番目が自分と交代する医師がいること、2番目

が医師の勤務環境に対する地域の理解、3番目が給与面、4番目が他病院とのネットワーク連携、5番目が居住環境の整備などとなっております。これらを踏まえまして当院では、1つとして大学の医局と連携し、産科、小児科などの医師を集約し、当直など労働負担の軽減を行っております。2点目として、子育てをしている女性医師を対象に短時間勤務の正規雇用を実施しております。3点目として、臨床研修センターを設置しまして、研修医の確保とスキルアップを含めた研修体系を確立しております。4点目としては、救急外来、ICU病棟、NICUなどの施設設備の整備更新を行っております。それから、5点目として民間活力による借り上げ医師寮の整備、いわゆる住環境の整備を進めています。6点目としては、医師の勤務実態と救急外来などの状況を市民の皆さんに理解をしていただくため、まちづくり懇談会での説明などを実施し、医師が働きやすい環境をハード、ソフトの両面から行っております。また、今回改築を進めています精神科病棟内に医師、看護師等が医療処置のシミュレーションをできる研修室等を設置する方向で準備を進めております。今後も医師が働きやすい環境整備を行いながら、医師確保に努め、地方地域センター病院としての使命を果たしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、(3)の看護師の確保対策について申し上げます。医師、看護師等の不足は、長年続いていることから、これらの対応策としまして看護補助職員などの臨時職員を採用しております。現在当院で雇用している臨時嘱託職員は本年の6月1日現在でパート89名を含めて240名おります。まず、医師の労働負担を軽減する職種としては、メディカルアシスタント、MAがパートを含めて27名おまして、主に電子カルテなどの入力補助、診断書、意見書等の作成の補助業務を行っております。次に、看護師を補助する職種として、看護補助者、ヘルパーを各病棟、外

来にパートを含めて49名配置をしております。主な業務内容は、病棟では入浴、食事等の介助、シーツ等の交換を、また外来では各種検体、薬品等の搬送、各外来の清掃などの業務を行っております。また、看護師を補助する職種として、クラーク、事務補助者を外来と一部の病棟にパートを含めて23名配置をしております。主な業務は、外来では受付、電話対応、問診、予約等の案内を、また病棟では面会者の受付や電話対応、入院、退院者などの案内を行っております。これら臨時職員の配置については、診療報酬に一定額が加算をされております。医師、看護師等が十分確保できない現状と患者サービスの向上には臨時職員の配置は必要不可欠と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、看護師確保対策として、本年度は新たにパンフレットを作成しまして、先般看護部長とともに市立大学、市内の各高校を訪問しまして、学資金の活用方法などを改めて説明してまいりました。今後も看護師が働きやすい環境整備を進め、看護師確保に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、大きな項目3の名寄市立大学の将来について、大学基準協会による大学評価結果の受けとめと指摘事項への対応についてお答えを申し上げます。

まず、大学基準協会による大学評価結果の受けとめにつきましては、同協会による平成23年度大学認証評価を受け、同協会の大学基準に適合しているとの認定を受けましたことは、名実ともに大学として認められたものと受けとめておりますが、みずから行う自己点検評価とこのたびの外部評価を行うことで、第三者により課題が指摘され、自己点検評価が補完されることによって初めて客観的なものとなり、改善すべき課題がより明らかになったものと言えます。今後の本学の発展方策

を検討する機会が得られましたことは、大変意義深いことと考えており、評価結果を真摯に受けとめ、本学の教育研究のさらなる充実と発展に役立ててまいります。

次に、指摘事項に関する対応でございますが、今回の認証評価につきましては、10の評価基準、45の評価項目中、7つの評価基準で指摘を受けております。指摘された主な努力課題について、現状及び今後の対応についてお答えを申し上げます。まず、1、教員、教員組織につきましては、教員組織の編成方針の明確化とそれに沿った整備が求められておりますが、今後各学科ごとに教員編成方針を明確に定め、専門領域の教員の確保を行い、適正な教員配置を目指してまいります。

2の教育内容、方法、成果では、学位授与方針、教育課程の編成、実施方針の明確化と公表が求められておりますが、現在教授会においてこれら両方針の検討を既に行っており、今後大学ホームページなどにより公表してまいります。

3の学生受け入れにつきましては、学生の受け入れ方針の公表が求められておりましたが、既に平成24年度学生募集要項に明示し、大学ホームページ上にて公表をしております。

4の学生支援につきましては、就職支援体制の改善が求められましたが、本年4月に学内にキャリア支援センターを設置し、専門教員及び職員を配置し、学生に対するキャリア形成及び就職活動への支援を実施してきております。

5番目の教育研究等環境につきましては、大学図書館の利用環境の改善と専門専任職員の配置が求められましたが、今後総合計画後期計画において大学図書館の整備と専門専任職員の配置を計画をしております。

6番目の内部質保証につきましては、そのシステムの確立が求められておりますが、今後目標と計画を立て、実行し、結果を点検評価し、改善、見直しを行うシステムを学内に構築し、積極的に情報公開を行い、社会に対する説明責任を果たす

ことが必要と考えております。

最後に、7番目の管理運営、財務につきましては、事務職に対する大学特有事務に関する研修機会の改善が求められましたが、これにつきましては道内国公立大学や公立大学協会が主催する事務職員研修会に積極的に職員を派遣し、スキルアップを図るよう努めてまいります。

今回の評価結果におきまして努力課題が付されました項目につきましては、その対応状況を改善報告書として取りまとめ、平成27年7月末日までに同協会に報告することが義務づけられておりますので、今後指摘を受けた事項につきまして改善を実施し、本学の教育研究のさらなる充実を図ってまいります。

また、財務、地方税につきましては、財務評価における評価項目は大きく2つあり、第1は教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか、第2は予算編成及び予算執行は適切に行っているかであり、評価の視点として第1の項目につきましては中長期的な財政計画の立案、科学研究費補助金や受託研究等の外部資金の受け入れ状況などであり、第2の項目につきましては予算編成の適切性と執行のルールの明確化、決算の内部監査、予算執行に伴う効果の分析、検証をする仕組みの確立などであります。これらは、独立行政法人または学校法人の財務評価を想定したものとなっております。自治体が直接運営する本学にとりましては一部なじまない部分もございますが、大学基準に基づきまして評価をいただいたところでございます。財源の確保につきましては、公立大学協会が実施しております公立大学実態調査では、平成21年度の公立77大学の予算の経常経費総額2,624億円のうち自主財源である授業料等の学生納付金総額は871億円であり、33.2%を占めております。一般財源、都道府県、市負担額は1,640億円であり、62.5%を占めております。本学におきましても評価報告書のとおり、学生納付金等の収入は約3

3%であり、地方交付税交付金を主な財源とします市負担分は約59%を占めております。したがって、公立大学全体の経常経費における財源内訳の比率と本学の財源内訳の比率を比較いたしますと、大きくかけ離れたものではなく、むしろ公立大学の平均的な財源内訳、比率となっているものと言えます。また、財務に関して全学的な指針を策定し、学内でこれを共有することが望まれるとの評価をいただきましたが、財政の健全性の確保と財政運営の効率化を基本的な柱とします名寄市の財政政策に基づく大学の財政運営について、学内においてより一層の共通認識を図り、本学の教育研究の安定的、かつ持続的に運営できるよう取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っておりますけれども、まず節電関係で扇谷部長のほうから御説明をいただきましたけれども、本庁関係はわかります、大体。もう一つ、北電からは病院等医療機関と学校に対しても節電を求めるという御協力要請が出ていると思うのですが、具体的に医療機関、市立病院あるいは学校では節電にはどういうふうに取り組もうとしているのかお答えいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 医療機関に対して、当院は自家発電の設備があるということで、北電さんのほうから通告調整契約というのを6月1日付でいただきました。具体的には、7月から9月までの節減期間中にいわゆる前日の3時までには自家発電を行ってくださいといいますが、併用してくださいという、そういう通告が来まして、その期間中は最高一月20日までの範囲内ということで、そういう通知が来ておまして、間もなくその契約を実施する予定でございます。具体的には、当院は500キロワットの自家

発電を持っておりまして、単価9万3,900円、いわゆる割引といたしますが、料金のほうも安くなっております。ただ、この部分は実際に自家発電を発電いたしますと重油がかかりますので、若干その部分は高くなりますけれども、そのような通告調整契約の御案内が来て、契約する予定で準備を進めております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校での節電対策につきましては、現在道教委から一般的な通知の部分はあろうかと思っておりますけれども、文書等の具体的な内容については確認等手持ち資料がございませんので、後ほど通告していただきたいと思っております。申しわけありません。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 道教委から文書来ていないから検討していないというのは、これはもう先ほど壇上でも述べたとおり、既に国のほうでは早い段階で、5月15日ですから、それでも全国的に節電をしてくださいと。具体的に北電のインターネットの中でも学校についても、学校においては照明の節電が非常に効果的なため、ぜひ御協力くださいという表現がもう既に載っていて、その中では具体的に日中の8時から16時に高い電力消費が続きますという表まで載っていて、なのに道教委からの文書を待って検討すると。もう既に間もなく7月23日、あと1カ月もしないでその状況が来る。この状況は夏休みにも入りませうからでしょうけれども、ちょっと対応が遅いような気がするのですけれども、教育長はどういうふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 道教委等と連携はもちろんです、市としての対応も非常に大切なことだと思いますので、校長会、教頭会等と早速連携をとりまして、今後の本市の学校における節電対策について対応してまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 病院のほうはわかりました。いいのですけれども、例えば本庁もそうですけれども、節電だからといって電気を暗くする。トイレはLEDにしたのは、それはいいでしょうけれども、パソコンもわかります。ただ、学校もそうありますが、単純に電気を暗くするということが市民生活あるいは学校現場においてどうなのかという。例えば市民の人によく言われるのは、市役所は昼休み、昼休みしかあいていなくて行くと、ほとんどの事務所は電気消えていると。暗いから、当然何か仕事していないのかなと思って入りづらいと、そういう声も一方ではありますし、そういうことからいうと、学校もそうありますが、本当に電気を消すことが子供たちの視力にどうなのかとか、やっぱりそういう状況をしっかり今のうちから調査をされてやっていくというのが必要だと思いますし、ぜひそれは特に学校現場はそのことに努めていただければと。これは、要望しておきたいと思います。

例えば本庁もそうでありますけれども、私は今回の節電を一過性のこととしてとらえないほうがいいのではないかと。やはり行財政改革にどうやってつなげていくかということを考えてほうがいいのではないかと考えています。昔もよくガソリンが高くなったり、あるいは排ガスの問題があったときノーマイカーデーみたいなのがあったけれども、結局二、三年もしないでもとに戻るということではなくて、今回の節電というのをどういうふうに行財政改革に結びつけていくかと。そういう意味からすると、1つはこれは課題かもしれませんが、例えば勤務時間を変えるのはどうだと。これは、非常に厳しい問題かもしれませんが、特に扇谷部長は例えば国内の大型店では勤務時間を、開店時間を早めているという状況もありますけれども、当然行政的には難しいと思いますけれども、その辺の認識についてはどういうふうに思いますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘のありました、いわゆる民間で行われておりますサマータイム制度ですか、そういったものの扱いについてということでございますが、以前市役所の開庁時間につきましても、これ旧名寄市の時代になりますけれども、開庁時間は通常どおり、ただ閉庁時間を6時まで延ばしてきたという経緯があります。1つは、エネルギー対策もありましたけれども、市民サービスの向上という観点も含めて対応したという経緯もありますが、役所の時間、市民の皆さんはおおむね通常の時間は周知をされておまして、時間の変更を行っても周知に少し時間がかかって、なかなか私どもの思いと市民の皆さんの感覚とはちょっと乖離をしないかと。これは、私どもの宣伝の仕方のまずさもあろうかと思えますけれども、全国もしくは全道的に国の機関、道の機関を含めて同じような時間帯での開庁なり閉庁なりを一緒にやるということであればそれなりの周知がなされるものと思いますけれども、市単独だけの実施では一部市民の皆さんの周知不足も含めてちょっと混乱を来すということもありまして、なかなか実施に踏み切れないでおります。しかしながら、今後改めて節電という大変厳しいキーワードが出てきてまいりましたので、私どもも国なり、それから北海道の状況を見ながら、必要であればこれまた検討せざるを得ないような状況になるかもしれませんので、その辺は状況の判断をしっかりしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 確かに私もそう簡単にできる課題ではないというふうに思うのですけれども、例えばなぜ大型店が開店時間を早めたかという、単純に電気の話よりももっと先の、例えば朝7時に大型店が開くと。7時から買い物をしてくれば、その後家庭での調理時間とか家庭での生活タイムが変わるでしょうと。そうすると、

夕方なり一過的にどんと消費がいくのでなくて、家庭生活の中で電力消費が分散化するという、どうもそこまで考えて、大型店のホームページを見てこの節電のを見るとほとんどそういう書き方をされている。名寄市が開庁時間を変更したからそう変わるということではなくて、一過的な節電とは考えないで、先ほども言ったように行財政改革という部分の視点があってもいいと私は思うのです。その中でもう一つ言うと、パソコンも今昼とめているという話であります。庁舎関係あるいは市関係で全部でパソコンは何台ございますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 市の関連部局で持っておりますパソコンは、おおむね1,000台ほどになるというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 一番は1,000台、昔はパソコンのない時代は手書きでやっていて、そんなこと考えなくて、今はもうパソコンが仕事の主流になってきている。その意味で約1,000台という数が出てきたのだと思うのですけれども、このパソコンの使用、昼だけではなくてどうか見直せないのか。これも何か市役所に来ると、ほとんどの職員がまず一番最初に開くのがパソコンを開いて電源を起す。その後ずっと席を離れても動かしていたり、あるいは市民の方が来てもパソコンに集中しているせいか、お客さん意識というのはほとんど薄れてきているのではないかと。先ほど暗いから入りづらいというのもありましたけれども、入ってみると皆さん熱心にパソコンに向かって仕事をしている。それは、いい面と、もう一つはやっぱり悪い面で、どうしても職員間のコミュニケーションが不足するというか。パソコンがあると、例えば今までは電話で、あるいは足で行ってお話をしたことがメールにかわったり、何にかわったりということがありますので、ここでひとつ一回立ちどまってパソコンの使い方、パソコンの活用についても、節電という意味合いよ

りも行財政改革という意味合いからすると見直す時期に来ているのではないかと。例えばパソコンゼロの日をつくれといっても業務が停滞しますし、そうならないでしょうけれども、職場の中でやっぱり職場協議をするときは完全に電源までを切っちゃんと1時間、2時間打ち合わせする。あるいは、この日は完全にとめるとか。午前中でも1時間、2時間とめるとか、パソコンの使い方というのを検討する時期に来ているのではないかと私は思いますけれども、扇谷部長はどのように見解をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今パソコン1,000台あるというお話をさせていただきましたが、この間非常に情報化も進みまして、市役所の業務含めてやっぱりパソコンが1つ仕事する上で重要ないわゆるツールになっているという実態がございまして、なかなか今現在パソコンをなくしては業務が進まないというような、ある意味弊害も起きているということは議員御指摘のとおりであります。しかしながら、パソコンを使いながら、なおかつ職員とのコミュニケーションをしっかりとって、これをしっかり全体の業務の体制の中でいわゆる共通化を図っていくということは、常日ごろからこれは課題として職員と話しているという実態もございまして、特にこの5月から毎日朝ミーティングというのを開きまして、これパソコン使っているからコミュニケーションがとれないということではなくて、今以上に職員とのコミュニケーションなり業務の共通点を図ると。こういった観点から、必ず朝ミーティングをして1人一言発言をしながら、きょうの仕事の進め方、それから今気になっていること、そして今後進めるべきいろんな課題等について課の中で共通認識を持つという取り組みを行っております、こういった取り組みを進めながら、いわゆる職員の業務に対する考え方なり進め方なりをしっかりと共通性を持って進めていくということもあわせて進めておりま

す。発電というキーワードの中で、パソコンの使用電力というのはまさに課題になっていまして、1,000台もありますと相当数の電力を使うということでもあります。それで、もう既に私ども職員に通知をしておりまして、パソコンの省電力化を今以上に進めていくと。そのことは通常やるということでもあります。議員御指摘のとおりパソコンの使い方含めて、なかなかこれ現状一日全くパソコンを使わないということにはなりませんけれども、例えば昼休みの時間は、1時間はパソコンをとめるということも含めて、今後パソコンの省電力についてはもっと検討の余地があるというふうに考えておりますので、この辺につきましても随時検討し、進めてまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） そういうふうにはぜひ行財政改革の視点でも節電を御検討いただきたいと思っておりますけれども、もう一つは再生、自然エネルギー関係でるる御説明をいただきましたけれども、結局去年の質疑以降具体的な協議はしていないということでもありますし、もう一方、去年の駅横の審議の中でも市長は自然エネルギーに対して検討するという発言もされていると。ある意味では、今の市長、副市長、お互いに検討すると言いながらしてこなかったというのはどういうことなのでしょう。お答えをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 新しいエネルギーの関係につきましても、それぞれ新しい公共施設をつくる時にそれが活用可能かどうかという議論については常に進めてまいりました。ただ、名寄市として再生エネルギー、新エネルギーの関係についてどのように総合的な判断をしながら進めていくかという面では、ちょっと動きが遅かったように、そこについては反省をしております。片一方では、住民生活、市民の皆さん方の公共施設における利便性も含めまして、今まで余り冷房装置については大きな議論にならなかったものが駅横

の施設のことも含めまして、給食センター、市立病院、大学の教室も含めて異常気象の変化によりまして冷房装置が必要だと。そこにおいては、行革の観点も含めましてできるだけ性能の高くて効率的な空調設備を使うということについては、新しい施設の今後、今現在進めております市民ホールのところについてもどこが一番望ましい、自然に優しいエネルギーなのかということについても検討はしています。ただ、残念ながら国自体もことしの10月までにはかけないと新しいエネルギー政策が確定しないというか、方向が決まらないというぐらいついてはいる状況にあります。これは、昨年もいろいろ検討するというところで進めてまいりましたけれども、3月11日の大震災以降、国自体が原発に依存するエネルギー政策から再生エネルギーのほうに大きくシフトは言葉として変えましたが、具体的な数値目標としての方向性がまだ定まっていなくて、ことしの10月に一定の方向がまとまるという情報でありますので、この辺もしっかりにらんで対応してまいりたいと思っておりますし、できるだけ市民生活にプラスになるための空調、それから暖房も含めたエネルギー活用についてはどうすべきかについて、国の動向を見ながらなるべく早く議論を進めてまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 状況は今のものによろしいと思うのですが、私は先ほども節電を行財政改革の視点といいますか、自然エネルギーも例えば観光の視点ではどうなのかと。昔名寄市も雪氷変換機というのを購入したというか、補助金いただいているのですけれども、圧縮をして四角くしてイベントにも一時期使いましたけれども、例えば雪氷変換機で四角の正方形のものをつくって、それをしまつて冷房に使う。一方、真夏にそこから雪を出して、真夏のイベントに雪ができると。先ほどではないですけれども、雪質日本一、あるいは名寄の雪というのは質がいいということで全

国的にPRしているわけですから、その質が名寄でも夏に利用できるという視点も私はあってもいいのではないかと。そうすると、一つの施設でなくて全体的な今の観光振興計画もそうでありませうけれども、名寄の観光をどうしていこうかというときに使えるようなものもそこでストックできると。どのぐらいの容量があればできるかというのは私も具体的にはわかりませんが、例えばそういう視点でも物事を考えると。それも一考あっていいと思うのですけれども、市長はどういう認識でしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まさに今大飯原発の再稼働の問題で国全体が、あるいは国民一人一人がエネルギー政策のあり方をこれまでも検証しながら、今後どうしていくのかということを考えていかななくてはならない大切な局面なのかなというふうに思います。その中で名寄市としてできることをしっかりとやっていくべきではないかと。今までいろいろ議論がありましたけれども、1つは言うまでもなく節電ということであって、これはあらゆる角度から工夫をして我々ができることもやるし、市民の皆さんにできることは呼びかけていくと。もう一つは、今お話のあるようにこの地域独自の再生可能エネルギーのあり方というか、やはり名寄市は特徴ある地方都市というか、地方都市ならではのエネルギーの地産地消ということも一方で考えていく必要が、これは国の政策と呼応してやっていかなければならないのかなというふうにも考えております。この計画をずっと検討していなかったわけではなくて、メガソーラー等も含めて実現可能なことを考えてきましたけれども、なかなかこれが今のところ計画がまとまっていないということで、この辺の節電対策や再生可能エネルギーの名寄市のあり方も早急に考えをまとめていかなければならぬというふうに思っていますし、今お話いただいた点も地域ならではのユニークなエネルギー対策の取り組みとして非常に有効な

のかなと。参考にさせていただいて、今後のあらゆる公共施設やいろいろな事業の施策の展開に利用可能かどうか、ぜひ検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今市長のほうから御答弁もいただきましたけれども、私が今さら言うまでもないですけれども、いずれにしても行政は単面的な物の見方ではなくてやっぱり多面的に物を見て、それがどういうふうに市民の皆さんに役立っていくかということのをこれからも積極的に御検討いただきたいというふうに思います。

病院の関係ですけれども、時間の関係もありますけれども、広域化及び連携構想についてはこれからということでもありますので、これも4年間いろいろな議論が名寄市内でもありましたので、ぜひ市立病院あるいは地域医療の観点からいいような形に持っていくように積極的に御検討いただきたいと思いますが、もう一つ、事務長のほうから御説明いただきましたMAあるいはヘルパーあるいはクラーク、それぞれ人数がいらっしゃるわけでもありますけれども、どうも部長が言っている以上に仕切りがはっきりしていないのではないかと。例えばMAさんしてみれば、メディカルアシスタントですからドクターのアシスタントということですが、今度は医局だと、こっちは看護婦だと、こっちは何だというふうになっていると、うまく連携がいかないと逆に言えば看護師さんの業務が多忙になるような状況が一部に出てきているのではないかと私は思うのですけれども、事務部長はその辺どういう判断をされておりますか。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 今議員がお話いただきましたように、MAというのは診療情報管理室ということで、診療部に所属しております。看護部につきましては外来のクラーク、あるいはヘルパーさんについては看護部と

ということで、所属が違うのは事実でございます。日ごろから連携ということで、例えば一緒に入ったときには新人研修ですとか接遇研修なんかは一緒にやっているのは事実なのですけれども、御指摘の件は十分連携がとれていない部分というのは一部にはあるかと思っておりますので、そこは診療情報管理室の酒井副院長あるいは看護部長とともに、今後どうやったら患者サービスの向上につながるかを含めて検討していきたいなと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） なぜそれを言うかという、病院のホームページ見ると看護師さんの業務に加えていろんな研修とか、基礎研修あるいは経年別研修、目的別研修、23年度においては22研修、教育委員会など委員会活動が9委員会、それぞれ看護師さんはその業務にかかわって、なおかつ患者さんの対応が主で、なおかつそういう研修あるいは委員会活動をしていくわけでありますので、そこで仕切りがきちっとされていないと本来なら助ける業務が助ける業務にならないと。逆に言えば業務がふえるような状況になると、今度は看護師さんにとってはもういやという感覚になって若年退職がふえる、あるいは新しい人があんなに忙しそうだったら入らないわということになってしまうと逆行ですので、非常に厳しい言い方かもしれませんが、もう一回そこは整理をいただくほうが看護師確保の面ではいいのではないかというふうに思っていますので、御努力をいただきたいというふうに思います。

最後に、大学の関係では、実質今回の特に財務の関係の表現というのが私異常に気になるのです。非常に厳しい表現がやっぱりされていると。それは、総体的に言うとやっぱり独立行政法人ではないからという。局長の話もあったように、平均的な財政ですよというのわかりますけれども、あの文書で財務で言っていることは、要するに独立行政法人ではないからこういうふうに、例えば行

政から、一般会計からいただいて、あるいは自主財源も努力していないのではないかというような書き方なものですから、実質独立行政ではない名寄大学タイプというのは公立大学の中であと何校残ってどのぐらいの状況であるかをお知らせいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 手元に詳しい数字はただいまございませんが、いわゆる自治体直営の運営されている4年制大学、公立大学につきましては、本学を含め前橋工科大学、あと岐阜薬科大学、福山市立大学、私が今承知している範囲ではこの大学というふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） そうすると、既にもう名寄タイプというのは4校か5校ぐらいになっているということでありまして、設置者として市長は独立行政法人というのはどういうふうな認識をお持ちでありますか。また、これから名寄大学をしていくために独立行政法人化というのはどういう認識をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 非常に難しい問題でありますけれども、時代の流れが独法化というのは重々承知してはいますけれども、一方でこの大学を今まで設置してきた経緯だとか、ミッションだとか、あるいは地域における役割ということを総合的に勘案したときに、今独法化するメリットがあるのかなのかということは非常に慎重に考えなければならぬなというふうに思っています。これも今現状においても私大も相当数定員割れをしている大学ふえてきているという中で、さらに大学の全国的な競争も厳しくなっていくという状況もあります。その中で今後どういう運営体制が望ましいのかということは、よく学長も含めて事務局ともそこら辺を連携をもう一回密にやっというふうなことで今確認し合っているもので、その辺の議論

をしっかりと重ねていくということの段階だというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 大学については、例えば国がどんな厳しい財政状況になるにしろ、教育費を大幅に削っていくという意図ではよほどのことがないと考えられない。そういう意味からすると、そんなに心配する必要はないのかと思いますけれども、一方やはり財務体制をしっかりとしていけないと、これが独法がいいのか、今のままのシステムがいいのか、違うシステムがいいのかというのは別ですけれども、その検討もしっかりしていけないと、それこそ3.11の影響、あるいはこれからの国の財政状況、あるいは道の財政、市町村財政状況を考えていったときに私ちょっと心配するものですから、この辺については確かに大学は経営状況今のところいいですし、学生もいいですけれども、一方ではその目をこれからも失わないで大学の財務体制の強化というのにはぜひ目を向けていただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

加藤市政任期折り返しを経過して外3件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、大項目4点について順次質問をしてみたいと思いますが、冒頭に去る6月6日の三笠宮寛仁親王の御薨去に接し、この場をおかりいたしまして謹んで哀悼の意を表したいと思えます。

ひげの殿下と親しまれ、医療、福祉、スポーツ振興などに力を尽くした方でした。特に当市とは御縁が深く、スキー競技会の御観戦や御講演などで30回以上にわたって御来名をされました。改めて心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、本題に入りたいと思えます。1点目、

加藤市政任期折り返しを経過してということでお伺いをいたします。2010年4月、当時全道一若い市長として注目と期待を集めながら市長に就任されてからは2年が経過し、加藤市政として1期目の任期折り返しを経過したところであります。10年、20年先の将来を見据えた力強い産業づくりと雇用の創造を柱に掲げ、民間会社名寄市的発想での行政運営や交流人口拡大を目指した観光の振興に特に力を注がれ、また市長みずからトップセールスで全道、全国各地へ足を運び名寄を売り込むなどの精力的な活動は、今や多くの市民が認めるところであり、加藤市長のまちづくりに対する思いも市民に広く浸透してきていると感じるところです。そこで、加藤市政1期目の前半2年間の成果について、あわせて就任3年目を迎えて今後の市政運営の課題等についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目、地域農業の振興についてお伺いをいたします。既に御承知のとおり、農業を取り巻く環境は農家戸数の減少、高齢化、農畜産物価格の低迷による農業所得の減少などさまざまな問題を抱え、加えて昨今のTPP問題等先行きの見えない状況が依然として続いております。農業を基幹産業とする当市においてもそれらの問題は例外ではなく、とりわけ担い手の減少や農業従事者の高齢化の進行が顕著であります。今後地域農業の振興、発展のためには、地域の中核となる担い手の育成確保とともに農地の利用集積を行い、農業構造の基盤を再構築していくことが必要不可欠であると考えますが、当市における農地集積と担い手の現状、そして今後の行政としての対策についてお知らせを願います。

また、先般人・農地プランに関するアンケート調査を実施したところだと思えますが、アンケート結果の概要と調査結果を踏まえての今後の対策についてあわせてお知らせを願います。

3点目、名寄市観光振興計画についてお伺いをいたします。今年度より当市の観光振興の指針とな

る名寄市観光振興計画が策定され、具体的な取り組みが始まっているところです。本計画の最大の目的である交流人口の拡大による経済波及効果が地域産業の活性化、ひいては名寄市を中心とする道北地域の活性化につながるものと大いに期待をするところであります。ある研究機関によると、農村地域の活性化を図る指標として、経済活動、農業生産、林業生産、そして人口定住という4つの要素が重要であるということであります。人口定住ということでは、当市においては旧風連町との合併後3万人台を維持していた人口も微減が続き、残念ながら本年3月末の時点でついに3万人を割り込みました。観光振興計画の中でも移住、定住策についてうたわれておりますが、今後交流人口の増加はもとより、そこからどのように移住、定住に結びつけていくかという部分も地域の活性化を図る上で重要な要素になっていくと思っております。当市における移住、定住対策の現状の取り組みと今後の対策についてお知らせを願います。

4点目、スポーツ振興策についてお伺いいたします。スポーツは、健康の維持増進、体力の向上のみならず、人間形成の上でも大きな影響を与えるなど青少年の心身の両面にわたる健全な成長、発達に寄与するものであります。当市においても野球、バレーボール、サッカーなどの少年団活動を初めとして子供たちのスポーツ活動が活発に行われており、また保護者も積極的に協力し、活動を支えております。その一方で、保護者からは専門的な指導者が不足しているという声も聞こえてきているのも現状です。新名寄市総合計画、生涯スポーツの振興、施策の基本的な考えとして、指導者の育成確保とうたわれておりますが、当市としての具体的な取り組み、対策についてお知らせを願います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 山田議員から大項目4点にわたる質問をいただきました。大項目1点

目は私から、大項目2点目には経済部長から、大項目3点目につきましては営業戦略室長からの答弁となります。また、大項目4項目めにつきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

まず、加藤市政任期折り返しを経過して、前半2年間の成果についてお答えをいたします。平成22年に加藤市政が誕生し、この4月で丸2年が経過をいたしました。この間の成果につきましては、島前市長から引き継いだ新名寄市総合計画前期計画の総仕上げを初め、公約事業の取り組みなどを通じ明るく、元気なまちづくりが推進されてきたところであります。まず、公約の一つであります民間会社名寄市的発想では、ひまわり観光の推進や名寄市観光振興計画の策定を初め、総合窓口の創設などによる市民への丁寧な対応など、また基幹産業の推進では玄米ばら集出荷調製施設補助を初め、エゾシカの焼却処理施設や食肉センター等の整備など、また市立総合病院のさらなる充実では消化器内科の医師確保を初め精神科病棟の改築など、また財産を生かしたまちづくりでは天文台のソフト面の充実やイベント開催を初め、大学を生かしたまちづくりの推進など、また名寄駐屯地の堅持では要望活動や関係団体への支援など、また市民福祉の充実では地域福祉計画などの策定、グループホーム、ケアホーム整備への支援や防災対策を初め（仮称）複合交通センターや市民ホールなどを推進してきたほか、総合計画後期基本計画を初めとして今後のまちづくりの指針となる各種計画の見直しにも市民との連携、協力のもとに進めてきたところであります。

また、前期総合計画の実施事業数ベースで申しますと、ローリング調整後の実施率は95%、当初計画との比較では122%となっており、着実な事業の推進が成果としてあらわれているものと考えております。

次に、今後の市政運営の課題についてであります。まずは全国の地方都市が共通して抱える課

題として、人口の減少、少子高齢化の加速は避けて通れない課題と考えております。また、国が進めております地域主権改革につきましても地域がみずからの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことが求められることやひもつき補助金の一括交付金化など地方自治体の枠を超えた課題への対応が求められることとなります。また、合併自治体である名寄市特有の課題としまして、合併後10年で合併算定がえの期限が終了することに伴い、普通交付税が毎年減少し、平成33年には約6億3,000万円の減額が見込まれるなど、行政運営上の課題も少なくはありません。しかしながら、本市としましては昨年度議会を初め市民の皆さんと英知を結集して策定されました新名寄市総合計画後期計画の実現に向け、本市が有するあらゆる財産の活用や積極的な情報発信とともに、ローリングによる実施計画等の見直しや行財政改革を推進しながら、健全な財政運営のもとに着実に事業を推進し、地域特性を生かした明るく元気なまちづくりを進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私からは、地域農業の振興について2点ほど質問を受けましたので、答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の農地の集積と担い手の現状について申し上げます。本市における農地の総面積については、平成2年度以降の推移を見ると多少の減少はあるものの、現在まで1万ヘクタール前後で推移しており、平成17年では1戸当たりの耕地面積は13.1ヘクタール、平成21年ではおおむね14.1ヘクタールとなっております。また、認定農業者などの中核的な農業者への農地の集積率は85.8%となり、1戸当たりの耕地面積は18.5ヘクタールとなっております。最近の農地のあっせん状況ですが、平成21年度は45件、139.6ヘクタール、風連地区20件、55.8ヘクタール、名寄地区18件、50.1ヘクタール、智

恵文地区7件、33.7ヘクタール、平成22年度は31件、98.6ヘクタール、風連地区26件、89.2ヘクタール、名寄地区4件、6.1ヘクタール、智恵文地区1件、3.3ヘクタール、平成23年度は32件、106.8ヘクタール、風連地区15件、50.2ヘクタール、名寄地区14件、50.7ヘクタール、智恵文地区3件、5.9ヘクタールとなっております。3カ年の計では108件、345ヘクタールとなります。農地の流動化については、現在一定程度スムーズに行われていると考えております。

担い手の状況ですが、平成22年の農林業センサスでの農家数は714戸で、前回調査より126戸減少し、農業経営者年齢調べでは60歳以上の経営者が全体の45%を占めており、そのうち後継者のいる経営者は16%となっております。また、平成19年度から23年度までの後継者及び新規参入者の数は40名となっております。年度ごとの内訳は、19年度8名、20年度12名、21年度6名、22年度5名、23年度9名となっております。本年度策定した人・農地プラン策定に当たってのアンケート調査では、495名から回答があり、回収率は70%でありました。その中では、10年後の地域農業の姿についてはこの質問に対し、複数回答となっておりますが、問題のない状態、115名、農地が利用されず耕作放棄地が増大する、186名、農地を支える安定した経営体がない、109名、若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む、362名との回答で、将来に不安を持っている方が数多くおります。また、現在地域に中心となる経営体がないとの回答が183名からあり、今後農地の出し手となるとの回答が22%、108名で、後継者のめどが立っていないとの回答が70%、347名が回答しております。この結果から、農業者の高齢化や担い手不足などを背景に経営規模の縮小や離農する農業者の農地の中には引き受け手のない農地が増加し、耕作放棄地となることが懸念されるため、

農地の集積や担い手対策は今後の大きな課題となっております。

次に、2つ目の今後の対応について申し上げます。平成24年度から始まった新名寄市農業・農村振興計画後期計画においても農地の利用集積並びに担い手の育成を重要課題として位置づけしておりますけれども、具体的な取り組みとして平成24年度から国の新規事業として創設された人・農地プランの策定による担い手対策と農地流動対策の国の支援策等と市の単独事業を活用しながら、耕作放棄地や引き受け手のない農地を出さないため、関係機関、団体と連携し、生産者の意向を聞きながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目の3、名寄市観光振興計画から小項目の1、移住、定住の現状についてお答えをいたします。

名寄市では、平成18年度に北海道移住促進協議会に加盟しておりまして、これまでに移住、定住のホームページの作成や毎年首都圏で開催されます北海道暮らし・フェアの参加、お試して生活するちょっと暮らし事業などに取り組んできております。しかし、さらに移住、定住事業の促進を図る上でより多くの人に名寄への移住に興味関心を持っていただくため、民間の方々の柔軟な考え方や発想を取り入れ、オール名寄体制で取り組むことが必要であります。そこで、民間企業、各種団体や個人に御協力をいただきながら、差し迫る諸課題に対処し、名寄市への移住促進及び地域の振興を図ることを目的に、去る4月26日、名寄市移住促進協議会を設置したところです。この協議会は、現時点で名寄市、市内の商工観光関係団体あるいは農協、建設業関係団体のほか、不動産会社3社により構成されておりますが、随時協議会の趣旨に賛同し、積極的に参画していただける

企業や個人の参加を受け付けており、その旨広報6月号でお知らせしております。今後市のホームページにおいても周知を図ることとしております。

次に、小項目の2、今後の対策についてお答えいたします。今後の名寄市移住促進協議会の取り組みとして、首都圏へのプロモーション活動の実施やホームページ上で空き地、空き住宅情報の提供を行うなど、民間企業や各種団体等と連携を図りながら、ちょっと暮らしができる施設の紹介や住みやすい環境整備の検討、また名寄市のさまざまな情報提供を行うほか、名寄市との友好都市である人口54万人の東京都杉並区の協力を得ながら、避暑地としての最適な夏と雪質日本一をうたい、魅力的な冬にターゲットを絞ったちょっと暮らしのモニター事業を実施するなど、このことをきっかけとして移住、定住の拡大により効果の高い事業展開を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目4、スポーツ振興策についてお答えをいたします。

小項目1、指導者の育成確保の対策につきましては、当市といたしましてはこれまでも生涯スポーツの振興として市民皆スポーツを目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動に親しみ、相互の交流を深め、健康維持、増進ができるようスポーツ施設の整備や改修、管理運営の充実に努めてまいりました。少年団を初めスポーツ指導者の育成確保及び技術力の向上を図るために、教育委員会ではスポーツセミナーやアスリートとの交流事業を開催しております。ともに平成21年度からの取り組みとなっておりますが、スポーツセミナーは主にスポーツ指導者、スポーツ団体関係者などを対象として、北海道ハイテクアスリートクラブ代表を招聘して陸上競技者対象の指導、講演や北海道スノースポーツミーティング実行委員会によるスキー指導者のための実技指導な

ど、指導方法を学ぶなど競技力の向上と指導者の育成を図ってまいりました。また、アスリートとの交流事業では、主に小学生から高校生を対象に競技力の向上を図るとともに、各指導者の指導方法の向上を目指し、ホクレン女子陸上部との交流練習、プロバスケットチーム、当時のレラカムイ選手による技術指導、同じくプロサッカーチーム、コンサドーレ札幌、サッカーと食育教室を実施してまいりました。また、各体育協会や地域スポーツクラブ「ポポ」と連携を図りながら、スポーツ団体の育成、指導者の育成確保、スポーツ教室等の開催、支援充実に努めてまいりました。また、名寄市体育協会におきましては、各スポーツ教室の開催やスポーツ大会などへの協力、スポーツの底辺拡大を目指して、スポーツ指導者派遣事業では各施設にスポーツアドバイザーを配置をしたり、青少年向けにはスポーツ少年団育成事業のほか、アスリート養成のための技術力向上事業などが取り組まれております。今後におきましても引き続きスポーツセミナー、アスリートとの交流事業などの事業を実施するとともに、体育協会や地域スポーツクラブとさらなる連携強化を図り、地域の幅広い世代のスポーツ技術力の向上を目指すとともに、各スポーツ施設の整備改修を計画的に進め、スポーツ環境の整備に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それでは、それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問させていただきますと思います。

まず、順番にいきたいと思います。1番目の加藤市政任期折り返しを経過してということで御答弁をいただきました。御答弁ありましたように、主に本当に観光振興、市長は6つの公約ということでそれぞれに力を注がれて、先ほど御答弁の中にもありましたけれども、一定の成果はしっかりとあらわれていると私は感じております。2年間で言いかえるならば、ひまわりではないですけれ

ども、しっかりと種まきをして、芽も出てきているものもあるかと思えます。また、今後後半2年間どのように大きな花を咲かせられるかということだと思っております。

1つここで市長御自身にお伺いをしておきたいと思うのですが、市長の6つの公約の中にもうたわれておりますけれども、基幹産業、特に農業の推進ということで、市長は産業振興こそ地域の基礎であると常々おっしゃられておりますけれども、私もそのとおりだと思っております。特に基幹産業である農業の発展なくして名寄市の発展はないと思っておりますし、また農業だけでなく、ほかの商工業含めてそれぞれが連携しながら発展していくことが名寄市全体の発展につながっていくのだと考えております。そこで、基幹産業の農業の推進ということで、市長御自身は今後どのようなお考えを持っておられるのか。例えば地域農業の今後のあるべき姿ですとか、また何か市長が考える新たな取り組みですとか、そんな市長の思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 発言の機会をいただきありがとうございます。昨年度特に農業若手団体の周年事業がありまして、4Hクラブさんあるいは風連アグリエイトさんだとか、それぞれ周年事業があつて参加をさせていただきました。この地域は皆さん若手農業者の方が元気で、先ほど人・農地プランのアンケートの話で随分先行き不安な話もありましたけれども、私は地域の若手農業者が着々と育ってきていて、すごく明るい兆しだなというふうに思っています。また、先般の農協の総代会でも役員さんがかかりましたけれども、相当また若手の役員さんが出てきているということで、これから本当にこの地域の農業が期待できるなというふうに思っています。その若手の皆さんたちがやはりこの地域でこれからは希望を持って農業ができるように、しっかりとバックアップをしていかなければならぬと改めて思っているところ

ろです。

4点課題というか、思っていることを話しますけれども、やはり農業どうしても国あるいは道の施策に左右されるというところがございます。この人・農地プランの話もそうでありますけれども、我々行政としてはその国の情報をしっかりとやっぱりアンテナを立てて素早くキャッチをして、これがどう地域に反映できるのか、地域の農業者の皆さんとよく相談をして橋渡しをする、あるいはコーディネートするという力をもっともってつけていかなければならぬなということを改めて感じているところです。

また、これはもう全産業的に言えることですが、やはり名寄という知名度を上げていくこと、ブランディングを高めていくことというのが何よりも大事なのではないかと。観光振興計画がスタートし、星とモチ米ということをある意味で絞り込んだ中で、今キャラクターだとかブランドづくりをしていこうということになります。こうしたことでもっともって名寄を有名にしていくことで、直接あるいは間接的な農業の振興につなげていきたい。

また、3つ目には、独自の振興作物の育成ということをこれまでもやってまいりました。ひまわりでは、ことし3年目でありますけれども、これも新たな地域産業あるいは農業も含めた波及効果が出てくるものというふうに期待をしていますけれども、加えて新聞等でもお話をさせていただいていますけれども、ここには薬用植物資源研究センターがありまして、この薬用植物は名寄はいろいろと紆余曲折の歴史があるわけですが、今まさに国内あるいは世界的にもこの需要が高まってきていて、この振興も名寄ならではの独自の取り組みになるのではないかと。ちょっと具体的にまだなかなか言えませんけれども、少しずつこれ芽が出てきているところもありまして、このことも通じてこれも将来的にまだ小さい芽ですが、地域の振興作物の一つとして

ひ大事に育てていきたいと、そんなふうに思っています。

最後に、何といても販売チャンネルを拡大していくことが行政の大きな役割かなというふうに思っています。今杉並を中心にピンポイントでそこからいろいろな枝葉をやっていこうというふうに思っていますし、また企業等のセールス等も我々がやっていかなければならないなど。農協だけでなく、我々自治体としてもやっていかなければならぬというふうに思います。今それぞれの自治体が本当に競い合いながらセールスをしています。みずからやっぱりトップセールスということが大事だということを改めてこの2年間痛感して、これからは怠けることなくトップセールスも含めて農業の振興にしっかりと邁進していきたいという覚悟であります。長くなって済みません。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 市長みずからの御答弁ありがとうございます。4つほど今後の地域農業の振興に向けてということでお答えをいただきました。特に市長の場合は、名寄の知名度向上、また販売チャンネルの拡大ということで、いろいろと地域の農産物含めてPRをしていただいていることに対しては、若手農業者、今若手農業者のことも御心配いただきましたけれども、本当に市長みずからが、そして行政の職員さん皆さん含めてPRしていただいているということを感じつつあります。その中でも1つお話ありました、やはりまた今後新たに独自の振興作物何かないかというのも若い農業者の、何かそれぞれ農業者自身も模索しているところでもありますけれども、今生薬の振興等も市長考えられているということでお話がありました。まさにこれも地域の財産を生かしたまちづくりということにつながるのだと思います。やっぱりせっかくああいう研究所、私自身も中にも入ったことも実はありませんし、多分たくさんの農業者の方、あそこにああいう研究を

されているという施設、ちょっとわかっていない方もいらっしゃるのだと思います。本当に名寄の財産でしょうから、そういったものも活用して、これからということになるのでしょうかけれども、新たな振興作物になっていくように、当然ほかの関係団体とも協力して進めて、いつか大きな花が咲くように私自身、そして農業者自身も努力していきたいなと考えております。

今後の市政課題についてということで、引き続き財産をしっかり活用して、また健全な財政運営ということで御答弁をいただきましたので、私自身市長を見ていますと本当に名寄という町に愛着を持っているのだなというのを感じますし、先ほども申し上げましたけれども、多くの市民の方も多分そう感じているのだと思います。今まで感じていなかった方ももしかしたら名寄ってすごくいまちかもというような雰囲気になってきているのではないかと思いますので、今後も加藤市長らしく、前向きに明るく元気なまちづくりという目標に向かって市政運営に取り組んでいただくことをお願いしまして、次に移っていきたいと思います。

地域農業の振興についてということで、それぞれ数字でもいろいろとお答えをいただきました。先般新聞にも、これは農業者の戸数というところだけではなくて、農業委員会委員の選挙有権者名簿で6年間で363人が減少ということで、やっぱり農業者の減少、また担い手の減少も含めて進んでいるのだと思います。そういった現状の中、農地の集積に関しては数字でわかりました。やはり後継者、また新規で就農者という方がここ数年1けた台であるということ。記憶が正しければ多分平成19年、18年より前は2けた維持していたのではないかなと思っています。現実的にやはりどんどん減ってきていると。新規参入者も含めて減少してきているというところだと思います。

先ほどの人・農地プランのアンケートで幾つか回答の内容をいただきましたけれども、数点私も

アンケートの内容拝見させていただく中で、アンケートの設問内容と回答がどのようにあったかというのを1点ちょっと教えていただきたいものがございますので、お願いいたします。設問の中に農業を持続可能なものとするために今後どうしたらよいかという設問があったと思います。その回答内容についてわかれば、戸数、どういった回答が何件あったかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 議員から御質問のありました件についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

何もしなくてよい、63件、存在する地域の中心となる経営体に農地を集積し、そこに青年就農者が参加していく、164件、今後地域の中心となる経営体を創出し、そこに農地を集積したり、青年就農者が参加する、249件、未回答の部分が19件、以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ありがとうございます。わかりました。特に担い手の問題に関しては、こういった先ほどの数字やアンケートの結果などの調査からのどういう状況かというのは、ある程度もうはっきりしているわけです。10年先ぐらいのことだから今すぐでなくてもということでは、そのとき大変な状況になってくるのではないかと思いますので、特に担い手の問題、そして農地の問題に関しては特効薬というのはなかなかないかと思っておりますので、前回の一般質問でも申し上げさせていただきましたけれども、くどいようですけれども、行政と農協を初めとする関係機関、そして農業者が何度も時間をかけて地域農業の将来について協議をしていく場というのがやはり必要なのだと思います。そこからやはり地域の将来、地域農業の将来像、またあるべき姿というものが見えてくると思いますし、行政側としても具体的なそこから有効な手だて、また支援策が打ち出せる

のではないかと思います。このことは、御答弁で前回必ずやっていたといたいたのですが、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 人・農地プランの策定に当たりましては、3月に全体の説明会、それから4月に地区別の懇談会というのを実施したのですけれども、ことしについては農作業が終わった段階でよりもう少し区域を狭めて、例えば智恵文だと北部と東部の農家の人を対象にするだとか、もう少し地域を絞って地域の農家の方と話し合いを進めて、今後の地域、人・農地プランの策定、修正可能なものですから、やっていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひよろしくお願ひします。今特に20代、30代、担い手の方々厳しい農業情勢の中、地域の農業の将来がどうなるのかははっきりと見えない中で毎日必死に頑張っておられます。実際は、地域農業の将来像がなかなか見えてこない中、まして自分自身の将来の姿など想像がつかないというのがやっぱりこれだけさではなくて本音なのです。若い担い手の方が希望を持って営農できるように、そしてまたその下の子供たちの世代にとっても魅力のある産業になるよう行政としての対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次へ進みたいと思います。観光振興計画について、御答弁をいただきまして、民間の発想などを活用していくというところでお答えをいただきました。やはり具体的には、計画が今年度からスタートしたということでこれからという段階なのだろうと思います。ちょっと一つの私なりに提案といたしますか、定年帰農というような言葉があると思います。例えばお勤めをリタイアされて、そういうふうに第二の人生を自然の中で自給的に農業に携わりながら過ごしたいというような方も今多

くいらっしゃるようなのですけれども、行政としてというか、名寄市としてそんな遊休農地ですとか、遊休地を利用した例えば自家農園つき住宅というようなものですか、そういうような形のところにそういう方に住んでいただくですか、何か名寄市ならではの、農村ならではの、そういうような形があってもいいのではないかなと私は思っているのですが、そのあたりのお考えありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） お話がありましたとおり、観光振興計画の中ではちょっと暮らしという形で位置づけをさせていただいています。ちょっと暮らしが移住、定住にというのに基本的には結びついてほしいと思いますし、そうなることが一番理想だというふうに思っています。

今御指摘がありました農地つきの住宅、あるいは空き住宅、あるいは第二の人生のという、ついの住みかというような考え方なのですけれども、ここにちょっと暮らしをした方々のアンケートの調査がありまして、その中で少しちょっと引用させていただきたいと思います。これは、平成23年度にちょっと暮らしをされた方々へのアンケートなのですけれども、ちょっと暮らしをした目的は何ですかという問いがありまして、一番多かったのがシーズステイ、要するに一定期間北海道で過ごしたいという方が約40%、それから2番目に移住候補地探しというのが約22%です。3番目が2地域居住探し、要するに都市と農村で住み分けをするというような方が約20%ですので、北海道に観光目的等でシーズステイする方と移住、あるいは2地域居住という方々が約半々いらっしゃるということで、ちょっと暮らしの方策というのは非常に有効であると考えています。ただ、せっかく名寄にお越しいただいても、先ほどからも議員もおっしゃっているとおり農地の空き地ですとか、例えばそういった情報は同時にこちらからも提供してあげませんと、やっぱりせっかく来

ていただいてもそれが移住に結びつかないという点がありますので、その点がありまして、今もちろん個人も含めてのそういった情報をなるべくたくさん集めて情報発信ができるようにしたいと考えています。それと、もちろん情報発信ですので、名寄市の魅力だか、気象条件だとか、いろんなこともやっぱり住環境含めての情報提供が必要になってくると思いますので、そういった情報収集と、あといかに見てもらえるものにするかということも含めて今協議会の中で進めようとしております。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 今室長おっしゃったように、本当にいかに見ていただけるかというところなのだと思います。情報の発信の仕方いかんで名寄に目を向けてくれるかしてくれないかというところ、大きく変わってくると思います。地域の実例として、私の居住している近所でも本当にたまたま名寄を訪れた、何かのきっかけで訪れて、もうすっかり気に入ってしまって、ログハウスを建てて住みついてしまったという方、今までサラリーマンをやられていてリタイアされた方なのですが、今やもう本当に町内会の皆さんにも溶け込んで、まさに地域の方になっていただいています。本当に何かちょっとしたきっかけですし、たくさんの方に見ていただける情報の発信の仕方、また受け入れ側としては民間のそういった活力、また情報、そして名寄ならではの自然や景観などを生かした受け入れ態勢の整備、今後もぜひ進めていっていただきたいと思います。そういう部分から、やっぱり定年帰農ということだけではなくて、例えば若い方が農業という分野に新規参入者として参入してくるといったことにもつながっていくのではないかなと私は考えておりますので、どうぞそのあたり積極的に情報の発信を求めておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは最後に、4点目のスポーツ振興策について再質問させていただきたいと思っております。この

スポーツの指導者、そして育成の確保ということでは、昨年の第4定でスポーツ基本法にかかわる中で若干触れさせていただいたのですが、最後時間がなくなってしましまして、今回改めて質問させていただきました。やはり特に青少年、そして子供たちのスポーツというのは、指導者いかにいうところが大きいのかなと思います。都会であってもこういった地方都市であっても絶対的な人数は差があるにせよ、子供たちの持っている潜在能力というのは差はないわけですから、やはりそこを指導者がどう見つけ出して引き出していくのかというところが大事なのかなと思います。実際この間も新聞に出ていたと思いますが、市内の野球少年団が昨年は全道大会で準優勝をしたと。ことしも連続出場で、ことしこそは全国大会へと。そういった野球に限らずほかの競技でも相当高いレベルの中にある子供たちもいるわけなのです。しかし、反面例えば中学生になったり、高校生になったり、そうする中에서도っと高いレベルの中でやってみたいと思う子供たちは外へと出ていってしまうと。実際中学生で例えば野球をしに旭川まで行っておられる子もいるようですし、またもう高校生ぐらいになるともっと高いレベルの学校に行きたいと。そういう子たちほとんど地元に残らない状況になってしまうのです。地元で小学校、中学校、高校ということで、やっぱりある程度一貫した中で子供たちのスポーツを指導できる体制というのも、体制づくりも含めた指導者の確保、こういったことが必要になってくるのではないかなと思っております。例えば何でもいいでしょう。ある競技に関して専門的に指導ができる学校の先生を例えば配置をします。そういったことも検討していいかと思いますが、そのあたりお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 各学校の部活、少年団等における専門的な指導ができる教職員の配置確保等についてでございますけれども、教育委員会

といたしましては毎年教職員の異動に伴う人事協議の際にでございますが、各学校の校長先生から要望あった競技の教職員指導者について教育局に配置していただくようお願いしているところでございます。ただ、すべて要望どおりとはっておりません。ただ、ある程度確保されているのではないかなと考えております。ただ、中学校の場合は担当教科が優先されてまいりますので、どうしても難しい状況でございます。今後も学校、地域等の要望に極力こたえていけるよう指導者の確保に私どもも努力を続けてまいりたいなど、そんなふうと考えております。

また、学校での指導者の育成等についてちょっとお話し申し上げたいと思うのですが、基本的にはベテランの教職員が自己の指導経験を若い教職員に伝えることによって行われておりまして、学校や保護者、地域の方々の要望にこたえるために、みずからの経験と努力で指導者としての技量を高めている、そういう教職員が多いのも現状でございます。今後各学校で指導している専門性を備えている教職員が中心となって、地域の指導者というのでしょうか、が育成されていくような、そういう体制についても検討していくことが大切なことでないかと、そんなふうにとらえておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ありがとうございます。やっぱり学校の先生ということですから、当然転勤ですとか、そういった問題もあるのかと思います。今ただ、教育長おっしゃいましたように、そういう方からの波及というのでしょうか、地域の方でまたそういった指導能力を引き継ぐ場、いわゆる育成です。最終的に地域に根づいて指導をしてくれる方を育成確保していく。そういった体制づくりというのがやっぱり必要になってくると思いますので、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後1点、ちょっとスポーツ施設の整備にかか

わってお伺いをしておきたいと思ひます。野球に関してということなのですが、前段ちょっと皆さん御承知かと思ひます。北海道で甲子園に出場経験のない支部というのは、ここ名寄支部だけでありまして、実は2018年、6年後です。夏の甲子園大会が100回記念大会という大きな節目を迎えるということで、6年後といひますと今の野球少年団で中心となって頑張っている5年生、6年生がちょうど高校2年生と3年生になるのです。100回記念大会にぜひとも名寄支部から甲子園にということで、大変思ひを強くしている保護者の方もいらっしやいまして、またそういう目標を持ちながら日々練習に明け暮れているという子供たちもたくさん今出てきているそうでありまして。そこで、保護者の方からお伺ひした話なのですが、名寄市営球場、実は高校野球、高校野球ですからいわゆる高野連で定める施設の基準を満たしていないので、高野連主催の試合が開催できないというようなお話を伺ひしました。そのあたり市営球場の施設整備も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま山田議員御指摘の部分ですが、当然スポーツ指導者の育成確保とそれに伴いますスポーツ施設の整備については表裏一体のものと考えております。施設整備につきましては、各競技団体であるとか体育協会からの要望等を踏まえて、財源の制約等もあることから、緊急度を加味しながら優先順位を定めまして、計画的に実施しているのが実情でございます。御指摘の名寄市営球場につきましては、平成20年に北海道高等学校野球連盟の名寄支部長より、名寄市営球場の施設改善にかかわる要望というものがございました。その中で道の支部大会の使用球場としては、稚内の市営大沼球場並びに士別市営球場、そして名寄市営球場の3球場が名寄支部としてローテーションとして開催をしたいということを示されております。ただ、開催に当たりま

しては、特に近年の選手の安全性を考慮して、野球場外野施設のラバーフェンスの設置が最低条件としての要望がされております。名寄市の市営球場につきましては、そのほかに外野の芝生、放送設備、スコアボード、ピッチャープレート、それから3塁側のフェンスなどの整備等左右両翼の拡張工事など多数の点が指摘をされております。現在ではこれらの条件を満たしていないため、名寄市での支部大会はここ数年開催されていないというのが現状でございます。市では、総合計画の後期計画分としてはスポーツ施設の整備計画として、市営球場につきましては予定では平成25年にバックスクリーンの塗装の改修、それから26年には内野グラウンドの表土の入れかえ等を予定しておりますが、この2件ではまだ開催要件を満たしておらず、最低限のラバーフェンスの設置でも全くの概算ですけれども、数千万円が見込まれる状況であり、ほかに芝生の整備、左右両翼の改修工事など一定額の予算措置が必要なものがあり、現状では支部大会開催に向けての展望については不確実な状況と言わざるを得ませんが、今後は先ほど議員の指摘もありましたように6年後の少年団の方の夢を結ぶべく関係団体とも協議が必要だと考えているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） わかりました。高校野球の支部大会やるというところでも相当な改修が必要ということですね。地元で支部予選にしても、高校野球が全く見られないというか、生で例えば子供たちが近くに球場があるのに高校野球の支部予選すら開催していないと。そういう中で甲子園へ行く夢というのが子供たちとつなげるのかという、やっぱり保護者の方の気持ちもあると思いますし、このあたりの施設整備、当然予算等も絡む部分はあるかと思っておりますけれども、ぜひとも100回記念大会に名寄支部から甲子園へというところで整備を最後よろしくお願い申し上げて、私の

質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の行財政運営からを、大石健二議員。

○4番（大石健二議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い、1件4項目について質問を行います。

ここで、質問に入る前に去る6月6日に薨去された三笠宮寛仁親王殿下に謹んで哀悼の意を表します。

最初に、ひとり親家庭が抱える課題についてお聞きをいたします。ひとり親家庭とは、母親または父親の片方いずれかとその子供から成る家庭のことをいいます。ひとり親家庭は、離婚の増加などとともにふえ続けている中で、名寄市における4月末現在の母子世帯あるいは母子家庭、その数は265世帯、父子世帯あるいは父子家庭が25世帯で、ひとり親家庭は計290世帯に上っています。こうしたひとり親家庭が抱える悩みの就業、収入、子育て、生活状況にかかわる名寄市の取り組みについてお知らせください。

次に、移住、定住人口拡大の対策について、その取り組みについてお聞きをいたします。名寄市の人口は、今年3月に平成18年3月の合併以来72カ月、6年間にわたって維持してきた総人口3万人台を割り込む結果となりました。このまま減少傾向に歯どめがかからなければ、少子高齢化の進行と相まって地域社会の活力の減退が懸念されます。本年4月からスタートした観光振興計画では、定住人口とは対極にある交流人口の対策についてそのページを費やしていますが、移住、定住についてはこれといった妙案や決め手に欠いて

いるのが現状です。人口減少に歯どめがかからない今、名寄市にあって喫緊の課題とも言える人口増を図る移住、定住対策についてお知らせを願います。

続いて、名寄市の各諮問機関等の活動についてお聞きをいたします。現在名寄市には、審議会や協議会などの名称もさまざまな諮問機関が多くあります。名寄市における諮問機関は、幅広い市民の意見や有識者等の専門的知識を市政に反映し、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために、附属機関及び私的諮問機関が設置されています。名寄市の行政運営の公正の確保と透明性の質的向上を図る上で、現行の諮問的機関制度の改善を図っていくことの重要性については論をまつまでもありませんが、現況と今後の具体的な改善の方向性についてお知らせください。

最後に、名寄東病院の管理運営についてお尋ねをいたします。名寄東病院は、平成15年12月に旧国立療養所名寄病院を国から移譲を受けて、その後指定管理者に管理運営を委託、現在は慢性期医療に特化して内科、リハビリテーション科において市民の皆さんの診療に当たっています。平成18年3月27日に施行された名寄市病院事業の設置等に関する条例によりますと、その第16条に指定管理者が名寄東病院の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の9月1日から平成25年度末までとすると明記されています。公設民営型名寄東病院の管理運営も期間満了まで間もなく1年と迫る中で、これまでの実績と運営の検証を踏まえて、現況と期間満了後の展望についてお考えをお知らせ願います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目1の小項目1と4を、小項目2を営業戦略室長、小項目3を総務部長からの答弁とさせていただきます。

大きい項目1、名寄市の行財政運営からの小項

目1、ひとり親家庭の抱える課題よりの現状と今後の対策について申し上げます。ひとり親家庭の生活安定と自立につきましては、子育て支援施策の一環として推進していますが、子供の健全育成のため経済的支援や就労支援を行い、安心して働ける環境づくりに努め、母子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図るとともに、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成及び母子各福祉貸付金等の助成制度や保育料等の負担軽減制度の利用を促進しているところであります。4月末日現在本市の児童扶養手当受給者世帯数は、母子265世帯、父子25世帯の合計290世帯であり、そのうち母子18世帯、父子4世帯につきましては政令で定める額以上であるため受給しておりません。本市の経済的支援につきましては、国の制度のもと中学修了前までの児童を養育している世帯に支給されています児童手当、18歳まで監護しているひとり親世帯に支給される児童扶養手当、母子または父子家庭及び18歳未満の児童対象の入院、通院費用を助成するひとり親家庭等医療費助成、母子寡婦福祉貸付金などがあり、周知に努めているところであります。

就業支援につきましては、児童扶養手当を受給している方を対象に3つの事業があります。1つ目は、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業として、教育訓練講座でヘルパー資格等を取得するために受講した場合に経費の一部を支給する事業で、平成22年度は2名、23年度は1名の利用がありました。2つ目は、母子家庭高等技能訓練促進費事業として、看護師、介護士、保育士等資格取得に係る経費の一部を支給するもので、この制度を利用して平成22年度2名、23年度3名、24年度3名が看護師取得を目指し勉学に励んでいるところであります。3つ目は、母子自立支援プログラム策定事業として、個別に自立支援計画を策定し、自立に向けた就労支援を行うものであります。生活支援につきましては、母子家庭等日常生活支援事業があり、母子または父子家庭を対象

に修学、疾病または一時的に生活支援が必要な方へ生活支援員を派遣する事業であり、修学支援の母子自立支援プログラム策定事業、生活支援の母子家庭等日常支援事業につきましてはともに平成22年度、23年度の利用はありませんでした。

また、本市では母子自立支援員を配置し、養育、就労、経済的問題、身の上相談等自立支援に係る全般的な相談ができるよう体制の充実を図ってきているところであります。相談件数につきましては、平成21年度259件、22年度208件、23年度は288件で、内容では3カ年とも経済的支援生活援助が一番多く、2番目が生活一般、3番目が児童に関するものの順になっており、22年度の相談件数では減少しましたが、経済的支援生活援助の相談は年々増加をしており、中でも高校卒業後、大学、専門学校進学に係る資金の相談が多くなっております。また、父子家庭の相談も平成21年度はありませんでしたが、22年度1件、23年度は15件と増加をしており、相談内容では児童に関するものが一番多く、2番目に生活一般、3番目に経済的支援、生活援助の順になっております。今後とも広く制度の周知に努めるとともに、ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため、地域の民生委員児童委員との連携、協力を得ながら、家庭児童相談員とのタイアップを強めるなど、さらなる相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目4の東病院の管理運営よりの現状と今後の運営について申し上げます。名寄東病院は、道北における療養型医療機関としての役割を果たすため、平成15年12月に国から移譲を受け、国から示されている用途指定、病院形態期間が満了する25年11月末までは契約に基づいて運営を行っております。現在も慢性期医療機関として内科、リハビリテーション科の医療を提供しており、地域密着型の病院として症状が安定し、その後も長期療養が必要な患者が療養生活を送るための医療療養型病院として運営されてきており

ます。継続的な医療やリハビリテーションなどを行うことはもちろんであります。自然豊かな環境の中で入院、療養中の患者に穏やかに安心して過ごしていただけるよう努力を続けているところであります。

名寄市病院事業の設置等に関する条例第16条により、平成18年9月1日から25年度末までの指定管理者の管理期間となっており、現在は上川北部医師会を指定管理者として安定的な運営に努めております。平成23年度の実績につきましては、診療看護体制では医師3名、看護師9名、准看護師20名、看護補助者など54名、職員総数83名、患者数では入院で3万6,233名、外来で3,795名となり、前年度と比較しますと入院で一時期ではありますが、待機患者がいない状況がありましたので、病床利用率は下がり、1,167人減少で、外来は213人減少となりました。また、収支につきましては、前年度と比較しますと入院収益が940万3,000円減少の5億7,922万9,000円となり、外来収益は51万5,000円増加の2,011万1,000円となりました。平成15年度から23年度までの決算におきましては、15年度は初年度の年度途中の開設によるものと21年度は入院患者診療報酬減によるものの赤字決算となりましたが、それ以外の年度は黒字決算となっております。今後も地域に密着した病院づくりを目指し、利用者の増加を図るとともに、医療資格者の確保と看護体制の充実に努め、効率的な運営を目指してまいりたい。平成25年度の契約期間満了後の方向性につきましては、年度内に関係機関と協議を行い、決定していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、小項目の2、移住、定住人口の拡大対策、その課題と対応についてお答えをいたします。

名寄市では、平成18年度に北海道移住促進協

議会に加盟してから、これまでに移住、定住ホームページの作成や毎年度首都圏で開催されております北海道暮らし・フェアへの参加、お試し生活するちょっと暮らし事業などに取り組んできております。しかし、提供する情報の内容や発信の方法などに現在課題があり、さらに移住、定住事業の促進を図る上でより多くの方々に名寄の移住に興味関心を持ってもらうため、民間の方々の柔軟な考えや発想を取り入れ、オール名寄体制で取り組むことが必要であります。そこで、民間企業、各種団体や個人に御協力をいただき、差し迫る諸課題に対処し、名寄市への移住促進及び地域の振興を図ることを目的に、去る4月26日、名寄市移住促進協議会を設置したところであります。この協議会は、現時点で名寄市、市内の商工観光関係団体、農協、建設業関係団体のほか、不動産業者3社により構成されておりますが、これまで実際に名寄に移住してきた方々を初め、より多くの方に参画をいただき、さまざまな視点から活発な取り組みを進めるために、随時協議会の趣旨に賛同いただける企業や個人の参加を受け付けており、その旨広報6月号によってお知らせをしております、今後も市のホームページにおいて周知を図ることとしております。

今後は、名寄市移住促進協議会の取り組みとして、首都圏等へのプロモーション活動の実施やホームページ上での空き地、空き住宅の提供を行うなど民間企業や各種団体と連携を図りながら、ちょっと暮らしができる施設の紹介や住みやすい環境の検討、また名寄市のさまざまな情報提供を行うほか、名寄市との友好交流都市であります人口53万人の東京杉並区の協力を得ながら、避暑地として最適な夏と雪質日本一をうたい、魅力的な冬にターゲットを絞ったちょっと暮らしのモニター事業を実施するなど、このことをきっかけとして移住、定住の人口の拡大により効果の高い事業展開を行ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、名寄市の各諮問機関等の活動より、現況とその運営についてお答えをいたします。

諮問機関などの現況といたしまして、まずそれぞれの審議会や協議会等の名称につきましては、根拠とする法律等で名称が明記されている諮問機関等についてはその名称となり、それ以外は諮問機関の設置目的等によって委員会や協議会等の名称を決めております。

次に、諮問機関の設置根拠についてですが、地方自治法第138条の4第3項の規定によりまして、法律または条例に基づき設置している調停、審査、諮問または調査等を目的とした機関は、執行機関の附属機関と位置づけをしております。また、有権者等の意見を聴取し、市の施策等に反映させることを主な目的として、要綱等に基づき設置される懇話会や委員会等を私的諮問機関と位置づけ、附属機関に準じ、市の行政運営に御助言等をいただいております。したがって、本市で設置している諮問機関は大きく分けてこのいずれかに該当することになります。

次に、委員の選任に当たっての基準であります。これは名寄市各種委員の任免に関する要綱において規定されておまして、年齢や男女の比率、1人がつくことのできる職の数、長期固定化を避けること、公募による委員選出などが規定されておまして、各担当課におきまして当該基準に基づき委員を選任しておりますが、専門性を必要とする場合や法令で職を定めている場合、さらには高齢化、過疎化等の進行による委員のなり手不足等で当該基準に基づく委員選任が困難になる場合もあり、すべてがこの基準どおりとはなっていない現状もあります。今後とも委員選任に当たっては、各担当課において当該基準を遵守するよう努力するとともに、多くの市民から市政への意見を聞くことのできるような諮問機関の委員選任のあり方についても他市の取り組みも踏まえ、研究し

てまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

最初の質問の順番と多少入り繰りがあると思いますので、あらかじめ御承知おきください。最初に、今扇谷部長のほうから御答弁をいただきました各種諮問機関についてお尋ねをしております。確認ですけれども、法律または条例に基づいて設置された名寄市の附属機関は、名寄市の例規集から見たところ第3編に執行機関、第8章、附属機関等に明記されている名寄市総合計画策定審議会、あるいは名寄市特別職報酬等審議会、11個ぐらいの機関が書いてあるのですが、これらが附属機関というふうになりますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私どものほうで押さえております審議会、委員会等は全部で71ほどございまして、このうち法令、それから条例等に基づく附属機関につきましては46ほどあるというふうに押さえております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

では、それ以外は私的諮問機関ということになりますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 基本的にはそういうふうには押さえておりまして、ただ設置目的等さまざまなパターンがありまして、1つは広域で設置されるものでありますとか、それから規則、要綱、告示、そういったもので規定されるものもありますし、またそういった特段の決めがないものもあります。基本的には附属機関、そして私的諮問機関というふうに分けておりまして、今申しました附属機関46以外については私的諮問機関との位置づけをしております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

それでは、核心に入っていきたいと思うのですが、今定例会が始まる前に各部署の皆さんに御協力いただいて、それぞれの諮問機関等についてお答えをいただきました。なかなか公務多忙の折にお手を煩わせたことに対して、改めて感謝を申し上げたいと思います。

それぞれ諮問機関の集計していく中で、何点か不明な点がございましたので、その点について確認をさせていただきたいと思います。まず、1点目は、先ほど扇谷部長のほうからお話があったのですが、名寄市各種委員の任免に関する要綱というのがあります。第5条に各委員の選任条項が書いてあるのですが、お聞きする前に一部お答えがありましたけれども、改めてお聞きをしております。4項に男女共同参画社会の実現のために、定数の男女の比率の均衡に努める、こうあるのですが、皆さんからいただいた審議会等の集計を行いましたところ、女性がゼロという委員会が全部で9つありました。また、女性がたった1人という、こういった機関が12ありました。先ほども御説明はありましたけれども、この要綱の中でしっかり明記されているものですから、現実と大きく乖離をしている、要綱の条文とそごを来していると、こうした実態について改めて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘のありましたとおり、私どもの任免に関する要綱につきまして男女の均衡を図ることが必要ということが述べられておりまして、まさに委員の選任を行う上で当然私どもも配慮をしながら、これまで委員の選任を行っておりますが、しかしながら公募をかけてもなかなか私どもが思うような形の応募がないということもあわせて、必然的に私どもの知る範囲で一定程度お願いをするというような状況も一方では生じているというのが実態であります。女性の委員さんにつきましては、それぞれ

家庭等の事情もございまして、なかなかスムーズに委員に選任と至るといような状況も実は余りありませんで、私どもも今後の対応につきましては何かしら対応が必要という認識をしております。

ちなみに、先ほど言いましたいわゆる附属機関との考えの中で、女性の委員さんに選任をされている選任率でありますけれども、27.5%と3割を切っているような状況もありまして、これはまさに男女共同の参画の計画を持っている私どもの立場にしても非常に不十分なものと認識をしておりますので、今後また新たな考えを含めてぜひ対応を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） なかなか男女の比率を均衡を図るといことで苦慮しているということなのですけれども、もう一点、第5条の5項に同一人の過度の重複を避けるために、1人がつくことのできる職の数はおおむね3とする。この場合において、委員長または会長の職につくことは、原則なのではございますけれども、原則として1つの委員会のみとするというふうに書いてございます。この点については、遵守されていますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） これにつきましても十分な形とはなっていないという認識をしております。委員の選任に当たりましては、1つは公募、原則ということでありまして、もしくは必要に応じて町内会連合会でありますとか、それぞれの各機関に選任のお願いをするという、そんな場合もありまして、そうしますとなかなか役員さんの数の問題、もしくはそれぞれの要請をしました団体等のさまざまな状況を含めて同一の方が、特に主に会長さん、副会長さんが選任をされて名前が上がってくるということもありますので、そういった各種団体の要請含めての内容がある審議会、委員会等につきましてはどうしてもやはり同じ方が重複をせざるを得ないといような状況もあります。一方では、なるべくそういう重複を避けるよ

うなお願いも原課のほうではされているというふうには伺っておりますけれども、実態としてはそうはなっていない部分もあると。これも一つの課題として考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） いただいた数値を統計で集計してみたのですが、お一人で8つの諮問機関に所属している方が1名いらっしゃいました。あと、6つの諮問機関に、あるいは5つの諮問機関に所属している方がそれぞれ2名ずついらっしゃる。同じく4つの諮問機関に所属している方が12名、許容範囲というのでしょうか、3つの委員会に所属している方が16名いらっしゃいました。合わせて33人が要綱の第5条の5項にそごを来しているということなのですけれども、こういった兼職という言葉が当たっているかどうか知りませんが、兼ねているケースが多いといこの実態について、今後どのように改善していく具体的な施策をお持ちなのかどうかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 委員さんの任免に関する要綱の関係につきましては、趣旨としましてはできるだけ多くの市民に各種審議会、各種委員会等に御参加をいただいて、開かれた市政をどのように推進していくかということが大きなポイントであったかなというふうに思っています。歴代の市長さんの中でも、なるべくお一人でかけ持ちをすることについてはより市民の意見を取り入れるという部分から見ると非常に難しい話になるので、できるだけということで、一応1人3つのポストということに努めるということで検討してきた経過があります。例えば町内会連合会の会長さんというのは、いろいろそれぞれの地域課題のための審議会等に数多く名前を連ねていると思っておりますけれども、その場合においても可能な限り会長さんばかりではなくて、複数いらっしゃる副会長さんに出てもらうような工夫についてはこれまで

もやってきました。恐らく同じような各それぞれの出身の団体さんのほうと協議をさせていただいて、可能なものについては会長ではなくて副会長さんであってもその団体の持つ機能を損ねない範囲内でさまざまな意見を市政に反映させてもらうという工夫については、これまでも取り組んでおりました。そういう観点からしますと、人口が減少していて過疎化が進む中で、それぞれの団体の役員構成が偏った形になってきているというのも現実ありますので、この辺より必ずしも会長さんではなくて副会長さん、場合によっては事務局長さんとか、そういう立場の方であっても市政反映するのに適切と団体側のほうでお考えをいただきまして、推薦をしていただいて、市のほうからお願いをします。こういう形についてもう少しより兼職というか、かけ持ちをなるべく少なくする努力については努めてまいりたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

今充て職という言葉が一般的なのかどうかわかりませんが、そういった兼職が、兼ねてしまうということについてお話をされたのだらうと思いますが、それでは最初に御質問の中でお話した附属機関と私的諮問機関、これについてもう一度ちょっと詰めてお話をしたいのですが、名寄市の例規集の中に名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例というのがあるのですが、この中に地方自治法、先ほど出ていましたが、第138条の4の第3項、この規定に基づいて設置された附属機関の委員及びその他の法令に基づいて設置された機関の構成員または本表中のほかの各項に該当しないものの報酬は日額4,000円というふうになっているのですけれども、これは私的諮問機関の構成員の方にも支払われるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘のとおり、附属機関の委員さんにつきましてはおおむね1日

4,000円という形で支払っておりますが、各種私的諮問機関の部分につきましても中身が一定程度法令ですとか政令等の趣旨に合うようなものにつきましても、附属機関同等の4,000円を支払っている場合もございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 今ちょっと微妙なところだったのですけれども、ではそうすると私的諮問機関の中でも日額4,000円を払っているケースと払っていないケースがあるということですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） そうです。費用弁償に関する条例につきましては、各種委員会それぞれ報酬を決めておりますので、附属機関に倣うような形での報酬の設定の仕方というのも実際ありますので、基本的にはおおむねどの委員会につきましても設置目的等が当然あって、その設置目的等もある意味法令、政令等の趣旨に準じるようなものと判断をされた場合については4,000円を支払っているということでありませぬ。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） ちょっと微妙なところなのですが、これについてはまた私的諮問機関等、お支払いしている諮問機関についてお知らせをいただきたいと思いますが、諮問機関については最後の質問にしますが、今回各部署で名簿あるいは会議の開催回数だとかいろいろ教えていただいたのですが、これはホームページで諮問機関の委員の名簿だとか、あるいは審議の経過、結果について公開をしていくお考えはございませんか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私ども情報公開もちろん進めておりまして、各種委員会の設置でありますとか委員等の構成につきましては、これまでもホームページ等で公表、情報公開をしているということがあります。どこまでということもありますけれども、一定程度必要な情報についてはしっかり今後も情報提供させていただきたいと思っ

ております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それでは、時間が押してきましたので、次にひとり親家庭が抱える課題についてお聞きをしてみたいです。

ひとり親家庭の主たる要因としては、離婚、死別、未婚の出産などが挙げられますけれども、名寄市の過去3年間の離婚件数を調べてみました。平成21年度が103件、これをピークに22年度が85件、平成23年度が71件となっています。年度によってばらつきはあるのですが、ひとり親家庭は離婚とともにふえる傾向にあるということが言えるだろうと私は思います。先ほど答弁の中で経済的支援については、国の制度に基づいて児童手当、児童扶養手当等で対応しているということだったのですが、厚労省の18年度の全国母子世帯等調査結果によりますと母子世帯の平均収入は213万円、全世帯平均収入は564万円、対比をしますとちょうど半分以下になってしまう。それだけひとり親家庭というのはなかなか大変だと。加えて母子世帯に支給される児童扶養手当あるいは児童手当、これは平均収入の213万円に合算されていますから、差し引き実質的な就労収入は171万円というふうになってしまう。171万円で生活するというこの大変さというのは、やった方でないとわからないのかもしれないかもしれませんが、なかなか改善ができていないと。名寄市で何とか改善してくれといってもできないのしょうから、それはやむを得ない事情とはして理解はするものの、先ほど答弁いただいた相談件数について、1位が児童に関するものが最も多いということでした。ひとり親世帯で共通の悩みは、子供が病気になったとき、子供の世話をしてくれる人、場所がないということでした。名寄市の病児保育あるいは病後児保育について、現況についてお知らせいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員から御質

問のありました離婚率につきましては、全国的にも増加傾向にあるというのは実態であります。しかしながら、名寄も一時期全国、全道平均を上回った時期もございますけれども、現時点では全国平均が一番大きいのは北海道が全国平均で断トツ、私の記憶では3位ぐらいの位置に来ているのではないかと考えています。しかしながら、名寄はその部分ではデータからいきますと全国の810市中約600ぐらいに位置しているということで、名寄が著しく高いという認識は私のほうではしてございません。しかしながら、離婚率は名寄市においては市民の皆さんの中では高いのではないかと認識が持たれているのも事実ではないかと。ただ、数字的にはそういう高い数字にはなっていないという認識をしているところであります。

助成のものにつきましては、基本的には議員お話しのとおり父子、母子ともやはりこういう国の制度ですとかという部分が非常に周知をされていないというのが私たちの認識の中にあります。北海道では、第2次の計画書を作成をしているところでありますけれども、そのデータが第二次北海道母子家庭等自立促進計画というのを北海道がつくってございます。このデータは、平成20年から24年度という今年度までの部分で、母子家庭の部分で措置をしてございます。先ほど議員言われた収入の面でも200万円程度ということで、通常収入の約半分というデータもございます。その中で一番やはり問題になっているのは、公的年金制度の利用状況、この利用状況が各対象の母子家庭、父子家庭が内容がよくわからないということが一番、この計画書にもものっているところであります。先ほどの答弁にもありましたように、その内容も名寄市として熟知していると考えておりますので、今後も母子家庭相談員等々におきましてこれらの周知を図っていきたいと考えているところであります。

病後児保育につきましては、実はさきに子供の名寄ひまわり子育てプランをつくらせていただい

たときにアンケート調査をさせていただきました。特に病後児保育の部分につきまして、非常に高い要望があったというのが現実でございます。名寄市におきましては、子供認定保育の中で、保育園の中で病後児の看護師を配置するような形で設置をさせていただいた経過がございます。しかしながら、アンケートの要望と実態に、実際にオープンしたときの保護者の要求の部分とはいささか差が生じたところであり、現実におきましては大きな病気の部分については病後児保育をするという家庭はほとんどございません。ただ、小さな風邪ですとかちょっとしたけがですとかという部分につきましては、現在名寄3保育所及びこども認定保育園等では、もちろんこども認定保育園では看護師は配置してございますけれども、公立の3保育所では看護師は配置してございませんが、そういう軽い部分につきましては保護者と連携をとりながら、お薬を預かるだとか、それからもし何かあったとき緊急にすぐ呼び出しをする体制をつくるよう図りながら、そういう柔軟な体制を現在進めているところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

答弁の中で母子自立支援員のことについて述べておられましたが、相談件数についてもかなりの数字だったなと思います。この相談の場所、時間、曜日、もう少し悩み、課題を抱えているひとり親家庭の生活実態に合わせた受け付けみたいなのは、お仕事を持っているひとり親の家庭はなかなか時間を割くのが大変だろうと思うのですが、こういった日曜日開設だとか土曜日開設というのも可能なのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 現在におきましては、嘱託職員を配置をし、勤務時間が嘱託でありますので、週4分の3の範囲内ということで雇用させていただいてございますけれども、それ

以外の時間につきましてはこども未来課に職員もございますので、嘱託職員がいないときには課長を中心に係長を含めて係で対応させていただいております。そして、勤務時間以外、土日の部分につきましては相談は24時間で宿直のほうに、何かあったときには宿直の対応させていただいて、宿直から担当の嘱託の相談員または担当の課長、こども未来課長のほう、係長に連絡体制は現在整えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

それでは、次の移住、定住人口の拡大についてお話を聞きましてまいります。御答弁にもありましたけれども、この4月からスタートした名寄市観光振興計画の中で、移住、定住対策の中でちょっと暮らしが数カ所にわたって触れられているのですが、ちょっと暮らしは移住、定住の核をなすということになるのだろうと思うのですが、灰聞するところでは昨年9月以降ちょっと暮らしを予定していた施設がなくなっているというふうにお聞きしていますが、この現況についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 昨年までちょっと暮らしの住宅として使っていた、これも民間の施設なのですけれども、ちょっと事情によりまして使えなくなっておりまして、今は3カ所だけです。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 観光振興計画の中で移住、定住の柱にもなっているちょっと暮らしの拠点となるべき施設が見出せていないということですけれども、なるべく早急に確保していただきたいというふうに思います。

あと、観光振興計画の中で、ちょっと細かいのですが、52ページに各戦略事業の工程表が載っていました。避暑地名寄へちょっと暮らし誘致事業は、実態は体験モニターということなのですけ

れども、この体験モニターを実施することで移住、定住に発展させていく胸算用というのはあるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） これちょっと暮らしについては、先ほど山田議員のときにも答弁させてもらいました。これ一応きっかけという形で、来ていただける場合の効果的な手段の一つだとは思っております。今回も先ほどもちょっとお話ししましたけれども、避暑地としての地元、北海道、名寄に来ていただくというきっかけづくりとして、やはり何か他とは差別化したキャッチフレーズというようなものも必要だと思いますし、ですので避暑地名寄へとか、あるいは年代のターゲットを絞るとか、それから地区を先ほども言いましたけれども、例えばことしについては杉並区を少しターゲットにしてツアーをやりたいというふうな考えで、それが結局移住につながるという形で考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 今湯浅室長のほうからいろいろ移住、定住に結びつけるような算段がお話しされたのですけれども、たまたま知り合いの方に大学に行っていらっしゃる方で、明年卒業を迎えるということなのですけれども、なかなか名寄戻ってきたいけれども、適切な、適当な職場がないということでした。こういった名寄から出ている方、もともと都会にいる方、名寄出身ではあるけれども、名寄に適切な就職口がなくて近間の都市部に住むというJターンというのがありますけれども、こういうIターン、Uターン、Jターンというのは、こういったもともとは名寄出身者だと。こういうもともとが名寄出身者という方をターゲットにしてその帰巢本能に訴えるというのも一つの手なのかなと私も思いますし、またまた思い切った手を打たないとなかなか名寄のアピールというのはメディアにも乗らないでしょうし、メディアに乗せるためにはどのような算段が

必要なのだというようなことをひとついろいろな算段をして、ぜひ結びつきたいと思うのですが、先ほどの諮問機関に絡めてちょっとお聞きしたいのですが、名寄市移住促進協議会、これは随時募集しているということなのですけれども、ただ4月26日の発足時では全員が男性だったなと私思います。先ほどから男女の比率のどうのこうのというふうに申し上げている中で、移住、定住はやっぱりその一家にとってもかなり大きな進路を決めることになるだろうと思うのですけれども、女性の視点から見た委員さんも必要ではないかと思うのですが、今後もどんどん募集をして加えていただきたいというふうに思います。

それでは最後に、国立療養所名寄病院だった東病院についてお聞きをしてみたいです。名寄市に移譲されて、今上川北部医師会でやっておられるということなのですけれども、開設当初はたしかいろんな医療にかかわるスタッフがいたように思うのですけれども、その当時は薬剤師、放射線技師、理学療法士、作業療法士さんがいたかなと思うのですが、現在はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 現在の先ほど人数の形でお話をさせていただいた数でございますけれども、先ほど54名、大変失礼いたしました。看護補助者を54名とお話をさせていただきましたが、実質は51名ということでちょっと訂正させていただきます。

この中で今御質問の医療関係の部分でありますけれども、放射線技師ですとか検査技師、それから管理栄養士、理学療法士等々はそれぞれ1名ずつ現在も職員が配置されております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

東病院の建物を見ましてもかなり外観が老朽化の側面が著しいかなというふうに思いますし、今後引き続いて運営をされていくかどうかわかりませんが、大幅な改修もしくは建てかえ、あ

るいは医療器具の更新、そういったものが間近に控えているかなと思うのですが、こういった設備や、あるいは人件費、施設設備の更新だとか含めたこういう資金手当てというのはどのようになっているのか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 平成15年のときに国から移譲を受けましたときに、国立療養所の全国的な再編問題ということがありまして、結局国では持ち得ない部分について地域の自治体病院という形で大きくかじが切られました。そのときに完全に民間でやるか、市がやるときに公設民営方式というか、そういう方式を名寄市としては一部事務組合も含めて検討した経過がありますけれども、残念ながら近隣市町村の理解が得られなくて名寄市単独で公設民営方式、当初は委託だったのですけれども、その後平成18年9月以降については指定管理制度ということでやっています。現在公設の市立病院で民間に指定管理している病院ということでありまして、地方交付税の措置を受けています。現行今進めている内容につきましては、毎年毎年の運営につきましては診療報酬で上手な形で、いわゆる民間運営のノウハウで赤字を出さないような形での運営をお願いをしております。逆に言うと公設でありますので、当然施設の改修、将来においては改築に至るかどうかは別にしても、大規模改修等についての費用については設置者である市が負担すべきものだという認識をしております。

それから、残念なことに国立療養所が撤退をして名寄市に移譲されるときには、正直言いまして立派な医療機器について、いわゆる使える医療機器についてはかなりのものを国のほうが持っていたという経過もありましたので、不足する医療機器の関係につきましては東病院を指定管理受けている医師会病院側と名寄市側と協議をしまして、ここ数年毎年のように国の補助制度を当初のころは利用して、最近では東病院基金に地方交付税で

入ってきた部分について積み立てを行いまして、年次計画を持って対応しております。先ほど部長がお答えしましたように、10年間というのは国が移譲するときの用途指定の条件になっておりまして、その後も土別から、名寄市立病院、土別市立病院から慢性期の患者さんが移ってきているという経過も踏まえますと、今後も東病院の位置づけというのは上川北部の地域医療を守る観点からすると必要なものであるという認識をしておりますので、新たな指定管理の相手先については先ほど述べましたように24年度中に一定の方向を出して、25年度には議会のほうに御相談をしたいなと思っておりますので、必要な医療機関であるという認識をしておりますので、運営部分と施設の整備改修部分等については市のほうで一定の責任をしっかりとって対応すべきものだという考えでおります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

それで、再度お聞きをするのですが、用途指定が終了する25年末、これについてはまったくいかもしれないが、指定管理者制度をとって管理運営を委託していくことになるのか、そしてまた指定管理者制度のときに同じような上川北部医師会も含めて引き受け手があるのかどうか、再度お教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほど言いましたように、医療施設としては必要な部分という認識をしております、ここは現在の北部医師会さんとそれらも含めて今後鋭意協議をしてみたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

新たな助成制度の創設について外4件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問して

まいりたいというふうに思います。

まず、1番目、新たな助成制度の創設についてをお尋ねいたします。3年間行われました住宅リフォームは、市内建設業者が行う100万円以上の改修工事に対して20万円を補助する内容でございます。平成19年度から3年間時限立法として実施し、件数は628件、補助金は1億2,560万円、そして工事費では13億800万円という金額で、市内の建設業者、また関連業者に大きな経済効果をもたらしました。また、市民の住環境でも整備がなされたことは間違いのないというふうに思っております。他市町村でも同様の政策、新築補助、住宅改築、解体、耐震審査、耐震補強などを行うために、住環境の整備や定住促進、地元建設業の振興と雇用の安定を図るために進められております。今現状日本の経済状況は、北海道、名寄の経済状況を見る限り、リーマンショック、東日本大震災、福島原子力事故、そして公共事業の大幅な削減による影響や観光消費損失額の拡大と景気低迷による個人消費の買い控えやギリシャの金融危機、EU、ユーロ信用低下といった段階の中、中小企業を含め景気の状態は大変厳しい状況になっております。名寄市での販売促進や消費の拡大を進めるために、地元中小企業の育成と景気向上への対策を行政や関係機関と連携を図り、景気対策として取り入れる時期が来ていることは間違いありません。この経済状況の中、景気向上に向けた名寄市独自の施策の1回目のリフォーム事業は、地域経済底上げとともに地域の振興と雇用を大変生み出し、住環境の整備を整えました。第2の新助成事業の創設の考えの中、新たな発想で市民ニーズを取り入れたいと答えられておりましたが、どのようにこの2年間市民のニーズを吸い上げられ、検討されておられるのか、お知らせいただきたいというふうに思います。

次に、市内建設業者から解体支援事業やエコや耐震診断あるいは耐震改修と組み合わせた一体的な制度、新築助成や事業を50万円以下の小規模

にするなど、地域商品券を組み合わせた等々のさまざまな要望があり、再実施に期待感が強いというふうに思われております。ここで庁内関係部局、市内関係機関、市内建設業者とはどのような議論を進められ、その協議の状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

そして、大きな財政負担が伴うことから、さきの市民ニーズや関係部署、関係団体との協議を重ねて効果的な事業の制度を組み立てができないかという新助成制度の創設のお考えについて、理事者の御見解をお願いいたします。

次に、大きい項目の2点目、太陽光発電設置補助事業についてお尋ねをいたします。昨年、2011年8月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が本年7月1日から施行されます。再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートしましたが、導入促進に向けての環境整備はまだ不十分であります。課題として家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題や太陽光発電のメガソーラーの設置の農地法の問題や送電網の整備、手続の簡素化などいろいろな問題点はあります。また、名寄市の地球温暖化防止実行計画、電気使用量に伴うCO₂削減の目標を進めるためにも電気の使用量の削減を一人一人の名寄市民に啓発チラシをお願いする中での協力が必要であることは間違いありません。省エネドットコムでも買い取りが42円が10年間と20年、導入時の補助として1キロワット当たり3万円から3万5,000円で、10キロ未満設置とされております。北海道、現在この助成制度を行っているのが39市町村、では独自の太陽光発電システム普及助成が進められておりますが、名寄の太陽光発電システム普及助成についての理事者の御見解をお願いいたします。

次に、大きい項目3点目、新エネ、省エネ暖房及び給湯機器導入補助についてお尋ねいたします。先ほど言ったように、CO₂削減を進める中で、他市町では木質燃料ストーブ、地熱ヒートポンプ、

エコジョーズ、エコキュート、ガスエンジンコージェネレーション、ヒートポンプ温水暖房機、エコフィール、エネファーム、複合型給湯暖房機と市町村独自の再生可能エネルギーの助成制度が導入されています。環境整備が不十分とされている中で、この機器もやはり初期費用が大変高うございます。その部分で各市町村の助成が重要と考え、またCO₂削減の中でも必要と考えております。新エネ、省エネ暖房機等給湯機器導入助成についての理事者の御見解をお願いいたします。

次に、大きい項目4点目、LED照明設備購入の助成であります。先ほど言ったようにCO₂削減に対応するため、LED照明に大変かえられております。消費電力は普通の電気の10分の1、年間の電気量では約30%削減、CO₂排出量では60%の削減であります。ランプの光源寿命は約4万時間となっており、普通電気の7倍の寿命となっております。旭川でも独自のLED照明設備購入助成が進められておりますが、名寄市LED照明設備の購入助成についての理事者の御見解をお願いします。

最後に、大きい項目5つ目、ちょっと暮らしの取り組みについてお尋ねいたします。ちょっと暮らしは、数週間から数カ月市町村が用意した空き家や専用住宅で暮らしてもらい、滞在型観光の促進や移住者増加につなげる取り組みでもありますが、名寄市として修学旅行の誘致やグリーン・ツーリズムにつなげ、また大学、高校の合宿を推し進めております。観光を推し進める中で観光客をふやす交流人口も進められておりますが、釧路市では平成19年からホテル業界と不動産業界がくしろ長期滞在ビジネス研究会を設立、マンションに家具一式をそろえた建物、また用意するなどして利便性の向上に努め、体験移住者の増加につなげております。名寄市も不動産業界との連携を行っておりますが、本市の計画と取り組みの状況についてお知らせいただきたいと思っております。

去年は、ちょっと暮らしの利用者、前年度比北

海道で318名の増加、延べ人数1,517名、そして滞在日数は前年比8,512日増、4万521日、過去最高の更新をしております。ちょっと暮らしを募集している70市町村で、その利用者がある61市町村のうち釧路は延べ人数123人、滞在日数4,855日であります。名寄の近くの紋別市は106人、延べ日数2,691日となっております。北海道移住促進協議会では、ことしに入り105市町村が登録され、ますますちょっと暮らしがふえるという情報を得ております。本市の移住体験型、滞在型観光の取り組みについての理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） ただいま高橋議員から大きな項目で5点の御質問がございました。私からは、1から5までの答弁をさせていただきます。

大項目の1、新たな助成制度の創設について、小項目1の新たな発想での市民ニーズについてお答えをいたします。住宅リフォーム助成については、平成19年度から3年間の景気浮揚対策事業として住宅改修を促進し、快適な住環境の整備並びに市内建設業の振興及び雇用の安定を図ることを目的に件数で628件、補助金額で1億2,560万円、工事費で13億800万円となり、年間新築件数が70から80件であることと比較しても大きな役割を果たしたものと考えております。このリフォーム助成事業は、3年間と期間を限定したことによって実施希望が集中し、景気対策の一つとして高い事業効果があったと考えております。平成23年第4回定例会で答弁しましたとおり、住宅リフォームは一たん区切りをつけて当分の間は実施しないとの方向づけをしたところであります。市民ニーズにつきましても、商工会議所や関係する業界を通じて市民ニーズとして継続の希望がありますけれども、一方では新たな助成事業の創出希望がございます。要望としましては、

これまでと類似をしておりますが、少額リフォーム助成、新築への助成、危険家屋の解体支援事業、あるいは玄関前、車庫の舗装化事業、また地域商品券の発行などでありました。

次に、小項目の2、庁内部局と関係団体との協議状況についてお答えをいたします。庁内の協議としましては、財政的負担と費用対効果、他の補助事業とのバランスなどから、住宅リフォーム事業は一たん区切りをつけるとの方向づけをしたところです。毎年限られた財源の中で社会情勢の変化や新たな市民ニーズなどによる優先順位や市内全体の公共事業のバランスなどを考慮しての判断であります。

市内関係団体との協議状況ではありますが、その後改めて実施はしておりません。先ほど述べましたとおり、継続を希望する意見と新たな視点で取り組んでほしいと両方、双方の意見があったところであります。

次に、小項目の3、新リフォーム事業のような新助成制度の創設についてお答えをいたします。新たな助成制度については、各事業者の体力強化のために新技術の確立や新商品の開発、販売促進等のためのPR活動等に対する支援、また公共事業の確保、商店街の改修、観光振興計画による市内商店街への消費誘導、または移住、定住の促進、または小売事業の拡大による外部からの消費拡大など現在の制度を十分並びに新たな観点から新エネルギーや再生可能エネルギーの推進を含めて庁内議論をし、複合的な政策誘導を進めるとともに、中小企業振興審議会や関係団体など多くの意見を取り入れながら、事業の目的や視点を明確に定め、より効果的な制度を創設したいと考えております。

次に、大項目の2、3、4ですが、それぞれ関連しますので、まとめてお答えをさせていただきます。昨今のエネルギー動向や地球温暖化防止、脱原発と電力等々の流れの中で、現在消費電力の削減が求められており、省エネルギーに向けた取り組みと同時に環境負荷の低い新エネルギ

一、再生可能エネルギーの推進については、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートすることでさらに注目を浴び、動きが活発になっております。名寄で再生可能エネルギー活用の可能性が高いと思われる太陽光発電施設の設置については、事業者に対する企業誘致の観点や公共施設または一般家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入の促進、さらには節電対策を総合的に判断するために、名寄市が行政として地域全体で取り組むべき方向性やビジョンを策定することが喫緊の課題と考えております。国においても個人や事業主に対して各種支援制度が創設されており、各自治体においても各種の助成制度を創設するなど再生可能エネルギーの推進や省エネルギーについて取り組んでおりますので、それらを参考にし、名寄市独自の方針として再生可能エネルギーの導入あるいは省エネルギー対策などを庁内横断的な検討組織を立ち上げ、国や道の政策方針や関連するデータ収集などを行い、協議を進めてまいります。その中で太陽光発電施設の助成制度、新エネ、省エネ暖房及び給湯器導入補助並びにLED照明施設導入補助も含めて一体的に協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、大項目の5、ちょっと暮らしの取り組みについてであります。本市の計画と取り組みについてお答えをいたしますが、先ほどから答弁しております内容と重複する部分がありますので、御了承いただきたいと思います。体験移住事業、ちょっと暮らしは、移住を検討する人に数日から数週間空き家や専用住宅を提供して、実際に住んで生活環境や地域の実情を体験してもらう事業であります。名寄市では、平成18年度に北海道移住促進協議会に加盟し、首都圏で開催される北海道暮らし・フェアに参加するなど名寄市のホームページで移住に関する情報提供などに取り組んでおります。これまでのちょっと暮らしの実績としましては、平成18年から23年までの6年間、問い合わせが28件ございました。実際の体験が4

件となっております。しかし、市内にちょっと暮らしが可能な施設が少ないこともあり、さらに移住、定住事業の促進を図る上で民間の方々の柔軟な考えや発想を取り入れ、オール名寄体制でちょっと暮らしを体験できる施設や住みやすい環境の提供を行うことが必要であります。そこで、民間企業、各種団体や個人に協力をいただきながら、差し迫る諸課題に対処し、名寄市への移住促進及び地域の振興を図ることを目的に、去る4月26日、名寄市移住促進協議会を設置したところです。この協議会は、現時点では名寄市、市内の商工観光関係団体、農協、建設業関係団体のほか、不動産会社3社により構成されておりますが、随時協議会の趣旨に賛同し、積極的に参加していただける企業や個人の参加を受け付けております。今後の協議会の取り組みとして、首都圏等のプロモーション活動の実施、ホームページ上での空き家、空き住宅情報の提供を行うなど、民間企業や各種団体と連携をしながら、ちょっと暮らしの体験を通じて移住、定住を促進してまいります。

次に、小項目の2、短期移住体験型、滞在型観光の取り組みについてお答えをいたします。短期移住体験型、滞在型観光については、本年3月に策定した名寄市観光振興計画の中では、避暑地名寄へちょっと暮らし誘致事業に分類をしています。これまで北海道暮らし・フェアなど首都圏等のプロモーション活動を続けてきましたが、今後は名寄市との友好交流都市であります人口53万人の東京杉並区の協力を得ながら、避暑地として最適な夏と雪質日本一をうたい、魅力的な冬にターゲットを絞ったちょっと暮らしのモニター事業をするなど、より効果の高い事業展開を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。時間ゆっくりありますので、1個1個丁寧に質問させていただきます。

きたいというふうに思います。

まず、新たな助成事業ということで、1回目のリフォーム事業というのは628件あって、補助金額も1億数千万円出たということで、企業にも13億800万円、業者にもよかったですし、やはり名寄市民が古い家で暮らしていた中で、住環境の整備はもうどんとできたというふうに思います。よその助成事業を見ると、やはり年間に何ぼという形でやられているのです。当初やっぱり私もそうでしたから、あの当時500万円だったかな、1回目のときは。それで、スタートしたのだけれども、どんどん、どんどん出てきて、追加追加でいってしまっただけなことで大変なことになったのですけれども、各助成事業というのは後からも言いますけれども、ある程度の固定化で長い年月をやっていくというのが必要かなというふうに思うのです。後から言いますけれども、太陽光発電にしろ、先ほどの省エネにしろ、LED電気改修にしろ、やはり各市町村は年間何ぼというふうに決めて推進しているわけなのです。国の太陽光発電のドットコムの補助というのは、やられるところ全部なのですけれども、それプラス各市町村が土別は7万円、上限21万円で10件ですか。旭川が前半21万円上限で50件、そして下半期が50件、21万円ということで進められておりますし、いろんな先ほど湯浅室長が言われていたとおり、市民ニーズには少額のものを作ってほしいとか、解体だとか、また玄関前の舗装だとか、そして地域振興券を出してほしいとか、新築の補助を出してほしいというふうに言われているのは、やはりあの当時できなかった方々もおられますし、でも100万円出してできる方というのは本当にもう意外と少ないのです。それだけお金持っている方も少ないですし、その中で今中川も再度リフォーム事業を始めました、新築含めて。美深もことし始めております。その中で私は、今検討段階に入っているとされておりましてけれども、この2年間いろんな検討をされたと思うのです。そし

て、やはり金額の部分もあると思います。ですから、次やるときはやはりある程度の件数を決めて長期的に計画を持ってやっていくという部分は大事なかなというふうに思うのですけれども、今現状こういうふうに検討されているのですけれども、部局だけでやっているのでしょうか、それとも市全体の関係、道を含めての協議で進めておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） お答えする順序が間違っていましたら、申しわけありません。最初に、補助金の考え方で、毎年ある程度件数を決めて長期的にやってはどうかという意見がございました。補助事業の目的というのが何であるかというのがまず大事な部分だと思います。当然行政として何を推進する、あるいは何を目的としてこの補助事業をやるのかという方針がきちんとないと、ただ市民ニーズがあるからやるということではないというふうに思いますし、仮に経済対策ということであれば、長くやることは必ずしも経済対策につながらない場合があるのではないかなというふうに思います。それと、やっぱり数を制限するというのは、それもまた公平性の部分について多少問題が出てくるというふうに思います。

それと、もう一点、これまでの検討ですけれども、広い視野でということと昨年もちよっとお答えさせていただいたのですが、仕事としましては商工業の育成、振興ということが私たちの業務の中の一番の考え方でありますから、そういう方々の振興ということ、それを主とした事業というふうにずっと考えてまいりました。当然そういう視点でおりますから、団体や関係団体の方に聞くのはどうしても固定してしまう傾向になります。ですから、こういうのはどうだ、こういうのどうだという話は出てくるのですけれども、やはり業界は業界の希望が出てまいります。商店街に聞けば商品券出してくれと。あるいは、土木屋さん、最

近仕事がないので、土木関係の仕事に少し目線に向けてくれと。あるいは、建築業の皆さんですとやっぱりあれは効果的だったのだから、市民も喜んでいられるのだから、もっと続けてくれと。何度聞いても同じような話になってしまいました。しかし、その中でもやはり景気対策なり企業の育成になるものであれば、私たちのほうでは取り組んでいきたいと思うのですけれども、どれも今お話の出ている中で前回のように1億3,000万円くらいの3年間で補助金を出して進めるという事業については、先ほども申し上げたけれども、全体の補助金のバランスですとか、他の市民ニーズとかというのでありますので、それは難しいというふうな判断をしております。

それで、先ほどもちょっと触れたのですけれども、前後しますけれども、今後は少し市内全体で景気対策、あるいは今先ほど出ました省エネですとか、そういった部分に波及できないかなということで、全体協議で協議をしていきたいというふうに申し上げたところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。スピード感を持ってぜひ進めていただきたいなど。景気回復と言っていますけれども、前の答弁では今建築の仕事がたくさん出ているからというお話を何かちらっと聞いて、このリフォームは余りどうのこうのというお話もありました。リフォームだけではなく、先ほど言ったように土木の方々も連携して、やはり名寄の商工関係の方々がしっかりと今景気が悪い中で行政が下支えできる体制を整えられるように進めていただきたいなというふうに思います。先ほど言ったように、新事業としては新商品だとか、公共事業の確保だとか、商店街の事業の確保だとかと言っていましたけれども、やはりそれをやることによって市民ニーズが、市民の方が喜ばば私はどういう形であろうかと思うのです。やはり景気を少し上げていくということが必要なというふうに思っております。ち

よっと話してどんどん、どんどん進めさせていただきます。

次に、太陽光発電の部分の補助についてちょっとお話しさせていただきます。名寄は、先ほど言ったように佐藤議員のお話で節電は進められていますし、トイレや何かもLEDにかえて、そして昼休みは消灯をするというふうに言われておりました。電気自体、先ほど私言いましたけれども、LEDにかえることによってCO₂の削減が60%削減されたり、電気料が年間30%の削減だとか、そして消費電力が10分の1である。4万時間、普通の電球の7倍の寿命があるのだよという中で、金額が高いと前回私言われたのです。でも、このLED電気自体が今すごく安くなってきております。当初旭川がLEDの電球の補助をやったときには、大体1個当たり6万円ぐらいセットでしていたみたいなのですが、それで今3万何ぼぐらいで1つの照明のシャンデリアになるという形で、6割ぐらいの金額になってきていますし、太陽光発電も当初30万円ぐらいしたものがあったら1枚が一番高いもので16万円ぐらい、そして安いもので8万5,000円ぐらいでもう今は買えるという状況になってきて、それで国も設置のときの補助金が3万円から3万5,000円に変わったのです。この太陽光発電自体、今3週間前にとったものですから、この省エネドットコムという、補助金を出している太陽光発電の協会なのですが、これ38市町村だと思ったのですが、その中には旭川は入っていませんでした。ですから、まだまだきっと補助対象として出しているところがあると思うのです。その中で私自身今電気の使用量が足りないだとか、いろんな部分あります。原子力も今動かせる状況ではない中、名寄の地球温暖化防止実行計画の中でもやはり市民とともに進んでいかなければいけないこのCO₂削減に向けての状況や何かを踏まえて、私はいろんな方策があると思います。先ほどの助成の部分ですけれども、リフォームもあるだろうし、土木

もあるだろうし、地域振興券もあるだろうし、いろんな商店街の部分もあると思うのですけれども、私はこっちの太陽光発電の部分に持っていてもいいのかなと。いろんな施策を出せるのではないかなというふうに思うのです。そして、今この38市町村でいくと石狩市はことしの4月から始めたのです。そして、30件限定の太陽光パネルの設置で助成を市独自でもやっているのですけれども、5月までにもう22件の設置の申請が出たということで、これからどんどん、どんどんふえるというふうにこの太陽光発電協会の方々も言われています。わからないと思うのですが、今朝日町のサンライズホールには太陽光発電のパネルを設置して、ホールだけの電気を賄っているみたいなのです。現状名寄は、この太陽光発電、名小にはスクール・ニューディールでつけましたけれども、各民間や企業の方というのはどれぐらいつけているか、名寄の数的にわかれば。わからなければわからないでいいです。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） スクール・ニューディールの関係で名寄小学校につけたときに、同じような時期に道立の施設で一部つけたというお話は聞いておまして、ちょっとまちの中を見た感じで申し上げて大変失礼かもしれませんが、個人の住宅でいうと少なくとも十数件の方々や屋根にパネルが乗っかっておまして、太陽光発電を利用しているのではないかなというふうに考えています。

それで、先ほども営業戦略室長からお話ありましたように、従来のリフォーム住宅については名寄市は全道的にも率先をしてやってきました。19年からということでありまして、3年間について申請のあったものについては全部対応するという公平性の観点と事業効果の関係も含めて行いをしました。その後平成20年、実質には平成21年からリーマンショックによる補正予算の国の関係がありましたので、土別も含めて名寄の後を追

うような形で多くの市町村が住宅リフォームをやっていろいろな事業効果を上げております。それで、名寄市が取り組んだときには一般財源を使いましたので、一定程度市民の皆さん、国民の皆さんからいただいた税と地方交付税で賄うということの関係ありましたので、過去名寄市でやったときには必ず大きな政策目的を持って取り組んできました。例えば従業員の方の住宅供給の関係でいうと、大橋商工団地と緑丘の団地でありました。このときにも相当大きなお金はかけました。結果的には、それが固定資産税として名寄市に入ってきて、そういうお金がぐるぐる、ぐるぐる回っていきまして、合併したてのときの一番苦しかったときであっても建築事業の関係ですそ野の広い住宅産業に助成をしながら、またその当時でいいますと25年、30年前に建てた方々がたくさんいらっしゃいましたので、その方々の住宅を建てかえができない状況の中でリフォームをして末永くその家を大事に使ってもらおうという、そういう政策目的を持って取り組んだ事業でありました。おのずと財源との限界もありましたので、3年間の期間限定ということとなりました。

今高橋議員おっしゃるとおり、太陽光関係につきましても物が安くなったということにつきましては、日本の国として中国製品が相当大きく出回ってきて、日本のもともと得意分野であった太陽光パネルが耐用年数が日本のものは10年で値段は高く、中国製品が15年で値段が安いと。世界的にも大きなシェアを中国製品が占めているということもありますので、太陽光パネルの関係につきましてもエコの社会に行政として積極的に支援すべきだという意見が市内にある一方で、その事業効果と本当に我が国の経済振興につながるかどうかということも含めて、今平成24年度から今後5カ年間については学校やら市民ホールも含めた大きな中で公共建築物を多額のお金のかかるものを多数つくろうとしておりますので、そういうバランスの状況の中では、先ほどの営業戦略室

長がお答えしましたように、太陽光パネルにつきましてはほかの市が取り組んでいるように数を限定しながらも住民の皆さん方に望ましい自然エネルギーの利用について啓蒙する関係でいうと、モニター制度を使って一部数を限定しながらも助成をして、市民の皆さん方にお勧めをしていくというのが今名寄市ができる太陽光発電に対する支援の一つの方法でないかなという考え方をしております。今後市長を中心にして全体的な自然エネルギーの活用とか、再生可能エネルギーの関係についての名寄市での考え方も明確にしながら、助成制度について早急に検討してまいりたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。ぜひ省エネ、CO₂削減の部分で市内でしっかりと早目に相談していただいて、どの方向にいくのか検討していただきたいなと思います。

ちょっとくどいのですけれども、この新エネ、省エネの部分で今出ているヒートポンプという部分があるのです。地中の熱をとって、そして冷房にかえて出している。これは、電気代がもとの3分の1で済む。そして、冷暖房に使えるという部分であります。ちょっと詳しくしゃべろうと思ったのですけれども、余りしつこいと嫌われてしまいますので、長いという方もいますけれども、検討していただきたいなと。いろんな文化センターや何かでは、十分使えるかなというふうに思いますので。北海道の年間の住宅の消費電力とCO₂の排出量の部分でいうと、一番電気料を使うのが暖房、そしてCO₂を一番出すのです。そして次に給湯なのです。暖房で54%、給湯で25%、そして断熱等々で23%ぐらいのCO₂を出すとされておりまして。今先ほど言ったようなヒートポンプというのは、この部分の75%を削減できる方式だそうなのです。文化センターにはいいもの、エネルギーの使わないものをぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

あと最後に、LEDの部分でちょっと言わせていただきます。旭川では、LED照明設備購入補助金というのを前期が25件、後期が25件で、対象経費が6万円以上、これは設置を含めてという部分なので、電球だけを取りかえてはいけません。今のシャンデリアなんかを全部取りかえて、2カ所やって6万円以上で1万円の補助なのです。今現状3万円後半、4万円ぐらいだと言っていますから、2つで8万円、7万何ぼぐらい、そしてそれに1万円の補助が出るよという部分なのです。本当は、リフォームはできない方はたくさんいました、きっと。生活困窮者であり年金生活者は、リフォームはきっとできなかったと思います。でも、このLED照明の交換は十分できるだろうし、CO₂削減も含めて削減できるだろうし、やはりその人の電気料も下がる。そして、そういう意味で私はこういう少額の部分で年収の制限をつけても可能だと思うのです。低所得者専用こういう政策を出すというのは、私は重要なかなというふうに思っています。ぜひ検討いただきたいと思うのですけれども、何か答弁があれば。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まず、LEDですけれども、それぞれもう既に一般家庭等でも普及を出してきていまして、うちなんかでも少しずつかえたりしておりますけれども、これは民間ベースで助成をしていくというのは非常に制度設計難しいなというふうに直観で思っています。加えて今電器店も地元だけでなく大きな量販店の電器店も来ている中で、いろんな総合的な政策としてどうなのかというのはこれは検証が必要なかなと思います。既に現公共施設でもLEDのつけかえ、あるいは今度建てるであろう市民ホール等も含めて当然LEDの研究していますし、街路灯での要望もありまして、毎年少しずつ交換ということでやっていますけれども、そちらのほうも今LED化ということも検討していますので、庁内でそうしたできることをしっかりとやっていくというこ

とがまず大事なのかなというふうに思います。

加えましてヒートポンプエンジンの話ありましたけれども、これ今市民ホールの基礎的なエンジンの中でも地熱ヒートポンプエンジンは検討のテーブルにのっているはずですが、しかし、これ今優位性も含めて検討している段階だと思います。いろんなデータがあるので、優位性のあるデータもあるし、ちょっとどうなのというデータもあるというふうに承知をしています。先般某銀行が新築でオープンをしましたけれども、ここは北海道で初めて地熱ヒートポンプエンジンを使った店舗だというふうに聞いていまして、いろんなデータが出てきていると思いますので、このデータ等もぜひ参考にさせていただければというふうに思います。

佐々木副市長のほうから太陽光発電等の話も含めて少し踏み込んだ話ありましたけれども、こうしたいろいろな自然エネルギーの可能性を名寄市ならではのことをしっかりとこれから追求していかなければならない。省電力の計画と新たな新エネルギーへの対応等ということの名寄市としてどう考えていくのかという施策をしっかりと今年度中くらいにはまとめなければならぬかなというふうに思っています。その中でいろんなメニューが出ましたけれども、あらゆる自然エネルギーの関連する施設の設置補助の制度設計を新年度に向けてぜひ前向きに取り組んでいきたいなというふうに考えていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひいたします。

では最後に、ちょっと暮らしの部分で質問をしてみたいです。まず、先ほど本館の部分では前年度比、比べて相当の方が訪問されました。そんな中で浦河町もやはり空き教員住宅、これを7棟を改修して家具や何かを全部入れる。そして、利用者の要望にこたえてペット可住宅を

1棟設けた。そして、家賃は年数にもよるのですけれども、1万2,000円から7万円としたと。それで、去年の利用者が52名、4,702日、ふえていったというのです。何人かの言われましたけれども、本当に今名寄の観光振興計画ができて模索段階なのか、去年、おととしから北海道移住促進協議会にはずっと5万円払って入っているのだけれども、なかなか進まなかったのか、やはりこの釧路にしる、浦河にしる、一番名寄に近いのは紋別がもうすごく人を呼んでいます。そこもこういうハードの部分の建物はあるわけなのですけれども、やはり先ほど大石議員が言ったように1つなくなった。でも、不動産会社で3つ出しているよというのがあるのですけれども、まだまだやっぱり宣伝も足りないし、ハードの部分でもうちょっと研究されないのかという。ちょっと答えなのですけれども、またこれから豊西小と南小が合体して豊西小がなくなりますから、体育館だけ壊して教室を移住できるように改築するだとかという、これは無理だと思いますけれども、そういういろんな政策をつくっていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 教職員の住宅については、基本的に名寄市にあるのは先生方が入るのが優先されておりますし、今あきになっている部分についてはかなり老朽化が進んでおります。トイレの問題だったり、窓の問題とか、体感、寒さ対策だとか、かなりの改修の費用が必要になってくると思っています。それと、学校の利用というのも一部あったのですけれども、これについては耐震化ができておりませんので、基本的には難しいかというふうに思います。

それから、今議員御指摘のとおりでありまして、私たちもちょっとまだきちっと方針が決まっておりません、ちょっと暮らしも含めて。空き住宅、あるいはそれらの来られる方に対しての負担軽減だとか、あるいは来る方に対しての手当てだとか

というのは各市町村でかなり手厚くやっております。その中でも先ほど山田議員からもあったのですけれども、ちょっと暮らし専用の住宅を持ったりとか、あるいは来るフェリ一代の一部を助成したりとかと本当に切りがないほどいろいろ各市町村で対応しております。その辺については、今後協議会の中で、あるいは来られた方々からのアンケートなんかもとりながら、実施あるいは検討していきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 先ほどの答弁の中で冬のターゲットモニター事業、これはいつやっただのような事業なのでしょう。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） このモニター事業なのですけれども、今取り組もうとしておりますのはこれ広域での取り組みを考えております。天塩川流域の広域事業の中で考えておりました、一応今は冬を目指しております。昨年までは、北海道の移住フェアというのを9月に東京でやっておったのですが、ことしは11月に秋葉原で開催されるということですので、夏の部分には間に合わないことがあります。それと、もう一点です。11月になったということ、それから杉並の区制80周年ということで、私たちもちょっとPRを兼ねて杉並のほうに行ってPRをしてこようというふうに考えておりました、その中でも少し移住あるいはちょっと暮らしのPRをしたいというふうに考えています。それで、PRの中でことしの冬にモニターツアーをやりますから、ぜひ参加してくださいというのを一緒にPRしたいなと。東京の秋葉原でもこういう形で名寄で何月ごろに何日にやりますから、ぜひ応募してくださいねというふうにやると、少し訴求力があるのではないかと、広域の事業なのですけれども、受け入れした場合に名寄市だけではというのは、かなり行動範囲も広くなるということで、近

隣町村全部入れての広域での受け入れ態勢も考えながら今計画中であります。詳細については、まだ決まっておりません。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。

ちょっと暮らしなのですけれども、先ほど言ったように鉏路は4,855日間いることによって、月約15万円ぐらいはかかると思うのです、衣食含めて。そして、その衣食含めて月15万円としても数千万円がまちに落ちるわけなのです。ぜひ推進をしていただきたいなという思いと早目にやはりちょっと暮らしのできるハードの部分をしっかり備えつけていただきたいなと。あることによってやはりPRもでき、先ほどPR、PRと言っていましたけれども、物が無い限りPRはできないと思うのです。こんないい場所ありますよと。泊まる場所あるのという形になると思いますので、早目にハードを整えていただいて、このすばらしい名寄に夏の間1カ月間、また冬の間1カ月間暮らしていただいて、退職したときにはぜひ名寄に暮らしたいと言われる方々を多くつくっていただくことをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時53分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 黒井 徹

署名議員 植松 正一

署名議員 駒津 喜一

平成24年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成24年6月13日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

事務局 長 佐藤 葉子
書 記 益塚 敏
書 記 高久 晴三
書 記 鷺見 良子

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加藤 剛士 君
副 市 長 佐々木 雅之 君
副 市 長 久保 和幸 君
教 育 長 小野 浩一 君
総 務 部 長 扇谷 茂幸 君
市 民 部 長 土屋 幸三 君
健康福祉部長 三谷 正治 君
経 済 部 長 高橋 光男 君
建 設 水 道 部 長 長内 和明 君
教 育 部 長 鈴木 邦輝 君
市立総合病院 松島 佳寿夫 君
事 務 部 長
市 立 大 学 鹿野 裕二 君
事 務 局 長
営 業 戦 略 室 湯浅 俊春 君
長
上 下 水 道 室 石橋 正裕 君
長
会 計 室 山崎 真理子 君
長
監 査 委 員 手間本 剛 君

1. 出席議員（20名）

議 長 18番 黒井 徹 議員
副議長 14番 佐藤 勝 議員
1番 川村 幸栄 議員
2番 奥村 英俊 議員
3番 上松 直美 議員
4番 大石 健二 議員
5番 山田 典幸 議員
6番 川口 京二 議員
7番 植松 正一 議員
8番 竹中 憲之 議員
9番 佐藤 靖 議員
10番 高橋 伸典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒津 喜一 議員
13番 熊谷 吉正 議員
15番 日根野 正敏 議員
16番 谷内 司 議員
17番 山口 祐司 議員
19番 東 千春 議員
20番 宗片 浩子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

4番 大石 健二 議員

10番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

行政情報の周知のあり方について外2件を、東千春議員。

○19番（東 千春議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従い発言をさせていただきます。

行政への市民参加、協働のまちづくりを進める上では、行政の情報を正確に市民に伝えることが重要であります。市民に意見を聞くときにも正しい情報に基づくことが基本であります。市民には、さまざまな情報に対するニーズはありますが、伝えたい情報はなかなか伝わらないという難しさも一方あるわけでありまして。ここが知恵の絞りどころではないかと思っております。名寄市は、さまざまな手段を駆使しながら情報提供を行っておりますが、よりよい周知のあり方についてお伺いをいたします。

広報なよろは、毎月多くの行政情報を市民に正確に伝える役割を果たしております。したがって、特に指摘をすべきという点はありませんが、より市民が関心を持ってページをめくりたいような広報なよろづくりに向けて、どのような点に心がけておられるのかお伺いをいたします。また、特集記事に対する考え方があればお知らせを

いただきたいと思います。

2点目、名寄市のポータルサイトで日々の情報内容のチェック、時間の経過とともに変更したほうがよい点などの点検はどのようにされているのかお知らせをいただきたいと思います。また、イベントカレンダーをもう少し有効に使う方法はないのか、考えをお知らせいただきたいと思います。

3点目、名寄市は行政情報のメール情報配信サービスを行っておりますが、どの程度の利用があるのかお知らせをいただきたいと思います。また、他市の例ではフェースブックやツイッターを利用した行政情報の提供を積極的に行っている自治体もありますが、それらのツールの有効利用についてどのようにお考えかお知らせいただきたいと思います。

4点目、出前トークは行政情報を市民に知ってもらう大切な方法の一つだと思いますが、近年の利用状況の推移と利用促進の考え方についてお知らせいただきたいと思います。

5点目、タイムリーな情報提供を求める場合には、報道機関や市内のFMラジオ放送が有効ではないかと思っております。新聞記事掲載等では、まず正確な情報を各社にお知らせをする必要があると思っておりますが、どのようなことに留意をされておられるでしょうか。また、FMラジオ放送で市内聴取困難地域への対応で進捗があればお知らせをいただきたいと思います。

大項目の2点目、案内看板の考え方についてお伺いをいたします。近年の名寄市では、以前には発想ができなかったような観光や交流人口による経済効果が期待できる環境が整いつつあるのではないかと思います。それを有効に活用するためには、物的、人的なホスピタリティーの考えが必要になってくると思います。まず、名寄の中で目的地に到達するまでに気持ちよく来ていただきたい。それには、見やすくわかりやすい道の案内板が必要だと思います。そこで、目的地までのルートを設定した案内板の設置が必要であり、その決め方と

点検について考え方をお知らせいただきたいと思
います。

2点目、初めて行く目的地をわかりやすく案内
する場合には、特に大きな道に面していない場合
などは一定の配慮が必要ではないかと思いますが、
考え方をお知らせいただきたいと思います。また、
今設置されている道路の案内板は比較的新しいも
のが多いわけですが、（仮称）市民ホール
や（仮称）複合交通センター、天文台など新しい
施設への対応はどのようにお考えかお知らせいた
だきたいと思います。

大項目の3点目、（仮称）市民ホールを核とす
る芸術文化の振興について。市民から期待される
（仮称）市民ホールの設計について、理事者の考
えがおおむねまとめ、市民にもその経過報告が
行われました。これらを受けて少しずつ実感がわ
いてきたのではないのでしょうか。建物は、完成後
使いやすい設計であることが求められますが、同
時に大切なのはソフトであります。市民に親しま
れて使うことができる仕組みづくりや制度設計を
準備する必要があるのではないかと思います。芸
術文化の振興は、活発な市民活動の振興とともに、
心の豊かさをはぐくみ、生活の質の向上を図るた
めには欠かすことができないものであります。そ
こで、（仮称）市民ホールを核とする自主事業と
して年間どの程度の予算を考えておられるのか、
また事業運営は民間委託を考えておられるよう
ですが、年間事業を組むときに市民の意向をどの
ように反映する考えをお持ちなのかお知らせいた
だきたいと思います。

さらに、名寄市の自主事業以外に市民が一般市
民を対象として主催する高い芸術文化の提供を行
うような事業には、どのような対応をお考えかお
知らせいただきたいと思います。また、それらを行
う団体等の育成についての考えをお知らせいた
だきたいと思います。

2点目、文化振興条例の制定については今まで
も議論がございましたが、名寄市民にとって守る

べき歴史、伝統や望ましい文化活動、また目指す
文化的なまちづくりなどについて（仮称）市民ホ
ールの建設とあわせて、この際明らかにして市民
と認識を共有することもよいのではないかと思
いますけれども、考えをお知らせいただきたいと思
います。

以上でこの場の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。
東議員から大項目3点にわたる質問をいただきま
した。大項目1は私から、大項目2は営業戦略室
長から、大項目3につきましては教育部長からの
答弁となりますので、よろしく願いをいたしま
す。

まず、行政情報の周知のあり方についての広報
なよろについてのお答えであります。広報なよろ
につきましては、行政情報を市民に周知する上
での最も重要かつ効果的な事業と考えておしま
して、必要な情報を的確かつわかりやすく、さら
には市民に関心を持っていただける紙面づくりに
努めているところであります。具体的には、平成
19年に実施をした市民アンケート調査や平成22
年に実施をした市民アンケートによる検討結果、
さらには内部検討を踏まえ、記事の精査、文字
の大きさ、行間、レイアウト、写真の活用、余
白を生かした紙面構成の工夫等を行っているところ
であります。

また、特集記事につきましては、市民の関心事
や詳細を知らせるべき事項等を中心に取り上げ
ており、現在は市内の小中学校を紹介するスク
ールインフォメーションや主要な計画や公共施設
等を取り上げております。6月号からは、オール
名寄の体制づくりに必要な情報として、名寄市
観光振興計画を掲載しているところです。広報の
対象者は非常に広範ですが、今後とも市民ニ
ーズを把握しながら、紙面づくりの工夫や的確
な特集記事等のテーマ設定などに取り組んでま
いります。

次に、名寄市のホームページについてでありま

すが、ポータルサイトの記事の掲載は各部署の担当者が作成、所属長が内容の妥当性や正確性などをチェックし、さらに情報システム担当が名寄市ポータルサイトコンテンツ作成ガイドラインに沿ったつくり方がされているかチェックをした上、公開しております。また、掲載情報の内容は常に新しいものでなければ正確な情報とは言えないことから、掲載部署に常にチェックを実施してもらい、古い情報がいつまでも掲載されることがないように努めております。

ポータルサイトのトップページに掲載をしているイベントカレンダーについては、カレンダー内に表示された項目を選択するとその詳しい内容が表示をされる仕組みで、平成21年10月のポータルサイト全面リニューアルを機に公開しております。このイベントカレンダー機能の有効活用と利用促進を図ることにつきましては、この5月に職員の情報提供能力向上を図ることとあわせて、ポータルサイトコンテンツ作成講習会を開催しております。この場で改めてイベントカレンダーへの行事の催し物の登録方法及びさらなる活用の必要性について再認識をし、原課での工夫を促しております。また、情報システム担当者による情報公開事前チェックでは、カレンダー登録の有無などもチェックし、未登録の場合は個別に指導するなど今後とも機能を十分に活用できるよう努めてまいります。

続きまして、インターネットの利用方法についてであります。平成23年10月から開始をいたしました名寄市メール情報配信サービスは、不審者出現に関する情報、災害に関する情報、インフルエンザ等の感染症に関する情報、その他緊急性を持った行政情報をインターネットメールや携帯電話メールを活用し、速やかに情報を提供するサービスです。情報配信を希望するジャンルとメールアドレスは事前に登録をもらい、本年6月末日現在で126名の方が登録をされることになっております。サービス開始以来、昨年度不審者出現

に関する情報を2回、インフルエンザに関する情報を1回配信をしております。

インターネット交流サイトであるフェースブックやツイッターは、全世界で多くの利用者を有しております。日本でも個人の交流や情報収集ツールとして企業や政府関係機関、自治体においては情報提供の一手段としてホームページと併用し、活用されるようになってきております。当市におきましては、昨年度庁内で実施をしましたゼロ予算事業の職員提案で、こうした情報ツールを活用し、積極的な情報の発信と受信を行ってはどうかという提案がありました。これを受けまして関係部署で協議をした結果、行政としてふさわしい運用及び指針の策定など諸条件が整えば活用は可能と判断をしております。検討を進めることとしております。既に営業戦略室では、主に観光情報をフェースブックにおいて発信している、こんな事例もありますから、この検証も進めながら全庁的な条件整備を図りたいと考えております。

次に、出前トークについてであります。出前トークにつきましては市の職員が直接市民のところにお伺いをし、市民の知りたい行政情報や制度の仕組みなどにつきまして説明、意見交換することを目的に実施し、近年の利用実績は平成21年度5回、延べ146名の方が参加、平成22年度10回、延べ284名の方が参加、平成23年度19回、延べ546名の方の参加と利用回数、利用人数とも増加傾向にあります。メニューにつきましても今年1つメニューを追加をしまして、38のメニューとなっております。メニューのない内容につきましても担当課と協議をし、希望におこたえをしているところであります。出前トークは、テーマを絞り、双方向の情報交換が可能な貴重な事業と考えておりますので、今後とも市民ニーズに適したメニューの拡充と市民周知を通じ、出前トーク事業の充実を図ってまいります。

次に、民間の報道機関等との連携についてであります。報道機関との連携につきましては、市内

外への情報提供手段として非常に重要と考えておりまして、今後も記事情報の提供でありますとか、取材等への協力を積極的に行ってまいりたいと考えております。質問がございました記事提供の留意点につきましては、紙ベースでの情報提供や事業内容に精通した者が取材を受けるなど、適正な情報提供に努めているところです。

また、エフエムなよろの難視聴地域解消につきましては、市としましても災害時の放送についての防災協定を締結をしていることから、協議を継続をしているところであります。難視聴地域解消に当たりましては、アンテナの場所や高さ、また出力の増強など考えられますが、アンテナにつきましては適地の選定に向けて現地調査を進めておりまして、また出力の増強につきましては認可を受けたコミュニティー放送局の例なども参考にエフエムなよろと協議を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目の2、案内看板の考え方について、小項目の1、案内するルートの考え方についてお答えいたします。

名寄市観光振興計画の中でも市内外のお客様を受け入れる基盤として、円滑な案内や誘導はその受け入れ地域としてホスピタリティー度があらわれと述べています。訪問者にとってわかりやすい案内表示をするためには、その訪問者の視点で検討することが必要です。これらのことを考慮し、多面的な視点による意見を聴取することが重要となっております。その具体的な取り組みとして、市内各施設の案内などに尽力いただいています観光ボランティアの方々の視点から見た表示、また改めて市民の訪問者の目線で現在の表示で各資源に誘導することができるかなどを検証する地域資源市民モニターツアー事業を通じて得られた意見を参考として、名寄市観光交流振興協議会及び市内各部署と連携を図りながら、適正な案内板の整

備、さらには市として統一した案内ルートの確立に取り組んでまいります。

また、各事業による意見の聴取などを行っていく中で、案内板に表示されている表示内容が不適格な誘導が判明した場合は、スピーディーに案内板設置機関と協議し、その是正に努めてまいります。

次に、小項目の2、わかりやすい案内板のあり方についてをお答えいたします。名寄市を訪れる人が初めて訪れる場所へわかりやすく案内するためには、国道、道道など大きな道路に面している場合には比較的案内板が設置されておりますが、市道などの比較的小さな道路には案内板の設置は十分とは言えない状況であります。また、新しい公共施設などが建設された場合、今ある案内板への追加表示や新たな案内板の設置が必要となっております。多くのお客様を呼び込む新しい公共施設の案内板の対応は、国道、道道については案内板の新設要請を適時に行うとともに、市道に設置する場合は施設の稼働時期や案内の工夫などを関係部署と協議をしながら、案内板の設置を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、（仮称）市民ホールを核とする芸術文化の振興についてお答えをいたします。

まず、小項目1、ソフト事業の考え方でございます。（仮称）市民ホールのソフト事業の考え方につきまして、教育委員会では生涯学習課が中心となり、平成21年度より舞台芸術劇場実行委員会を組織をして、これまでさまざまな文化芸術事業に取り組んでまいりました。具体的には、平成21年には文化庁の地域文化芸術振興プランの指定で演劇、吹奏楽、人形劇、ゴスペル、ダンス、阿波踊り、音楽のワークショップと発表会、またプロによる人形劇講演を行いました。同じく平成22年度には、財団法人地域創造や北海道文化財

団、さらには財団法人自治総合センターの宝くじ文化公演を実施をいたしました。23年度は、当市と交流がございます東京都杉並区の区立杉並芸術会館、座・高円寺制作の公演、また有希マヌエラ・ヤンケバイオリンリサイタルをリサイタル実行委員会と共催をして実施してまいりました。本年度も9月に米倉齊加年氏主催の劇団海流座による公演を計画をしており、事業実施につきましては各種助成や支援策とあわせて実行委員会に市の補助金を支出してきております。今後も舞台芸術にとらわれないさまざまなジャンルの芸術鑑賞の機会を市民に提供していく考えでおりますが、市民ホールの完成後の大ホールの舞台を利用した事業につきましては、維持管理費とあわせて文化ホール建設基金を有効に活用しながら、年間相当数の事業を実施し、芸術文化事業を推進する考えでおり、今後の財政計画とともに調整を図りながら進めてまいります。

（仮称）市民ホールの管理運営につきましては、隣接する市民文化センターと一体的な管理運営をすることとして、市の直営による管理運営となりますが、ホール部分の運営に関する事業の一部は民間への業務委託する考えであります。委託分野の一つである文化芸術事業の実施につきましては、今までの舞台芸術劇場実行委員会を発展的に拡大、継承した組織を想定しております。その中心的な役割を委託業者が担うものと考えております。その継承組織は、文化芸術関係者はもとより文化協会、音楽、芸術、演劇関連団体や個人など広範な分野の市民と委託業者などで構成をし、自主事業などの企画と実施に当たります。委託業者には、アートマネジメント機能を持たせ、それらの意見を取りまとめ、年間の事業計画を立てて事業を実施していける組織となるように協議を進めてまいりたいと思います。

市民が行います文化芸術事業への支援につきましては、現在社会教育団体などが公共施設を利用する場合、減免としておりますけれども、（仮

称）市民ホールも同様に適用させ、活動の支援を図ることとし、また100人から300人の規模で大ホールを利用する場合、通路側の前席側の利用だけの施設使用料を設定するなど、いわゆる市民の草の根文化を育てる支援を行う考えでおります。また、各文化団体などの事業に対して、共催等による支援策は引き続き行うことと考えております。

次に、小項目2、文化振興条例の制定についてでございます。これまで当市では、新名寄市総合計画の中で心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりを基本目標の一つとして掲げ、文化振興条例の制定を実施計画事業として取り上げてまいりました。あわせて平成20年度にスタートした名寄市社会教育中期計画の中でも推進方策として文化振興条例の制定を位置づけてまいりました。北海道内での条例の制定状況を見ると、数は少ないわけですが、近隣自治体では士別市が平成17年に制定をしており、ほかには旭川市、苫小牧市、釧路市、函館市など中核都市での制定が見受けられます。いずれも文化芸術振興についての基本理念や行政と市民の役割について条文化をされております。当市でもこれまで若干の議論はございましたけれども、条例制定までには至っておりません。今までの社会教育中期計画において、地域文化の継承と創造を推進するため、主要施策を定め、市民の文化活動の奨励や支援、芸術文化鑑賞の機会の拡充、文化芸術に関する交流や環境の整備及び文化財の保護など文化振興に努めてはまいりました。平成26年秋には、（仮称）市民ホールの開館が予定されていることから、議員も御指摘のとおり市民の文化芸術に対する意識も一層高まってくるものと考えております。このため、文化芸術を通じて市民生活に心の潤いと地域文化の継承と創造をより一層高めるために、本年度策定いたします社会教育中期計画の策定作業の中で文化及び芸術の振興条例制定の是非について検討していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。順番にお伺いをしていきたいというふうに思います。

まず、行政情報の周知のあり方についての部分の広報なよろについてからお伺いをしたいと思います。今までアンケートをされたりとか、庁内の議論が平成22年にあつて、その中で内容、レイアウト等について協議をされたという答弁をいただきました。そういったところで特徴的な変更点ですとか、そういった部分があればお知らせをいただきたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御質問いただきましたが、回答する前に1点私のほうの答弁で訂正がございまして、メールの配信サービス、これ6月末日現在でということで126名というお話をさせていただきました。5月末日の数字でありまして、申しわけございません。訂正をよろしくお願ひしたいと思います。

今御質問ありましたアンケート、特徴的な意見ということでありますが、1つは紙面の見やすさが多くの方の皆さんからも指摘をされております。例えば文字の大きさでありますとか、それから写真をもっと入れてほしいでありますとか、それから構成、文字の置き方を含めてやはりどなたでも見やすい広報紙をというのが一番御希望、御意見が多かったところでありまして、庁内のアンケートにおきましてもおおむね同様の意見がありまして、文字のポイントを大きくしたり、写真のレイアウトを大きくして、ある意味子供からお年寄りまで見やすい紙面づくりということでの御意見が多うございましたので、そういったことに現在取り組んでいるというところであります。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） この質問を考える際

に、私も最近の広報なよろと5年ぐらい前の広報なよろと10年ぐらい前の広報なよろをつらつらと比較をしながら見てみました。部長が答弁をしていただくように、確かに見やすくなったのかなと。文字は大きくなったのかな、レイアウトを工夫されているのかなという点とやっぱり情報量が多くなったのかなというふうに思います。特にお知らせ欄ですとか、そういった細かな行政情報は10年前よりも多くなっているのかなというふうに私は感じたところであります。市民の皆さんから見やすさであるとか、そういった意見が多く寄せられたようでありまして、確かにその部分は反映されているのかなというふうに私も感じるところであります。

一方、広報なよろの基本的な役割をでは考えてみたいというふうに思います。確かにその役割というのは、1つあるなというふうに思います。行政情報を正しく的確にお知らせするということや行政として、名寄市として市民に何を訴えたいのか、こうしてほしいであるとか、名寄のまちがこうなればいいなとかというメッセージをもう少し色濃くさせてもいいのかなというふうに思っております。それが私は特集ではないのかなというふうに思っております。そこら辺がもう少し強く押し出してもいい部分ではないのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺の部分について内部での協議等ございましたら、お知らせをいただきたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） まさに御指摘いただきましたとおり、非常に情報量が多くなっております。この間さまざまな情報公開含めて対応しておりまして、紙ベースで唯一私どもの考え方含めてお知らせをする手段としての役割が非常に大きくなっておりまして、そういう意味では盛りだくさんの内容になっております。この間原課から上がってくる情報も実は以前に比べまして非常に多くなっているという現状もありまして、どうしても

それを詰め込むというようなことが1つありまして、それが先行しているということでありまして、特集におきましても一定程度配慮はしておりますけれども、なかなか紙面の中で私たちの考え含めてしっかりしたメッセージを出せているかという御指摘になりますと、100%そうとは言い切れない部分もありまして、まさにそのところが課題となっております。情報の出しようのあり方につきましては、ホームページ等の活用含めてさまざま総合的な手段をもってこれまで対応しているところでありまして、なかなか広報だけにすべて任せるということには現実なりませんので、今後ともその活用方法含めて、さまざまなツールの活用も含めてぜひ改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思っております。

もう一つ、昔の広報と、あとよその自治体の広報もホームページ、インターネットなんかで検索をしながらのぞいてみたところがあるのですが、例えば市民活動で先進的なまちづくりに対して、積極的な活動をしているといったものを紹介している自治体もありました。こういったことは、市民との協働のまちづくりということを考えると、市民の皆さんにこういうことをやってくれるとすごくいいよねということのアピールにもなるかなというふうに思います。目的とするところは、行政情報をしっかりと出すという部分が1つと、やっぱりさらにもう一つの部分は市民との協働をどういうふうにつくっていくのかという部分の役割を広報なよろにももう少し担わせてもいいのかなというふうに思っております。そういった部分からもぜひこれからの特集記事の部分に期待をしておきたいというふうに思うのと、やっぱり紙面に限られるわけです、きっと。金額的な面もあわせて制約があるのかなというふうに思いますけれども、お知らせする内容のポイントを大き

くしてほしいという市民ニーズがあるのはなるほどなと思いますけれども、なるべく字数を節約するだとか、そして少しずつ余白をつくっていきながら、でも特集記事を織り込んでいくだとか、あるいは若干お金がかかるかもしれませんが、ページの増刷をするだとか、そういったことも考えられないかなというふうに思いますけれども、そこら辺の考えについて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 紙面のいわゆる使い方含めて、これまでもさまざまな検討加えてきた経過がございますので、日々これと決めて現状構成はされているという部分も否めないところではありますけれども、このところは改善すべきところはしっかり改善をしていくということを含めて、ぜひ検討していきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思っております。

では、次名寄市のポータルサイトについてお伺いしたいというふうに思います。ちょうど私が質問を考えたころのイベントカレンダーは余り使われておりませんで、ここ最近だったでしょうか、かなりいろんな情報が載るようになってきて、よかったですというふうに思っております。各部との連携を図りながらこれからも進めていきたいというふうな答弁をいただいたわけなのですが、大分載ってきましたけれども、これからルールをつくりながらそういったカレンダーをつくっていかれようとするのですけれども、もう少し具体的に進捗、どのようにされていこうとされるのか、考えがあればちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 原課でさまざまな情報を持っていまして、これはホームページにアップをしていくという作業をこれまでも続けており

ましたけれども、なかなかホームページの構成上、情報的的確に市民の皆さんに周知をされていないと。このところは、イベントカレンダーをしっかりと使って、一番見やすい画面を使って情報にすんなり入っていきけるような仕組みということで、まさに取り組みは進められてきておりましたけれども、なかなか原課のほうで十分に時間を持ちながら、いろんな考えを持ちながらイベントカレンダーを使ってきたということがちょっと足りなかったのではないかと。こんな反省含めてこの5月に改めて職員研修をさせていただいたということでもあります。これですぐすべてが改善をされて一歩でも二歩でも進んでいくということの期待はありますけれども、やはりイベントカレンダーの中からどんどん入って行ってしっかりとわかりやすい情報になっているかということも含めて、原課の取り組みが重要なポイントになっていくのだと思います。そのこのところのいわゆる仕組みづくり、なれも含めて、やはり原課にはもう少しいろんな形で頑張っていたきたいという思いも含めての講習会でありました。これは、一回に終わらせることなく、今後のイベントカレンダーの中身を含めて、情報の出し方総体になりますけれども、しっかりと職員の中でお互いに共通の認識を持ちながら、ぜひ対応は常に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

私以前にどこで発言したかちょっと忘れましたが、名寄のまちの中でいろんなイベントがある場合に1カ所にアクセスをすると大体そこで全部わかるぞというふうなものが将来的にあったらいいねというふうな発言をさせていただきました。その中の行政情報というのは大切なツールでありまして、ここがまず第一歩としてしっかりと取り組んでいただけることが望ましいのかなというふうに思っております。そういったことによ

て市が主催するイベントなんかに対しても、市民がこういうのがあったのか、ではちょっと参加してみようとかというのが促進されるのかなというふうに思っております。

さらには、最終的に目指したいなと思うのは、市民の中のイベント、例えばこれから行われるであろう（仮称）市民ホールで行われるようなイベントであるとか、そういったものの情報も一つのカレンダーの中での的確に市民に対してお知らせするということによって、市民活動が活発化したりだとか、イベントの集客人数がふえたりだとか、ひいてはよそのまちからそれはアクセスをして、では名寄に行ってみようとか、そういった効果もあらわれてくるのではないのかなというふうに思いますけれども、将来的に私はそこを目指したいかがかなというふうに思いますけれども、そこら辺の考えについてちょっとお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 市のホームページ上の扱いですとか、それぞれ懸案に基づいて現在運用しているという実態がございまして、一定程度画面に張りつけをしながらリンクできるような、そんな仕組みは常時持っているわけですが、民間の方のいわゆる活動情報を私どもが受けて、私どもが情報を発信をするのか、直接民間の方と共通できるような、そんな中身も含めてホームページ上で対応できるのか、さまざまな考え方があろうと思ひますので、いずれにしろ今後観光振興計画を含めてさまざまな取り組みがこれからなされまひす。それは、一方私どもの役割もありまして、当然民間との協働の役割もあるということで、やはりそのこのところのお互い共通できるような情報の扱いをどうするかというのは今後の課題になってくると思ひますので、そのこのところはぜひいい方法を含めてちょっと検討してまいりたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

多分駅横に（仮称）複合交通センターができて、そこに観光まちづくり協会が入るといふことは、観光情報であるとか、そういった市内のさまざまな情報がそこには集まってくるのかなといふふうには思っておりますので、そういったところと連携、タイアップをしながら、市民にわかりやすい情報の提供といふのを心がけていっていただければスムーズにいくのかなといふふうにも思っておりますので、今後協議をよろしくお願ひしたいなといふふうには思ひます。

次、インターネットを利用した部分なのですが、これは職員の皆さんのゼロ予算事業といふことでも提案があったといふふうな答弁をいただきました。これは、今までやっておられる情報配信サービスとは若干方向が違ふといふのは、双方向のやりとりができるといふのがフェイスブックの利点であるのかなといふふうにも思っております。それと、登録が簡単だといふのも一つのメリットかなといふふうには思っております。それと、比較的詳細が明らかといふのか、発信をする人が名前がちゃんと記載されているだとか、そういったことから余り荒れた内容にならないで双方向の意見のやりとりもできるのかなといふふうにも思っております。前向きな答弁も若干いただきましたけれども、今は営業戦略室の皆さんがこれ戦略室としてやっているといふ、戦略室の皆さんが個人的にやっておられるといふ雰囲気なのかな、違ふかなといふふうには思っておりますけれども、そういう一つの組織としてこのツールを利用して情報配信をしていこうといふふうなお考えがあるのかどうか、ちょっとお知らせをいただきたいなと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 昨年11月に職員提案がありまして、内容的には市としては積極的に進めるべきものだといふ認識を持っております。

ただ、つい最近の北海道新聞にも載っておりますけれども、行政情報の場合につきましては、特に私たちの考えているのは観光振興情報の関係につきましては、かなり名寄市にとって、どなたが書いても道民の皆さん、それから日本全国の人方に対しまして洗練されたといふか、好ましい情報がどんどん、どんどん露出をしていって、その輪がどんどん、どんどん広がっていくすばらしい効果が持てるものだなといふふうには考えていますけれども、例えば民間企業でも道新に書かれていましたように、本来個人的な問題であるとか個人の意見が公の意見としてツイッターされるといふのも懸念材料としてありました。ただ、市長が積極的に進めています観光振興、名寄市のイメージアップも含めて、職員がさまざまな考え方も含めていい情報を提供しようといふ部分については全然異論なかったのですけれども、市の職員は個人情報も見ることができまして、政策形成の過程のものであってもあたかも決まったごとき自分の意見を言うてしまうといふ懸念も実はありました。そういうことも含めて、方向性としては積極的に活用しよう。多くの職員がそれに参画をしていこうといふことについては共通認識を持っていますけれども、具体的にどのように提供できる情報の正確性とか、名寄市としての考え方として規制するといふか、規制というよりは正しい情報にするためのチェック機能といふのがいかにできるのかな。ここは、民間企業のほうでも相当苦慮されているといふ部分が出ておりましたので、同じような感覚をやはり民間といつても公共といつても持っているのだと。この辺の解決について、しっかり営業戦略の関係についてはどなたが書いても皆さん方に正しい喜んでもらえる情報をどんどんPRしていきたいといふふうには考えていますので、その実証の中で一定の検証をしながら、今後の取り扱いについてできるだけ活用する方向で作業を進めてまいりたいなといふふうには考えています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 観光情報の提供というのは、答弁いただいたように適時やっていたきたいなというふうに思います。後でも出てきます例えば市民ホールができたときに、そういったイベント情報をお知らせするというのもこれからそういったツールを利用してやることも可能かなというふうにも思います。間違いのない情報の提供ということを中心に、さらに積極的な情報の提供ということで今後とも心がけていただければと思います。

FMのアンテナについて答弁をいただきまして、視聴できない地域がやっぱりあるということで、そういった解消に向けてアンテナの位置などを今調査をされているという答弁をいただきました。これにつきましては、やはり防災という観点から、一定程度全体的に聞けるというものが望ましいなというふうに思います。名寄市が最も想定をしなければいけないのは、地震はないとは言えませんけれども、やはり水害なのかなというふうに思っております。水害ということは、雨がだつと降るということは外でスピーカーを鳴らしてお知らせしても多分聞こえないだろうということが想定される。だから、多分こういうラジオ局なんかが最も適しているのかなというふうにも思いますので、そこら辺今調査をされているということです。できればそういった問題が解消されるように、早期にいい案が出てくるように望んでおきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次、看板について質問をさせていただきたいと思ひます。市内の看板の中で正しく、必ずしも正確でない部分のものについては早期に修正をしたいというふうな答弁をいただきましたので、そこら辺はぜひよろしくお願ひをしたいと思ひます。

若干質問させていただきたいと思ひますけれども、やはり目的地を訪れる際に気持ちよく来ていただきたいという観点から、例えば日進地区に行きますと、きたすばるという案内の看板が手づく

りも含めてさまざま余り大きくない看板が複数掲げられております。それでもやっぱり道間違えたという方の意見を若干聞くわけでありまして。そこら辺もできれば解消していただきたいなというふうに思うのと、例えば天文台なんかの場合ですと訪れるお客さんが必ずしも昼とは限らないわけです。そういった場合に星を見る場合には暗い中で看板を探してこなくてはいけないという中では、夜光塗料を使うだとか、そういった細かい配慮もこれからあってもいいのかなと思ひますけれども、そこら辺の考えについてお知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 今御指摘ありましたように、これ私どもも気がつかなかった点は何点か議員からのお話の中でありました。サンピラーパークに行く御案内一つでも、例えば日進橋を渡って少し行ったら右に看板が出ていますよというふうに御案内をしていたようなのです。これは観光ホスピタリティーやっておられる皆さんが。意外に手前から回ってしまうという方がいるということは、私どもとしてはもう全くそうなのかというのが実は驚きでした。しかし、案内の仕方というのは非常に難しいし、適宜に看板をつけるということの難しさというのがわかりました。それと、今御指摘の天文台の看板ですけれども、夜間をとという面では私たち余り想定していなくて、御指摘ありましたように夜光塗料だとか、そういった工夫をぜひさせていただきたいと思ひます。すぐ常設的にできなければ、随時多少の間は手づくり看板とかといったことで、将来的にはそういう方向に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、案内看板を設置をする場合に国とか道の支柱を使わせていただひて名寄市の案内看板を立

てる場合と名寄市の独自で立てる場合との両方あるというふうに思うのですけれども、この辺に何か規制だとか決まりだとかきつとあると思うのですけれども、そこら辺について少し教えていただきたいと思うのと……まず済みません。ちょっとよろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 国、道の国道、道道については、ちょっと詳しくは私どもも承知しておりませんが、制限はあると思っています。しかし、国道や道道についてはある程度国や道の負担で実施できるというふうに聞いておりますし、あと多少市道に関連しても一部国、道での負担があるというふうに聞いております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） わかりました。そういった補助金なんかも有効に活用しながら、冒頭質問させていただいた趣旨を御理解いただきまして、わかりやすい案内をしていただきたいというふうに求めておきたいというふうに思います。

それと、ぜひひとつここに行こうという目的を持って、例えば文化センターに行こうという目的を持って南から車で走ってきてみる。北から走ってきてみる。そうするといろいろなことがわかると思いますので、ぜひ一度そういった作業をしていただいて、まちの中で一回検証していただきたいというふうに思いますけれども、そこら辺お願いできますかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 案内板の設置については、議員御指摘のとおり工夫をしなければいけないところがたくさんございますので、検証させていただきたいと思います。今御質問のありました看板の位置がどこが適当かということについては、実質的に現場を関係の部署で回らせていただくなどしまして、図上に図示してみても全体としての配置がどうかということを考えさせていただきたい

と思いますので、この点お答えをさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、市民ホールについてお伺いをしたいと思います。これからいろんな事業展開をされていく中で、まず大切なのはどこにどういうふうな情報があるのかというふうな情報収集が必要かなというふうに思いますけれども、それをこれからどのようにされていこうとされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 新ホールの開館後、各種事業につきましては全国的な規模のもの、もしくは全道的な規模のものがございます。これらにつきましてアンテナを高くして計画的に事業として導入するという事は、とても大切なことと考えてございます。先ほど答弁にもございましたけれども、平成21年度から名寄市で行っております舞台芸術劇場実行委員会の中では、主に全国的な組織としては財団法人地域創造であるとか、自治総合センター等の助成事業を活用しておりますし、道内的には北海道文化財団または北海道公立学校教職員互助会等の支援策を有効に活用しております。これらにつきましては、今まで教育行政の中での情報の発信の中からはとらえてきたものでありますけれども、新しいホールができた場合には市民を巻き込んだ形でのいろいろな文化事業創造の組織がつけられる予定でありますので、そういった民間の方々の情報収集についてもアンテナを高くしたいと考えております。また、もう一つは、近隣の施設等が先行していろいろな事業を実施しておりますので、そういったところと連携をして、各種の事業について導入をしていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ただいま答弁をいた

だいたいで、各種団体からの補助メニューがあるのだよということ、1回目の答弁でもいただいたわけなのですけれども、そこら辺の有効活用というのはやはりかなり重要になってくるのかなというふうに思いますけれども、ぜひそこら辺の情報収集をしっかりされて、いいイベントをどんどんやっていただきたいなというふうに思います。

それと、もう一つ、民間の皆さんが自主的にやる場合に企画が受け付けをしておりますまちづくり推進事業、上限20万円という制度も利用は可能なというふうにも思いますけれども、そういった部分の枠もあるわけでして、そこら辺で民間がやる場合に対するそういうふうな新たな何か方策というのをお考えなのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 御質問の部分につきましては、ホール開館後は委託業者の方にマネジメント機能を生かして活用していただくということを考えておりますけれども、現在議員御指摘のように大規模な実施事業がまず1つあります。もう一つは、草の根の市民の方々の実施事業があります。大きな事業と、それから中小規模の事業とを組み合わせる事業を実施されるということを考えておりますし、また現在名寄市では総務課所管で芸術文化の振興事業の助成事業がございます。まちづくり推進事業助成制度でございます。これの中に文化、スポーツ振興に關します事業が含まれておりますけれども、新しいホールができた場合、利用団体を対象とした助成事業等も設立される予定を考えておりますので、目的が重複する可能性等もありますので、今後これらの制度の整理、見直しも含めて検討をする必要があると考えております。まず、基本は市民の方が使いやすい支援、助成の仕組みをつくり上げることが大切と考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

生活、公施設に影響する課題対応について外3件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名と発言の許可を得ましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、このたびの三笠宮寛仁親王殿下の御薨去に謹んでみたまの御平安をお祈り申し上げたいと思います。

さて、質問の第1点目でございますが、市民の公施設に影響する課題対応について伺いたいと思います。政府と北海道電力が今夏の電力需給対策で、北海道では7%節減を要請する方針を固めました。また、全国の電力会社とガス会社は、原油や天然ガスの価格上昇に伴い、7月の料金の引き上げを考えております。ガソリンなど燃料価格が高どまりしている状況を踏まえ、行政としてどのような対応をしようとするのか見解を伺います。これにつきましては、さきの佐藤靖議員と重複すると思いますが、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、計画停電の対応についてでございますが、残された時間は少ないわけであり、早急に有効な節電対策に取り組まなければならないと考えるところであり、それぞれの電力受給元に対する協力を求めるべきだと考えております。原発が停止している現状では、節電対策はやむを得ない、避けて通れない状況にあるわけであり、節電対策の見解を伺います。

次に、電気料金値上げに対する対応について伺います。東京電力以外の電力会社で値上げの動きはないと報道されておりますが、北電は1981年を最後に値上げを行っておりません。また、全原発停止が続くと各会社とも燃料費負担で赤字が膨らみ、値上げは避けられなくなるとの見方が根強い状況にあるわけであり、電気料金値上げについての対応、見解について伺います。

次に、燃料価格上昇に対する対応について伺います。ガソリンなど燃料価格は高どまりで推移し

ています。この状況は、販売する側も消費者側にとっても厳しい状況にあります。まして多量に消費する施設等については、さらに深刻な事態になると考えますが、対策について伺います。

2点目は、観光事業について伺います。名寄市観光振興計画が策定され、播種期が24年度からスタートし、実践で進めるときが参りました。そこで、大会、イベント開催時のホスピタリティーについて伺います。大会、イベントに地方から来名した選手やスタッフ、観客、来賓、メディアを迎えるに当たって、計画でもホスピタリティーが重要であることがうたわれております。これは、大会の最高の試合環境をつくることはもとよりですが、イベントでも同じように内も外も盛り上がるのが望まれるわけでありまして。このことが名寄の印象に大きく影響されると思われませんが、どのように取り組まれようとしているのか伺います。特に本年度も恒例的に予定されている大会、イベントに対し、具体的にはどのように取り組みを考えているのか伺いたいと思います。

次に、ふん害防止等環境美化に対する意識の高揚について伺います。来名者に対するホスピタリティーとして、まずきれいな環境でお迎えすることが肝要であります。以前より広報等で市民に協力を求めているところではありますが、いまだに飼い犬等のふん及び尿の処理についての苦情を聞きます。これは、飼い主のマナーの徹底を強烈に進めるべきときが来ていると考えますが、見解を伺います。さらに、強化を図るためには環境美化の推進に関する条例も考慮すべきだと考えますが、見解を伺います。

次に、希望する車ナンバー、ナンバープレートの取り組みについて伺います。国土交通省が3月26日から4月24日まで、国民の声を反映すべくパブリックコメントとして意見募集を行い、中間取りまとめについて公表いたしました。希望ナンバー制の導入や地域観光振興などの観点から、御当地ナンバーも視野に入れていくということ

あります。名寄としても知名度アップや名寄住民としての連帯意識の高揚のためにも将来に向け前向きに検討すべきと考えますが、見解を伺います。

3点目は、防災対策についてです。初めに、大学との災害連携について伺います。一時避難所、防災ヘリの離着場、支援物資の集積場、避難所への学生ボランティア派遣、あるいはボランティアセンターを運営、在留外国人向けに通訳ボランティア、意識啓発のための防災関連の公開講座の開催等々、広大なキャンパスの提供や災害に対するノウハウ等について支援をいただけることができるのならば、災害時防災、減災に大きく期待できるものと思われませんが、見解を伺います。

次に、Jアラート訓練について伺います。名寄の訓練状況はどのようになっているのか、また総務省消防庁は5月31日にJアラートを導入している全1,714市町村を対象に一斉訓練を実施すると発表いたしました。9月12日を予定しているようですが、取り組みを伺います。

4点目に、教育行政について伺います。初めに、子供たちの名前に関する小学校の漢字教育について伺います。名前は、大切な個性なので、使わせるべきだと訴える父兄や、あるいは専門家もいる中で、小学校で子供たちの名前に関する漢字教育はどのようになっているのか伺います。

次に、小中学校の防災計画、防災教育について伺います。東日本大震災後、各学校とも防災計画、教育の見直しが求められました。計画が市町村の防災計画そのままだったり、つくっていなかった学校もあるなどの事例がありました。そこで、再度チェックが求められ、真にその学校に合った防災計画と教育であり、そして実際に役立つものでなければ意味をなさないわけでありまして。そこで、市内の小中学校の防災教育、防災計画の見直しを行い、補強されたのか、また教える担当の教員の有無、役割について学校管理規則等での位置づけはどのようになっているのか伺います。

大変失礼しました。この場での質問を終わらせ

ていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 佐々木議員からは、大項目4点にわたり質問をいただきました。大項目1と3は私から、大項目2の（1）は営業戦略室長から、その（2）と（3）は市民部長から、大項目4は教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、生活、公の施設等に影響する課題対応についての計画停電の対応についてお答えをいたします。東日本大震災の発生による原子力発電所の機能停止により、東京電力の電力供給能力が大幅に低下したため、平成23年3月14日から1都8県で計画停電が実施をされました。計画停電は、電力需要が供給力を上回ることが予測される場合に大規模な停電を回避するため、電力会社が事前に用途や日時、地域を定めて電力の供給を一時停止をするもので、実際に実施をされた地域では大変大きな混乱を招きました。この経験から、北海道電力は節電によって需給バランスの調整を図り、極力計画停電を避ける方向で検討がなされております。節電の協力要請につきましては、電力供給の事業主である北海道電力が主体的に行うものと考えますが、6月5日に開かれました上川地域電力需給連絡会議においても節電の取り組みについてそれぞれ各市に要請がありまして、市としましても公共施設の節電は今までも実施しているところでありますが、さらに可能な方法を推進していくことはもとより、市民に対して節電の協力を求める広報を行いまして、計画停電を回避するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、電気料金値上げに対する対応についてですが、北海道電力の発電電力量に占める原子力の割合は、北海道電力の平成22年度の資料によりますと37%にも達しているところであります。現在こうした原子力発電所が稼働停止の状態にあるため、この分を他の水力、火力等の発電所で賄っていることとなり、とりわけ石炭、石油

の化石燃料に多く依存しているところで、発電コストは上昇しているものと思われます。一方、電気料金の決定には経済産業大臣の認可が必要となりまして、現在は電力会社の企業努力で原価上昇分を吸収をしている状況にありました。表立っての値上げの動きは承知をしておりますが、こうした状況が長期にわたり続いた場合には、東京電力同様に発電コストの電気料金への転嫁が生じる可能性も否定できません。原子力発電所の再稼働につきましては、国の対応を含め極めて不透明ではありますが、当面節電や省電力などの施策を進め、電力需給における負荷の低減を図ることが必要と考えております。

次に、燃料価格上昇に対する対応についてですが、原油価格の上昇が続く背景にはイランをめぐる情勢の緊迫化がありまして、イランによるホルムズ海峡閉鎖の憶測が先行き不安を生んでいると伝えられております。したがって、投機的要素が強く、石油需給が逼迫しているものではないため、供給不足はないものと判断をしておりますが、今後も高値水準で推移すると予測をされています。日本を含む世界の景気が原油価格の急騰により大きく悪化することは、過去の例にもありまして、グローバル社会においては国がとり得る対策も乏しいのが現状であり、私ども自治体としては石油に限らずエネルギー全般において節約に努めることが対応策としては最善と考えるところであります。市では、ハイブリッド公用車の導入でありますとか、普通自動車から軽自動車への乗りかえを初め、公用自転車の活用を進めてまいります。

続きまして、大項目3、防災対策についての大学との災害連携についてお答えをいたします。名寄市地域防災計画において名寄市立大学の施設は、地震や風害等の災害時対応の避難所となっております。この場合には、一時避難所、防災ヘリの離発着場、支援物資の集積場、炊き出し施設として十分効果的に利用ができるものと考えております。

次に、防災ボランティアとの連携計画では、ボランティアの受け入れに当たって高齢者介護や外国人との会話能力などの技能が効果的に発揮されるよう配慮することが必要とされており、今後名寄市立大学の役割について、その方法や体制の検討が課題となります。今現在大学では、東日本大震災を教訓に私たちの災害支援のあり方について検討すべく、昨年も多くの公開講座やシンポジウムを開催しております。特に阪神・淡路大震災を経験し、両震災において看護師、保健師として直接災害支援に携わられた国立保健医療科学院特命上席主任研究官の奥田博子氏とNPO法人阪神高齢者・障害者支援ネットワーク理事長の黒田裕子氏の講演や東日本大震災で現地の支援活動に参加されました陸上自衛隊名寄駐屯地隊員、北海道警察旭川方面本部警察官、名寄市立総合病院の医師、看護師、名寄消防署消防士の皆さんによる報告と提言によるシンポジウムなど、大学が持つネットワークを生かした取り組みが行われております。また、災害時学生ボランティアは被災地にとって復旧、復興を行う上で重要な役割を担っておりまして、防災、減災において地域への支援効果、期待は高いものがあると考えております。

次に、Jアラート訓練についてであります。本市では平成23年3月22日にJアラートを導入をいたしました。これまでの訓練状況としては平成23年12月1日に国が手挙げ方式で実施をした訓練に参加をいたしました。全国では、113の自治体に参加をしたということですが、しかしながら本市においてはこの訓練ではJアラート専用端末に何らかのふぐあいが発生し、国が送信した訓練情報を受信できず、結果としてJアラートの動作確認ができませんでした。また、このふぐあいの原因について北海道やメーカーに問い合わせをいたしました。原因は不明のままです。今後の取り組み状況といたしましては、まず本年6月28日に実施をされます訓練に参加をする予定で、今年の訓練の結果を踏まえ、

当該専用端末導入業者の立ち会いのもとに実施をする予定で準備をしております。この訓練で正常な動作が確認できましたら、9月12日の全国一斉訓練におきましてエフエムなよろの緊急割り込み装置を利用した訓練もあわせて実施をしたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目2、観光事業について、小項目1、大会、イベント開催時のホスピタリティーについてお答えをいたします。

本年3月に策定いたしました名寄市観光振興計画の中でも基本項目である交流人口増加による経済効果の拡大を達成するため、前期5カ年に戦略プロセスを定め、ステップ1として住民参加の体制づくりを定めています。議員御指摘のとおり、地域住民が大会、イベントに対し、支援及び観戦、参加を積極的に行う気持ちを持つことができれば、本市を訪れた人も心からそれを楽しむことができず、また来たいと思う気持ちも芽生えることができません。これらのことは、市全体としてどのようにホスピタリティーの心を表現するか、さらに市民一人一人にホスピタリティーの心を持っていただくことが重要となります。今年度の取り組みとして、受け入れ環境整備の基本である景観美化事業として、市民の意識を醸成することを目的にひまわりボランティアを募集したところ、多くの個人及び団体の方々からの応募があり、最初の協働作業として6月2日に国道239号線の大通から西4条通までの植樹帯にひまわりの種まき作業を行いました。当日は、約100名の参加があり、今後も市民の意識を醸成する事業を継続して取り組んでまいります。

また、ホスピタリティーのスキルアップを図ることも重要で、それには観光交流事業の実践者を招聘し、定期的な研修の場を確保することが必要であり、これらを実践するには一定の財源が必要

となります。厳しい財政状況を踏まえ、国、道の補助事業を活用し、研修事業の導入を目指し、各事業を申請し、財源確保に努めているところであります。

さらに、名寄市でどのようにしてホスピタリティーの表現を発信していくかについては、市外からお越しいただく方々に歓迎の意を表するため、また市民にイベント開催の周知機能も兼ね備えた観光ホスピタリティー掲示看板設置の検討をしております。この掲示看板は、手作業ではありますが、常に各大会、合宿、旅行ツアーの歓迎表示を変えていくもので、季節ごとに表示される画面も更新していくものです。このたび市内の団体からホスピタリティー掲示板の寄贈を受けることとなり、国道40号線沿いに設置されることとなりました。このように名寄市観光振興計画のスタートの年として、まずは実施可能な事業を一つ一つ実践していき、それらを積み重ねていくことが重要です。最初に述べました基本項目を達成するための戦略プロセスとして、名寄市の魅力を支える地域住民が積極的にまちづくりに参加し、地域に誇りと愛着を持ち、名寄を紹介したいと思う気持ちを醸成するステップ1を達成するため努めてまいりたいと思います。

以上、私の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目2のうち小項目2、小項目3についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、小項目2、ふん害防止と環境美化に対する意識の高揚についてであります。ふん害の防止についてであります。家庭などで飼育されているペットは平成23年度全国犬、猫推計統計で2,154万2,000頭が飼育されており、犬は飼育世帯率が17.7%、猫は10.3%となっております。名寄市においては、犬の登録数は24年3月末現在で1,207頭です。猫の頭数については把握をしておりません。ペットは、生活の中

で安らぎをもたらし、心をなごませてくれる家族の一員として大切な存在となっております。本市におきましては、狂犬病の予防接種の実施にあわせ、犬、猫の正しい飼い方や飼い主へのマナーの向上についてチラシの全戸配布、広報、ホームページ等にて市民への周知を実施しているところであります。しかしながら、一部飼い主のモラル、マナーの低下や無責任さから、ふん尿の処理や放し飼いに対する指導を市に求める声が寄せられている状況もございます。今後ふん害につきましては、飼い主のマナーの徹底が図られ、責任意識を高めるための手法について他市の状況を参考にしながら一層の啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、小項目3、希望する車ナンバー、ナンバープレートの取り組みについてお答えをいたします。これまで御当地ナンバーにつきましては、国土交通省が地域振興や観光振興などの観点から、通常陸運支局などの名称を表示する自動車ナンバーの地域名をそれ以外の名称も可能にする特別措置を認め、平成17年5月までに国への要望があったものを対象とした時限的な措置として始まりました。平成18年から自動車のナンバープレートに表示される地名について、登録自動車台数が10万台を超えている、住民の要望があるなどの条件を満たした場合に新しい地域名を導入する制度が開始され、現在全国に20の御当地ナンバーがございます。国土交通省において設置されたナンバープレートのあり方に関する懇談会において、今後既存制度の見直しがどこまで行われるのか検討内容を注視していきたいと考えております。

次に、市町村における御当地ナンバーにつきましては、2007年に松山市の小説「坂の上の雲」にちなんだ雲形のナンバープレートが先駆けとなり、全国で導入が始まったところでもあります。平成24年5月時点での御当地ナンバーの導入状況ですが、全国1,750自治体のうち120自治体が導入しており、北海道では179自治体中、

北見市、美瑛町、新ひだか町の3自治体が導入している状況となっております。名寄市における軽自動車税の課税対象台数は約1万2,000台で、そのうち御当地ナンバー制度を導入した際に交付対象となる台数は4,709台です。内訳は、50cc、90cc、125ccの原動機付自転車で1,049台、農耕用のトラクター、耕運機、フォークリフトなどの小型特殊自動車が3,660台となっております。次に、平成21年度から平成23年度の3カ年平均で、単年度新規に交付しましたプレート枚数は、50ccで70枚、90から125ccの原動機付自転車で34枚、小型特殊自動車で218枚となっております。

さらに、御当地ナンバー導入の際の経費であります。現在はナンバー1枚当たり約100円の制作費ですが、デザインを変えると美瑛町では従来の約4倍、北見市ではナンバープレートカーリングのストーンへと形状を変更したことから独自の型枠が必要で、その費用が約160万円かかったとお聞きをいたしました。御当地ナンバーの導入につきましては、昨年の職員提案でも出されておりましたし、既に北見市が平成23年3月から導入されていることもありまして、以前から議論をした経過がございます。このナンバーを取り入れることにより、軽自動車税の増収が見込まれるものではない、多くの自治体が入力の目的として知名度アップ、地元への愛着、まちづくりの意識の共有などを挙げていますが、導入による効果が判断しづらい、御当地ナンバーの交付枚数が3カ年平均で年間322枚と少ない、しかも交付枚数が多い小型特殊自動車においては、農耕用、工場内、倉庫で使用となること、農耕用の小型特殊自動車、原動機付自転車においては冬期間は使用しないことからPR効果が少ない等、これらのことから当面は御当地ナンバー導入については難しいものと判断をしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目の4、教育行政について答弁をさせていただきます。

小項目1、子供たちの名前に関する小学校の漢字教育につきまして、学習指導要領の観点からお答えをさせていただきます。御存じのように学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として国が学校教育法の規定に基づき各教科などの目標や大まかな内容を告示として定めているものであります。この学習指導要領には、小中学校のすべての児童生徒に対しての指導すべき内容が示されております。また、各学校においてはこの指導を十分に行った上で、個性を生かす教育を充実する観点から、児童生徒の実態に応じて学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することもできるようになっております。

御質問につきましては、小学校学習指導要領、国語における漢字の指導の取り扱いについてに関するものと考えております。取り扱いには、学年ごとに配当されている漢字は児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて当該学年以前の学年または当該学年以降の学年において指導することもできること、また当該学年より後の学年に配当されている漢字及びそれ以外の漢字については振り仮名をつけるなど、児童の学習負担に配慮しつつ提示することができることと示されております。このことは、当該学年に配当されている漢字は原則としてその学年で指導するものであります。必要に応じて弾力的な取り扱いができることを示しております。例を申せば、第2学年の漢字の指導の際、自転車のように自転車の自は第2学年、転は第3学年、車は第1学年の配当漢字であり、配当学年が異なる漢字で構成されている熟語が出てくる場合があります。このとき第2学年であっても必要に応じて自転車と漢字の熟語として提示してよいということであり、その際児童の学習負担が過重にならないという配慮が必要であり、

後の学年の配当漢字である転については振り仮名をつけて自転車と提示することとなります。このように名前の漢字を指導する際も児童に自分の名前の漢字を覚えたい、書けるようになりたいという意欲があり、上の学年の難しい漢字であっても書くことができるなどの力が備わっていれば、個別に指導をして自分の名前を漢字で書けるようにしてあげることが望ましいと考えます。児童の名前には、小学校で指導されていない漢字や読み方が用いられている場合もありますので、各小学校においては児童一人一人の学習や生活の実態を踏まえ、家庭と連携して児童が自分の名前を漢字で書くことができるよう適切に支援していくことが必要であると考えております。

次に、小項目の2、小中学校の防災計画、防災教育についてお答えをいたします。昨年度の東日本大震災の教訓を踏まえ、本市の各学校においても防災教育の一層の充実を図るとともに、防災計画の見直しが必要であるということにつきましては、昨年9月の議会でも指摘があったところでございます。これまで市内の各学校においては、児童生徒の安全の確保を図るため、学校安全計画を策定し、安全教育を推進してきております。とりわけ防災教育では、児童生徒が自然災害等の危険に際してみずからの命を守り抜くために、防災に対する正しい知識を習得させるとともに、主体的に行動する態度を育成することが重要であると考えております。このような防災教育のねらいを達成するために、本市の各学校では例えば理科では地震の原因、社会では自然災害の防止、保健体育ではけがの手当てなどについて指導をし、児童生徒に防災教育の基礎となる知識を習得させております。また、学校行事では火災や地震を想定した避難訓練を年に1回から3回程度実施をし、児童生徒に安全かつ迅速に行動できる態度や能力を育成しております。そのほか台風や吹雪など自然災害が想定される際には、安全な行動の仕方について適宜学級での指導を行っております。

また、学校管理規則に基づき生徒指導部などの係を中心として、全教職員の役割分担を明確にした学校施設の防火、防災組織をつくり、児童生徒の避難や防護などに関する計画を定め、万が一の災害発生に備えてはおります。東日本大震災の教訓を生かした取り組みについては、児童生徒の防災意識の一層の向上を図るために、昨年11月に北海道教育委員会が発行しました防災教育啓発資料「学んDE防災」を朝の会や帰りの会、学級活動などで活用しております。また、文部科学省発行の学校防災マニュアル作成の手引を活用して、危機管理マニュアルなどの見直しを行っておりますが、水害や吹雪などを含めた本市特有の自然災害に対応する計画づくりはまだ十分に進んでいるとは言えない状況にもございます。教育委員会といたしましては、今後想定されます地域の災害事例をシミュレーションをしたり、名寄市洪水ハザードマップなどを活用して、各学校が本市の災害の状況に応じた防災計画や危機管理マニュアルなどを作成できるよう支援をしまいたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 御答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

まず、計画停電でございますけれども、今御答弁がありましたように電力需要が、供給を続けていると電気の周波数が不安定になって、それで発電所は送電を自動的に停止するというふうになってしまうと。最悪の場合には、突発的な大規模停電につながっていくということでございます。札幌管区气象台では、今夏の7月、8月の平均気温は昨年よりもならないような状況で、平年よりやや高目だという見通しとしているわけでありまして、しかしながら計画停電の可能性がゼロになったわけではないと思います。それで、さきの佐藤議員の質問の御答弁の中でも名寄市の庁舎の中、それぞれ節電を図っているというこ

となのですけれども、これは庁舎内での計画停電のための時間統制とか、あるいは執務時間の変更というものは考えておられるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 現在のところ、北電とそれぞれ打ち合わせをさせていただきまして、基本的には計画停電は行わないということを前提として、私どもも節電7%に最大限協力をしていくということにしておりまして、現状の体制でいきますと、特に勤務時間の変更等伴うような対応までは至らないだろうと。必要なしという判断を現在のところはしております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 今北電とも進めるといいますけれども、北電とのコンタクトというのは例えば時間帯別の料金とか、あるいは計画停電の実施の際の対応とか、あるいは市民に対する周知状況とか、そういうふうな部分のコンタクトというのは直接北電の名寄支所とはコンタクトをとられたわけですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） そのとおりでありまして、北電の名寄営業所がございまして、所長さん、それからお客様担当の課長さんを含めて、この間数回にわたって打ち合わせをさせていただきました。昨日も実は所長さんおいでになりまして、今後の対応につきまして情報交換をさせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） そうしますと、市民に対する周知というのはどういうふうな形で、いつ周知をする予定でございませうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 北電は、事業者として既にチラシ等をつくりまして各家庭に配布をしているというふうにお伺いしております。私どもも電気の公共性にかんがみまして、みずから努力は既にしておりますけれども、今後広報等、そ

れからホームページを活用しながら市民周知を図ってまいりたいというふうには考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

停電は、やはり市民生活あるいは公設の施設等にも大変影響するわけでありまして。東日本の大震災においては、特に命にかかわるそういう病院に関する、医療機関、これが本当に電源等が間に合わないという問題が多発しているのですが、名寄市の場合は自家発電があるという御答弁でしたので、何とか対応できるのかなとは思っているのですが、自家発電のない施設、あるいは停電を避けるために努力をしたいけれども、節電には限界があるという、こういう施設についてはどのような対応をしていくのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 基本的に公共施設におきまして、特に病院施設でありますとか、それからライフラインに係る施設につきましては、既に申し上げておりますとおり自家発電の装置を持っておりまして、緊急時に対応できるような体制はとっておりますが、個別の細かい部分につきましては全体的に掌握はされておられませんけれども、北電事業者も、北海道電力側もその辺は随分気にされておまして、それぞれ各事業所さんへの説明でありますとか、それから個別の市民の皆さんへの対応につきましてはチラシ等を通じて、直接事業者側に情報をいただいて個別の対応をしたいというようなことも申し述べておりましたので、私どももその辺につきましては北電と随時情報共有しながら、私どもの広報においても個別の事案についてももし不安があるとか新たな対応が必要との情報があれば、ぜひ受けて北電とまた相談して対応していきたいというふうには考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

次に、電気料金の値上げとか燃料代の代金の値上げ、これについてはやはり財政にかかわること

でありますので、現状をしっかりと調査をして対応を図っていくべきだなと思っております。あと、節電に関しては市民には、やっぱりこの間ちょっと報道にも出ていましたけれども、例えば1時間早く寝ることによって節電の、電気の100ワット、あるいはテレビの120ワットを1時間縮めることによって年間1,800円ほど節約ができるということもあります。なるべく市民にわかりやすいような協力を求めていったらいいと思います。それで、きのうも佐藤議員も言うておりましたけれども、やはり節電を今やることによって、冬場を含めて根づかせるといいますか、そういうものが大切なのではないかなと思っております。したがって、ぜひ節電のことをしっかりと市民にもわかっていただきながら、もちろん行政も前向きに先立ってやっていただきたいなと、このように思っております。

次に、観光事業についてですけれども、ホスピタリティーにつきましてはやはり名寄に来る観客とか、あるいは役員、あるいはそれぞれのイベントに来る人に対するその競技役員とかイベントの役員、これらの方々のその一つの言葉や対応についてもかなり名寄に対するイメージを悪くしたり、あるいはいい印象を持ってもらったりするわけであります。これは、よく小まめにそういうところも、せっかくやるイベントでありますから、大会でありますから、その辺もみんなに協力といいますか、そういう意識を高揚させるというようなことも一言やっぱり市民にも理解していただかなければならないのではないかと、このように思っています。先般の憲法マラソンにも私も参加させていただいたのですが、やはり有名人が来たときに本当にタイムの発表が遅かったり、あるいは会場が例えば盛り上がっていない。名寄の歓迎の標旗は何本かありましたけれども、そこに至るまでの歓迎の標旗とか、応援旗とか、やはりそういう市民の観戦とか、その大会を盛り上げるムードというのは非常に大事なのだと私は思っております。

すが、したがって、これにつきましてはもっと前向きに積極的に、やれることからやるということなのですけれども、毎年やっていることから少しずつやっぱり手がけて行ってやっていただきたいと、こういうふうに思いますが、それについては何か見解ございますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今憲法ロードレースを例に市民の参加と、またボランティアスタッフ等の対応のあり方について御提言、御提案がありましたけれども、今回の憲法ロードレースもどちらかというと今までは積極的に外の皆さんに御参加をいただくという雰囲気ではなかったのかもしれませんが、たまたま御縁がありまして有森さんに来ていただくということになって、せっかくなので、ではたくさんの人を集めてみようかというところからスタートしたわけですね。例年にない参加者数が、2.5倍ぐらいになったのでしょうか。そうしたことでさまざまな今言ったようなトラブルや御不便もおかけしたのだらうということで、これはもうしっかり反省しなければならぬと思います。しかしながら、前に進んでいってこういう反省点が見えてきたということで、私は前向きにとらえていまして、こういう動きがたくさん出てくるのが何よりも大事であって、失敗から学ぶのではないですけれども、とにかく動いていってたくさんの人に集まっていただけのような催しをしていく中で、走りながら学んでいくということも大事なのかなというふうに思います。

また、冬もたくさん今回歩くスキー等の大会ありましたけれども、なかなかやっぱり市民の参加ということもなかったのかなということも私なりに反省しています。先ほどの東議員の答弁でも名寄はいろんな広報の媒体が民間の新聞社も含めてたくさんあるのですけれども、これをうまくやっぱり有効に生かし切れていないなと。発信力がやっぱり足りないのかなということは、反省しなければならぬのかなというふうに思います。市民の

ボランティアの参加も含めて、そういう意識をさらに高めていく、また情報を発信していくということに努めてまいりたいというふうに思いますので、議員の御指導もぜひ今後ともよろしく願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 市長みずからの御答弁ありがとうございます。せっかく名寄に来られた方のホスピタリティーの部分は、将来的にも本当に大変だと思いますので、ぜひひとつよろしく願いしたいと思います。

次に、ふん害防止等の環境美化なのですがけれども、私のところにも犬のふんとかによって憤慨して来ているのですが、そのふん害対策についてちょっと伺いたいと思いますが、これは先ほども条例に関しては、やはりこれまでやってもなかなかできないというのはもうちょっと強いところでもっと進めていかなければならないのではないかなと思っております。それで、一応せっかく、例えばこの堤防沿いなんかでもかなりありまして、あるいはいろんなたばこの吸い殻、あるいはごみ等もまちの中歩いてもあるのですが、これは前もお話ししたのですが、やはり皆さんの、市民の協力を求めてやらなければいけないけれども、いまだに直らないふんあるいは尿の公害、これは本当に真剣になって考えなければいけないという時期だと思います。したがって、条例については各県とも、あるいは各自治体でもかなり進めているところもあるようでございますけれども、条例に関しての関係についてはどのようなお考えでいるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） ただいまの御質問でありますけれども、現在北海道内でふん害等に関して条例を設けているところが実は5市3町1村でございます。ただ、これはふん害だけではなく、ごみのポイ捨て、あるいは犬による危害の防止等あわせた条例、あるいはまちをきれいにする条例

といったような中でうたっているもので、飼い主の遵守事項であるとか、あるいは指導及び勧告ができるといったような内容になっております。議員おっしゃるとおり、多くは人通りの少ないところであったり、あるいは早朝であったり、そういうところにいわゆるふん害が起きているわけでありまして、なかなか犬を、あるいは飼い主を特定するのが難しいということでありまして、この条例等を制定している市町村におきましても特定した者に対して今言いました指導及び勧告をした例というのが実は余りないといったようなことになっております。今後もこういったまちをきれいにしていく環境衛生面の部分からも必要かとは存じますけれども、一定程度飼い主のモラル、マナーを、この啓発に取り組んでいく必要があるかと思っておりますし、条例を制定している市町村の状況も参考にしてみたいというふうに現在のところ考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） そういうことであるならば、啓発看板の設置とか、あるいは現場の写真をもっと公開したらどうですか。ちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 一部例えば天塩川のグラウンドゴルフ場であるとか、犬のふんについての看板等が設置されているところがございます。犬のふんは片づけましょうとか、そういった中身のものになっていきますけれども、そういったものの設置については、例えばこの場所によくそういった状況が見られるとかいった部分についてはこちらも対応してまいりたいというふうに考えております。ただ、市のほうにそういった苦情等が寄せられるのは、多くは市街地、まちの中でありまして、看板を立てると、個人で立てている方もございますけれども、特定の場所というのがなかなか難しいものがございますので、一定程度その辺を勘案しながら、特定の場所があるということで

あれば、こちらのほうもそういう対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） ぜひ不快にならないような環境づくり、条例も本当に全体からの環境美化、これについての条例も含めてでもやはり進めていくべきではないのかなと思っております。ぜひその辺を検討していただくことを求めています。

それと、ナンバープレートにつきましては、やはり将来的にこれ名寄市でできるのかなとは、可能性が何ぼかあるのではないのかなと。先ほど余り効果がないという話でしたけれども、やっぱり名寄市としての連帯意識というものを図るためにも、ぜひ将来的に進めていただきたいなど、こういうふうに思っております。

あと、時間がなくなりましたので、Jアラートについて。その他につきましては、大学についてはそのとおりぜひ前向きに検討していただきたい、このように思います。Jアラートにつきましては、1点だけ質問しておきますが、やはり定期点検とか、沖縄で先般やったときには電池切れだとか何かそういうような機材等のミスがあったということでございます。それは、どのような対応をしているのか、その点だけ伺って、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 先般北朝鮮のミサイルに関してなかなかうまく機能しなかったという情報はいただいております、ただどういった面でどういうふうなあいがあったかという具体的な詳細については私ども実は情報をいただいております。しかしながら、これまでいろんな形でいわゆる通信機能の問題が指摘をされておまして、今回改めて全国一斉の訓練も行われるということですので、具体的には私ども業者も立ち会うということですので、その中でもいろいろな問題があれば、少し私どもも具体的な対応策

を含めてできるだけというふうに考えておりますので、ぜひその訓練をくぐってから対応してみたいというふうには考えております。

○11番（佐々木 寿議員） 教育行政につきましては、改めてまた議論させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東日本大震災復興支援についてを、奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 議長から御指名をいただきましたので、東日本大震災の復興支援についてということで質問をさせていただきます。

最初に、震災瓦れきの受け入れについてであります。昨年10月の道からの受け入れ検討状況調査において不燃ごみの受け入れを回答して以降、12月の議会及び3月議会での議会答弁、そして4月27日開催の市民福祉常任委員会での報告を経て、今議会の行政報告に至るまでの経過についてお知らせください。特に名寄市の対応として、放射能汚染されたものは受け入れない、可燃物は受け入れない、住民、議会の理解が得られないものは受け入れない、国、道からの支援要請があった場合、農畜産物等の風評被害の有無も含めて慎重に対応するというスタンス、また名寄市単独で安全基準の設定は難しい、国、北海道により安全、安心が国民、住民に理解されない限り実行は難しいと発言した点などについて、何か変更、変化があったのかをお尋ねいたします。

次に、被災地、被災された方への支援についてであります。先ほどの瓦れき受け入れ以外の支援について、この間名寄市も昨年の震災以降いろいろ

ろな取り組みをされていると思います。この名寄市の取り組みをお知らせください。

被災者、被災者家族の被災地からの避難について、震災以降すぐに名寄市は住宅や一定の家財道具を用意し、受け入れ態勢を整えていた。今でも整えていると承知していますが、震災以降に寄せられたこれらに関する相談の件数と内容、また避難されてきた方の状況、現状について支障がない範囲でお知らせいただきたいと思います。

また、今後の取り組みの中で南相馬市の子供たちを受け入れるということとしていますが、その目的と内容、今後の展開についてお考えをお知らせいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、東日本大震災復興支援について、小項目1、震災瓦れきの受け入れについてお答えをいたします。小項目2、被災地、被災された方への支援についてにつきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

東日本大震災による震災瓦れきに対する経過について申し上げます。昨年北海道を通して環境省からの東日本大震災により生じた災害廃棄物の受け入れ検討状況調査に対し、名寄市として放射能に汚染されていない不燃ごみの埋め立てで受け入れ最大可能量を2,000トンとして報告をしました。12月の市議会では、一部の報道から放射能物質に汚染された廃棄物を受け入れるとの誤解を生じたこともあり、放射能汚染の有無や風評被害、市民や近隣市町村の理解などさまざまな問題があり、慎重に対応したいとお答えをしたところでございます。また、広報なよろ12月号では、放射性物質に汚染されたものは受け入れない、国道からの支援要請があった場合、農畜産物等の風評被害の有無を含め慎重に対応するなど、名寄市としての考え方を市民にお知らせをしたところでございます。3月の市議会では、奥村議員の御質

問に対し、放射能の汚染問題により全国的に受け入れない自治体が圧倒的であり、今後国、北海道により安全、安心が国民、住民に理解されない限り実行は難しいとお答えをいたしました。これらは、現在も変わるものではございません。

北海道としては、3月23日付で初めて全道の市町村長に対し、東日本大震災に起因する災害廃棄物の広域処理への協力について要請文を出しております。また、4月10日付で広域処理の受け入れに前向きな意向を示している、または検討を行っている市町村に対し、広域処理に係る調査票の提出依頼がありましたが、名寄市としては現在提出しておりません。行政報告でも述べましたとおり、この間放射能濃度に対する安全基準やその処理、管理体制等の是非については有識者の中でも意見が分かれるところであり、多くの住民から安全性の検証や広域処理に対する批判があり、風評被害が与える影響等に対しても不安を抱いているのが現状であります。繰り返しになりますが、名寄市としましては最終処分場の受け入れ可能量を報告していたのみであり、この間市に寄せられた多数の御意見と全国、道内の状況等を確認してきたところであります。この5月には、環境省から災害廃棄物の広域処理の安全性について情報提供があり、道からは市町村長からの照会に対し、災害廃棄物の広域処理に関する質疑応答として回答されています。しかしながら、放射性物質による汚染に対する懸念等が十分に払拭されているとは言いがたい状況であります。名寄市としましては、現状として受け入れる状況ではないと判断をしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、被災地、被災された方への支援についてお答えをいたします。

まず、人的支援につきましては、医療救護班の派遣、上川北部緊急消防援助隊の派遣、さらに自

治体スクラム支援会議における南相馬市への復興支援に一般職員を派遣いたしました。また、物的及び金銭的支援につきましては、見舞金や義援金を初め真空パック毛布や給水用ポリ袋等の防災資機材及び市民から提供いただいた文房具や乾めん等の支援物資、また被災地区出身の名寄市立大学生への授業料減免や被災企業などへの市税納期限の延長などがあります。さらに、被災者や自主避難者の受け入れ支援につきましては、相談体制を整え、緊急避難用入居可能住宅を用意し、被災者等の受け入れとその生活支援のための家財道具や備品の確保などを行い、取り組みを行っております。

次に、相談件数と内容、避難されてきた方々の状況、現状についてお答えをいたします。相談件数は15世帯、44名ほどになりますが、そのうち11世帯、34名ほどが福島県内で被災され、放射能の脅威により道北にいる親戚を頼っての一時的な避難についての相談であり、名寄市での居住の受け入れ態勢や避難している間の就職に係る相談などでした。他の4世帯、10人ほどになりますが、宮城県、岩手県、茨城県で被災された方で、同様に被災後に親戚を頼って一時避難を行った場合の名寄市の受け入れ態勢に係る相談でありました。これらの相談された方のうち、11世帯の方々が実際に名寄に来られ、大半の方は被災地がある程度落ちつくまで親戚などの家に滞在し、その後東北などに戻られておりますが、一部の方は現在も市営住宅、道営住宅に居住をされており、必要に応じ被災地の情報等を提供させていただいております。

次に、南相馬市の子供たちを受け入れることについてであります。目的は、スクラム支援会議に伴う南相馬市への支援事業の一環として夏休み期間中の放射能ストレスを解消するための環境提供と本市との交流促進となっており、その内容は7月21日から29日までの日程で小学生、5年生、6年生の計40人の子供たちを受け入れ、市内観

光、プール、名農キャンパスでのバターづくり、自衛隊の見学、星空観測、クワガタとりなどとへっちゃんLANDによる自然体験学習に参加し、名寄の子供たちとの交流を図ることとなっております。また、現在のところ南相馬市のFM局とエフエムなよろが相互に子供たちの声を届けることや名寄産業高校ではバターづくりの指導を行っていただくなど、市内の企業、団体等の協力を得ることで調整を行っております。現在南相馬市には、参加者を募っていただくようパンフ等を送付しており、7月上旬には参加人数が確定される予定となっております。今後の展開についてであります。南相馬市はいまだ除染が進んでいない地域もあることから、当市での子供たちの受け入れにつきましてはスクラム支援の一環として次年度以降も継続していく方向で検討を進めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれ答弁をいただきました。最初に、瓦れきの受け入れの関係ですが、現状では受け入れは難しいというふうなことだったというふうに思います。そこで、もともと最初のアンケートに答えた中身で、当初受け入れ報告書のほうに報告をしていた放射能汚染物のない不燃物というのはどんなものを想定をしていたのでしょうか。また、それを仮に受け入れるとすれば、その後のいろんな法的な決まりの中では自治体同士の合意、協定ですか、契約ですか、があつて初めて受け入れるということになるようですけれども、そういった放射能汚染のない不燃物というのはどこの自治体にどれだけあるのか、把握されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 放射能汚染のない不燃物ということでございますけれども、名寄市のほうで想定をしておりましたのは割れたガラス、

陶器、小型家電、鉄くずなどでございます。いわゆる焼却灰については想定をしておりますでした。

また、御質問にありました被災地の瓦れきの量でございますけれども、これにつきましては瓦れきの推計量あるいは今までに処理された量等々につきましては、国のほうから不定期ではありますけれども、通知が来ているところでございます。

自治体同士の協定あるいは契約等によってやるということでございますけれども、これにつきましては受け入れ市町村の組み合わせなり調整につきましてはそれぞれの事情がございます。例えば焼却場を持っているのか持っていないのか、あるいは処分場の埋め立て量がどのくらいあるのか等々を勘案をいたしまして、当該市町村の意向を受け、道が調整を行うということにしているところでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今放射能汚染のない不燃物ということで何点かありましたけれども、その後のいろんな報道などでいくと、そうした汚染されていない不燃物というのは現地で再利用という方向が出されているのではないかというふうに思います。また、全体的な量についても当初の推計より広域で処理をお願いする分が相当減った。新聞によると、当初より3分の1ぐらいになったという報道もあったかというふうに思います。そういう意味では、あえて名寄市が、当初市長の思いということについて言えば理解はできる部分ありますけれども、具体の受け入れについてということになると、現状でいくと現地でそういった利用も含めて、この名寄に持ってくるということにはなかなかないのではないかというふうに思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 今おっしゃられたとおり、いろいろ現地、被災地での災害処理という

のが一定程度遅い歩みではありますが、進んでいるところもあります。また、実は32カ所と記憶しておりますが、岩手県内で32カ所の焼却場を建設するというのが現在6カ所か7カ所しかまだできていないと。これが全部できてくれば、また瓦れきの処理も進むというようなことも聞いているところでございます。当初の瓦れきの量が2,000万トンあるといったものにつきましては、大方4割ぐらい量として減ってきたと。ただ、岩手県においてはふえているという状況があります。これは、被災した家屋、半壊とか、そういった家屋をやはり住めなくなると、使い物にならなくなるということで全部壊すといったような処理をする家屋がふえまして、岩手県では若干ふえていると。逆に宮城県では減っているというようなことで、トータルしまして大体4割方減っているというような情報もございます。そういった中では、今議員のおっしゃったとおりあえて遠隔地であります場所において処理するのが妥当かどうかといった部分については疑義のあるところでもありますけれども、やはりそれにしましても全体的な部分でいえば早期復興に向けて早く処理をしたいというところもありまして、国のほうでは広域処理を進めているといいますか、要請をしているところでもあります。ただ、名寄市の立場といたしましては、先ほど言いました諸問題、これらが解決されていないというところで、受け入れについては難しいと判断をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今部長のほうからもありましたように、もし受け入れをするとなると相当な距離の運搬をしなければならない、そういったことが出てくると思います。そういった費用について国が全部持つということにはなっていますけれども、これもみんなの税金を使って推し進めることであります。あえてこの遠いところにそういった運賃をかけて処理を進めていくというよりは、やはり近いところから順番にそういうことを

進めていただいて、例えば名寄に持ってくることにしたときに係るお金については別なほうにやっばり使うとか、そういったことを国はすべきだというふうに思いますし、名寄市としてもそういった考えに立つべきではないかというふうに思います。いずれにしても、放射能にかかわる心配があるから、この間受け入れをしないほうがいいということで私も考えていますし、とりわけ名寄の基幹産業である農業に携わる人たちにとっては風評というのがとても心配、不安な要素になっています。こうした風評に対する責任というのは、一体だれがとることになっているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） いわゆる風評被害については、国のほうで責任を持つということで発言をされているところであります。しかしながら、農畜産物の風評被害であるとか、あるいは観光に及ぼす風評被害、あるいは受け入れをした当該自治体のイメージ等々、経済的な価値にあらわすところとはわかり知れないというか、どう出しているかわからないといったようなところが出てこようかと思えます。いわゆる風評被害の責任をどうとるのか、あるいはお金でどうするのかといったような部分については、なかなか難しいところがあるかと思えます。その基準等々につきまして現在具体的に国がどういう基準でどういうふうに責任をとるかといったようなことがなかなか示されていないという中では、今お話ししたようなさまざまな被害に対しての懸念が非常に大きいということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今ありましたように、当然国が責任をとるということだというふうに思いますが、具体的な内容や実際に風評が起きたときの影響というのはわかり知れないというのが現実だというふうに思います。過去にも農産物における風評被害が出て、実際にはそういうことなかったのにということが後からわかっても、

そこで受けた打撃を回復するには相当な労力、時間がかかったというふうに思います。そういった心配をあえて名寄市としてする必要はないというふうに思います。とりわけ名寄の1次産業はブランド化を進めていますし、既に全国的な販路を確立している基幹産業であります。これを守り育てることが名寄市のみんなで取り組むことだというふうに思います。その一方で、放射能汚染の不安を抱える瓦れきの受け入れというのは、やはり進めるべきではないというふうに思います。

もう一つ、受け入れをするということだとすると、処分場、内淵の処分場ということだと思えます。本来あそこは平成21年までの使用ということで、当初考えられていたものだというふうに思えます。それが現在も使えるようになっているのは、名寄市が取り組んだ分別やそういった内容、当初の見込みから大きく変わって現在も使用できているということだというふうに思えます。ホームページに出ていましたけれども、現在の残余容量についてはおよそ3万立米ではないかというふうに思えます。そうすると、年間の埋め立て量からいくとあとおよそ3年ぐらいで満杯になっていく。そういった中で2,000トンということではありますけれども、ここまで市民がいろんな協力も含めてできて使用し続けている焼却場に、当初影響がない範囲でということでは言われていましたけれども、実際には数%の影響はやっぱりあるわけですから、その辺についてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） ただいま議員おっしゃられたとおり、平成21年度で一応寿命を終えるというような計画でございましたけれども、この間の分別あるいは減量化によって延命策が図られてきたということで、常任委員会等でもお話をしたかと思えますけれども、当初28年度末でしたけれども、残余容量の調査の結果が本年の3月末に出まして、平成27年7月ぐらいまでという

ことになって、寿命が前にお話しした28年度、29年3月末までという時期よりはちょっと短くなっているところがございます。ただ、これにつきましては通常行われます軽微な変更ということで、かさ上げをしまして1年ないし2年程度は延命が図られるのではないかと考えております。現在上川北部の名寄市を含めた4市町村で共同の新しい処分場建設に向けて協議を進めているところでございます。これにつきましては、平成29年4月から新処分場で処理をするというようなことで計画を進めているところでありますし、今言いました構成4市町村につきましては同時期にそれぞれの処分場がいっぱいになるということがございます。名寄市におきましても軽微な変更をして、28年度いっぱいもたせたいというふうに考えております。今回のいわゆる震災廃棄物を、災害廃棄物を受け入れる、受け入れないにかかわらず、こういった軽微な変更でその年度までについてはもちこたえるといいますか、使用できるのではないかと考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 影響については、そんなに大きくない。逆に軽微なかさ上げ等の対応をしていくということで、次の新しい処分場の使用に順次移っていくということなのでしょう。ただ、放射能汚染がないものを受け入れたらするのであればそういったことでいいと思いますけれども、放射能汚染の心配があるものを受け入れたとすると、これは受け入れた処分場の運用中だけではなくて、閉鎖した後も放射能のモニタリング等の維持管理を数十年やっぱり続けていかなければならない。さらに、新たな処分場の運営もあわせてしていかなければならない。そういったことが出てくるのではないかと考えています。北海道の対応の中で、北海道当初から災害廃棄物の広域処理の要請については積極的に協力するというふうになっている一方で、実は埋め立て処分後の長期にわたる維持管理方策の確立など、地域の安全、

安心を確保するための法整備を含めて必要な取り組みを、仕組みづくりを国へ要望すると。このことを4月にしたということになっています。そういう意味では、閉鎖後の処分後の長期にわたる維持管理の方策がまだ確立をされていないと、そういったことにもなるのではないかと考えています。先ほど言いました最終的に自治体同士の合意の中でもし受け入れられたとしても、今のところ受け入れた自治体がすべての責任を最後まで負うしかない、そういったことになるのではないかと考えています。そういった状況の中で、名寄市として現状というか、この先も含めて受け入れるということはぜひ考え直していくべきだというふうに思います。放射能の検証や広域処理に対する疑念、そして風評被害への不安が解消されていない、そういう状況でありますから、当初の判断を変更する必要があるのではないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 震災災害廃棄物につきましては、これは一たん受け入れをしまして放射能汚染されている、されていないにかかわらず、やはりその後の状況を調査、測量等を含めてしていかなければならないというふうなことでございまして、またこの維持管理につきましては5年でいい、あるいは10年でいいというものではないというふうに考えております。かなり長期にわたっての管理をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。議員おっしゃったとおり、それに係る経費等も当然出てきますし、あるいは一たん被害が出たということになりますと、これはもうまた取り返しのつかないことにもなるわけでございますから、こういった監視の部分につきましてはもう微に入り細に入りやっていかなければならないというふうに思っているところであります。こういった部分につきましては、受け入れた自治体が責任の一端を担うことにもなるかと思っておりますけれども、

やはり道、国においてもしっかりとしたこういった部分の監視体制の基準といいますか、こういった管理体制を構築していただかなければならないものというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今のことから、名寄市としての当初の考え、判断について変更する必要があるというふうには思いませんか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどから瓦れきの問題についてさまざまな角度から御質問をいただいております。再三部長からも話ありますとおり、当初からの方針を変えてもいませんし、今後とも国道の対応に注視していくということで、見きわめていくという判断に変わりはありません。最初から安全性の担保がされないもの、住民に理解がされないものは受け入れないという話をしています。これは、科学的な根拠も含めて、我々自治体がそこまでの研究材料を持つ専門性もありませんので、やはりここは道あるいは国がしっかりと安全性を示していくと。それが理解されないということであればなかなかということなのでしょうけれども、もう一つ先ほどからお話があるとおり、やはり風評被害というものが言われたときに、これ非常に想定がしにくいのかなと。まして北海道のブランド全体を傷つけるのではないかなという御意見を言われる自治体もある中で、私が北海道全部の自治体を回って、それぞれの自治体の皆さんに説得をして回るのか、そこまでやらなければならないのかということ考えたときに、やっぱり一自治体で今の状況で受け入れるという判断にはならない。一自治体、私の判断としては今そういう判断には至らないのかなと。力不足かなというふうに思います。改めてこれら安全基準の処理の状況、あるいは処理方法の具体化など国、道がまた新たな指針を示すことも含めて、住民理解が進むようなことになるのか、しっかりと対応を注視していくということでございますので、御理解をい

ただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今市長から答弁していただきました。現状では、受け入れるということにはならないということになるのでしょうか。この先状況が変わればということで、もう一方で今おっしゃったのではないかなというふうに思います。当初から言っているように、放射能の心配ないのと、放射能汚染されていないものであればそういう対応でいいと思います。ただ、いまだに放射能の汚染について心配がぬぐえない中でいくと、現状受け入れは難しい。しないということだけではなくて、一たんこの先も含めて名寄市としては受け入れないということについてきちっと表明をすべきではないかなというふうに思います。また、そのことを北海道に対しても速やかに伝えるべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

そして、先ほどの支援の関係のほうの答弁でもありましたけれども、今後南相馬からの子供たちを受け入れるということをやっていきますよね。その目的で先ほどありましたように、放射能ストレスを解消してもらうのだということを目指してそういった取り組みをするということになったと思います。そうだとすると、名寄市がそういった放射能の心配のあるものを受け入れるということについては、この際きちっと受け入れをしないということでも表明をしておくべきだというふうに思いますし、先ほど何回も言ってあれですけども、北海道に対しても11月のアンケートが北海道に対しての回答ということになっていると思いますので、今回の災害の廃棄物については受け入れないということで北海道に回答したほうがいいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先般6月6日に全国市長会の総会がありまして、この中でも広域処理に関

して、国にある程度、一定程度条件をつけながら推進をしていくというようなことで決議をされているはずであります。この決議は、やはり被災地をしっかりとできることであれば支えていくという決意のあらわれであるというふうにも思いますので、いろいろと条件、国がどこまで負担をすることとか、そういうことは条項ついていますけれども、そういう決議をされているということですから、今の段階でうちの自治体あるいは周辺も考えとなかなか現状厳しいというふうな判断ですけれども、国あるいは道なりの具体的な判断やそういう見方にまた一段の踏み込みがあるとか、そういう状況をぜひこれは見きわめさせていただいて、状況が変わるようでしたら、またそこで議論していきたいという方向に変わりはございません。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 一日も早い復興を支援していく。できることをみんなでやりましょう、そのことについてはそのとおりだというふうに思いますし、否定するわけでもありません。そういう意味では、放射能汚染の心配のないものについては受け入れができるものであればすばいというふうに思いますし、ただ先ほど言ったようにお金の関係も含めて、あえて名寄に持ってきてくださいというよりは、近いところから順番にそれは処理していったほうが効率的だし、効果的ではないかというふうに思いますし、そんなことも先ほど話ししました。そういう中で今後状況が変わるということではなかったのかというふうに思いますけれども、それはあくまでも放射能汚染がないということなわけですよね。放射能汚染のないものについて考えていくということなのですよね。放射能汚染の心配のあるものも含めて、それは考えるということになるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 例えば安全基準が一段国民の皆さんにそれなら大丈夫だねという、やっぱり明確な基準が設けられるということなのではな

いかと、国の統一で。加えて周辺自治体や北海道全体の風評被害というものに対しては、一自治体でなかなかこれ難しいでしょうから、そういったものに対しての具体的な取り組みだとか、そうしたものが明示をされる等々、具体的に何か道あるいは国なりの一段の市民が納得できる具体的な取り組みというか、が示された段階でその都度注視しながら議論をしていきたいと、こういうことでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今市長がお話しになったことでいうと、安全基準がという話が出てきました。これについては、放射能を含むものに対してのことですよね。安全か安全でないか、この程度なら安全だろうという、そういった指標でしかないと思います。当初名寄市としては、放射能汚染のないものということでは明確に言っているわけですから、先ほど来方針変わっていないというけれども、それだと方針変わっていることになってしまいます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 放射能基準がないという基準を国が今どこで定めているかという問題なのだと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） ないということでは、それはやっぱりゼロということなのではないですか。放射能、悪いけれども、東北の地域は福島原発の影響で目に見えないですけども、放射線をはかったときにどのくらい出るかわかりませんが、汚染やっぱりされているのです。通常のそういったこと、影響を受けていないところとやっぱり違う状況の中にそういった瓦れきや、当然そこに住んでいる人もいらっしゃいますし、そういった状況なのです。それに対して人体に影響があるかないかということ、現在はわかりませんよ、現状で。この先何十年たったときに影響が出るかもしれないけれども、今のところ今の科

学の中でいうとこういうことではないですかと聞いているだけで、当初言っていた放射能汚染がないものというのはまた別なものなのです。そういうふうな理解をやっぱりしていかなないと、安全基準ということでは、それが例えば100だったり、50だったり、200だったり、そこそこばらばらで今はなっていますよね。国も一応出しているし、北海道も出していますけれども、そこそこで独自の基準をとってみたり、それは放射能汚染ということに対して自分たちも規制をかけていっているだけで、あるから規制をかけているということですよ。市長の安全基準がということを使うと、そういった放射能の汚染があることを前提にやっぱり皆さんが理解できるかどうかということをお話していくことになってしまうと思うので、そうすると当初の名寄市が言っていることと変わってしまうので、そこは変わりありませんと言っていたのだから、状況がもし安全基準とか、そういうことで北海道や国の新たな何か出ても、あくまでも名寄市としては放射能汚染のないものということでは言ってもらわないとだめだと思いますけれども、どうですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 国が認める放射能汚染がないもの、そして市民がそれに対してしっかりと納得して、理解し、認めるものということなのだろうというふうに思いますし、その状況を見きわめていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今おっしゃいましたようにないものということで、ちょっと私の理解と違う部分があるかもしれませんが、当初言っている放射能汚染がないものということを経営に名寄市は考えていくし、現状では受け入れが難しい、受け入れないということだというふうな話、それはいいのですよね、もちろん。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 国が認める基準と、放射

能はないという……

○2番（奥村英俊議員） それはこの後でしょう。この後、そういうことが出たらということですよ。

○市長（加藤剛士君） そういうことです。だから、今の基準では全くやっぱり国民の皆さんも含めて納得していないと。なので、それぞれの自治体が自分のところの独自基準を決めていると。このこと自体も非常にやっぱり国民を不安に落とすし、それがまた風評被害も生むということになるので、今の基準でない新たな基準を、国民の皆さんが納得する基準、そしてそれが我々の周辺、市民も含めて住民の皆さんにしっかりと納得していただける材料なのかどうか、そのことをしっかりと見きわめていきたいということです。札幌の焼却灰も何ベクレルという、ゼロではないわけですよ。それがすべて汚染されているのか、されていないのか、ゼロなのか、ゼロでないのか、そういうことを言ったときに、それは判断分かれるところで、やっぱりそこはしっかりとこれからここまでは大丈夫なのだと。ここは安全と、そういうことをしっかりともうちょっと明確に国が画一的な基準を設けてほしいという思い、またそれをしっかりと見きわめていきたいと。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 市長が今言ったように、今回の福島事故における影響は東北だけではなくて、全国あるいは世界に広がっているという可能性もあるわけですよ。そのことも含めて確実に安全だ、放射能汚染がないのだよということであれば、それは名寄市としても当初から言っているとお受け入れ態勢はあるのかな、受けることがあるのかなというふうに思いますけれども、現状やっぱりそこがはっきりしていない。そのことによって風評被害も心配される。そういったことからすると、受け入れをしないということではいいのかなというふうに思います。

アンケートに実はまだ答えていませんよね、4

月の。このアンケートを見ると、常任委員会のおきに出していただいた資料なのですから、どういふわけか上川総合振興局の課長から来ているものです。当然北海道、高橋知事からそれぞれ自治体に調査というものをすべきだというふうに、それはいいですけれども。この中で調査票の提出についてというところがあって、当該調査票は災害廃棄物の広域処理の受け入れに前向きな意向を示していること、または検討を行っている市町村等のみ提出してくださいということになっています。提出していない、しないということであれば、名寄市は受け入れをしない、受け入れをすることではないということになるかと思えますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○市長（加藤剛士君） 今まさに議員おっしゃられたことも含めて、これまで11月から国の報道も含めて変わっているところもあるので、そのことも含めてやっぱりちょっとわからない部分、それを今道のほうに回答を求めているような状況だというふうに……

（「いや、違う」と呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） 全然違うの。では、私も一回ちょっとやめたほうがいい。どうしようか。

○議長（黒井 徹議員） 変えますか。

○市長（加藤剛士君） ちょっと変えていいですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 答弁の中でお話をしたとおり、前向きに検討を行っている市町村、あるいは受け入れに前向きな意向を示している市町村ということで、その市町村に対して回答を求めているということになります。それで、道のほう

から実は先ほども申しましたけれども、災害廃棄物の広域処理に関する質疑応答ということで一たん回答が来ているわけでございます。名寄市ばかりでなく、ほかの市町村からも質疑があったということでございますが、この中の回答の部分では名寄市からの疑義に対してまだ明確な答えがされていないというふうには思っておりません。そういった部分で今回回答をしていないということでございます。先ほど最初から言いましたとおり、放射能に汚染されたものについては受け入れないといったような部分で当初から回答をしている部分でありますから、そういった部分で現状では前向きに受け入れる、あるいは検討するという状況にはないということで、回答をしていないということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） ちょっと先ほどの回答とは若干違うというか、災害廃棄物の先ほどの広域の質疑に、うちから出した分には答えていない。市町村からのには回答が出ている。それを受けて、その回答を見る限り放射能物質による汚染に対する懸念がやっぱり十分に払拭される状況ではないと、そういうふうに判断をされたということですよ。その上で、今ありましたように現状として受け入れる状況ではないと。そういったことというふうにお聞きをしました。

そして、アンケートの関係は部長が言われたようには書いていないと思うのです。積極的にそういった前向きに考えているところや検討をやっているところに送ったということではないのですか。全部に送ったのですよね。そういった考えがあるところについては提出してくださいということで、そういう意味では先ほどの回答からいくと現状でアンケートを提出する状況にもないということになるのだと思います。そういう意味では、名寄市として受け入れをしないということに、これはイコールだというふうに思いますので、そういった対応でいただければというふう

に思います。

市長、なかなか道に対してもお話をすることでは答えてくれないですね。現状そういった状況ということについても道には伝えないのですか。今この議会でのやりとりをしている部分。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今入れると疑念があるということに対して、ボールを道に投げているのが明確な形で返ってきていないという押さえなのです。だから、そこを今道や国がどういうふうな判断を、これから変わることがあるのかどうかということをしっかり見きわめていきたいと、こういうことです。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それを見きわめるのは、この後も大事なことから、当然やっていけばいいですけども、先ほどの回答からも名寄市からのそういった質問には答えていないけれども、市町村から出てきた部分の回答を見る限り、いろんな放射能に関する疑念やそういったもの、あるいは行政報告にも書いてあるように風評等の具体的な対応、そういったやっぱり不安も名寄市の中、近隣も含めてあるということで、そういう意味では現状受け入れる状況にないというふうに判断をしているということで先ほど言われたのだというふうに思いますから、そのことについては速やかに道に伝えるべきだというふうに思いますけれども、どうですか。そういうふうに言ったので。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ボールは、だから今のところはなくて、要するに判断を見きわめたいということなのです。最初から処分場の容量がこれだけの余裕があって、安全性が担保されていれば受け入れましょうという、それは変わっていないわけで、そこが現状でさまざまな障害があって、今の段階では受け入れられないということです。その状況が変わるのかどうか、しっかり見きわめると、こういうことです。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） だから、現状では受け入れないけれども、その上げたボールについて返していただいた段階でまた見きわめをしたいですということで伝えればいいことだと思うんですけども、それもしないということですか。道に対しては、先ほども言ったけれども、11月のアンケートしか行っていないのですよね。受け入れるということで、それは実際にはそうではない、条件いろいろある中で受け入れも可能だということだと思いますけれども。だから、何も今話したことについて現状では回答も来ていないし、受け入れないということについては答えてもいいのではないですか。伝えても。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 済みません。どうしても放射能汚染についてまだはっきり安全だという確証のものが出てきていない現状でいうと、今の段階で一回ははっきりしておいてもらわないと、そういった心配あるものをまた受け入れることになるのではないかという、そういった不安が出てくるのだと思うです。だから、それを一たん市長は解消したほうがいいのではないかと思う。そういう意味で、道にも現状の中では難しい、受け入れはできないということ、その上でまだこれからのことも含めていくと、道に投げかけていること、それについても回答してもらわなければならないし、それについてまた考えていきますということだと思うので、そういう話をしたと思うのです、今。そのことを道に伝えるということはしてもいいのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 最初からお話のとおり、一貫して汚染されていないもので、不燃物のものということで、その中で今疑義があるということなので、それをしっかり見きわめるということ

で、そういうことです。それ以上の何物でもないし、それをわざわざ環境省や道に今電話して伝えることでもないし、そこをさまざまな状況の中で情報を入手しながら、その都度状況が変われば議論していくということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） ちょっと私の理解が足りない部分かと思えますけれども、現状として受け入れる状況ではないと判断したというのは、何を受け入れる状況ではないということを行っているということになるのかな。現状では受け入れる状況にないというふうに判断をしたということで、先ほど来答弁の中で出てきているのだけれども、それは何を指して受け入れないというふうに、受けることは難しいというふうに判断をしたと言っているのか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄市では、独自の安全基準を設けると言っていないわけで、では今道なのか、国なのかの安全基準の中で不燃物ということになったときに、それがしっかりと市民の合意を得られるのか、安全性が担保されているのかということになると、今の段階では担保されていませんねと。また、それを風評被害を名寄以外の市民の皆さんも含めて説得するという事はなかなか今の段階では厳しいということです。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 現状では、可燃も不燃も含めて判断できるものではないという、そういうことでいいのですよね。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄市の今、名寄市は不燃物2,000トンと言っていますけれども、その安全基準が道で今不燃物に対する基準は出ていないですよね。ということは、国の基準と一緒にだということで、このことがしっかりと市民や周辺町村に安全性を担保する、理解してもらえるのかと

いうことになったときに、風評被害も含めて今の段階では難しいと判断をしているということです。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） わかりました。ようやくわかりました。済みません。

もう一点の被災地、被災された方への支援ということで、1つは南相馬の子供たちの受け入れの関係、先ほども目的でストレスを解消していただくのだと。林間学校というような位置づけもされているようですけれども、その中の日程で自衛隊見学というのが入っていたと思います。4日目に、ちょっと日程表を案を見せてもらったのですけれども、友達、自衛隊の日というのがあって、そこで自衛隊に行ってみ学をする。昼食も自衛隊でとるということになっているようですけれども、わざわざ国の施設を使ってする必要はないのではないかというふうに思います。多少の違和感も含めて私は感じているところであります。名寄の財産を逆に使って、この1日を過ごしてもらったほうがいいのではないかというふうに思っているところであります。風連の望湖台自然公園の中に昨年「星守る犬」の記念碑もつくられたというふうに思います。あそこの自然はやっぱりすばらしいもので、実は望湖台に注ぎ込む川では黒曜石がとれたりします。その黒曜石は、割ってすると古代の人がナイフにしたり、矢じりにしたりと。そういったことも実際にあの場でできるのです。そして、その川ではちょうどエビもとれます。これ食べたらとてもおいしくて、ちょうど7月の末であればそういったことも可能なのです。そういう意味では、わざわざ40名の子供たちが来るわけですから、そういった名寄の財産を使って、そして名寄のよさをしっかり感じてもらって帰ってもらおうということ、当然ほかの日もそういったことになっていますけれども、そういうことをお考えにはならないでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 6日間という本当に長い

期間なので、いろんなことを詰め込めるといいますから、いただいた意見、貴重な御意見として受けとめて、ぜひ検討してみたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

農業振興について外1件を、植松正一議員。

○7番（植松正一議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問させていただきます。

大きな1点目の農業振興についてでございますけれども、今春は例年にない積雪が多く、融雪のおくれが心配されていましたが、4月後半からの好天に恵まれ、まずまずのスタートが切れたと聞いておりますが、最近去年と違い降水量が平年に比べて少ないため、一部の畑作物の停滞、出芽ができなく、大変心配されているところだと聞いております。また、依然として農業を取り巻く現状は厳しい中、昨年政府が交渉参加に向けて議論を進めようとしているTPPの参加、いまだ内容は不透明とはいえ、自由化、関税の撤廃を含めての規則を取り除く内容を容認することはまだできない状態であります。また、今国や北海道の施業体系の再構築が懸念され、今後本市の農業者の減少、高齢化、担い手対策、飼料、資材価格の高騰など夢を抱ける農業ができるか心配であります。後期農業振興計画の中で生産者、関係機関、行政の役割を明確にし、創意工夫を生かした取り組みを進めていただければと思っております。

そこで、4点について質問させていただきます。1つ目に、名寄ブランド開発プロジェクトの成果と今後の取り組みについてですが、地域の小規模事業者が地元の商工会議所と協力、連携し、新たな特産品や観光資源開発に取り組むことを総合的に支援する中小企業庁の補助事業についての取り組みの経過と事業の目的の趣旨と成果についてと今後のブランド開発に向けた考え方についてお知らせを願いたいと思います。

2つ目に、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の内容と今後の状況について。

3つ目に、地産地消推進計画の状況と今後の新たな取り組みについて。

4つ目に、鳥獣被害防止施設の状況とエゾシカの被害状況についてですが、エゾシカの被害額と鳥獣被害防止施設の状況についてお知らせを願いたいと思います。

大きな2つ目の農業振興についてお伺いいたします。森林、林業を取り巻く環境は依然として厳しく、先行きが見通せない状況、農業と同様組合員の減少、木材価格の低迷や林施業に係るコスト高、また高齢化による森林に対する意欲の減退が挙げられております。そのために伐採後の植林が十分と言えない状況です。本来の姿として植えて、育てて、伐採して、また植えるという姿であり、いわゆる森林資源の循環の利用を進め、豊かな森を次世代にしっかりとつないでいく義務があると思っております。平成24年度から新しい森林整備計画に基づき、森林計画の作成作業に当たり、25年度から実施することですが、市、森林組合、道とも協議し、森林の有する多面的機能を発揮するとともに、名寄市として方向性をしっかりとらまえて作成を望むところでございます。

そこで、3点についてお伺いいたします。1つ目に、未来につなぐ森づくり推進事業の状況についてですが、未来につなぐ森づくり推進事業の目的と実績、実際の補助についてお知らせを願いたいと思います。

2つ目に、新しい制度の森林経営の基盤づくり、森林・林業再生プランの作成状況についてですが、国が策定した森林・林業再生プランの概要と名寄市での取り組みについてお知らせを願いたいと思います。

3つ目に、ネズミの被害状況についてですが、大発生しているようでございます。状況をお知らせください。

以上でこの場からの質問を終わらせていただ

きます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私からは、大項目1及び大項目2について答弁いたします。

まず、大項目1、農業振興について、小項目1、名寄ブランド開発プロジェクトの成果と今後の取り組みについてお答えいたします。新「なよろブランド」商品開発プロジェクトについては、平成20年度に「なよろブランド」創造研究委員会を立ち上げ、1年間にわたり地域資源の現状と課題、地域資源の利活用の方向性などの研究を続け、平成21年秋には意欲のある民間事業者が連携して、地域資源を活用した新商品開発に向けた基本方針が定まり、平成22年度事業として地域の資源を生かした新製品開発、販路開拓、観光開発に取り組む地域事業者を支援する中小企業庁の補助事業として、名寄商工会議所が採択を受け、本プロジェクトがスタートいたしました。事業者による商品開発部会と連携し、新商品の試作、既存商品の改良、販路開拓または普及のための市場調査や研究、道内外の商談会などに取り組んでまいりました。開発商品は、地元の農産物など地域資源を活用した食品6点について、商品の市場性、競争力、類似商品事例、ネーミング、パッケージ、商品としての可能性、課題と改善の方向性について旭川、札幌、東京のギフトショーや展示会での販売、商品のアンケート調査、専門家やパイヤーの意見を取り入れ、一部改良を加え、現在商品として販売されており、その中の一つが羽田空港国際線ターミナル内で販売が決まるなど成果があったところでもありますけれども、一般消費者に受け入れられるヒット商品として高いブランド力をつける必要があるとの評価となっております。

今後の名寄ブランド開発プロジェクトに対するかわり方につきましては、本年5月にオール名寄体制で観光交流事業について実施検討する組織として設立されました名寄市観光交流振興協議会の名寄ブランド推進部会の中での取り組みを考え

ております。また、昨年までの事業実績の総括及び今後の取り組むべき内容について事業実施当初の構成以外の団体も作業部会に所属しておりますので、多面的な視点に立って検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、人・農地プランの内容と今後の状況についてお答えいたします。人・農地プランの内容につきましては、農林水産省の平成24年度の戸別所得補償経営安定推進事業という新規事業の中に盛り込まれ、各地域の人と農地の問題解決に向けた施策であり、策定後においては担い手対策と農地流用対策の支援を受けることができる事業となっております。土地利用型農業においては、今後5年間で高齢化などにより多くの農業者のリタイアが見込まれていることから、地域での合意形成を図りながら、中心となるべく経営体に農地の集積が図られるようこのプランに位置づけることとなります。名寄市においては、この事業を活用するため3月に全域を対象とした説明会を開催したほか、アンケート調査、地区別説明会を行うとともに、名寄市農業振興対策協議会の中に人・農地プラン検討会を設置して審議を行い、名寄地域農業再生協議会でプランを決定し、5月に策定をしたところであり、市の現状としましては、高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が想定されることから、このプランを有効活用し、新規就農対策、担い手対策、農地の流動化対策としても有効な施策として取り組んでまいります。人・農地プランにつきましては、今後地域の状況により計画の変更も出てくることから、地域の要望を含め将来を見越した実効性のあるものとするために、関係機関、団体、農業者と連携し、進めてまいります。

次に、小項目3、地産地消推進計画の状況と今後の新たな取り組みについてお答えいたします。地産地消推進計画は、平成19年度に策定し、その推進に当たっては生産者、農協、行政を初め消費者と商工業者の連携を進め、安全、安心で良質

な農畜産物を基本とした産地づくり、加工品づくりを推進してきたところであります。平成24年度から実施されます新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画の中では、消費者と生産者との顔が見え、話ができる関係の構築、生産と消費のかかわりや伝統的な食文化などの食や農についての認識を深める機会の提供、地域の農業と関連産業の活性化を図ることとしております。これまでの取り組みとして地産地消マップなどを作成し、広報、ホームページでの周知、産業まつりや地産地消フェアの開催を通じ、関係機関、加工グループと地元消費者との交流を深める活動などを行ってまいりました。今後の推進に当たっても生産者や農業団体、行政を初め消費者や商工業者と連携し、良質な農畜産物を基本とした産地づくり、地元農産物を活用した加工品づくりなどの推進と交流を促進し、観光も含めた地域内農産物の消費拡大を図ることが必要だと考えております。

次に、小項目4、鳥獣被害防止施設の状況とエゾシカの被害状況についてお答えいたします。まず、エゾシカによる農業被害状況についてですが、平成22年度の全国の野生鳥獣による被害額は239億円で、北海道の被害額は67億円となっており、そのうちエゾシカによる被害額は59億円となっております。名寄市における平成23年度の農業被害額は、3,360万円となっております。このような状況を踏まえ、北海道においては平成22年度エゾシカ緊急対策本部を設置し、平成22年度から平成25年度までを緊急対策期間としてエゾシカの増加を抑制し、平成25年度以降に毎年計画的に個体数を減少させるため、捕獲技術の向上や体制整備を目指して取り組んでいるところであります。名寄市においても平成22年度から平成24年度を期間とした名寄市農業被害防止計画を策定し、国の補助事業を活用しながら、道北なよろ農業協同組合を事務局とする名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心として取り組み、平成22年度685頭、平成23年度

329頭、平成24年度は5月末現在で217頭を猟友会の御協力をいただき、駆除してきたところです。平成24年度から残滓の処理施設として有害鳥獣焼却処理施設が5月22日より稼働し、5月末現在89頭の焼却を実施してきたところです。未焼却の残滓については、冷凍コンテナに一時仮置き措置を行い、今後随時焼却してまいります。

また、中山間地域等直接支払制度交付金を活用して農業者みずから電牧さくを設置する取り組みも平成15年度から行っており、平成23年度までに名寄地区57キロメートル、風連地区188キロメートルの合計245キロメートルを設置し、侵入防止対策を行っているところです。今後とも関係機関、団体と連携、協力して取り組みを進めてまいります。

次に、大項目2、林業の振興について、小項目1、未来につなぐ森づくり推進事業の状況についてお答えいたします。本事業は、平成23年度から平成32年度までの事業で、北海道のカラマツ林が成熟期を迎えていることを踏まえ、伐採後の確実な植林を通じて森林資源の循環利用を推進し、もって森林の多面的機能の発揮と山村振興に資することを目的に、森林資源循環モデルの構築に貢献するものに対し、北海道全体で年5,500ヘクタールを対象とする北海道独自の交付金事業となっております。平成23年度の名寄市での実績では、造林面積49.69ヘクタールとなり、事業実施者に対し900万2,000円を交付いたしました。この事業の負担割合が北海道が16%、市が10%となっており、上乘せ分として公共造林補助金が事業実施者に対し68%が直接交付されておりますので、補助率は94%となり、事業実施者の負担は6%となります。今後も継続した取り組みとなるよう関係機関と連携、協力してまいります。

次に、小項目2、新しい制度の林業経営の基盤づくり、森林・林業再生プランの作成状況につい

てお答えいたします。農林水産省は、平成21年12月25日に木材自給率を2020年までに50%を目指すとする森林・林業再生プランを公表しました。これを受けて、国において森林法の改正、森林・林業基本計画の変更、全国森林計画の変更がなされ、北海道でも地域森林計画の変更が行われたところであり、名寄市では平成24年4月、名寄市森林整備計画を変更したところです。平成24年度では、新しい森林整備計画に基づき、施業の集団化や省力化を図る森林計画を森林所有者に作成していただくことになっており、取りまとめを行う上川北部森林組合、指導に当たる北海道上川総合振興局を初め各関係機関、専門家などの協力を得て指導チームをつくり、対応してまいります。森林・林業再生プランは、補助金要領などの見直しで既に変更しておりますけれども、制度上では森林経営計画により施業が始まる平成25年からスタートとなりますので、御理解願います。

次に、小項目3、野ネズミの被害状況についてお答えいたします。上川総合振興局からの情報によりますと、先ほども議員のおっしゃっていたようにことは大変融雪が遅かったということもありまして、カラマツに対する野ネズミの被害が上川管内で広範に発生していると伺っております。名寄市においても北山造林地や治山事業で北海道が実施している望湖台の植林においてなど断片的にですが、例年になく被害が確認されている状況にあります。現在名寄市におきましても森林組合などを通し被害状況の確認調査を行っているところであり、調査がまとまりましたら何らかの方法で周知してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 私の1問、2問、経済部長の単独の答弁でございますけれども、申しわけございませんけれども、それではまず名寄ブランドのほうから、開発のほうから申し上げたいと

思っていますけれども、これは今答弁ありましたように新製品の開発ですとか、それから販路関係ですか、それから普及関係の調査等などもやる。その地域の事業者支援するための中小企業庁の補助事業と聞いておりますけれども、これは補助率は何%ぐらいなのか、またこの期間というか、補助期間は何年ぐらいあるのか、それと今答弁の中で各方面で6点ぐらいの販売、また商談会を行ってきたということでございますけれども、その成果等などがわかればひとつお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） この事業につきましては、平成22年単年度1年で、補助率は10割です。その後商工会議所等からもちょっといろいろお聞きしましたところ、これまで正式に名寄ブランド商品開発というような取り組みというのは今までなくて、専門家やバイヤーのアドバイスなんかによる、会議所とも、また事業者としても初めての試みであったというふうに聞いております。商品に対する視点や、それから消費者、それからバイヤーからの厳しい意見や指導がありまして、その商品の改良を重ねてきているというふうに聞いております。現在6点の商品のうち4点の商品が販売されているというふうに聞いております。その後も引き続き道内や道外において商談会等にも出展をしているということでもあります。今後もこうした取り組みを継続するためにも、行政と関係機関と連携して、国や道の制度を活用しながら、意欲ある事業者に対して支援をしていきたいという方向でおります。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今22年度単年度の10割の補助だと。私もこれは5年ぐらい続いているのかなという感じも持っていましたけれども、単年度なのですね。それで、今6点のうち4点は販売されているということで、どれぐらいの数字なのかちょっとわかりませんが、それは今

一生懸命取り組んでいるということでの認識だと思えます。私もこの関係は市長にちょっと聞きたいのですが、農業振興策からいくとやはり地元の農産物を付加価値をつけて、そして加工販売していくと。やはりこれからの担い手含めて、農業者の、農業をやっている方のあるべき姿をそうやって市の各事業者の方が一生懸命取り組んでいく、その姿勢です。これは本当に期待をしているところでございまして、この資料を見ますと今後の取り組みとしては各事業者の積極的な挑戦ですとか、意欲、精力的な取り組み、また名寄農業や観光を含めた地域産業の活性化に、ここまでは当然でございませけれども、行政と、名寄市と連携し、条件を整える必要があると。この条件を整える意味がちょっと私も理解できないのですが、それから戦略の関係も含めて、若い本当に活力ある市長ですから、この辺のいわゆる商工会議所、それから農業関係、それから農業の担い手、後継者含めて、この辺の市長としての策があれば教えていただければと思っていますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今高橋部長からも答弁させていただきましたけれども、このブランド開発プロジェクトというのは単年度で終わりましたよと。6つの商品に絞って、4つになりましたけれども、ある程度販売力をつけていくだけの土台と販路拡大のために入れるということ、いろんな事業、今も続けているということでもありますけれども、これに加えて現在発足しています名寄市観光交流振興協議会の名寄ブランド推進部会の中で、それぞれ農業者や商工会議所、またもちろん行政も携わって、新たなブランド推進について幅広く議論をして取り組んでいくつもりでございまして。一番大事なのは、つくるというか、何か発想してやっていこうという、高めてあげる、そのことはすなわちやっぱり販路をしっかりと持って、それをコーディネートしてあげる力なのだろうという

ふうに思います。そこをぜひ積極的に、現在も取り組んでおりますけれども、この部会を通じてもしっかりとやっていきたいというふうに思います。商工会議所に関しては、青年部さんが独自で、なよろバーガーもそうですけれども、今煮込みジンギスカンを随分御当地の伝統食、文化だということで、北海道あるいは全国に拡大する取り組みをしまして、敬意を表するところです。こうした民間の取り組みも活力あるものにしながら、積極的に議論し、またサポートしていきたいと、この部会を。そこで、ブランドをもっともっと盛り上げていきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） その辺は、市長も商品化になりましたら、多方面に行くわけですから、積極的にその辺のPRを含めてやっていただければいいのかなと思っていますけれども、商工会議所、それから今農家の生産者の関係、それから消費者の関係、この横のつながりというのはこれから農業振興に対しては絶対切れないものだと私は思っていますので、それは真剣にやはり名寄の基幹産業、農業の発展のためにその辺もしっかりと受けとめていただければいいなと思っております。

次に、人・農地プランの地域農業マスタープランについてでございますけれども、これは24年度の戸別所得の補償の関係ということで、新規事業ということで高齢化や担い手不足、後継者不足のそれぞれの地域での土地利用の関係だと思っております。そこで1点として農地の集積と流動化対策、これもきのうの山田議員の中にも一定に基づいて進んでいるという話でございませけれども、再度この考え方についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 御質問のあった件についてお答えをしたいというふうに思います。

人・農地プランの関係、従前は借り手側に農地の集積ということで加算措置があったのですけれ

ども、このプランについては出し手のほうにも交付金の制度が創設をされたということで、名称としては農地集積協力金という形ですけれども、そういう制度が設立をされております。平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の中にも先ほど申しましたけれども、中心となる経営体への集積として規模拡大加算、これについては件数で4件、それで面積については約14ヘクタール、10アール当たり2万円の交付金で、交付金額が290万円ほどになっております。地域担い手の農地の集積化についても個々の農家では限度があることから、今後は法人化の部分も含めて検討していかなければならないのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今答弁いただきました。現在経営規模拡大、その関係で買い手の方に補助や何かやっているということですが、当初何かアンケートとったときに、3月末くらいである程度の一定の方向性が見えてきたと。そして、今後後継者対策を含めていろいろとこれから農作業が終わってから、きのうの山田議員の関係もございまして、今買い手があるうち、いわゆる限界が来たときどうなるかということは、土地を持ちましたよと。みんな近間の人や何かはやめたので、引き受けましたと。だけれども、当然土地利用としては限界が来るわけですね、土地を買う側にしても。また、売る側も売りたいのですけれども、さてどうなっていくのかなと。そういう心配も今起きてくると思うのです。ということは、きのうもお話ししましたが、6年間で363人の、年間61人の減ということもあって、これはもうおのずと出てくるわけです。だから、後継者がいない。そして、農地だけはそのまま残っていると。そうしたら、水田農家であれば40そこそこ、畑だったら今でしたら25か30くらいといったら、もう限界ぐらいだなと私は思っていますけれども、そういう遊休地だとかとい

ういろいろな心配をされるわけです。ですから、今のうちから関係機関との協議が必要でないかと私は思っているのですけれども、今この辺の私の心配事なのかもしれませんけれども、こういう関係というのは今まで協議されているのかどうか、その辺ちょっとお知らせを願いたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 先ほど経済部長の答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、人・農地プランの趣旨というのは出し手と受け手の関係なのですが、実質的に本来のねらいは持続する名寄市の農業、農村の構築なり確立が必要だろうと。そこに基本を置いておまして、農業振興対策協議会の中に検討会を設置して、私もその検討会のメンバーに入っているところであります。この中には、先ほど関係機関との十分な協議が必要だろうというお話でありましたけれども、当然JAや農業委員会、そしてまた国の機関や道の機関も入っておりますし、生産者の代表についても入っておりますし、そこでしっかりとした将来を見据えていきたいという考え方でありますし、今後とも会議の中で議員御指摘の内容についてはしっかりと対応させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） わかりました。

それで、先ほど部長のほうから法人化、私も前回のときにも法人化ですとか、もとは機械の共同ですとか、一部共同ですね。そういうのもなされていまして、その辺の実態を含めて今後どう考えているのか、ちょっとあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほども申し上げましたけれども、個人の経営にはやっぱり限度があると思うのです。植松議員おっしゃられたように、機械の共同化も含めて検討していかなければなら

ないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） よろしく願いいたします。

それでは、地産地消の関係なのですけれども、19年度より作成をされて、産業まつりですとか、地産地消祭りですとか、いろいろなイベントや何かでやられておまして、農業・農村振興計画の中にもありまして、顔が見え、話ができるという関係の構築が基本だと私は思っておりまして、今回付加価値、この農産物の付加価値ですとか、産地づくりを目指しての消費拡大にも努めていただきたいと。前回と同じような回答でございますが、これは求めておきたいなと思っております。

次に、鳥獣被害の防止の関係なのですけれども、今御説明の中では緊急対策の期間の実施ですか、毎年個体数なども整理しながら、農業被害防止対策で協議しているということでございますけれども、エゾシカの駆除が23年で329頭、24年度で5月末で既に217頭、このまま推移すると相当な捕獲数になるのかなと。これも猟友会、いわゆる農協を含めての実績なのか、本当にシカの個体数としてやっぱり多いのでしょうか。その辺は把握はしていますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 平成22年度に685頭を猟友会の協力を得て駆除したということで、昨年は22年に比べて個体数少ないなということが猟友会の皆さんから言われていたのですが、24年度は個体数一つ一つ確認していませんので、どのくらいになっているのかわかりませんが、毎年駆除をしているということも含めて、少しは減っているのかなというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） この個体数関係なんかは、以前は余りふえるから雄のシカを殺しなさい

と。私が森林組合のときには、今度その後は雌のほうを殺しなさい、殺傷しなさいとかという、そういう制限があったのですけれども、今はそういう制限はないのでしょうか。ないですか。わかりました。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） ありません。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） すごい答弁をいただきました。

それで、そういうことであれば猟友会を含めて、農協も殺して、射殺して、そして農協に連絡してそこまでとりに行くと。この辺の連携が、行政からお金を出して、これがやっぱり今こういう実績になっているのか、大変喜ばしいことだなと思っておりますけれども、そこでかわりますけれども、5月22日にいわゆる稼働している焼却処理施設で、今5月末までで89頭ということでございます。1日当たり7頭か8頭ぐらい焼却しているのかなと思いますけれども、ここで焼却と冷凍コンテナに要する1日当たりの燃料ですとか電気代、この経費はどれぐらいかかっているのか調べていらっしゃるのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 施設については、5月22日から動いているということで、焼却するシカの重さによって灯油の使用量も変わってはきているのですけれども、毎日使用量のチェックをしております。5月22日から5月31日まで、11日間で4,523リッターほど使用しております。1日平均にしたら、約400リッター程度になりますか、そのくらい使っていることになりませぬ。それから、電気代についてはまだ北電さんのほうから請求が来ておりませぬでして、どのくらい電気料がかかっているのか今のところわからない状態です。ただ、予算要求させていただいたときの机上の計算では、一月当たり5万5,000円

程度かかるのかなと。それから、灯油代についても1日当たり5時間稼働で、当初630リッターを予定して予算計上させていただいたのですけれども、現在のところ予定した量と比較をして約65%の使用量にとどまっているということで、当初予定よりは灯油の使用換算量は少なくなっております。ただ、一定程度期間を置かないと平均的なデータが出ませんので、ある程度期間を過ぎた段階で1日当たりの平均の使用量だとか、電気料だとか積算をして、何らかの形でお示しをさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今灯油関係、11日で4,523リッター、1日平均400リッター、当初の計画ですからあれですけれども、燃料灯油でしたよね。本当にこの辺がちょっと後々やっぱり心配な面が出て、今値上がりなんかしてくると大変な状況になってくるのかなと、そういうふうに思っています。電気代のほうはまだあれですから、後で何かの機会あれば教えていただきたいなと思っております。

そこで、今までこの稼働するまで埋め立てたシカの関係なのですけれども、この関係については最近の天気、天候等などで、こん包などで埋めていると思うのですけれども、悪臭とか、鳥やら何やら、タカですとかの飛来、または住民からの苦情がないか、まずその点お知らせ願いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 仮埋めしてあります昨年、22年度に捕獲をしたものについては、処分場内に仮置きさせていただいておりますけれども、鳥が寄ってきてどうしようもないだとか、苦情、においがひどいですよといった苦情ですとか、そういったものは地域住民の方からは直接私どものほうに受け付けてはおりませんし、耳にも入ってきておりません。ということです。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） そうしましたら、今焼却しているのは、とって搬入してきたものを焼却しているということで、果たしてそれでいいのか。去年埋め立てるものをそのまま放置していくと。どれぐらい埋めているか、私は現状見ていませんから本当に失礼な話かもしれませんが、やはりそれが先なのか、その辺の流れです。やはり埋めている部分においては、悪臭が絶対出てくると思うのです、腐れてくる可能性は絶対あるから。ですから、そちらのほうを私は先に焼却しているのかなと思っていたのですけれども、そうではないのですね。この辺は住民から、どういう残滓の扱い、これが今どんなになってくるのかちょっと心配な面もあるので、担当部署含めてやっぱりその辺の監視含めてしていただきたいなと思っておりますけれども、その辺いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 議員御指摘のとおり、ことし駆除した分から順次焼却処分を行っているのが現状でございます。ただ、昨年、22年度に仮置きしたものについては、液が漏れないようにビニール袋を二重にして、さらに1トン袋の中に入れて仮置きをさせていただいております。その上に炭化センターで出る炭などを利用して、かぶせてにおい等漏れないようにはしているのですけれども、夏多分袋をあけたら、きっと現在骨と皮程度になっているのかなという。直接私も掘ってはちょっと見ておりませんが、そういうことにおい等だとか、あとハエだとかの問題もありまして、今仮置きさせていただいている分については寒くなってから焼却をさせていただきたいというふうに考えています。ちょっと気温が高いものですから、におい等もありますので、その辺注意しながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） その辺注意してやって

いただきたいなと思っています。

また、かわりませけれども、23年度農業被害額3,360万円ということでございまして、これは本当に大変な額でございまして、中山間地域等直接支払制度で予防策として電牧を実施しているということでございまして、今私も智恵文方面含めて行ってみますと、やっぱり山間部というか、そういうところでは結構電牧さくの普及や何かもされておりまして、これはメーター当たりどれぐらいの単価なのか、ちょっとお知らせを。そしてまた、ことし実施したら何メーターぐらい予定しているのか、ちょっとできれば教えていただきたいなと思うのです。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 単価的には、メーター当たり500円ちょっとではなかったかと記憶しているのですけれども、ことしの希望実施数については現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） それでは、林業関係ですか、そちらのほうにまいりたいと思います。

未来につなぐ森づくりの推進事業ですけれども、伐採後確実な植林を実施していくということで、私も森林組合のときにはこういう高率な公共補助金があれば本当にまだまだ山もよくなっていたのかもしれませんが、前は32%の手出し、事業を実施した場合、このとおりです。そして、今この補助に上乗せて北海道が16%の名寄市が10%、合わせて94%の補助率ですよ。これは、植林をされた方は負担は6%ぐらいで済むわけですから、本当に大変な状況、いい施策だと思っています。前は、カラマツや何か植えますと大体13万円から十四、五万円かかっていましたから、今ここでしたら3万円弱ぐらいでできるのかなと思っています、本当にこれだったら森

林、造林の意欲含めて、そのまま放置されるのはなくなるなと思っていますけれども、ただちょっと私はあれなのですけれども、今当初答弁の中で北海道のカラマツ林が成熟期を迎えており、交付金はこれカラマツのみではないですよ。全部ですよ。どうぞお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほど答弁の中でカラマツ林と言ったのは、特徴的な材を言わせていただきました。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） そうしたら、樹種にかかわらずこの高率な実施者に対しての上積みの助成が当たるということですね。それで、大変いいことにございますので、本当に行政含めて、それから森林組合、関係機関も含めてやはりPRをして、この機会に名寄市の山づくり、他のまちのそれに負けないぐらいの山づくりをされたらいいのかなと思っています。

それから、新しい制度の森林経営の基盤づくりの森林・林業再生プランなのですけれども、この関係にしては今後の取り組みについての答弁がありました。そして、国では10年後に木材自給率50%を目指す。森林・林業再生プランを打ち出して24年から新しい森林整備計画に基づき、森林経営計画施業の作成をこれから行うということにございますけれども、これは去年ですよ。森林整備計画を新しくさせて、今度はそれに基づいての森林経営計画だということで、当然事業の内容を含めて補助率、また今までと違い、事業の中身も見直しも大いに変わってくるような気もするのですけれども、わかっている範囲でいいのですけれども、その中身の変わったところがありましたら、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 補助メニューにつきましては、もう既に変わっているというふうに思っております。今後は、大きな変動はないものと

考えているところであります。ただ、森林経営計画は、森林の所有者が施業の集団化や省力化を図って施業の生産性を高めることを目的にしております。具体的には、森林施業計画では一体として施業する森林を30ヘクタール以上で、車で1時間以内での計画となっていたものを森林経営計画では林班、複数林班単位で当該森林の2分の1以上を計画的に取り組み、それから計画を立てる者は一体整備相当森林内の全所有林について計画に編入することとなっているというふうに伺っております。このほか大規模所有者には、これまでと同様の内容となりますけれども、周辺の小規模所有者と共同で計画することが可能となっているところであります。また、受託によって経営規模の拡大や森林作業道開設計画や森林の保護に関する計画等も記載することとなっているというふうに押さえているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 経営の経営計画ですから、本当に大変なボリュームだと私は思っております。先日4月末に道北林活議連の総会がありまして、その以前にこの森林の再生プランの概要等なども林野庁のほうからのスライド含めて説明を受けました。大変なボリュームだと私は思っております。そのときも中身を含めて、上川振興局含めて道からの、こちらのほうから要請があれば出向いて作成に当たるということも言っていましたけれども、本当にこの機会にやはり名寄森林はこういうものだぞと。そして、長年若い人らに受け継ぐためにもこれを機会にしっかりとやっぱり煮詰めたもので、そういう事業を求めておきたいなど、こう思っております。

それから、ネズミの被害状況でございますけれども、これは最終確認は聞くと先ほどの答弁では6月の月上旬までに取りまとめるということですが、名寄市の場合は今現状としてはどういう状況なのでしょう。まだ決まっていますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 上川総合振興局からは、6月上旬までに被害の調査の報告を求められておまして、一定程度概要をまとめる予定をしておりますけれども、ちょっと全体の確認には時間がかかるのではないかと判断しております。対応としては、殺そ剤の散布量を増量するよう予定をして、申し込みを行ったところですけれども、野ネズミの被害については保険の対象になっていないのです。それで、被害額が相当数に上がれば、何らかの措置を講じてほしい旨の要請を上川総合振興局等に対して行ってまいりたいというふうに思います。それで、被害状況の面積だとか、被害額がどのぐらいだとか、先ほども申しましたようにまだまとまっておりませんので、上川総合振興局のほうにはまとも次第早急に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今高橋経済部長のほうから言われましたように、本当に私もネズミの被害の関係ちょっと見させていただいておりますけれども、当面はやっぱり若齢級の林齢分野なのです。ことしの場合雪が多かったせいなのか、一回排根線なり、そこに根づいていると、自分も生きるためにはやっぱりだんだんと食いながら雪の上上がってくるものですから、丸くみんなきれいに皮をむかれてしまう。そういうような私の近間でもこういう被害が。何かテープつけてありますから、調査されたのだろうと思っておりますし、私の山も今3年目ですから、どんなになっているか近々見に行かなければならぬのかなと思っておりますけれども、こういう名寄市もこれだけの大きな発生しているということは、全道的にも大きく発生しているのはこれ間違いないと私は思っております。今までも大体5年とか10年周期というのはこれもう必ずあるわけなので、ただ、今部長言ったように保険の対象外なのです、本当に。ですから、この辺が対象外だから云々というけれども、これ

は全道含めて取りまとめた段階でやはり補助の対象とするか、それとも被害の造林を無料化でさせるか、そういう形というのはぜひこちらからの要望を含めてお願いしたいなど、こう思っております。これからのせつかく植林をしたものがネズミの被害含めて本当にこういう状況で保険もかからなくて、また所有者に負担をかける。この辺は、各関係機関ともやはり大いに振興局、道などに努力の一端をお願いすると、そういうことで私もお願いして、私の質問と。

終わります。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほどの電牧さくの予定ですけれども、名寄集落で18個、2万1,600メートル、風連地区では個数はちょっとわかりませんが、延べ数で1万7,890メートルの要望があったということです。風連地区の個数は、ちょっと申しわけないですけれども、メートルだけはそういうふうになってございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時09分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

コミュニティバス実証試験運行について外2件を、竹中憲之議員。

○8番（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、さきの通告順に従いまして、大項目で3点について質問をさせていただきます。

大項目の1点目は、コミュニティバス実証試験運行についてであります。市内運行バスは、高齢者、交通弱者の通院、買い物等の重要な足であります。実証試験運行をするに当たって、路線再編のメリットと乗車率の目標はどのぐらいに置いているのかについて、まずはお知らせを願いたい

というふうに思います。

現在の運行路線、循環線と東西線で市内を網羅していますが、実証試験運行のコミュニティバスは東地区と6丁目を循環する東路線と西区、北地区と6丁目を循環する東西線の2路線となっております。AからBに、あるいはBからAに乗りかえる場合の取り扱い、特に福祉センターや東病院への乗り継ぎが必要となりますけれども、この運賃あるいは乗り継ぎのあり方についてどのように考えているかお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、新規就農者の現状と課題についてであります。名寄市の基幹産業である農業の振興策は、重要な課題であります。今日まで国や道の施策も含めて基盤整備や共同利用機械導入、栽培技術の確立、農業担い手育成などを進めてまいりましたが、農業後継者が少ない状況になっているのではないのでしょうか。農地流動化に伴うあっせんや賃貸借も大きな動きにはなっていないのではないのでしょうか。現状でいきますと、ますます準限界集落あるいは限界集落が増大をしていくことになり、基幹産業の崩壊につながるということが考えられます。現在の経営者で後継者がいない方は、六、七割というふうに私は思っていますけれども、後継者がおり、耕作地拡大をするにしても条件にもよりますが、限界があるのではないかというふうに思っています。現状のままでは、耕作放棄地が増大することは目に見えているというふうに思っています。耕作放棄地をつくらないためには、新規就農者の拡大が必要と思っていますが、今日まで進めてきた新規就農者の数について、また就農後の各団体等との連携はどのようになっているのか、今後の新規就農者対策についてお聞かせをください。

大きな3つ目、パブリックコメントについてあります。自治基本条例でまちづくりの推進で市民参加制度がうたわれており、重要な政策決定の過程において市民の意見を反映させることとして

います。5月までの対象件数と市民からの意見件数は何件となっているのでしょうか。パブリックコメントの基本的な考え方についてと今後のパブリックコメントのあり方についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 竹中議員からは、大項目3点にわたって質問をいただきました。大項目1と3は私から、大項目2は経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、コミュニティーバス実証試験運行についての路線再編の期待される効果についてお答えをしたいと思います。市内路線バス再編につきましては、車を持たない市民でも買い物や通院等の移動に困らない交通体系の構築、また過度な車利用の習慣の改善を図り、公共交通に肯定的な市民意識の醸成を目指して、本年7月より平成27年3月までの2年9カ月間実証試験運行を実施をするものです。内容は、市内線3路線のうち市の委託運行路線の東西線と名士バスの独自運行路線の市内循環線の2路線を再編して運行するものでありまして、期待される効果としましては、1つとして以前はすべてが時計回りの路線でありましたが、新たな西回りの路線を反時計回りにすることにより、目的地に合わせた路線選択がしやすくなること、2つとしてこれまで市内線の運行されていなかった場所での運行が行われることにより、新たな顧客を獲得することができること、3つとして運行時間を利用しやすいパターンダイヤとし、午後8時台までの運行時間を延長するなど利便性の拡大及び学生等に利用しやすく調整を図ったこと、4つとして高齢者の買い物時間帯に合わせ午前中の便を多く配置し、利便性の向上を図ったことなどが挙げられると思われま。

次に、乗車率の目標につきましては、現況市内線、西回り1便当たり4.9人、東西線、主に東回

り1便当たり6.5人と市内線運行の採算ベースを大きく割り込む状況のもとではありますが、少子高齢化社会を見据え、車にかわる公共交通の創造という新たなバス文化の醸成を図る政策的な視点もあることから、実証試験中につきましては数値的な目標は持たず、利便性の確保を最大限検証しながら、乗車率の向上に結びつけていきたいと考えます。

次に、乗り継ぎのあり方についてですが、再編された路線については東西線を市内東地区を回る路線として変更し、これまでの市内循環線は市内西地区の路線に変更したことから、西地区から東地区、または東地区から西地区への移動をバスで行う場合、乗り継ぎが必要な状況が発生をします。乗り継ぎをする場合の運賃につきましては、それぞれ別々な路線として分けられますことから、西回り150円、東回り150円となりますが、実証試験運行として実施をするため、御利用いただく方の負担の軽減を図る観点から、乗り継ぎ運賃は追加50円としております。また、乗り継ぎのあり方につきまして今まで当市では市内における乗り継ぎの習慣がなかったため、混乱が生じることも予想されますので、バスの乗り方、乗り継ぎの方法等につきまして誘導、サポートの対応を図ることとし、検討を進めております。

続きまして、大項目3、パブリックコメント条例についての基本的な考え方についてお答えします。まちづくりの基本ルールである名寄市自治基本条例に定められた市民参加制度の一つとして、平成23年度から施行しており、その手続等におきましては名寄市パブリック・コメント手続条例に定めるとおりであります。御質問のありましたパブリックコメントの考え方につきましては、これまでも市の重要な計画や方針等の決定に当たっては懇談会等の開催を通じ、市民意見の反映に努めてまいりましたが、本市における実施機関の共通ルールとしてパブリックコメントを実施し、重要な施策決定の過程に市民参画の機会を設けるこ

とで、市政運営の公平性及び透明性の向上を図り、市民との連携、協力によるまちづくりを目的とするものであり、今後とも条例に基づき適正に進めてまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメントの5月までの対象件数と市民からの意見提出件数について申し上げます。昨年度は、総合計画後期基本計画を初め合併後に策定した計画等の見直しの時期に当たりまして、パブリックコメントの対象件数は13件と多くなりましたが、このうち市民から意見の提出があった計画等につきましては4件、約30%でありまして、意見総数は7名の方から9件となっており、意見の提出がなかった計画等は9件で約70%となっております。条例施行した昨年度は、市民の皆さんに制度自体が十分に浸透されていないこと、さらには記名式という影響も考えられますが、全体的に意見が少ないこともあり、意見を反映した計画等の件数は1件のみとなっております。

次に、パブリックコメントの今後のあり方についてであります。今後も条例に基づき本制度の活用を通じ、政策決定過程への市民参画を促進してまいります。しかしながら、ただいま5月までのパブリックコメントの実績について申し上げますとおり、意見の提出件数がゼロの計画等が9件で、全体の約70%という結果となっており、制度の運用面における工夫が必要と考えているところであります。他の自治体におきましても同様の課題があると伺っており、急な解決策は見出せない状況にありますが、昨年度後半からA4判1枚程度の計画書等の概要版をあわせて公表し、わかりやすい情報提供に努めているほか、現在は公表場所の工夫などについても検討を進めているところであります。

なお、パブリックコメントはもとより、従来から実施をしております懇談会などの手法も含め、市民参画の一層の推進に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私のほうから大項目2、新規就農者の現状と課題で3項目の質問に対し答弁をいたします。

まず、小項目1、きょうまでの新規就農者数についてお答えを申し上げます。平成19年度に策定した新名寄市農業・農村振興計画に基づき、次代の農業を担う意欲と能力のある担い手育成のため、農村青年組織の活動支援、農家子弟を初めインターンや農外からの新規参入者の受け入れ態勢整備など取り組みを進めております。最近3年間の後継者及び新規参入者の数であります。平成21年6名、平成22年5名、平成23年9名となっており、新規学卒者5名、Uターン13名、新規参入2名の合計20名となっており、平成24年4月に北海道の就農計画の認定を受けました1組、お二人の方が智恵文地区に新規就農しております。また、発言の中にありました農地の集積状況につきましては、前日の山田議員に対する答弁のとおり、平成21年度から平成23年度までの3カ年で件数で108件、面積で345ヘクタールとなっております。

次に、小項目2、各団体等との連携についてお答えいたします。新規参入者の受け入れにつきましては、北海道農業担い手育成センターと連携するとともに、関係機関で構成する名寄市農業担い手育成センターにおいて協議し、推進を図ってまいりました。また、研修などの受け入れに当たりましては、北海道指導農業士、北海道農業士の御協力をいただきながら行ってきたところです。平成24年2月現在の人数は、指導農業士11名、農業士23名となっております。平成24年度から始まった新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画においては、名寄市農業担い手育成センターの機能強化を図り、総合的な農業支援機構の確立を目標としており、名寄市農業担い手育成センターの構成についても道北なよろ農業協同組合、名寄市農業委員会、上川農業改良普及センター名寄

支所、北海道指導農業士、北海道農業士の関係者のほか、平成24年度より新たに名寄市内の北海道指導農業士、北海道農業士で構成しておりますグリーンアドバイザー協議会も構成団体としてお願いをし、その中で関係機関、団体と連携しながら取り組みを進めてまいります。また、研修プログラムについては、名寄市農業振興センター機能の活用などを含めて検討してまいりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、小項目3、今後の新規就農者対策はについてお答えいたします。新規就農者の今後の対策としては、まず名寄市の受け入れ態勢などの基本方針について、平成24年度に策定することとしております。その基本方針をもとに北海道担い手センターのホームページ、名寄市のホームページを活用するほか、札幌や東京で行われる新・農業人フェアに出展するとともに、本年度から杉並区に派遣しております職員を通して情報発信するなど、対策を講じてまいります。また、支援策としては、平成24年度に国の事業で新設された新規就農総合支援事業を活用するとともに、市の単独事業での支援策も含めて関係機関、団体と連携しながら取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それでは、それぞれ御答弁をいただきましたから、順次再質問させていただきますというふうにと思いますが、今回の実証試験運行で、私がいただいている概要を見ますとバスはリースというふうになっているようですが、今日環境問題が大きな問題になってきていますが、そのバスのリースについて環境問題、どのような形でこのリースバスが入ってくるのか、非常に今普通乗用車にしても環境問題、排ガス問題も含めていろいろ取りざたされていますけれども、その扱いについてはどのようになっているのか、まず1点目お願いを申し上げたいと

思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回実証試験を行うに当たりまして、新たにバス2台を用意をしたいと思っております。当然高齢者、それから子供含めて乗りやすいバスということで、ワンステップバスを用意をしたいということで考えておりました、しかしながら費用の問題もございまして、今回の2台のバスにつきましては中古車をリースをしたいということで、バス業者のほうとちょっと相談させていただきまして用意をするということにしておりまして、現在エコ車が随分普及をしておりますけれども、今回導入するバスにつきましては特別なエコ対策車両とはなっておりません。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 借りるところは、恐らく現在運行されている名士バスだというふうに思いますが、中身的にはこれをやるに当たって名士バスさんは新車入れられないということも含めてあるでしょうか、そういった意味では今回もう少し環境に配慮したバスのリースのあり方も必要ではなかったかなというふうに私は思っていますが、もう既に7月ですから、あと半月もすれば運行するというので確定をされているのだと思いますが、今後の扱いについてはこのような環境の問題について配慮されたバスで運行できるような形を求めているというふうに思っています。

あと、利用促進策として、実はインセンティブ適用箇所というのがここに設けられております。これが駅前も含めて5カ所あって、実はその中身が2カ月しか適用にならないというか、しないという、そういう状況でありますけれども、これは試験的にやるのか、それともたまたま思いついてやったのか、その辺試験的にやるとしたら、私はもう少し長い期間やってもいいのではないのかというふうに思っていますが、その辺の2カ月にした扱いについて、なぜ2カ月になったのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） インセンティブの扱いについては、私ども経験がないということもございまして、こうしたバスの実証試験運行を行う各都市の状況なりをちょっと調査をさせていただいて、また含めてコンサルが入っておりますので、コンサルのこれまでの状況なりも確認をさせていただきながら対応したということでもあります。したがって、インセンティブはある意味長い期間やるということで効果がそれ以上期待されるかということ、現状そうはなっていないということが1つこれまでのそれぞれの都市の取り組みの中でありまして、今回東回り、西回りという新たな路線、そして乗り継ぎという新たな形になるということの意識づけをとりあえず2カ月程度でしっかりさせていただくと。そしてまた、次の段階で新たなインセンティブのあり方を考えると。同じことを繰り返す、ずっと長い期間やるということではなくて、一つ一つ検証しながら、新たなインセンティブのあり方も含めて検討して、また次の段階でそういったインセンティブを入れていく。そういったことが効果的ということでもありますので、今回第1弾ということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それから、もう一点、障害者の扱いについても実はここに載っているわけではありますが、身体障害者あるいは療育手帳を持っている1、2種の扱いで、これが金額、運賃は書いていないのでありますが、5割というふうになっているのです。細かい話ですけれども、150円の5割なら75円ということなのですが、この値段がきちっと提示をされていないというのはちょっとわからないのでありますが、これを教えていただきたいのと、あと先ほど答弁いただいたのですけれども、東と西の路線の乗り継ぎの関係ですけれども、実は時刻表を見ますとJR名寄駅前発着という扱いになっていて、乗り継ぎをするのはどうしてもどう見ても駅前でない

と乗り継ぎができないような仕組みになっているのではないかというふうに思っています。ですから、倍は時間かかりませんが、東病院あるいは福祉センターへ行くのに若干の時間はかかるのかなと、今までより。そんなこともあるのですが、今後の扱いとしての問題提起、また後でお聞きをしたいと思います、その辺についての取り扱い、ちょっとお聞かせをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 6月の広報で今回のコミュニティーバスの試験運行について市民の皆さんにちょっと周知をさせていただきましたけれども、その1項目の中に障害者、それから療育手帳をお持ちの方は5割引というような記載をさせていただいております。この辺についてわかりづらいということありますので、新たな周知におきましては具体的な金額等を入れて対応したいと思います。

それから、乗り継ぎの関係で、今回主に駅前での乗り継ぎが多分多くなるだろうということでもちょっと考えておりましたが、今回こうした路線の変更を伴うに当たりましては一定程度いろんな実績を考慮させていただいております。新たなバス文化の醸成なり、乗っていただく方をふやしていくと、そんな施策が中にありますので、実は東側、西側、お互いその間で移動していく市民の皆さんの数がある意味非常に少なかったと。1つそんな実績もございまして、今回西側、東側と分けさせていただいたということがありますので、そういったことで実際に乗り継ぎに当たってちょっとタイミングが悪いと若干福祉センターあたりに行くのに時間がかかると。それから、もしくは西から東病院のほうに向かうのにちょっと時間がかかるというようなことも確かに生じるかと思えます。全体的な市民の皆さんの利用の状況を含めて今回の対応になっているということでもありますから、一定程度実証試験としての御了解をいただかなければならないということは現実ありますので、こ

れにつきましてはあくまでも実証試験ということですので、いろいろな効果を、もしくは弊害を見ながら、ぜひまた改善すべきところは改善をしていきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今部長のほうから改善するところは改善したいというふうに答弁ございました。実証試験運行ですから、市民の声あるいは要望があればこの試験運行をやっている間でも変更があり得るということで確認をさせていただいてよいのかどうか、御答弁願います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 一定期間様子を見ながら、市民の皆さんの意見を聞く状況を必ずつくっていききたいと思います。1つは、アンケートという手法もありますので、これ実際にバス事業者も運行しながらそれぞれ市民の皆さんの声を聞く機会も当然あるというふうに判断をしていますので、そういったことを含めながら、一定程度の時期を見ながら変えることは可能でありますから、ぜひそんな対応も含めて考えてやっていきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） コミュニティーバスの実証試験運行については、そういうことで確認をさせていただきたいというふうに思います。

次に、新規就農者の扱いについてであります。先ほども質問いたしました中で答弁されましたけれども、結果的に今日まで新規就農者といっても親等々がいてIターン、Uターンで帰ってくる方が多いというのが見たら現状だというふうに思っています。近年団塊の世代ということでよくテレビでも新聞でも出ていますが、60を超えて再チャレンジということで、里山あたりへ入って農業をやるといような方も多くいられるようでありませぬけれども、しかしこういう方に見れば農地を集積をしていくというふうな状況にはないというふうに私は思うのです。また、Iターン、Uタ

ーンでも中身的に大きな耕作地を持っていれば、条件によってはそんなにそんなにたくさん集積ができないなと私は思っているわけです。そこで、やはり農地の荒廃が進んでいくというふうに思っています。なぜ新規就農者のことと言うかという、そういう問題がここ10年、15年で出てくるなど。そういう意味では、新たな就農者というのをやっぱり開拓をする必要があるのではないかというふうに私は思っています。私の感覚としては、新規就農者というのは身内がいなくて本当に新しい人です。が入ってくることを私は求めているというか、望んでいる一人でもありまして、そういった意味ではそういうような情報発信のあり方というのを今後どのように組んでいくのか、そんなことについてもし考え方があればお聞かせを願いたい。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほどの答弁の中でも若干触れさせていただいたのですが、本年4月から杉並に職員を派遣しております。その部分でことし従来は北海道札幌市で行われる新・農業人フェアに出展をさせていただいたのですが、今般平成24年度予算で東京の新・農業人フェアに出展する1人の旅費がついてございます。それらも含めて先ほども申し上げましたけれども、杉並を一定程度中心として、そこを核として新規就農者に対する情報発信、それからちょっと暮らしの部分を含めて総合的なパンフ等もつくって活用しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 実は、大分前からというわけでもありませんが、1つは活用の仕方、もう一つあるのかなというふうに私は思っています。昨年から名寄大学の学生と農業との交流が盛んになってきていますけれども、実は名寄大学の学生、卒業すると全国各地に散らばるわけです。そことの連携というのは、私はいいいのかなというふうに

思っているのです。それは、大学1年に何十人が卒業するわけですが、その中でも農業との交流や何かやった方も出てくるわけですし、そういうところとの交流、あるいはこちらからそういうところへ情報を送る。そして、そこから発信をしてもらう。そういうことももう一つはあるなど。インターネットだとかなんとかといろいろありますけれども、そういうことだけではなくて、そういうやり方も一つの方法かなというふうに思っていますが、そんなことも含めて今後もう少し考えていく必要があるというふうに私は思っていますが、この考え方についてだめだとは言わないと思いますけれども、お答えをいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 議員御指摘のとおり、いいアイデアだというふうに思っております。特にグリーン・ツーリズムの関係では、名寄大学の講義の中の一つとして北海道の農と食という講義がございまして、毎年60名近く受講されて、実際に農家のところに年3回程度入って実習体験をしているといった事例もあります。そういった意味でも大学の卒業生を活用するというのはいいアイデアだというふうに考えておりますので、今後研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それと、もう一点ちょっと先ほどいろんな団体があって、新規参入者との連携や何かも含めてやっているということですが、センターとの問題、あるいは一番気になっているのが指導農業士や農業士がそれぞれの団体に入ってやっていることは承知をしていますが、横断的にその方々との連携というか、そういうのも私は一つは必要でないかなというふうにも思っています。必ずしも一人の人が新規就農者との連携というか、そんなことばかりでないし、得手不得手もそれぞれ持っているというふうに思っ

ていますから、そういった意味ではもう少し横断的な農業士や指導農業士等の活用と言ったらたたかれますけれども、交流が必要だと。そういうことも行政として少し音頭をとって、今20名ぐらいいるのですか、平成21年から。ですから、そういった意味ではそういう目の前にもいますけれども、交流を少しする必要があるのかなというふうに私は思っています。ただ単に団体の中へ入ってやるということは、そんなにそんなに大きく連携とれるというふうには私は思っていないものですから、そういうことも含めて今後やっていくことも1つあるのではないかと思います、その辺についていかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 指導農業士、それから農業士とのかかわりの中では、農業関係で持っている各種委員会の構成メンバーの中に入っているだけで御意見等を伺っておりますし、先ほども新規就農の関係で言いましたけれども、新規就農をする際の研修の部分で指導農業士の方と農業士の方のお宅に実際に入って研修を受けていただいておりますので、その部分については横のつながりがあるかなというふうに判断しております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今横のつながりはあるのかなというふうに何か最後疑問符がついていましたけれども、もう少し広くやるべきだというふうに私は思っています。

ちょっと最後になりますけれども、実は1つ新規就農者がここ数年、平成21年から数えて20名ほどいるのですけれども、ここにおける耕作品目あるいは耕作面積がどのようになっているかという、そういう調査というか、押さえてはいると思いますけれども、近年高収益花卉だとか、そういうものも含めて高収益なものということでいろいろやっているようでありましてけれども、その耕作品目の転換だとか、あるいは耕作面積が大きくなった。小さくなることはまずないと思いますけ

れども、そのような数字を押さえられるとしたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 現在資料を持ち合わせておりませんが、Uターン等で入ってくる部分については農家子弟の方が多いものですから、実際親御さんと一緒に農家経営に携わっていただいているということがあります。ただ、異業種からの新規参入の方については、一定程度押さえさせていただいてはおりますけれども、つくる作物については基本的に集約的な作物というか、ハウス園芸を中心とした作物が中心になっておりまして、平成17年から16年に就農した方については、中名寄地区に入って当初施設園芸をやっていたのですが、離農する農家の方の水田を引き受けて水田耕作を行っているという事例も現在のところございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 中身的にIターン、Uターン、先ほど私がちょっと言って、言い過ぎたかなということもあるのですが、耕作地の集積というのもそれなりにここ数年はされているようではありますが、先ほど言いましたように10年、15年先の中身が見えないという状況にあるだけに、どうこの耕作地、農地を集積していくかというのは今後の大きな課題でありますから、そういった意味では今まで以上に新規参入者をどうつくっていくかという、名寄から情報発信をより多く進めていくということをまず求めておきたいというふうに思います。

次に、パブリックコメント条例についてですが、先ほど対象件数、昨年4月から13件、意見件数が7名の9件ということではありますが、行政としてこれは総務でやったのかどうか別にしても、市民からの意見が少ないということについて若干今後もう少し考えるということではありますが、どのような分析をされたのか、細かいところまで含めてあればというふうに思い

ますが、されたのかについてお聞かせ願います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 現実にパブリックコメントに関する市民からのいろいろな御意見いただくというのは少ないということで、もしくはゼロと。ゼロが多いということで、私どもこの間考え方としてはやはり私どもの情報の提供の仕方、パブリックコメントを市民の皆さんにお願いをするときのいわゆる中身の出し方の問題も1つあるだろうと。それから、計画がぼんと一括で出るということで、中身の周知含めてもう少し細かい手が必要だろうということを実はちょっと認識しております。情報の出し方でいきますと、ホームページでありましたり、広報でありましたり、それから各種情報コーナー等含めて庁舎を活用しながらごらんをいただくという場面もつくっているわけですが、意識的にそこに市民の皆さんが入ってこられないとなかなか見ていただけないということもありますので、そのところは今後の公表の仕方については少し検討が必要と。一つの例として、例えばFMがありますので、そういった聞いていただくという部分を含めてぜひ公表の場の多様化をちょっと図っていきなすと思っておりますし、中身のいわゆる理解をさせていただくという部分につきましては、今概要版を1枚つけておきまして、できるだけわかりやすい説明を心がけております。しかしながら、ほかの都市もさまざまな対応をされているというふうにも聞いておりますけれども、ちょっとまだ1年程度ということで、中身というか、パブリックコメントの考え方につきましても市民の皆さんに若干周知をされていないということもありますので、あわせてあり方の周知も含めてぜひ対応してまいりたいというふうには考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今部長のほうから答弁あったように、ホームページあるいは広報等々ということでありますが、どうも見たとき

にあれ見てすぐこれはどういうことなのかと理解しづらいという、内容そのものが。大枠はわかっても内容を読んだときに、中身を見たときにどうも理解しづらいというのがあるのではないのかというふうに私は思っています。それと、もう一つは、自治基本条例の中で市民に周知をするということも含めて、公聴会というのもしか条例の中でうたわれたというふうに思うのですが、こんなところの開催についてどのように考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） パブリックコメントにかけるそれぞれの内容にもよりますけれども、実際周知を図って、かつ市民の皆さんから御意見をいただくという場面につきましては、今これは1つ特徴的な例でありますけれども、（仮称）市民ホールの関係で、市民の皆さんへの説明会ですとか、それから関連する各種団体等の御意見を直接伺うというような機会もっております。すべての計画もしくはパブリックコメントにかけるものについて、こんな形がとれるかどうかというのも1つありますけれども、まさに市民の皆さんの意見を直接聞くということはこれまでの中で一定程度手をかけてやってきているということもありますから、こういった手法を含めてぜひ活用しながら、市民の皆さんの意見をしっかり出していただける、そんな機会をつくってまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） パブコメの扱いについては、市民の意見をいただくという中身では1年3カ月ですからまだまだ浸透していないのかもしれませんが、公表する中身の問題、あるいはもう少し工夫をして、公表場所の問題であったり、あるいはパブコメの場合は1カ月ですから、公聴会やるといってもそれは厳しいのかもしれませんが、そういう場の検討も必要だというふうに思っていますので、今後庁内議論をされて、できる限り市

民の皆さんに伝えていく、あるいは意見をいただくということも重要だというふうに私は思っています。なぜかという、議会基本条例の中でおとしは非常に市民の皆さんにお願いしてというか、参加が少なかったのでありますが、去年は倍以上出席をしていただきました。そういうことも含めてやることによって市民も理解をして、参加をする、意見を言うということも十分考えられると思いますので、そのようなことについてきちっと今後庁内の中で議論をしていただいて、できるものはやっていただくということで、私の発言を終わらせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。
御苦労さまでした。

散会 午後 3時56分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 大 石 健 二

署名議員 高 橋 伸 典

平成24年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成24年6月14日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第21号 名寄市ふうれん望湖台
自然公園条例の一部改正について
日程第4 推薦第1号 名寄市農業委員会委員の
推薦について
日程第5 意見書案第1号 基地対策関係予算の
増額等を求める意見書
意見書案第2号 TPP交渉参加にむ
けての協議からの撤退を求める意見書
意見書案第3号 医療計画、2次医療
圏の基準見直しに関する意見書
意見書案第4号 再生可能エネルギー
の導入促進に向けた環境整備を求める
意見書
意見書案第5号 「防災・減災ニュー
ディール」による社会基盤再構築を求
める意見書
意見書案第6号 けいれん性発声障害
(SD)の研究・治療等の推進を求め
る意見書
日程第6 報告第9号 例月現金出納検査報告に
ついて
日程第7 閉会中継続審査(調査)の申し出につ
いて
日程第8 議員の派遣について
日程第9 委員の派遣について

自然公園条例の一部改正について

- 日程第4 推薦第1号 名寄市農業委員会委員の
推薦について
日程第5 意見書案第1号 基地対策関係予算の
増額等を求める意見書
意見書案第2号 TPP交渉参加にむ
けての協議からの撤退を求める意見書
意見書案第3号 医療計画、2次医療
圏の基準見直しに関する意見書
意見書案第4号 再生可能エネルギー
の導入促進に向けた環境整備を求める
意見書
意見書案第5号 「防災・減災ニュー
ディール」による社会基盤再構築を求
める意見書
意見書案第6号 けいれん性発声障害
(SD)の研究・治療等の推進を求め
る意見書
日程第6 報告第9号 例月現金出納検査報告に
ついて
日程第7 閉会中継続審査(調査)の申し出につ
いて
日程第8 議員の派遣について
日程第9 委員の派遣について

1. 出席議員(20名)

議長	18番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	勝	議員
	1番	川	村	幸	栄 議員
	2番	奥	村	英	俊 議員
	3番	上	松	直	美 議員
	4番	大	石	健	二 議員
	5番	山	田	典	幸 議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第21号 名寄市ふうれん望湖台

6番 川口京二 議員
 7番 植松正一 議員
 8番 竹中憲之 議員
 9番 佐藤靖 議員
 10番 高橋伸典 議員
 11番 佐々木 寿 議員
 12番 駒津喜一 議員
 13番 熊谷吉正 議員
 15番 日根野正敏 議員
 16番 谷内 司 議員
 17番 山口祐司 議員
 19番 東 千春 議員
 20番 宗 片浩子 議員

上下水道室長 石橋正裕 君
 会計室長 山崎真理子 君
 監査委員 手間本 剛 君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐藤葉子
 書記 益塚敏
 書記 高久晴三
 書記 鷺見良子

1. 説明員

市長 加藤剛士 君
 副市長 佐々木雅之 君
 副市長 久保和幸 君
 教育長 小野浩一 君
 総務部長 扇谷茂幸 君
 市民部長 土屋幸三 君
 健康福祉部長 三谷正治 君
 経済部長 高橋光男 君
 建設水道部長 長内和明 君
 教育部長 鈴木邦輝 君
 市立総合病院事務部長 松島佳寿夫 君
 市立大学事務局長 鹿野裕二 君
 営業戦略室長 湯浅俊春 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に10番、高橋伸典議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 竹 中 憲 之 議員
11番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

障害のある子供たちへの対応について外2件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、大項目で3点について質問をさせていただきます。

まず1点目に、障害のある子供たちへの対応について伺います。北海道教育委員会によると、2012年度の上川管内の小中学校で特別支援学級に通う児童生徒は1,331人で、5年前の1.6倍の増になっていると伺います。また、放課後の大切な生活の場である学童保育所の障害児の受け入れ状況でも全国学童保育連絡協議会の資料によりますと2007年の実態調査では2003年の調査に比べて入所児童が1.8倍になっていると伺われています。1施設当たりの受け入れ障害児童数がふえる傾向にあることが確認されています。ちなみに、1998年調査に比べると入所児童数は4.7倍という状況になっています。

そこで、障害のある子供たちへの対応について、学校での対応、放課後の対応についてお伺いをい

たします。学校での対応についてですが、全国的には特別支援学級の教室の確保が難しくなっていると伺われています。また、教員についても複数の児童を1人の教員が対応するのが難しく、マンツーマンでの対応が必要なことも多いと伺っています。専門性のある教育の保障が求められるところですが、名寄市の対応についてお知らせをいただきたいと思っております。

2つ目に、放課後の対応について伺います。共働き、ひとり親家庭などの子供たちが平日の放課後、土曜日、夏休み等に家庭にかわる毎日の生活の場として過ごしている学童保育所ですが、保護者の帰宅時間が遅くなる傾向の中で、学童保育所の開設時間が延びており、児童が学校で過ごす時間より約510時間も多く学童保育所で過ごしているという調査結果もあります。学童保育所は、大切な生活の場となっているわけですが、受け入れ態勢、施設や指導員などの条件整備はどのようになっているのか、待機児童についてもお知らせをいただきたいと思っております。

大きく2点目、市民の命を守る国保について伺います。国保は、相互扶助とされていた旧国保法から現行法によって社会保障へと位置づけが変わっています。国保は、国保法第1条に社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とし、憲法第25条に規定された国民の生存権を医療面で具体化した制度であります。ですから、保険証がなく、手おくれ死が生まれるなどということがあってはなりません。

そこで、国保の現状についてお知らせをいただきたいと思っております。国庫支出割合が1980年代前半の50%から2010年度は25.6%に半減しています。このことが各自治体の国保の財政難と国保税高騰を招いています。こうした国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と一体にしたことで事態は一層深刻になってきています。国民皆保険のスタート当初は、国保世帯主の多くは農林水産業と自営業でしたが、現在では非正規労働者を初め

とする被用者と年金生活者などの無職者が国保世帯主の7割以上を占めるようになってきています。国保加入世帯の平均所得の推移を全国で見ると、バブル期の1990年度から2010年度に向けて下がり続けています。反対に1人当たりの国保税の推移を見ると上がり続け、6万円から約9万円にはね上がっています。国保加入者の所得について、所得に対する国保税の割合について、名寄市の現状についてお知らせをいただきたいと思います。

小項目2つ目の改定国保法による今後の名寄市の国保について伺います。ことし4月、都道府県単位化を実行する改定国保法が可決、成立しました。保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業、保険者支援制度の恒久化を決めました。保険者組織や保険料のほか、徴収は市町村単位のままでも給付財政を都道府県単位化、広域化することで一般会計繰り入れの解消による保険料の引き上げや保険原理の徹底と給付費抑制、都道府県による市町村国保の統制という広域化を大きく前に進めようというものです。定率国庫負担の削減も進められるものであります。国保の広域化とは、負担増、徴収強化という従来の路線を一層拡大し、国保の住民福祉としての機能を切り捨て、徹底した給付抑制に追い込む道にほかなりません。国保財政の都道府県単位化は、2015年度から施行されます。国保本来の役割、社会保障としての本旨を踏まえた対応が強く求められるところであります。こうした中で今後の名寄市の国保についての考えをお伺いをいたします。

最後に、サンルダム建設についてお伺いをいたします。民主党政権が誕生した3年前、サンルダムを含めダム建設の凍結を表明し、サンルダム建設が中断されたままとなっています。建設促進の声も上がっているようですが、サンルダムが本当に必要であるのか、改めて名寄市の考えをお聞きしたいと思います。

1つ目に、多目的ダムであるサンルダムの利用

目的について伺います。治水については、昭和30年の洪水、平成18年の浸水被害が取り上げられてきました。この間の対策、どのように行われてきたのかお知らせをいただきたいと思います。

次に、利水についてですが、人口減、節水が言われ、1人1日平均給水量は減り続けています。老朽管の改修で、有収率が目覚ましく高くなってきています。しかし、全国平均の約92%にはまだ遠く、さらなる努力が望まれます。今現在の有収率と目標値についてお知らせをいただきたいと思います。

利用目的の発電では、当初1,400キロワットの発電と言ってきました。計画変更によりためる水量が少なくなっていますが、発電量はどのくらいの目標となっているのかお知らせをいただきたいと思います。

次に、自然保護についてであります。落差24メートル、100段で約9キロのものを魚道をつくり、サクラマスを守ると言われています。カワシンジュガイは絶滅危惧種Ⅱ類に指定されていますが、こういったサクラマスやカワシンジュガイへの影響についての検証はどのようになっているでしょうか、お知らせをいただきたいと思います。

3つ目に、市民周知、市民議論について伺います。国によりダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、関係地方公共団体から成る検討の場を設置することとし、これに基づき北海道開発局でもサンルダム建設事業の検証作業を進めるとしています。ダム建設を進める立場の方たちによる検討の場となっています。多様な意見、考えが反映される検討の場が必要ではありませんか。この部分についてもお考えをお知らせいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） おはようございます。ただいま川村幸栄議員からは、大項目で3点の御

質問をいただきました。大項目1は私のほうから、大項目2は市民部長から、大項目3は下水道室長からの御答弁とさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

大項目1、障害のある子供たちへの対応について、小項目1の学校での対応についてお答えをいたします。発達障害を含めます障害のある児童生徒に対しましては、一人一人の教育的なニーズを把握をして、個に応じた指導により一層充実させていくことが必要であると考えているのが基本であります。本年度5月1日現在市内の小学校、中学校では、合わせて40の特別支援学級に79人の児童生徒が在籍し、これに対しまして51人の教員が指導に当たっております。使用している教室につきましては、一部普通教室ではない部屋を活用している学校もありますが、指導に必要な教室については確保をされております。

また、通常学級におきましては、困り感を抱えている児童生徒への個別指導を充実するために、北海道教育委員会、道から小学校3校、それから中学校1校に対しそれぞれ1人ずつ児童生徒支援の教員が加配されております。そのほか名寄市教育委員会として小学校5校へ8人の特別支援教育学習支援員を派遣をし、通常学級または特別支援学級の担任の指導を補助する体制を整備しております。また、各学校におきましては校内に特別支援委員会などを設置をし、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態の把握や支援方策の検討を行っておりますが、より適切な指導を行うために、名寄市立大学や特別支援学校などの関係機関との連携にも努めているところであります。具体的に申しますと、小学校4校が名寄市立大学に学生ボランティアの派遣を依頼をし、教科の学習などにおいて困り感のある児童への支援体制を整えております。また、小学校8校、中学校2校が道の特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業を活用し、特別支援学校からの教員から対象となる児童生徒の個別の指導計画の作成の仕方や具体的

な指導及び支援の方法などについての助言を受けております。

今後名寄市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、担当教員が特別支援学校教諭免許状を取得できるよう、昨年度より開設されています名寄市立大学の免許法認定公開講座への参加を引き続き各学校に働きかけたり、特別支援教育についての専門スキルを高めるよう研修会などへの参加を促してまいりたいと思います。さらに、名寄市特別支援連携協議会や特別支援コーディネーター連絡会議の取り組みの活性化を図るとともに、専門家チームによる巡回相談や名寄版「すくらむ」の活用促進などに努めてまいります。

次に、放課後の対応でございます。名寄市におきます放課後の児童の受け入れにつきましては、教育委員会では国の放課後児童健全育成事業に沿いまして放課後児童クラブの事業実施を行っております。現在名寄市内における放課後児童クラブにつきましては、4カ所が運営をされており、公設の部分では2カ所、南小学校区内に設置されております南児童クラブと風連中央小学校校区の風連児童クラブであります。また、民間では2カ所、名寄小学校校区と東小学校校区として学童保育コロポックル、西小学校校区と豊西小学校校区のどろんこ学童すまいるであります。児童の受け入れにつきましては、保護者が就労などにより昼の間、放課後家庭にいないことが基本となり、各児童クラブの定数につきましてはどろんこ学童すまいるが定数を満たす状況ですが、他の児童クラブにつきましては定数内であり、障害のある児童を含めまして、いわゆる待機児童はいないものと考えております。

障害のある児童の受け入れにつきましては、各施設の建物や指導員の人的配置の中で受け入れ可能な範囲での実施をしております。現在公設の南児童クラブにおいては2人、風連児童クラブでは2人、民間の学童保育コロポックルでは6人、ど

ろんこ学童すまいるでは3人の受け入れをいただいているところであります。また、各施設における指導員の受け入れ態勢につきましては、児童の持つ障害の程度、症状にもよりますけれども、目を離すことができない状況にも対応するため、対応につきましては複数配置体制を基本として事故等の防止に努めている状況でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目の2、市民の命を守る国保についてお答えをいたします。

まず最初に、小項目、国保の現状についてお答えをいたします。平成19年度から平成23年度までの4年間で国保加入者は約1割、808人減少をいたしました。また、平成22年度で約53億円あった課税総所得が50円を切ってしまい、この結果、平成23年度では国保税の減収が約3,000万円となり、国保運営は大変厳しいものとなっております。国保加入世帯の平均基準所得額は、平成20年度281万3,000円、平成21年度279万6,000円、平成22年度271万4,000円と減少傾向にございます。また、被保険者1人当たりの年税額は平成20年9万2,411円、21年9万5,912円、22年9万7,850円と増額となっているところであります。平成23年は、9万4,655円と若干減少したところであります。収入、世帯構成、資産の状況により変動がありますが、税が世帯の収入に占める割合は10%から12%となっているところであります。

次に、給付費では平成19年度の保険給付費決算額が22億4,800万円で、22年度の決算額も同額でありました。先ほど申し上げましたとおり、加入者が減少しておりますので、1人当たりの保険給付費で見ますと平成19年度が28万8,311円に対して平成22年度が30万2,552円、この間2万1,721円、率にすると7.7%の増額

となっているところであります。加入者減と所得減で国保税収が低下していく一方で、医療費の支払いは増加を続けている状況で、財源の不足を基金の取り崩しで補ってきたというのが現状でございます。各種健診、保健指導、健康づくり等を通じて健康に対する認識を深め、あわせて国民健康保険制度の周知を図り、国保事業の円滑かつ健全な運営の取り組みをさらに進めてまいります。

次に、小項目、改定国保法による今後の名寄市の国保についてお答えをいたします。このたびの改正法は、新たな高齢者医療制度、すなわち後期高齢者医療制度が廃止された後の医療保険のスキームは、当初は平成25年度から75歳以上の方が、さらに平成30年度からは全年齢で国保制度を都道府県が保険者となって運営するというものでしたが、市町村から都道府県への移行がスムーズにいくよう財政基盤強化策を恒久化するなどを盛り込んだ改正の内容になっております。また、国の定率国保負担の財源が都道府県に移行することになっていますが、現在のところその2%分の使途については明らかにされておられません。そのほかにも高額療養費などの共同事業に対する財政支援などが盛り込まれておりますが、社会保障と税の一体化に伴う全国で2,200億円となる財政支援の実施は平成27年4月から、さらには消費税をその財源に充てるという内容であります。名寄市としましては、後期高齢者医療制度の廃止など制度の動向に一層の注意を払い、しっかりと安定した保険制度の運営のために必要に応じて国などへの要望を行っていかねばならないと考えているところでございます。

国保制度は、我が国の社会保障制度の中において国民皆保険を担う健康へのセーフティーネットであります。病気やけがなど万が一に備えてお互いが支え合う仕組みになっております。医療費の支払いのためには、加入者の支払う国保税を初め、国、道、市からの負担金や補助金などの財源が必要となってくるところであります。一方では、低

所得の方が多い、医療費のかかる高齢の方が多いなど構造的に財源が厳しい中で、国保加入者の半数以上が所得に応じた7割、5割、2割の軽減措置を受けております。所得が下がったことによる無保険や受診抑制、さらに保険税の滞納に伴う短期証、資格証明書の交付、差し押さえ、さらに保険証の窓口とめ置きなど諸課題につきましても、きめ細かな相談などで対応してまいりたいと考えております。今後とも市民が安心、信頼できる国保制度の安定的な運営のために努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 石橋上下水道室長。

○上下水道室長（石橋正裕君） 大きな項目3点目、サンルダム建設について、小項目1の利用目的についてお答えいたします。

天塩川水系では、これまで捷水路の工事、堤防の整備、河道掘削、岩尾内ダムの建設などさまざまな治水対策が講じられてきております。天塩川水系サンルダムは、国の直轄事業として洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の安定確保、発電などの機能を持つ多目的ダムであります。また、昨年3月の東日本大震災や自然災害などの発生は各地域に甚大な被害をもたらしたことから、改めて私たち地域の安全と新たなエネルギーの必要性を考えさせられる機会となりました。洪水対策として約3,500万立方メートルをダムがためることにより、下流水位が110から20センチ下がる効果が期待されております。天塩川流域では、近年の異常気象により洪水、渇水が頻発していることから、流域住民の安全で安心な暮らしや地域の発展のため、本流域の住民にとって必要なダムであり、極めて重要なダムであります。本市水道事業では、平成20年10月に第2期拡張計画の見直しを行い、簡易水道の統合や水道未普及地域の解消などに伴う給水区域の拡張を行い、風連地区や自衛隊名寄駐屯地への給水統合を進め、将来にわたり安

全、安心な水道水を安定的に供給していくためにも必要な治水計画と位置づけております。現在の緑丘浄水場での最大取水量は1日当たり1万1,220トンで、今後風連地区や自衛隊を含めた必要水量は1日当たり1万2,730トンとなり、その差は1,510トン、これを国が計画しているサンルダムに新たな水源を求めるものでございます。有収率の目標値では、水道事業における再評価で平成35年度に最大値として87%を数値目標としていますが、現在では合併特例債や国庫補助金などの特定財源を活用しているため、できる限り高い数字を目指していきたいと考えております。

なお、現在の有収率につきましては、平成22年度86.86%、平成23年度84.65%の状況となっております。給水人口も減少傾向であります。老朽管更新整備事業を積極的に行い、経営の健全化に努めてまいります。

発電の関係では、ダム建設に伴って新設するサンルダム発電所において、最大出力1,000キロワットの水力発電を行う計画となっております。平成21年10月に本体建設工事凍結後、翌年9月に検証対象ダムとなり、関係地方公共団体から成る検討の場が設置され、予断なくダムを建設した場合とダム以外の代替案とのコスト比較などを行い、現在検証中でありますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、小項目2、自然保護についてお答えいたします。サンルダム建設事業については、建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱に基づき、平成7年に環境影響評価の手続を完了し、引き続き各種の環境調査を実施し、河川環境への影響を極力軽減し、河川環境の保全に努めることと承知しております。この後国は、平成19年に河川法第16条の2に基づき、天塩川水系河川整備計画を策定し、整備に当たっては河川景観の保全、動植物の生息環境の保全、地域と連携して周辺環境整備などを推進しています。調査用魚道の調査では、魚道は十分機能したものと考えられていると

承知しております。魚道の整備に際しては、専門家の意見を伺いながら機能の確認を行い、必要に応じて施設の改善を図るものと承知しております。カワシンジュガイ類やサクラマスについては、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議での意見を聞きながら、生息環境の保全に努めるものと承知しております。こうした環境対策により、環境への影響は最小限度にとどめられるものと考えられております。

次に、小項目3、市民周知、市民議論についてお答えいたします。これまで一般市民を対象としたダム事業の地域意見の聴取や平成15年2月、天塩川水系河川整備基本方針の策定から延べ20回にわたり議論を進めてまいりました。流域委員会の開催、関係住民の意見聴取による公聴会など広く意見の聴取を行っています。また、開発局ではダム検証の過程においても今後関係住民や学識経験者などから意見を聞くと伺っております。本市の水道事業につきましては、自然と環境に優しく、快適で安全なまちづくりを基本目標に水道水の安定供給及び水質の向上を目的とした名寄市水道ビジョンや名寄市水道事業再評価として市議会や名寄市ポータルサイトにて公表しながら、情報発信を図っています。今のところ住民説明会の予定はありませんが、必要に応じて説明会の開催を検討していきたいと考えておりますし、今後とも情報公開を徹底し、議会や市民の皆様のお意見をいただきながら、水道事業への理解を得る努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、障害のある子供たちへの対応についてですけれども、名寄市では学校においてはやっぱりかなり細かく対応していただいているなど

いうふうには思っています。ただ、やはり全国でいうと教室の確保が非常に難しいということで、1つの教室をカーテンで仕切っているというようなお話も聞いているところであります。細かな対応が望まれるところでありますし、また先ほど部長のほうからお話があったように一人一人のニーズをとるところら辺、ここが非常に望まれるところだなというふうに思っています。今発達障害、またアスペルガーとかADHDなど、それぞれのお子さんたちによって対応が異なるということでもありますので、やはり教室の確保、そして教員の確保、これが非常に強く求められるところだというふうに思います。引き続き名寄大学の学生さんたちのボランティアもされていますし、また教員の皆さんのスキルアップも取り組んでいるということでは非常に嬉しいし、またこれをさらに推し進めていただきたいというふうに思っています。

そこで、専門家といいますか、研究者の中でこうした発達障害児などに不登校が見られることから、専門家の中では発達障害の2次障害として不登校を挙げている、こういった先生もいらっしゃいます。そこで、名寄市では適応指導教室あるわけですけれども、ここで現状とまた父母、保護者への支援についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、ただいま学校及び放課後での障害を持たれる児童への対応についてお話をさせていただきましたが、今御指摘の発達障害を含めまして、その中で不登校となられている子供たちの対応ということでございます。御存じのように名寄市では、児童センターの中に適応指導教室がございます。その中で不登校で家庭で過ごす子供たちに対する対応ということで、主に学校復帰に向けまして支援する場として、教育相談センター内に適応指導教室を設けてございます。現状では、小学校で2人、それから中学校で3人の子供たちが回数はまちまちで

すけれども、通っておられるということでございます。この教室に通所する児童につきましては、不登校となる原因につきましては今議員御指摘のように発達障害的な障害の部分、また家庭環境等原因はかなり多岐にわたる要因があると考えられております。また、ほかにも精神的な課題を抱えたり、また一部は病的な要因であるということもあっておられます。これらの児童への適切な対応の部分では、現在適応指導教室では指導教室の指導員の対応だけではなくて、状況に応じまして教育相談センターの専門指導員であるとか、それからことしより配置しております教育推進アドバイザーとの連携、それから保護者と学校とを含めました3者による懇談会等を頻繁に開催します。また、医療的には主治医の方との情報交換等を通じながら対処をしているというのが現状でありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） アドバイザーの方々、また専門医師との連携も含めて進めていただくということなのですけれども、やっぱりこういった気軽に相談できる場所があるということを皆さんにお知らせをしていただいて、十分な対応をお願いしたいというふうに思います。

2つ目の放課後の対応です。学童保育所の問題なのですけれども、先ほどお伺いしましたら、児童クラブ、風連、南児童クラブで2人ずつ、またコロポックルで6人、どろんこで3人ということで、本当に非常にそれぞれの児童クラブ、学童保育所の指導員の皆さん方、御苦労されているのかなというふうに思っています。今お話がありましたように、複数で対応しなければならないということです。今そういった指導員の皆さん方の確保、そしてその指導員の方々の保障について非常に厳しいものがあって、もっと指導員の方をふやしたい、そう思ってもなかなか保障の部分についても難しく、ふやすことができない、そういったことが言われています。調べてみますと、補助金につ

いても障害児受け入れ推進事業ということで、1人以上いると補助金の支援があるということですが、しかしそれだけで何人まで、1人、2人ということではふえていくのではなくて、1人以上ということでの決まった定額の補助金。これでは、例えばコロポックルのように6人いらっしゃる中で対応するのは非常に厳しいのではないかなというふうに思っているのですけれども、この辺についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま放課後児童クラブにおきます障害のある子供の受け入れの部分でございますけれども、現状につきましては先ほど答弁をしたとおりでございます。現状におきましても特に民間の施設にありましては、それぞれの施設の自助努力で本当に一定の数の受け入れをしていただいているということを確認をしております。また、これに対します国の障害児の受け入れの対応につきましては、議員御指摘のとおり障害児受け入れ推進事業の中でそのあるかなし、プラスかマイナスかで一定の補助金の加算しないという現状についても認識をしているところであります。これにつきましては、早急な市内部での協議を進めたいと考えてございます。

また、一人一人個の対応の安全の確保の部分につきましても、指導員の複数配置の確保というのはもとより、指導員そのものの知識とかスキルアップも重要であるかなと考えております。学童保育の各種研修会等では、障害について学ぶ研修会も多く企画されておりますので、主に北海道とか北海道学童保育連絡協議会が主催をいたします研修会への参加の呼びかけを今までどおり積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今指導員の方々のスキルアップ、また研修会への積極的なということで

した。それぞれの個人個人の負担になりますから、非常に大変な部分があるかなというふうに思うのですが、その部分への支援、ぜひ期待したいところであります。

先ほど今のところは待機児童がないという話がありました。学童保育所で預けたい、学童に子供を預けて働きたい、障害を持ったお子さんを持ったお母さん方の中でもそういうふうに思っている方もいるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういった部分での把握といたしますか、はされているのかどうか。そういった方々へもやはりそういう受け入れが十分までは難しいとは思いますが、支援ができるという体制に持っていけるのかどうか、その部分について確認をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 公設、それから民間を問わず、いわゆる待機児童の部分につきましては一般的には現状の時点ではないという認識はしているところなのですが、個々の保護者の中では預けたくても預けられない実情があって、その部分でまだこちらとして十分に把握していない部分もあろうかと思っておりますので、これにつきましては公設、民間問わず保護者から相談があった場合の対応について調査をしたいと考えてございます。いずれにしても、議員御指摘のとおり障害を持つ児童の親の方の就労がふえるに伴いまして、放課後児童クラブへの入所の希望というのは当然名寄市にあってはふえる傾向があるのではないかと考えております。先ほど申しましたように、現行制度の中での補助制度については限界もあります。市では、総合計画の基本事業の中で放課後児童クラブの整備についても記載をしてございます。その中でも民間と公設の保育料の格差なども課題としておりますけれども、今回御指摘のあった障害を持つ児童の支援体制についても課題と考えておりますので、今後部内で協議をしてスピー

ド感を持った対応をしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） すべての子供たちに言えることなのですけれども、やはり教育から排除しない教育制度のあり方が問われているかなというふうに思います。どこで学んでも子供たち一人一人が必要とする教育、先ほど部長もおっしゃったように一人一人が必要とする教育が保障される条件整備、進めることが必要だというふうに考えています。あわせて社会教育だとか福祉制度の充実も欠かすことはできませんけれども、この分野については別の場で議論をさせていただきたいと思っておりますので、次の質問に移りたいと思っております。

2つ目の市民の命を守る国保について再質問をさせていただきたいと思っております。先ほど国保加入者の方々の所得に対する国保税の割合について伺いました。10%から12%、実は2010年度の厚労省の国保実態調査から見たのですが、全国平均では9.9%ということで、北海道は名寄に合っております。12.2%でありました。所得の12.2%が、名寄でも10%から12%ということでしたが、1割を超える部分を国保税で支払わなければならない。これでは、もう払いたくても払うことができない、こういう状況かなというふうに思います。

全日本民主医療機関連合会、民医連というところの会で全国調査を行いました。2011年中、昨年中、1月1日から12月31日までの間で保険証が交付されていないために67人ものおおくれ死が生まれたことが確認されている状況であります。名寄市の先ほどもお話がありました資格証、短期証の問題ありましたけれども、名寄市の滞納者への対応についてお聞きをしたいというふうに思います。以前もお聞きしているわけですが、窓口に来てもらって、納付勧奨を行って手渡すとのことでありました。窓口でのとめ置きについては、ことし2月、道より切れ目なく被保険者の手元に

届くよう措置を講ずることということで通知をされているわけですけれども、名寄市の滞納者への対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） ただいま御質問のありました、いわゆる短期証の関係についてお答えをしたいと思います。

短期証の取り扱いについて、これは国保税の滞納措置要綱によりまして運用しているところでございまして、ことし5月末現在で短期証の対象となるのが199世帯、そのうち未更新世帯が55世帯でございます。大半が連絡先や居どころが不明のものというふうになってございます。子供の短期証につきましては、対象となるのは32世帯52人となっておりますが、窓口でとめ置きされている短期証は現在ございません。保険証は、必ず本人の手元に届けるという大原則のもと、電話や文書や、あるいは訪問、こういったことで機械的な対応ではなく、滞納者と接触をしながら、きめ細かな対応を心がけております。また、窓口にお越しをいただきながら、税についての御相談等もきめ細かく御相談に乗っているという現状でございます。滞納の部分につきましては、名寄市ではすべての市税等を含めた総合徴収体制の中で納税対策を実施しているところでございます。納税対策といたしましては、年度を繰り越して滞納繰り越し市税となることのないように、あるいは滞納繰り越しを発生させないことを基本に現年課税分の徴収を強化、これを図っているところでございます。督促、催告状などによる自主納付の促しであるとか、あるいは毎月納税係内において各担当者が抱えるケースを全係員で検討し、滞納者に対する情報の共有、今後の納税の方針等を協議をしているところであります。国保税につきましても国保担当者と共同で短期証の更新時における納税相談や納税係の夜間窓口にて日程を合わせた合同の夜間窓口納税相談、さらには電話等々での督促を行っているところでございます。しかしながら、

納税意識が欠如し、催告状、最終催告書、財産の差し押さえ予告書など文書による自主納税の促しに対しても御相談がなく、また誠意を持った対応がされないと、こういった事情もございます。担税能力があるにもかかわらず、納入がされない滞納者の方につきましては、現年度分、滞納繰り越し分を問わず滞納整理を行っているところでございます。今後につきましても機械的に差し押さえを行うということではなく、生活が困窮している方々につきましてはしっかりと相談を受けながら、慎重な対応を図ってまいります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 窓口でのとめ置きはないということでありました。今部長もおっしゃったように、担税能力がありながらも納税されない方も、こういった方も中にはいるかというふうには思いますけれども、そういうところは厳しくしていただくというのは必要かというふうに思いますが、先ほども言ったように所得の1割を超える負担では大変だということでありました。国保加入者にそれぞれ国保税のお知らせという、この文書が届いているわけなのですけれども、例えば今軽減とか減免のお話もされましたけれども、なかなか保険税の軽減についてどういうことかとぴっとこないというような部分もあるのかなというふうに思うわけです。こちらの「みんなで支える国保の保険税」では、滞納のしてはいけませんということはこんなに大きく書いているのですが、このところに小さく納付が困難な方は国保に御相談をと。小さいスペースなのですが、こういった声かけというのは非常にわかりやすいのかなというふうに思うわけです。この部分を大きくしていただいて、納付が困難な方は御相談をと。気軽に御相談をとというような、こういう働きかけも非常に必要ではないかというふうに思うのですが、その部分についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 今議員おっしゃられ

たとおり、なかなか国保制度について市民の皆様にお知らせをする機会というのが広報等でしかないといったようなこともありまして、広報ではきめ細かな説明を市民の方にお知らせをしようと心がけているところでございます。国保の現状につきましては、7月号でまた市民の皆様にお知らせをする予定でございます。この制度の運営につきましては、市民の皆様方の御理解が欠かせないものと思っておりますので、ぜひそういったものをござんいただきながら、御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それと、先ほど最初の質問の中で50億円というべきところを50円と言ってしまったということで、訂正させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひわかやすい説明をしていただくことを望むところであります。

2つ目の改定国保法による問題なのですけれども、今国のほうでは税と社会保障の一体改革ということで進められています。一般会計からの繰り入れについてもこれをさせないというような形になっていまして、名寄市でもお聞きしようと思っていたのですが、法定外、22年度で七十数万円だったかというふうに思っているのですが、ほかの道内の市町村でも非常にふえているわけです。一般会計からの繰り入れで保険税を上げないように努力をしている、ここを今国が進めている広域化ではやめさせていこうというような中身になっているようです。私たちは、一般会計からの繰り入れがなくなれば国保税の給付の増大に応じて際限なく、先ほど給付の問題も言われていましたけれども、負担が非常に引き上げられていくということになります。負担増を我慢するか、給付抑制を我慢するかというようなことを住民の皆さんに押しつける、これはあってはならないというふうに思っています。先ほども言ったように、やはり社会保障への位置づけの中、これをしっかりと守っていくことが必要であろうというふうに思っ

ています。共産党としては、今税の使い方、集め方、そして社会保障、国の責任による国保税の軽減や国保の証明書の取り上げの中止、窓口負担の引き下げという、こういった改革案も打ち出して、引き続き努力をしていきたいというふうに思っています。また、全国知事会や全国市長会からも従来の枠を超えた国庫負担割合の引き上げをという要求もこの2年間で200を超えて出されているというふうにも聞いていますので、市長もぜひ市長会の中で声を大きくしていただいて、国庫負担をと、上げよということで取り組んでいただくことを強く求めて、次に移らせていただきたいと思っております。

サンルダムの問題ですけれども、先ほど従来から御説明があるとおりの中身でしたけれども、市民説明会等々でも出されているように、過去の洪水、浸水被害、これらについて対策がされているわけですが、堤防の整備が進んで、最近ではそういった被害も減少傾向にあるということになっています。また、下川の地域では内水はらんが非常に多いということでもありますから、ここの手当が必要であって、そこをしていくことでダムに頼らない治水が可能ではないかというふうに思っています。先ほど災害とエネルギーの確保が必要だということがありました。発電でも1,000キロワットの目標、はっきりはしていないということでしたが、先日一般質問の御答弁で市立病院の自家発電が500キロワットというようなこともありました。ですから、1,000キロワットですと市立病院の自家発電の2つ分ということになりますから、こういうことでサンルダム、自然を破壊し、また膨大な予算を使ってダムをつくることでこの電力を補うことで、本当に必要なのかどうか、この部分が問われてくるのかなというふうに思っています。

また、自然保護についても実験では非常に小さな魚道をつくって実験していました。専門家会議ということも言われていましたけれども、ここで

はダム建設推進の立場の方たちがやっているわけですので、やはり議論もやり直すべきではないかというふうに思っています。推進の立場の方たちの説明会や報告会、検証の場というふうに言われますけれども、やはり多様な意見、考えが反映される検討の場が必要ではないかというふうに考えていますけれども、その部分についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 石橋上下水道室長。

○上下水道室長（石橋正裕君） ただいまの関係で申し上げますと、現在第4回目のダム検討の場が検証中ということでありまして、この先第5回目の検討の場を予定しているというふうにお聞きしておりますから、ぜひ今のありました御意見、御提言につきましては北海道開発局のほうに私のほうからしっかりと伝えまして、そういった場で反映できるものについては反映させていただくということでお伝えしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今後の市民負担をお聞きしようというふうに思っていたのですが、総工費が528億円、その負担、名寄市の負担金として約2億4,000万円、水道料に含まれ支払っているわけですが、例えばダムが建設された後、維持費が発生していきます。そして、巨大な魚道もつくると言っています。これからの市民負担がどのくらいになるのか、考えただけでもちょっと負担が大きいなというふうに思っているのですが、この時期財政危機が言われていて、消費税を上げるというふうに言っている中で、また自然を守ることが世界の流れとなっている中で、本当にサンルダムが必要なのかどうか、多種多様な意見、考えを聞いていま一度検討をすることが望まれるところでありまして。この部分について市長、一言あればお願ひしたいというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これまでも何度も申し上げてきていますけれども、それぞれ先ほどからも話していますとおり平成15年2月に天塩川の水系河川計画の策定、それから延べ20回以上にわたって流域委員会を開催して、本当に議論を積み重ねてこまできて、建設一歩手前で政権交代の影響もありまして、八ツ場ダムのこともあっての国直轄ダムの凍結ということになっています。この間も流域の議会でそれぞれ凍結解除を求める議決も採択されていまして、そうした住民の意向、あるいは今後先ほどから話をしていますけれども、正式にはこの検討の場ということをやって、予断なくこれ検討していますので、あらゆる角度から検討していく中で今結論が出てくるというふうに思いますので、その中でまた改めてしっかりとろんな御意見を反映をさせていきたいというふうに思っていますので、どうぞ御理解をよろしくお願ひをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

電力需給における行政の役割外2件を、上松直美議員。

○3番（上松直美議員） 議長より御指名いただきましたので、さきの通告に従いまして、本定例会において大項目3点につきまして質問をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、大項目1点目の電力需給における行政の役割について質問いたします。今年の夏の電力需給は、逼迫する状況の中で北海道電力は7%を目標に節電協力をしているところであります。4月23日から9月14日までの間に最大ピーク電力を506万キロワットと見込み、供給力を485万キロワットとし、7%を達成した場合、15万キロワットの予備電力を確保するという想定になっております。泊原発の3基、207万キロワットすべてが運転停止、その中火力発電は329万キロワット、水力発電が72万キロワット、その他電力購入による84万キロワットでの供給

カトータル485万キロワットと見込んでおります。7月1日からスタートする再生エネルギーの固定買い取り制度は、エネルギー政策の転換とエネルギー自給率の向上、エネルギー価格の安定につながり、地域再生の追い風と、また地域経済の発展につながる事業の展開と拡張性のある継続事業のビジネスチャンスはどうとらえるかが重要になってくると考えます。全国的に見ても再生エネルギーの導入は、大型原発2基分を超える、250万キロワットを超えと言われております。電力安定供給を電力会社だけではなく北海道全体、地域全体の経済効果と地域資源の活用、また雇用の安定につながるように継続的なエネルギー政策をしっかりと実行せねばなりません。国、道、自治体が事業の方向性と継続性、可能性を大胆かつ積極的にプロジェクトを比較するためには、資本力を、民間の投資をインセンティブ、優遇措置で引き出すことが重要と考えます。環境に優しく、省エネ住宅の推進、節電意識の高揚、エネルギーの地産地消をベースにさまざまな施策を事業化し、安心して暮らせる新しいまちづくりを進めていくべきではないでしょうか。

まず、1点目、名寄市におけるこの夏の節電対策について具体的にどのような対策を検討しているかをお聞かせください。

2点目に、計画停電時の対策を短期的、長期的な観点で具体的にどのように実施するかをお聞かせください。

3点目、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度と再生エネルギーの動向、名寄市の今後の取り組みについて基本的な考えをお聞かせください。

4点目に、北海道再生可能エネルギー振興機構の目的及び役割、名寄市の立場と今後の姿勢についてお聞かせください。

最後に、5点目、長期的なエネルギーの安定供給における行政の役割とは何かを名寄市としての基本的な考えをお聞かせください。

大項目2点目、子育て支援と雇用対策について質問いたします。少子化社会が進む中、現在子育て支援を充実し、安心して子供を産み育てる環境は名寄市においてもさまざまな支援、施策を実施しているところであります。就業形態の多様化、共稼ぎ世帯の増加、女性の社会進出ときめ細かな保育事業の展開が望まれているところであります。さまざまなニーズに対応した弾力性のある保育事業と子育て支援は、少子化対策を担う施策であり、安定した雇用環境の育成と就労人口の増加につながり、効果的な人口減少の抑制になり、出生率を上げて子育てしながら働きやすい社会の実現を可能とすることは間違いないと考えます。核家族化された家族形態の中、育児、保育の環境が変化し、子供を両親、おじいちゃん、おばあちゃんに預けて働く共稼ぎ世帯が減少し、保育所等に預けなければ働けないのが現状だと考えております。雇用対策をしっかりと行い、安定して働く環境が整い、子育て支援が充実し、安心して子育てできる環境を整備拡充することが少子化対策として重要と考えます。

まず1点目に、名寄市における子育て支援の施策について、主なものについて具体的に説明をお願いいたします。

2点目に、総合こども園についての動向と問題点について、名寄市としての基本的な考え方をお聞かせください。

3点目に、子育て支援の施策として市内の施設の有効利用と可能性についてお聞かせください。

最後、4点目、少子化対策（子育て支援）と就労人口の増加について、基本的な考え方をお聞かせください。

大項目3点目、独居老人、障害者等の見守り対策について質問いたします。昨今地域で亡くなられ、近所の方々が気がつかず、相当日数がたってから見つかるという孤立死という事案が多く発生しております。以前は、高齢者、障害者の単身世帯、また高齢者のみの世帯が支援対象としていた

ところでありますが、世帯の中心者、介護の突然の事故、病気によりその援助を受けていた人、家族全員が死に至っていることが発生しております。以前から何かの介護サービスや行政との関係の中である一定の予防策はとられていた中で、近所づき合い、社会からの孤立した生活環境、さまざまな要因が複合した中起きていることを真摯に受けとめて、できることをいち早く対策として行っていなければ解決できない社会問題だと考えております。他人事ではなく、いつか自分たちにも降りかかってくる問題として、行政、地域が情報を共有し合って見守ることができるネットワークづくりを推進することが大切と考えます。

まず1点目に、名寄市における独自の取り組みとその期待できる効果についてお聞かせください。

2点目に、孤立死対策としての問題点について、福祉行政の立場からお聞かせください。

3点目、血の通った福祉行政とは何かについてお聞かせください。

最後、4点目、福祉行政における手続の簡素化とスムーズな管理方法についてどのように考えているかをお聞かせください。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 上松議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2と3は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、電力需給における行政の役割、名寄市におけるこの夏の節電対策につきまして答弁をいたします。泊原発の稼働停止に伴う北海道電力管内におけるこの夏の電力需給の逼迫に際し、政府は平成22年度対比で7%以上の節電を求めるといたしました。これを受けて、6月5日に旭川市で上川地域電力需給連絡会が開催をされ、節電対策や今後の見通しにつきまして情報共有を図り、あわせて節電の要請があったところです。公共施設における節電対策につきましては、行財政改革

の視点から既に取り組んでいるところであり、冷房設備も一部の施設、箇所にししか整備されていないため、さらなる節電策は限られるところでありますが、パソコンや端末の電源管理、照明の抑制、また市立病院の自家発電稼働による受電調整など可能な方策を進めてまいります。

次に、計画停電時の対応であります。北海道電力によりますと電力の需給調整は北海道全体で管理しており、突発的な発電所の緊急停止があった場合でも本州からの融通や大口需要家に対する受電制限の要請、移動型発電装置の稼働など可能な限り計画停電を回避するようあらゆる方策を講じる考えが示されております。また、万が一計画停電を実施する場合の病院、福祉施設、上下水道のインフラ施設、在宅患者世帯などへの取り扱いにつきましては、現在検討中とのことであります。本市の公共施設では、病院、消防、上下水道施設並びに一部福祉施設、基幹系サーバーなどにおいては自家発電装置を有しており、一時的な対応は可能と判断しておりますが、さまざまな状況も考慮しなければならないことから、今後とも電気事業者と情報を共有しながら、適宜対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、再生エネルギー固定買い取り制度と再生エネルギーの動向と名寄市の取り組みについてであります。東日本大震災後、日本のエネルギー政策は大きな変換点にあり、東京電力福島原子力発電所の事故を受けて、国は原発に重点を置いた現在のエネルギー基本計画を一たん白紙に戻す方針を示し、太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを2020年代には発電量の2割までふやす目標としております。再生可能エネルギーの導入につきましては、設備の価格が高く、利用率が低いと、火力発電など既存エネルギーと比較をしますと発電コストが高くなっております。また、自然状況に左右されるため、出力が不安定で地形等々の条件から設置できる場所も限られるなどの課題もあり、大量に導入された場合、

電気の安定供給に問題が生じる可能性も指摘され、発電出力の抑制や蓄電池の設置などの対策が必要になると考えられております。このため、国による支援策として余剰電気の買い取りを電力会社に義務づける太陽光発電の余剰電力買い取り制度が開始をされ、本年7月からは長期にわたり買い取りを義務づける再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始をされることになりました。これらを受けまして、道内においても再生可能エネルギーの普及に取り組む自治体もふえ、本市においてもこの間雪氷倉庫、名寄小学校のソーラーなどに取り組んでまいりましたが、今後改めて速やかに庁内議論を進め、この地域に合った再生可能エネルギー導入における対応について考え方を示してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギー振興機構の役割と目的及び名寄市の立場についてであります。北海道再生可能エネルギー振興機構につきましては、5月14日、札幌市において本市を含め設立趣旨に賛同する道内72自治体が参加をして、設立発起人会が開催をされたところであります。本機構は、北海道において再生可能エネルギーの導入を拡大し、地球環境の保全とエネルギー自給率の向上、そして地域経済社会の発展に寄与することを目的とし、北海道において再生可能エネルギーの導入拡大をトータルにコーディネートし、その計画的かつ着実な推進をサポートしていく、そうした役割を担う機関として設置が予定をされております。主な事業としましては、1つとして情報プラットフォーム、2つとして普及啓発、3つとして人材の育成、4つとして会員の再生エネルギー事業推進、5つとして調査研究などとなっております。

御質問のありました名寄市の立場についてであります。本市においては先ほども述べましたとおりこれから検討する課題も多く、これらに必要な情報の入手を初め、道内における産学官の研究や企業の育成などへの貢献、さらには企業別の動

向などにも注目して対応してまいりたいと考えております。

次に、長期的なエネルギーの安定供給における行政の役割についてであります。エネルギー政策の基本は国の枠組みの中で進められ、エネルギー供給はその枠組みにおける事業者の取り組みであることから、エネルギーの安定供給の第一義的な役割は国及びエネルギー事業者にあると考えているところであります。しかしながら、エネルギーの安定供給に係る内外の制約が一層深刻化をしていることや地球温暖化問題解決に向けての対応、さらにはエネルギー、環境分野に対する経済成長への期待など、エネルギーをめぐる環境は大きく変化をしております。エネルギーにおける地産地消など地域に密着した市町村が省エネルギーや再生可能エネルギーの推進に果たす役割は大変重要であると認識をしております。こうしたことから、本市におきましても関係部局における連携をもとに必要な調査研究を一層進め、市としての考え方を示してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、初めに大きな項目2の子育て支援と雇用対策についての小項目1、名寄市における子育て支援の施策について申し上げます。

本市におきましては、子供たちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう次世代を担う子供や子育て家庭を地域全体で支援する次世代育成支援後期行動計画を平成22年3月に策定し、ここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちづくりを目指して、家庭、地域、行政が連携し、社会全体で育て合う取り組みを進めております。子育て支援の施策としましては、8つの項目を掲げ、推進に努めております。まず、1つ目として保育環境の整備と拡充では、少子化、核家族による家庭の子育てに関する不安を解消するため、子育て支援センターを平成11年度より開設してお

り、適切な相談、情報の提供、交流事業等を実施し、今年度からは児童虐待、DV防止の観点から、関係機関との連携を図り、保健センターの保健師とともに子育てに不安を持っている家庭に保育士が訪問したり、また風連日進保育所活用事業など新たな子育て支援事業も展開しております。

2つ目の幼保一体化の充実では、平成21年4月に大谷認定こども園が開設され、幼保一体化の先駆的な役割を果たしており、市立保育所と入所児童の受け入れを検討し、待機児童を出さない工夫をしたり、一時保育利用児童の受け入れ状況の把握を行うなど、連携、協力を深めながら円滑な事業運営ができるよう支援を行っております。

3つ目の地域子育て力の充実では、子育てに喜びや楽しみが感じられる地域づくりのため、名寄市立大学の多世代交流や離乳食教室の実施、地域ボランティアの方々の協力のもと、子育て家庭の見守り等をお願いし、機能の強化を図っております。

4つ目の子育て環境の拡充では、市立保育所はいずれも老朽化が進んでおりますが、必要な改修、整備を行うとともに、幼児人口の推移、国の動向を見きわめつつ、総合的保育施設の設置について研究、検討を進めてまいります。

5つ目の保育所における食育の取り組みでは、年間計画及び月計画を立案し、食に対する生活習慣を確立できるよう食育の推進に努め、食物アレルギーのある児童に対しきめ細かな対応に努めております。

6つ目の児童虐待の防止では、相談体制の充実を図るとともに、名寄市要保護児童対策地域協議会を核として関係機関と連携を図りながら、発生予防と防止に努めております。

7つ目のひとり親家庭の生活安定と自立では、子供の健全育成のため経済的支援や就労支援を行い、安心して働ける環境づくりを促進するとともに、母子自立支援員の配置など相談体制の充実を図り、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成

及び母子寡婦福祉資金貸付金等の助成制度や負担軽減制度の利用の促進に努めております。

8つ目の障害児福祉の充実では、専門機関及び医療機関との連携を強化し、発達のおくれ、障害のある児童とその家庭が身近な地域において安心した生活が受けられるよう、また医療機関及び旭川児童相談所、北海道療育園、旭川肢体不自由児総合療育センターの専門機関など関係機関との連携を強化し、早期発見、早期療育の体制づくりに努めております。また、児童に関する手当につきましては、国の制度に基づき児童手当、児童扶養手当、特別児童手当、ひとり親家庭等医療費助成などの給付事務を行っております。今後におきましても就業形態の多様化、女性の社会進出、国の制度改革、子供を取り巻く環境の変化など多様化するニーズに対応できる施策の充実を図り、次世代育成支援後期行動計画の着実な具現化を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の総合こども園についての動向と問題点等について申し上げます。現在国では、子ども・子育て新システムを社会保障と税の一体改革に位置づけ議論をしており、新システムでは幼稚園や保育所など子供関連施設に充てる国、事業者の財源を集めて包括交付金化し、市町村に交付することや幼稚園と保育所の機能を一体化した総合こども園を創設することが柱となっております。保護者は、サービスが必要と認定されれば市町村から指定を受けた施設と直接契約をし、市町村は包括交付金をもとに施設に給付するほか、事業計画を策定してサービスの必要量を確保する責務を負うものであります。国では、2013年から段階的に試行する方針ですが、財源確保には至っておらず、新システムは制度を複雑にし、総合こども園の株式会社参入により教育や保育の質の低下、保育、子育ての市場化、待機児童の9割が2歳児以下とされている現在幼稚園児の受け入れが不可能であれば待機児童の解消ならず、保育難民を生むなど多くの問題が指摘されております。

この政府提出の法案につきましては、創設方針を撤回し、現行の認定こども園を拡充する方向との報道もされておりますので、引き続き国の動向を把握しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3の市内施設の有効利用と可能性について申し上げます。現在名寄市の子育て支援施策については、4つの項目の事業を掲げております。1つ目の子育て支援センター事業では、市内3カ所で子育ての不安や悩みに寄り添いながら、親子あそびの広場、子育て相談、電話相談、いつでもどうぞ仲よしランドのサービスを提供しており、公立では東保育所において月曜日から金曜日まで開館し、1日平均17組、37名の親子に利用をされております。この中で週2回児童センターを活用し、広い体育館で伸び伸びと遊んだり、総合福祉センター内のおもちゃライブラリーを活用するなどし、施設の有効活用を行っているところです。

2つ目の青空保育事業では、今年度初めての試みとして4月から9月まで月1回市内公園を活用し、各保育所長等による子育ての世代の親子を対象に保育を行うもので、活用する公園としては名寄市総合福祉センターのふれあい広場、浅江島公園、大学公園、サンピラーパークなどで実施し、雨天の場合は隣接施設での保育を行うものであります。この事業では、名寄大学と連携し、学生の実習の場としての活用も予定しております。

3つ目のお出かけ支援事業では、保健センターで実施しているこにちは赤ちゃん事業と連携し、保健センターの保育士の訪問により支援の必要な家庭の情報を保育士とともに共有し、保育士が各家庭に出向いて子育て支援を行うものであります。この中で子育て支援センターの紹介や保健センターが行う事業等を紹介し、情報提供も積極的に行っております。

4つ目の風連日進保育所活用事業ではありますが、当該施設は平成19年12月より休所しており、

この間の活用は現在までございません。子育て世代のお母さん方からお年寄りとの交流を求める声が数多く聞かれましたので、風連日進地区での説明会で風連日進保育所を子育て支援施設として有効活用して、御理解をいただき、さらには風連日進地区の老人クラブの皆様からは、子供たちが日進に来てくれたらぜひ一緒に交流したいとの賛同を得たことから、年度当初より5月実施に向けて職員みずから施設の清掃等を行い、事業実施に至りました。事業内容として、月に1回お母さんの手づくり弁当を持参し、バスにて風連日進保育所まで出向き、老人クラブの皆さんと交流を深めながら、楽しく遊び、昼食をとって帰ってくる内容であります。この親子お出かけバスツアーでも名寄大学との連携のもと、学生の実習の場として実施し、さらに官民一体となった取り組みとして、大谷認定こども園及びさくら保育園の子育て支援センター担当保育士も同行し、月ごとに当番を決め、実施しております。5月11日実施した第1回目の実績は、親子95名、学生6名、老人クラブ7名が参加して、笑顔のあふれる交流が行われ、今後も月1回日進地区の協力をいただき、秋には収穫祭や運動会、12月にはもちつきを実施していく予定になっております。今からこの行事を楽しむにしている親子や日進地区の方々の声が数多く寄せられておりますので、今後とも多方面にわたる子育て支援事業を検討し、名寄ひまわり子育てプランを基本として、市民の方々に必要とされ、喜んでいただけるニーズに合った事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、小項目4の少子化対策としての支援と就労人口の増加について申し上げます。少子化対策としての支援と就労人口の増加につきましては、現在名寄市の年間出生率は250人程度で、近隣市町村では減少傾向が見られる中、横ばいを推移しております。安心して出産していただくための支援として、また安心して子育てができるために環境整備が必要と考えております。その中で重要

なのが医療機関の充実が挙げられますが、名寄市では道北地区の核となる病院を有しており、小児科の充実は誇れるものがあります。24時間安心して小児医療に頼ることのできる環境は、大きな支援であると考えております。

次に、子供が成長していく過程の支援といたしましては、保育所、幼稚園及び子育て支援センターの充実が挙げられます。保育所では、待機児童を出さない取り組みを行っており、市内認可保育所では午前7時から午後7時まで開所し、延長保育サービスも実施しております。延長保育利用料は、午後6時以降一律1回200円を徴収しておりましたが、平成21年度より延長30分まで1回100円、30分以降1回200円と利用料の改正を行い、負担軽減を図っており、現在平成22年度実績では月平均268回の利用があります。また、市内幼稚園で保護者のニーズに応じた預かり保育を実施し、柔軟な受け入れ態勢を図るとともに、本市では平成24年度より私立幼稚園振興補助金の見直しを行い、預かり保育事業への支援も行っております。

次に、保育所、幼稚園を利用していない方々が保育所を利用し、子供を一時預けることのできる一時保育事業は、保護者の急な事情やリフレッシュなど1歳以上就学前までのお子さんの受け入れを市内3保育所で実施しており、平成22年度実績では月平均127回の利用があり、サービスが定着していると考えております。また、修学支援として看護師、保育士、介護士等の資格取得に関する経費の一部を支給する母子家庭高等技能訓練促進事業を本市においては平成21年度より開始しており、現在3名が制度を利用し、受講しております。この制度を活用し、看護師資格を取得した方が名寄市立病院に平成22年度、23年度に1名ずつ就職をしております。今後も多様化する保育ニーズに対応するため、情報収集に努め、実施可能な事業を選定し、名寄市に潜在する就労人口の増加につながるよう努めてまいりたいと考え

ております。

次に、大きい項目3、独居老人、障害者等の見守り対策について、小項目1、名寄市における独自の取り組みと効果について申し上げます。近年高齢者の孤独死や高齢者世帯の介護疲れによる不幸な事案などが社会的な問題として注目されていますが、こうした悲劇を未然に防ぐ方法の一つとして、地域ぐるみの見守り体制の構築が必要とされております。従来高齢者や障害者等の社会的弱者に対しては、地域社会が見守り、生活を支えてきたところではありますが、近年は独居老人、高齢者のみの世帯が急増し、親族間、地域社会との交流が希薄になったり、みずから社会との交流を拒むセルフネグレクト、いわゆる無縁社会が広がりつつあり、社会的弱者が地域で生活し続けることが難しい状況がふえております。名寄市においては、地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況等を一括把握するため、昨年9月道の地域支援支え合い体制づくり事業補助金を活用し、各課で管理している介護保険、高齢者、障害者、地域包括支援にかかわる個人情報のデータを一元化するためのシステムを導入し、要援護者台帳の整理を行ったところでもあります。ことしの4月からシステムの本稼働を始めており、効果につきましては従前要援護者にかかわる個人情報データをそれぞれの部署で管理していましたが、対象者が重複して福祉サービスを受けるケースなどが多いなど、情報の一元化によりスムーズな相談対応が図られるとともに、相談者の状況に合わせた福祉サービスの提供などが可能となりました。さらには、高齢者、障害者の事件、事故等が発生した場合においてもその情報をもとに迅速な対応が図られるものと考えております。今後につきましては、防災担当部署と連携をとり、災害時における要援護者等の情報の管理や地域民生委員児童委員が保有している情報などを入力し、システムを活用してまいりたいと考えております。また、データの一元化によ

りこの情報を地域の見守り体制に反映させていくことが重要と考えており、個人情報保護法の問題もありますが、地域民生委員児童委員、町内会等の情報の共有化を図りながら、日常的な地域の見守り活動の体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の孤独死対策とその問題点について申し上げます。本年年明け早々に報道された孤立死や孤独死の事件は、これらの福祉行政に大きな課題を投げかけているものと考えております。孤独死に至る原因は、生活困窮、人間関係、生きがいの喪失などが考えられ、知的、精神に障害を持つ方を抱える世帯にあってはその実態を世間から隠す傾向が強いため、実態を把握することが難しい状態にあります。また、発達障害のため対人関係が上手に保てず、社会において挫折し、そのままひきこもり、2次的にうつ病を発症するケースも見られております。孤立死の防止には、行政による訪問や隣近所の見守りが必要なことは言うまでもありません。現在個人情報の扱いから、要援護者のすべての情報を町内会等とともに共有することには至っておりませんが、担当地区の民生委員児童委員の皆さんには一定の情報を提供しておりますので、注意が必要な方には定期的な訪問が行われているところであります。また、社会福祉協議会が実施している町内会ネットワーク事業には56町内会が取り組んでいただいております。町内会独自の調査に基づいた訪問や行事への参加などで見守りが行われている状況にあります。しかし、中には民生委員や市の職員を初め他人の介入を拒む方がいることも実際にあります。これらの方々の多くは、自宅で最期を迎えたい、人の世話にはなりたくない、世間に知られるのが恥ずかしいなどの思いが強いことから、現在は遠くからの見守りとなっているのが実態ですが、時間をかけ本人の気持ちを和らげ、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。また、介助してもらっていた方が亡くなり、1人での生活が困難となる

ケースも見られることから、平成24年3月に策定いたしました第3期名寄市障害福祉実施計画に基づきグループホーム等の整備を計画的に進めるとともに、高齢者や障害者が気軽に集うことができる公共施設のあり方についても現施設の有効利用を含め研究してまいりたいと考えております。人間関係の希薄化が全国的な問題となっている中、行政と地域住民、そして企業等が連携し、新たな視点による取り組みから、悲しい出来事が発生することのないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3の血の通った福祉行政とは何かについて申し上げます。障害者や高齢者、健常者もともに支え合って生きていく時代であり、そのような社会を目指していく必要があると考えております。市では、幼児から高齢者までの相談窓口を配置し、専門職員も配置しながら、必要に応じ家庭に伺って相談を受けたり、支援を必要とする方は関係機関と連携しながら、必要な制度につなげるなどの支援を行っているところであります。ハンディの大きな人にとって住みやすい社会を目指すということは、他のすべての人にとって住みやすい社会をつくっていくものと考えております。しかしながら、現在の社会において施設等すべての人に使いやすい環境になっているとは言えない部分もあり、ハード面を改造していくことやソフト面では相手の立場に立って自立を支援する制度を整備するなど、住みやすい環境をつくっていくことが血の通った福祉行政と考えているところであります。今後も住みなれた地域でできるだけ長く、安全で安心して暮らしていただけるよう施設の推進に努めてまいります。

次に、小項目4の手續の簡素化とスムーズな管理方法について前向きな取り組みはについて申し上げます。市民の中には、緊急にサービスを必要とする方もいることから、法に基づいた制度を利用するまでの間に時間を要する場合があります。しかし、緊急を要する場合などの事例として、介

護保険制度では要介護、要支援認定が決定されるまでの間、およその要介護、要支援認定区分を想定して、暫定的な居宅サービス計画を介護支援専門員に策定してもらい、速やかに介護サービスを利用していただいている例もあります。さらには、介護保険の要介護、要支援認定には、市町村からの意見を踏まえ、昨年4月より要介護、要支援認定の有効期間の見直しが図られ、有効期間が延長したことに伴い、申請者の申請回数が減じたことにより負担軽減が図られたところであります。今後も速やかな支給決定等に努めることはもちろんのことですが、暫定的にサービス提供ができるものについてはサービス提供を行うことにより、市民の福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、手続の簡素化につきましては、国では全国民に番号を割り振り、社会保障や税などの個人情報を一括して管理することにより、年金の受給や税申告などの手続を簡素化しようとする共通番号、マイナンバー制度を2015年の導入を目指し、法案を今国会に提出していると聞いております。法律に基づく申請については、同制度が施行されると一定の簡素化が図られるものと考えております。市におきましては、現在福祉相談窓口を設置し、市民の多様な福祉相談を一元的に受け付けられるよう体制をとってきているところであります。また、市民の利便性に配慮し、手続の簡素化とスムーズな管理方法を念頭に置きながら、今後も規則や要綱の改正を行ってまいりたいと考えております。今後も市長会などを通じて、住民福祉の第一線で得た情報をもとに必要に応じ手続の簡素化について要望してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） どうもありがとうございました。続きまして、順次再質問をさせていただきます。

まず最初に、電力需給における行政の役割として、1点、小項目5つありますけれども、大ざっぱにかいつまんで質問します。まず、LEDへの交換等、パソコンの待機時間等の節電とか、照明の間引き等、さまざま取り組みをやっぱり市では実施しようとしていますけれども、これで実際の目的、7%以上の節電が本当にできるのか。

それと、使用電力量の把握とか、実際のデータを積み上げないで、ただ漠然とした中でやることに対してちょっと疑問符を持っております。電力量の把握、1日1回とは言えませんが、施設ごとに電気を管理する人が実際におられるのかどうか。それと、そういうデータを管理しながら、行財政改革の面から電気の関係をどのように考えておられるのか。

そして、電気使用量というのは全体、実際には月別、年間ですけれども、名寄市にどれぐらいの電気使用量が発生しているのか。

4つ目に、ちょっとピーク電力のカットという問題が出てくると思うのですが、フレックスタイムとか、いろんな考え方の中でピーク電力をどうやってずらすかということ、それをもうちょっと突っ込んだ形の中でやるべきではないかと思っています。それについて質問します。

最後に、計画停電時における各施設の自家発電のチェック体制、いわゆる定期修理というか、定期的な点検をどのように実施して、今回のもし計画停電になった場合にちゃんとしたきちとした体制づくりができてきているのか。それと、社会福祉施設とか、いろんな施設があります。その中で絶対に電気が必要な人たちもいると思います。その中で本来設置しなければならないところに設置されていないという状況もあるのかどうか、それについて質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） たくさん質問いただきましたので、少し順序が逆になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、今回私ども一つの節電対策としまして、これまでも行財政改革の一環としてそれぞれ照明の節電に努めてまいりましたけれども、今回改めてパソコンの台数が多いということも含めて、パソコンについては積極的な対応ということで先般も指示をしたところでありまして、パソコンの場合は省電力というか、スリープ状態という設定が可能ということで、机を離れましたらできるだけ短時間の中でスリープ状態に入ると。また、速やかに立ち上がるというような設定をもう既にほとんどのパソコンでしております。7%という目標につきましては、もう既に昨年と比較しまして一定程度6%上回る節電を実施してきたという一つの経験がございますから、今回パソコン総じて、パソコンだけではありませんけれども、パソコンプラスアルファでどれだけいわゆる節減が可能かということについては、ちょっと具体的な数字は今ではじける状況にありませんけれども、おおむね昨年以降、この間の経験を含めて7%は可能だろうという判断をして、具体的な目標としてこれからまた少し積算を積み上げながら、7%の目標についてはそれ以上の対応もぜひしていきたいというふうに考えております。

それから、電力量の把握の関係でありますけれども、通常でありますと1カ月置きに今検針のデータが上がってくるという状況でありますので、おおむねこの1カ月間の電力量の把握をもってというふうに考えてもおりましたけれども、日々どの程度のスパンで電力量の把握が可能かということも含めて、これは北電のほうとの相談をして、できるだけ短い期間の中で電力量の把握ができるような、そんな対応もちょっとしていきたいというふうに思います。

それから、実際にどの程度の電力を使用しているかという管理の状況でありますけれども、施設におきましては庁舎は私ども総務部の総務課が所管をしておりまして、各出先にたくさんの施設がありますから、そのところは施設責任者、課長

なり所長なり、そういった管理職がおりますので、おおむね各施設の管理責任者が対応するのが一番いいだろうというふうにも考えておりました、改めて今後のいわゆる節電の状況なりの把握につきましては、原課とそれぞれちょっと対応について相談をしてまいりたいというふうに考えています。当然節電に関しましては、これまで行財政改革の観点でやってきたということもありますし、今回改めて電力のいわゆる需給の逼迫というような新たな要件も入りましたので、その辺につきましては今後の行革の対応とあわせてぜひ積極的なしっかりした対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、全市でというか、名寄市でのいわゆる電気の使用量でありますけれども、施設ちょっとたくさんありまして、今もし必要であれば細かいデータ後でお知らせをしたいと思っております、とりあえず名寄庁舎、それから風連庁舎でいきますと、ここのところが一番電力の使用量が多いということでもありますけれども、名寄庁舎でありましたら年間にしまして44万5,000キロワットアワーと非常にたくさんの電気を使っております、風連庁舎は19万7,000キロワットアワーと。これ年間でありますけれども、これだけ多くの電気を使っているということでもあります。今後各施設につきましては、これまで地球温暖化防止実行計画の中で一定程度細かいデータも把握しておりましたので、そこのところあわせて今後の節電対策にぜひ数値は用いてまいりたいというふうにも考えております。

それから、ピーク電力の対応につきましてでありますけれども、日中庁舎、私ども行政業務はおおむね日中の時間ということで対応しております、なかなかピーク電力のカットは現状では難しいものというふうに考えております。これこの間質問でも出されておりましたけれども、勤務時間の変更でありますとか、行政サービスの時間帯の変更でありますとか、さまざまな施策が必要にな

ってくると思われますので、今後さまざまな節電の対応の中で、もし必要であればそういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、停電時における各公共施設の自家発電の対応でありますけれども、既に病院関係とか、それからライフラインの関係の施設については発電施設を持っていて、これらについては毎年必ず定期点検がなされるというふうに私も一応確認をしておりますので、この辺については緊急時速やかな対応が図られるというふうに考えております。

それから、福祉施設などへの自家発電等の設置の話であります。これ公共施設につきましては、私どもできるだけ自家発電の施設の整備を進めておりまして、おおむね設置はされているというふうに考えておりますが、それぞれの間さまざまな福祉施設が立ち上がりました。そのところで一定程度人の命にかかわる、いわゆる電力の問題もやっぱり発生するだろうというふうにも考えておりまして、今現在私ども総務部のほうで具体的なデータちょっと持ち合わせておりませんが、ただこの件に関しましては北海道電力のほうでも随分それぞれ調査を進めているというような話も聞かれておりまして、個別に御相談なりがあればまた対応していくということも伺っておりますので、この辺につきましては私どもも今後の市民の皆さんへの節電の協力なりを通知する中では、ぜひ私どもとしてもそういった問題について聴取できるような体制について考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） やはり管理というか、電気使用量を一日一日にというふうに、本当は使用電力量をきちっと記載しながら、それをデータをとって、きのうよりもきょうは何%削減された。そういったようなシステムも今はできますし、そしてまた積算電力計とか、そういうものを係の

人が記載しながら、1日1回全体の電力量を把握しながら、そして省電力に向かっていく姿勢というか、やっぱり数字できちっとやらないとだめだと思えます。そして、電気量、いわゆる職場ごとに電気量の使用管理責任者みたいな人をきちっと任命しながら、それを実施していくような形、やっぱりそういった形をしっかりとしないと、漠然として7%削減とか大体おおむねできますという形でなくて、きちとした形でやったほうがいいと考えます。

また、フレックスタイム等の導入、ちょっと無理だという考えなのですけれども、私が考えるのは無理ではなくてどうしたらピーク電力をカットできるか。企業努力というか、全体としての組織としての努力はないのかと。1つにしては、まず私の経験からいいますと、自衛隊にいたときに火曜日と金曜日に定時退庁日というのがありました。残業をしなくてももう5時半、6時になったらみんな帰ろうという、そういう日をつくって、そうすると残業の時間が減り、電気の使用量も減り、いろんな面で、次の日からの仕事のリフレッシュにもなり、プラス志向の中で節電とかいろんな意味でできる。定時退庁日みたいなものをつくって実施できるのではないかと。あらゆることを想定して、やっぱりいろんなことを工夫してやるべきだと思えます。

それで、計画停電時については、心配しているのは火力発電所というのが今老朽化しております。ピーク電力506万キロワットのうち485をできるという中で、329の火力のうちに今老朽化しているところが結構あります。緊急停止状態の事例もかなりあります。そうすると、計画停電時というものを想定した、あらゆる想定をした中で考えるべき、行政として企業や個人の家のリリーダーとして引っ張っていく意味でいろんなことを想定しながら、例えば信号機がもし停電になったときにどういう状況の中でどういう事故があると。そのときにどういう対応をすればいいのか、そう

いうことまで踏まえた、市道における信号機の停電時の対処要領とか、それとやっぱり対処マニュアルというか、停電時における対処マニュアルみたいなものを作って、だれが見てもきちっとわかるようなマニュアルづくり、そして節電というものがやらされているのではなくて、そして経費削減になってきちっとした結果を残せる。さっき言った44万キロワットの電気使用量がどれだけの電気料金になっているか。ざっと計算しただけで1,200万円や1,500万円程度になるのではないかと。電気料を1キロワット20円として換算して、使用料で800万円から八百何十万円です。それで、基本料金がかかってきます。そうすると、そのトータルした電気代を7%から15%まで削減するというと経費の削減。長期的なビジョンでいうと、財政改革の一つのポイントとして、こういったことをきちりやればやはり結果が出てくるのではないかと思います。

そして最後に、再生エネルギーのことですけれども、今回北海道再生可能エネルギー振興機構というものが立ち上がって、その中で再生エネルギーの導入拡大やいろんな意味で役割を担って、地域の経済を引っ張っていかうという形で始まりました。その中でタイムリーな時期を見逃したときに何が起きるか。他の地方の自治体が今本当に真剣に再生エネルギーと地域再生に取り組んでいるところがございます。その中で今名寄市が半年後、1年後にそういう実施をするとしたときに、本当にその時期でいいのかと。タイムリーな時期を逃してしまった、ターニングポイントを間違ってしまったときに、やっぱり地域経済が今以上に疲弊してしまう。よその市町村が成功したから、それを物まね的にやる、そういったことでいいのか。やはり積極的にそのタイムリーにやるということが大事だと思います。市長の御判断だと思いますけれども、再生エネルギーは我々にとって2番手、3番手だと。1番手ではないと。そういう意味で置かれているのであればまさに違うと思います。

エネルギー問題がやっぱり安心した生活を市民にきちっと提供できる。安心した暮らしをやっぱり市が政策の中にきちっと入れていてもらいたいと思います。それについて答弁お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 再生可能エネルギーについては、それぞれこの議会でもたくさんの議員の皆さんからお話をいただいて、省エネルギーを全体的に推し進めていかなければならない、あるいは日本全体がエネルギー政策をいま一度見詰め直さなければならぬ、あるいは名寄市としてそうしたら独自の自然エネルギーというのはどうなのだろうということも含めて、しっかりと前向きに検討させていただきたいというお話をさせていただいているところであります。やみくもに政策を打つということではなくて、しっかりと議論をした中で、できればモニター制度的な形の中で新年度いろいろな試行をしていきたいというふうに考えていますので、ぜひ御指導と、また御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） あと2件につきまして、時間が無いので、十分な答弁をいただきましたので、子育て支援につきましてやはり少子化対策の一つの目玉として、国の政策だけではなくて名寄独自のメニューもいろいろ組み合わせ、きめ細かな子育てをして、定住できて、ここで子供たちがいっぱい生まれて、環境づくりをきちっと続けてやってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で上松直美議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時00分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

日程第3 議案第21号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市ふうれん望湖台自然公園の施設であるセンターハウスが平成24年3月末をもって営業を終了したことに伴い、同施設に関する規定を整理をするため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

なお、減免対象の一部について誤りがありましたので、おわびをして訂正をさせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 何点かお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、センターハウスを廃止するのを決定をしたのが平成22年9月の定例会のときに市長からそういう発言があったわけなのですけれども、この条例改正が今になって、4月1日からの施行ということでございますので、おくれた理由について何か特別な理由があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、提案理由にもあったようにセンターハウスの閉鎖後の対応が固まったという理由もあるわけですけれども、その辺の対応策についてどういうふうに固まったのかお伺いをいたしたいと思います。

それから、私さきの何回か望湖台については一般質問をさせていただいているのですけれども、市内の民間の委託者を探すというような発言も市

長からもいただいているのですけれども、その後の協議経過についてはどういう経過をされたのか、また市としてどういうモーションを市内に投げかけてきたのかお伺いをいたしたいと思います。

それから、この条例については、中身なのですけれども、施設利用について通年利用の施設でもあるということで、コテージですとか観光センターは通年利用というような提案でございますけれども、あそこは冬期間道路も閉鎖されるということでありますので、冬期間は利用者がいた場合は除雪をするのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

それから、各ほかの施設もそうなのですけれども、規定では利用時間があると思うのですけれども、その辺の利用時間についてお知らせをいただきたいと思っております。

以上5点についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） まず、第1点目の今回提案がもっと早い時期にという、おくれた理由は何なのかということなのでありますけれども、説明書のほうにも書かせていただいたのですけれども、その後のセンターハウスが閉鎖されることになりまして、地域の住民になるべく不便をかけないように、あるいは今度センターハウスがなくなることによって名寄振興公社のほうにも御利用いただきたいということもありまして、住民の方々との協議を進めたところです。それにちょっと時間を要してしまったということが1つあります。それと、その後の管理については、今現在名寄振興公社に委託をしております。その関係で細かい詰めをやったことによってこの時期になってしまった。3月31日ぎりぎりでのことになってしまったということでもあります。もとをたざせば取りかかりがちょっと遅かったという点については、十分反省をしております。

それから、対応策ということなのですけれども、対応策については今ちょっと述べましたが、風

連の方々に御不便をかけないように、バスの運行ということを今現在も実施しております。定期ではないのですけれども、申し込みがあったときに日にちと時間を決めてバスでその場所に迎えに行っております。それから、各団体、特に老人クラブの皆さん方が団体でかなり御利用いただきました。それらについてもこれまでどおりきちっと予約によりまして、団体での利用でバスの送迎をしております。

それから、民間事業者の協議なのですけれども、2件ありまして、1件については実質的にはその1件の方については一たんちょっと棚上げしてくれという言い分でありました。それは、さまざまな理由があったのですけれども、一回棚上げさせてほしいというのが1件です。それから、もう一件につきましては、協議をしまして、それで事業を実施したいという方の意向をとりあえずどういう形で運営したいか、あるいはどういう形での施設を利用したいかということヒアリングしまして、こちらは市の考えはどうなのだという話をしまして、最終的な結論については8月の中旬ぐらいまでに結論を、相手方が方針を再度提案させてもらうということで今現在おります。その後の呼びかけというか、特にやっていませんが、その後についてはその2件だけが今のところの対応であります。

それから、通年利用の考え方なのですけれども、条例の中で、今ある現在の条例、変更しない前とか、変更した後もそのままなのですが、第6条に開設期間及び開設時間というのがございまして、その中の第2項に指定管理者は必要があるときは市長の承認を得て利用時間及び開館時間を変更することができる、あるいは期間も変更することができるという規定になっておりまして、その読みかえ規定で市長がというふうになっております。第21条に市による管理というのがありまして、それは指定管理者を市長に読みかえるという規定になっておりまして、市長の判断で変更する

ことができるということになっております。

それから、通年利用なのですけれども、今回の制定の中には通年というふうになっておりますけれども、先ほど言いましたとおり市長の判断で時期あるいは時間も変更できるというふうになっておりますので、そこは運用の中で実施していきたいと思っておりますが、現実にはことしについては10月末をもって閉鎖というふうに考えております。

利用時間についてですけれども、利用時間についても先ほど第6条でありますとおり、開設期間及び開館時間の変更が市長の判断の中でできるということになっております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 現在の利用時間を聞いているのですけれども、その辺を。変更は、市長がそれ判断するという事はわかっているのですけれども、通常の時間をお尋ねしたいのと、それからここまで遅くなった理由というのはそれぞれ振興公社との協議もあったということなのですけれども、これはもう2年近く前から閉鎖というのは決まっていることなので、ここまでおくれたというのはやはり何か本当に取っかかりが遅かったとか、熱意がなかったのかなというような受けとめ方もできるわけなのですけれども、その辺の見解についてもう一度お伺いしたいのと、それからけさも望湖台ちょっと寄ってきたのですけれども、地元住民に対する対応策というのは理解できるのでは、望湖台自体、公園自体を発展させるというような対応策というのは全然見えてこないのですけれども、その辺はどういうふうに考えているのか。けさ行ってきたのですけれども、どこで受け付けをして、それからそういう看板もありませんし、開館時間もなし。どこに連絡したらいいのかも書いていないというような、そんな状況の中で本当にこれから観光振興を一生懸命やっていくという、振興計画もできた中でどうも観光振興計画が絵にかいたもちになっているの

ではないかと言わざるを得ないのですけれども、その辺の見解もちょっとお伺いしたいと思います。

それから、あそこにある唯一経済行為のできる自動販売機も5月1日から開館しているにもかかわらず、使えないような状態になっているのです。公園自体の管理については、もう近々白樺まつりがあるということで、それぞれきれいに管理はされているのですけれども、その辺のところ本当に観光者の立場に立った運営がどうもできていないような気がするのですけれども、その辺の考え方もお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 時間でしたね。済みません。時間はここに記載のとおりです。午後2時から翌午前1時までということで、これについては今までどおり利用時間は利用できます。ただし、それが一応一つのクールのお金をもらう単位のものでして、ただ受付そのものは朝の9時から夜の6時まででは管理人がおります。土日、それから夏休み期間中については夜の8時まで管理人がおります。ただし、夜間はおりません。それで、受け付けについては電話受け付けと、それから入り口での予約と現地での受け付けになるのですけれども、受付の看板については今議員おっしゃられたとおり一部ちょっとわかりにくいところがあります。キャンプ場のほうに行くと看板があります。こちらが受付場所ですというのと時間や何かも、それから連絡なんかの看板があります。ただ、もともとのゲートのある入り口のところ、あそこには前あったのですけれども、ちょっと書いてあることが古かったので、今直している状況で、確かに時間たっておりますけれども、大至急改善をしていきたいと思っています。

それから、自動販売機ですけれども、自動販売機についてはセンターハウスのところにあったものについては撤去をいたしました。キャンプ場のところにあるのはそのまま利用できるというふうになっております。

それと、望湖台の今後については、観光振興計画の中では特に望湖台の整備という項目が入っています。ただ、具体的にどこをどういうふうにとというのはまだ今後検討の中で進めていくと思っていますし、望湖台の今後のあり方、それらについても後期計画の中で協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 湯浅室長、最近望湖台見に行かれたことがあるのかどうか、看板も私探したのですけれども、なかなか見当たらず、ないものだなというふうに思っているのですけれども、あれ多分受付もあそこのオートキャンプ場の管理棟が受付ということですよ。シャッター上げたら、もしかしたらその看板があるのかもしれないのですけれども、時間の。ただ、行った人には全くこれどこで本当に受け付けをしてやっているのかわからない。そして、自動販売機も使えない状態です、今は。のど渴いたので、買おうと思ったら、電気入っていないで中止と書いてありますので、その辺しっかりチェックというか、すべきだというふうに思っているのですけれども、せっかくできた観光振興計画もああいう状態では本当に絵にかいたもちで、しっかり今ある観光場所を生かしていくという部分では、ちょっとそういう視点が欠けているのではないかなという気がするのですけれども、その辺の最後の見解をいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 日根野議員のほうからは、観光振興計画に基づくおもてなしという、そういう視点からの現行の私どもの対応が大変不備があるということだというふうに御指摘をいただきました。まことにそのとおりだと。早急にただいまの自販機や受付の看板等々については対応させていただきますと思います。

さらに、この条例提案のおくれた理由ということで、先ほど担当室長のほうからも振興公社やバ

スの関係ということが説明の中にありましたけれども、一番のおくれた要因につきましては老人クラブ利用者との協議がちょうど3月議会を挟んでのそういう協議中ということもありまして、それぞれ御利用いただいた方々に配慮をするという観点から、その部分も含めてそこが調べてからしっかりとした対応を固めてからという意図があったものですから、そういう点で御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） ほかに発言はございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） それでは、質疑がないというふうにいたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 推薦第1号 名寄市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本年7月19日をもって任期満了となります農業委員について、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により議会推薦の農業委員は4名とし、矢吹祐子氏、五十嵐雅美氏、住田美紀氏、東さおり氏を推薦したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、矢吹祐子氏、五十嵐雅美氏、住田美紀氏、東さおり氏、4名を推薦することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 意見書案第1号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書、意見書案第2号 TPP交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書、意見書案第3号 医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書、意見書案第4号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書、意見書案第5号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書、意見書案第6号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書、以上6件を一括を議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外5件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 報告第9号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたしま

す。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

署名議員 竹 中 憲 之

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議員の派遣についてを議題といたします。

署名議員 佐々木 寿

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣が決定されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成24年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 1時20分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

質問文書表（一般質問）

平成24年第2回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	佐 藤 靖 (P 32)	1. 節電対応と再生・自然エネルギーの活用について (1) 行政として節電の取り組み (2) 市民への協力依頼 (3) 再生・自然エネルギーの活用について 2. 名寄市立総合病院について (1) 自治体病院等広域化・連携構想の見通し (2) 医師確保対策 (3) 看護師確保対策 3. 名寄市立大学の将来について (1) 大学基準協会による大学評価結果の受け止め (2) 指摘事項への対応
2	山 田 典 幸 (P 44)	1. 加藤市政任期折り返しを経過して (1) 前半2年間の成果について (2) 今後の市政運営の課題について 2. 地域農業の振興について (1) 農地集積と担い手の現状について (2) 今後の対策について 3. 名寄市観光振興計画から (1) 移住定住策の現状について (2) 今後の対策について 4. スポーツ振興策について (1) 指導者の育成・確保の対策について
3	大 石 健 二 (P 54)	1. 名寄市の行財政運営から (1) ひとり親家庭の抱える課題より ア 現状と今後の対策について (2) 移・定住人口拡大の対策より ア その課題と対応について

		<p>(3) 名寄市の各諮問機関等の活動より ア 現況とその運営について</p> <p>(4) 東病院の管理運営より ア 現状と今後の運営について</p>
4	高橋伸典 (P 64)	<p>1. 新たな助成制度の創設について</p> <p>(1) 新たな発想での市民ニーズについて</p> <p>(2) 庁内部局と関係団体との協議状況は</p> <p>(3) 新リフォーム事業のような新助成制度の創設を</p> <p>2. 太陽光発電設備設置補助について</p> <p>3. 新エネ・省エネ暖房及び給湯機器導入補助について</p> <p>4. LED照明設備購入補助について</p> <p>5. ちょっと暮らしの取り組みについて</p> <p>(1) 本市の計画と取り組み状況について</p> <p>(2) 短期移住体験型・滞在型観光の取り組みについて</p>
5	東千春 (P 76)	<p>1. 行政情報の周知のあり方について</p> <p>(1) 広報なよろについて</p> <p>(2) 名寄市のホームページについて</p> <p>(3) インターネットの利用方法について</p> <p>(4) 出前トークについて</p> <p>(5) 民間の報道機関等との連携について</p> <p>2. 案内看板の考え方について</p> <p>(1) 案内するルートの考え方について</p> <p>(2) わかりやすい案内板のあり方について</p> <p>3. 仮称・市民ホールを核とする芸術文化の振興について</p> <p>(1) ソフト事業の考え方について</p> <p>(2) 文化振興条例の制定について</p>
6	佐々木 寿 (P 87)	<p>1. 生活、公施設等に影響する課題対応について</p> <p>(1) 計画停電の対応について</p> <p>(2) 電気料金値上げに対する対応について</p> <p>(3) 燃料価格上昇に対する対応について</p> <p>2. 観光事業について</p> <p>(1) 大会、イベント開催時のホスピタリティについて</p> <p>(2) ふん害防止等環境美化に対する意識の高揚について</p>

		<p>(3) 希望する車ナンバー、ナンバープレートの取り組みについて</p> <p>3. 防災対策について</p> <p>(1) 大学との災害連携について</p> <p>(2) Jアラート訓練について</p> <p>4. 教育行政について</p> <p>(1) 子ども達の名前に関する小学校の漢字教育について</p> <p>(2) 小中学校の防災計画、防災教育について</p>
7	奥村英俊 (P 97)	<p>1. 東日本大震災復興支援について</p> <p>(1) 震災がれきの受け入れについて</p> <p>(2) 被災地・被災された方への支援について</p>
8	植松正一 (P 109)	<p>1. 農業振興について</p> <p>(1) なよろブランド開発プロジェクトの成果と今後の取り組みについて</p> <p>(2) 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の内容と今後の状況について</p> <p>(3) 地産地消推進計画の状況と今後の新たな取り組みについて</p> <p>(4) 鳥獣被害防止施設の状況とエゾ鹿の被害状況について</p> <p>2. 林業振興について</p> <p>(1) 未来につなぐ森づくり推進事業の状況について</p> <p>(2) 新しい制度の林業経営の基盤づくり「森林・林業再生プラン」の作成状況について</p> <p>(3) 野ネズミの被害状況について</p>
9	竹中憲之 (P 119)	<p>1. コミュニティバス実証試験運行について</p> <p>(1) 路線再編のメリットは</p> <p>(2) 乗車率の目標は</p> <p>(3) 乗り継ぎのあり方について</p> <p>2. 新規就農者の現状と課題</p> <p>(1) 今日までの新規就農者数は</p> <p>(2) 各団体等との連携について</p> <p>(3) 今後の新規就農者対策は</p> <p>3. パブリック・コメント条例について</p> <p>(1) パブ・コメの基本的な考え方について</p> <p>(2) パブ・コメの5月までの対象件数は</p>

		<p>(3) 市民からの意見件数について</p> <p>(4) パブ・コメの今後のあり方について</p>
10	川村幸栄 (P131)	<p>1. 障害のある子ども達への対応について</p> <p>(1) 学校での対応</p> <p>(2) 放課後の対応</p> <p>2. 市民の命を守る国保について</p> <p>(1) 国保の現状について</p> <p>(2) 改定国保法による今後の名寄市の国保について</p> <p>3. サンプルダム建設について</p> <p>(1) 利用目的について</p> <p>(2) 自然保護について</p> <p>(3) 市民周知・市民議論について</p>
11	上松直美 (P141)	<p>1. 電力需給における行政の役割</p> <p>(1) 名寄市におけるこの夏の節電対策</p> <p>(2) 計画停電時の対策</p> <p>(3) 再生エネルギー固定価格買取制度と再生エネルギーの動向と名寄市の取り組みについて</p> <p>(4) 北海道再生可能エネルギー振興機構の役割と目的及び名寄市の立場</p> <p>(5) 長期的なエネルギーの安定供給における行政の役割とは</p> <p>2. 子育て支援と雇用対策について</p> <p>(1) 名寄市における子育て支援の対策について</p> <p>(2) 総合こども園についての動向と問題点等</p> <p>(3) 市内施設の有効利用と可能性について</p> <p>(4) 少子化対策としての支援と就労人口の増加について</p> <p>3. 独居老人、障がい者等の見守り対策について</p> <p>(1) 名寄市における独自の取り組みと効果</p> <p>(2) 孤独死対策とその問題点について</p> <p>(3) 血のかよった福祉行政とは何か</p> <p>(4) 手続きの簡素化とスムーズな管理方法について前向きな取り組みは</p>

平成24年第2回名寄市議会定例会議決結果表

平成24年5月31日～平成24年6月14日 15日間
本会議時間数 13時間03分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 号	名寄市事務分掌条例の一部改正について	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 2 号	名寄市印鑑条例の一部改正について	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 3 号	名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 4 号	名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について	24. 5. 31 市民福祉委員会付託	—	24. 6. 14 閉会中継続審査
第 5 号	名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 6 号	名寄市介護保険条例の一部改正について	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 7 号	名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 8 号	工事請負契約の締結について	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 9 号	工事請負契約の締結について	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 1 0 号	財産の取得について	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 1 1 号	指定管理者の指定について	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 1 2 号	専決処分した事件の承認を求めることについて	—	—	24. 5. 31 承認
第 1 3 号	専決処分した事件の承認を求めることについて	—	—	24. 5. 31 承認
第 1 4 号	専決処分した事件の承認を求めることについて	—	—	24. 5. 31 承認
第 1 5 号	専決処分した事件の承認を求めることについて	—	—	24. 5. 31 承認

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 6 号	専決処分した事件の承認を求めることについて	—	—	24. 5. 31 承 認
第 1 7 号	平成 2 4 年度名寄市一般会計補正予算 (第 1 号)	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 1 8 号	平成 2 4 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 1 9 号	平成 2 4 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 2 0 号	平成 2 4 年度名寄市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	—	—	24. 5. 31 原案可決
第 2 1 号	名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について	—	—	24. 6. 14 原案可決
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	—	—	24. 5. 31 適任と認める
推薦第 1 号	名寄市農業委員会委員の推薦について	—	—	24. 6. 14 推薦決定
意見書案第 1 号	基地対策関係予算の増額等を求める意見書	—	—	24. 6. 14 原案可決
意見書案第 2 号	T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書	—	—	24. 6. 14 原案可決
意見書案第 3 号	医療計画、2 次医療圏の基準見直しに関する意見書	—	—	24. 6. 14 原案可決
意見書案第 4 号	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書	—	—	24. 6. 14 原案可決
意見書案第 5 号	「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書	—	—	24. 6. 14 原案可決
意見書案第 6 号	けいれん性発声障害 (S D) の研究・治療等の推進を求める意見書	—	—	24. 6. 14 原案可決
報告第 1 号	平成 2 3 年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について	—	—	24. 5. 31 報告済
報告第 2 号	平成 2 3 年度名寄市病院事業会計予算繰越しの報告について	—	—	24. 5. 31 報告済
報告第 3 号	公害の現況に関する報告について	—	—	24. 5. 31 報告済

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
報 告 第 4 号	名寄市土地開発公社の経営状況について	— —	— —	24. 5. 31 報 告 済
報 告 第 5 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	— —	— —	24. 5. 31 報 告 済
報 告 第 6 号	株式会社ふうれんの経営状況について	— —	— —	24. 5. 31 報 告 済
報 告 第 7 号	名寄市社会福祉事業団の経営状況について	— —	— —	24. 5. 31 報 告 済
報 告 第 8 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	24. 5. 31 報 告 済
報 告 第 9 号	例月現金出納検査報告について	— —	— —	24. 6. 14 報 告 済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	— —	— —	24. 6. 14 決 定
	議員の派遣について	— —	— —	24. 6. 14 決 定
	委員の派遣について	— —	— —	24. 6. 14 決 定